

2023年5月

発行登録追補目論見書

(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2033年6月6日満期
インド・ルピー建ゼロクーポン社債(円貨決済型)

— 売出人 —

Jトラストグローバル証券株式会社

(注) 発行会社は、令和5年4月14日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025年11月28日満期 トルコ・リラ建固定利付社債」の売出しについて、令和5年4月25日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年5月30日満期 早期償還条項付 固定利付円建社債」の売出しについて、令和5年4月27日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2026年5月29日満期 米ドル建て社債」の売出しについて、令和5年4月27日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年5月30日満期 円建て社債」の売出しについて、令和5年4月27日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年5月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、また、令和5年4月27日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年5月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるJトラストグローバル証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。
4. 本社債はインド・ルピーをもって表示され、元金の額もインド・ルピーで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定

紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moodys.com//Japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3-外 1-121

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 5 年 5 月 1 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 村 上 遼
同 八 坂 俊 輔
同 前 田 圭一朗
同 松 本 健
同 隈 大 希
同 坂 本 興太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 175,898,000 インド・ルピー (円貨換算 290,231,700 円)

(上記円貨換算額は 1 インド・ルピー=1.65 円の換算率 (2023 年 4 月 27 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和 3 年 8 月 2 日
効力発生日	令和 3 年 8 月 13 日
有効期限	令和 5 年 8 月 12 日
発行登録番号	3-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
3-外1-1	令和3年8月25日	306,000,000円	該当なし。	
3-外1-2	令和3年8月26日	420,000,000円		
3-外1-3	令和3年8月27日	182,996,100円		
3-外1-4	令和3年8月27日	127,428,000円		
3-外1-5	令和3年8月31日	400,000,000円		
3-外1-6	令和3年9月1日	1,011,000,000円		
3-外1-7	令和3年9月1日	1,435,000,000円		
3-外1-8	令和3年9月9日	2,044,000,000円		
3-外1-9	令和3年9月30日	400,000,000円		
3-外1-10	令和3年10月1日	1,846,000,000円		
3-外1-11	令和3年10月1日	3,661,000,000円		
3-外1-12	令和3年10月12日	761,000,000円		
3-外1-13	令和3年10月18日	463,000,000円		
3-外1-14	令和3年10月20日	2,144,000,000円		
3-外1-15	令和3年10月22日	173,368,104円		
3-外1-16	令和3年10月29日	200,000,000円		
3-外1-17	令和3年11月1日	1,544,000,000円		
3-外1-18	令和3年11月1日	2,208,000,000円		
3-外1-19	令和3年11月5日	250,000,000円		
3-外1-20	令和3年11月12日	1,446,000,000円		
3-外1-21	令和3年11月17日	2,841,000,000円		
3-外1-22	令和3年11月30日	200,000,000円		
3-外1-23	令和3年11月30日	650,000,000円		
3-外1-24	令和3年12月1日	1,960,000,000円		
3-外1-25	令和3年12月14日	2,178,000,000円		
3-外1-26	令和3年12月28日	200,000,000円		
3-外1-27	令和4年1月14日	1,540,000,000円		
3-外1-28	令和4年1月19日	1,478,000,000円		
3-外1-29	令和4年1月19日	160,000,000円		

3-外1-30	令和4年1月21日	179,692,800円
3-外1-31	令和4年1月28日	220,000,000円
3-外1-32	令和4年2月4日	315,000,000円
3-外1-33	令和4年2月4日	888,000,000円
3-外1-34	令和4年2月8日	203,346,550円
3-外1-35	令和4年3月17日	260,000,000円
3-外1-36	令和4年3月18日	165,488,718円
3-外1-37	令和4年3月18日	151,470,000円
3-外1-38	令和4年3月18日	100,000,000円
3-外1-39	令和4年3月18日	1,339,000,000円
3-外1-40	令和4年3月18日	1,433,000,000円
3-外1-41	令和4年3月18日	3,237,000,000円
3-外1-42	令和4年3月30日	250,000,000円
3-外1-43	令和4年4月1日	100,000,000円
3-外1-44	令和4年4月7日	162,864,000円
3-外1-45	令和4年4月19日	1,344,000,000円
3-外1-46	令和4年4月19日	2,643,000,000円
3-外1-47	令和4年5月2日	430,000,000円
3-外1-48	令和4年5月13日	1,238,000,000円
3-外1-49	令和4年5月19日	8,530,000,000円
3-外1-50	令和4年5月19日	4,452,000,000円
3-外1-51	令和4年5月20日	2,242,000,000円
3-外1-52	令和4年6月6日	629,000,000円
3-外1-53	令和4年7月8日	100,000,000円
3-外1-54	令和4年7月19日	2,410,000,000円
3-外1-55	令和4年8月22日	248,060,000円
3-外1-56	令和4年8月22日	319,950,000円
3-外1-57	令和4年8月22日	669,000,000円
3-外1-58	令和4年8月22日	429,000,000円
3-外1-59	令和4年8月22日	125,000,000円
3-外1-60	令和4年8月22日	6,936,000,000円
3-外1-61	令和4年8月22日	868,000,000円

3-外1-62	令和4年8月22日	2,697,000,000円
3-外1-63	令和4年9月9日	2,633,000,000円
3-外1-64	令和4年9月15日	2,283,000,000円
3-外1-65	令和4年9月16日	45,000,000円
3-外1-66	令和4年9月16日	11,862,000,000円
3-外1-67	令和4年9月16日	1,920,000,000円
3-外1-68	令和4年9月16日	68,000,000円
3-外1-69	令和4年9月16日	535,000,000円
3-外1-70	令和4年10月3日	1,500,000,000円
3-外1-71	令和4年10月14日	165,412,500円
3-外1-72	令和4年10月14日	157,500,000円
3-外1-73	令和4年10月14日	142,000,000円
3-外1-74	令和4年10月17日	152,460,000円
3-外1-75	令和4年10月18日	185,000,000円
3-外1-76	令和4年10月18日	7,029,000,000円
3-外1-77	令和4年10月19日	732,050,000円
3-外1-78	令和4年10月20日	10,000,000円
3-外1-79	令和4年10月26日	141,930,000円
3-外1-80	令和4年11月1日	2,000,000,000円
3-外1-81	令和4年11月2日	2,180,000,000円
3-外1-82	令和4年11月4日	154,732,640円
3-外1-83	令和4年11月17日	758,335,500円
3-外1-84	令和4年11月18日	7,972,000,000円
3-外1-85	令和4年11月18日	839,000,000円
3-外1-86	令和4年11月25日	173,592,720円
3-外1-87	令和4年12月13日	5,377,000,000円
3-外1-88	令和4年12月13日	498,000,000円
3-外1-89	令和4年12月13日	1,769,000,000円
3-外1-90	令和5年1月6日	296,000,000円
3-外1-91	令和5年1月19日	86,958,200円
3-外1-92	令和5年1月20日	339,874,350円
3-外1-93	令和5年1月20日	127,730,130円

3-外1-94	令和5年1月20日	1,068,000,000円		
3-外1-95	令和5年1月20日	1,154,000,000円		
3-外1-96	令和5年1月20日	1,894,000,000円		
3-外1-97	令和5年1月20日	1,650,000,000円		
3-外1-98	令和5年1月20日	593,000,000円		
3-外1-99	令和5年1月20日	413,000,000円		
3-外1-100	令和5年1月20日	1,322,000,000円		
3-外1-101	令和5年1月20日	2,316,000,000円		
3-外1-102	令和5年1月20日	2,245,000,000円		
3-外1-103	令和5年3月16日	573,873,300円		
3-外1-104	令和5年3月17日	174,911,550円		
3-外1-105	令和5年3月17日	1,140,000,000円		
3-外1-106	令和5年3月17日	5,312,000,000円		
3-外1-107	令和5年3月17日	9,233,000,000円		
3-外1-108	令和5年3月17日	650,000,000円		
3-外1-109	令和5年3月22日	145,530,000円		
3-外1-110	令和5年4月3日	600,000,000円		
3-外1-111	令和5年4月4日	300,000,000円		
3-外1-112	令和5年4月5日	130,410,000インド・ルピー (円貨換算額212,568,300円) (注1)		
3-外1-113	令和5年4月7日	20,897,500トルコ・リラ (円貨換算額142,520,950円) (注2)		
3-外1-114	令和5年4月13日	87,000,000トルコ・リラ (円貨換算額603,780,000円) (注3)		
3-外1-115	令和5年4月18日	151,835,160円		
3-外1-116	令和5年4月18日	756,895,590円		
3-外1-117	令和5年4月18日	90,269,490円		
3-外1-118	令和5年4月18日	1,001,000,000円		
3-外1-119	令和5年4月18日	2,561,000,000円		
3-外1-120	令和5年4月18日	290,000,000円		
実績合計額		166,272,424,652円	減額総額	0円

(注1) 本欄に記載された社債の受渡期日は2023年5月16日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1インド・ルピー=1.63円の換算率(2023年4月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注2) 本欄に記載された社債の受渡期日は2023年5月16日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1トルコ・リラ=6.82円の換算率(2023年4月6日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注3) 本欄に記載された社債の受渡期日は2023年6月2日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1トルコ・リラ=6.94円の換算率(2023年4月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

833,727,575,348 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	24
第二部 公開買付けに関する情報	25
第三部 参照情報	26
第1 参照書類	26
1 有価証券報告書及びその添付書類	26
2 四半期報告書又は半期報告書	26
3 臨時報告書	26
4 外国会社報告書及びその補足書類	26
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	26
6 外国会社臨時報告書	26
7 訂正報告書	26
第2 参照書類の補完情報	26
第3 参照書類を縦覧に供している場所	26
第四部 保証会社等の情報	27
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	29
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	163

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「インド・ルピー」又は「パイサ」	インド共和国の法定通貨
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2033年6月6日満期 インド・ルピー建ゼロクーポン社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	370,000,000インド・ルピー	売出価額の総額	175,898,000インド・ルピー
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000インド・ルピー
償還期限（満期日）	2033年6月6日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	Jトラストグローバル証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
摘 要	<p>(1) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりAの格付がそれぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、ムーディーズ及びS&Pは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（https:// ratings.moody.com/japan/ratings-news）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載さ</p>		

	<p>れている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.spglobal.co.jp/ratings) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (http://www.spglobal.co.jp/unregistered) に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他</p> <p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	--

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2022年6月17日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注2)に記載のマスター代理人契約に基づき、2023年6月5日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下に定義される。)、フランクフルト代理人(以下に定義される。)、CMUロジック・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下に定義される。)、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。))兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。))兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー/エヌブイ(ルクセンブルク支店)、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・エス・エー、スイスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービス・ピーエルシー並びにCMUロジック・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(香港支店)の間において2023年4月12日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。))に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。))のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。))及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。))の所持人(以下「利札所持人」という。))は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2023年4月12日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。))の利益を享受する権利を有する。

「営業日」とは、(a) (i) ムンバイ、(ii) 東京、(iii) ロンドン及び(iv) ニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。))を営んでいる日並びに(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日(又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日)をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エヌイー/エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる(但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられるが、当該日が臨時休業日に伴い営業日でない日となる場合には、翌営業日が当該日となる。))調整方法をいう。

「臨時休業日」とは、関連する日に関して、当該日が営業日でなく、かつ、その事実が、(a)東京、又は(b)本社債に基づき当該日に数量が決定され若しくは交付されるべき関連参照資産若しくは代替資産の取引所の所在地において、当該日の2営業日（当該公示がなければ営業日であったはずの日を含まない。）前の日の午前9:00までの公示により、市場において認識されていなかった場合をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の47.54% (注1)	申込期間	2023年5月2日から 2023年6月2日まで
申込単位	額面100,000インド・ルピー以上 額面100,000インド・ルピー単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2023年6月6日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をインド・ルピー又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離脱法（その後の改正を含む。以下「EU離脱法」という。）に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法（その後の改正を含む。以下「金融サービス市場法」という。）及び指令（EU）2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客（但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は (iii) EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令（EU）2016/97（その後の改正を含む。）の定義に該当する顧客（但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii)規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。

このため、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法（その後の改正を含む。以下「FINSA」という。）第4条第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にFINSA上要求される重要情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、FINSA違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$$100\% \times \text{額面金額} \times \text{参照為替レート}$$

（1円未満を四捨五入する。）

満期償還額は円貨で支払われる。

「参照為替レート」とは、観察日について、当該観察日に、以下の数式に従って計算代理人により決定されるインド・ルピー/円の為替レート（1インド・ルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入する。）をいう。

$$\text{参照為替レート} = 100 \div \text{円/インド・ルピーFBIL参照レート}$$

ただし、当該観察日において、何らかの理由（予定外休日の場合を含むがこれに限られない）により円/インド・ルピーFBIL参照レートが入手できなかった場合には、参照為替レートは、当該観察日に計算代理人により、米ドル/円参照レートを米ドル/インド・ルピー参照レートで除すことにより（1インド・ルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入）、決定される。

「観察日」とは、満期日の5営業日前にあたる日（以下「観察予定日」という。）をいう。当該観察予定日が予定外休日である場合、又は当該観察予定日から満期日の間に予定外休日が生じる場合であっても、当該観察予定日は延期又は調整されない。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（インド・ルピーの主な金融センターの現地時間で（但し、米ドル/円参照レートについては日本円の主な金融センターの現地時間で））までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

「円/インド・ルピーFBIL参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後1時30分頃（ムンバイ時間）に（またはその後可能な限り速やかに）リフィニティブ・スクリーン<INREF=FBIL>ページ（または参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス）において表示される、Financial Benchmarks India Pvt. Ltd. (www.fbil.org.in)によって報告される円/インド・ルピー直物為替レート（100円当たりのインド・ルピーの数値として表示される。）をいう。

「米ドル/インド・ルピー参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後1時30分頃（ムンバイ時間）に（またはその後可能な限り速やかに）リフィニティブ・スクリーン<INREF=FBIL>ページ（また

は参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス)において表示される、Financial Benchmarks India Pvt. Ltd. (www.fbil.org.in)によって報告される米ドル/インド・ルピー直物為替レート(1米ドル当たりのインド・ルピーの数値として表示される。)をいう。但し、何らかの理由(予定外休日の場合を含むがこれに限られない)により、当該観察日に当該参照レートが入手することが不可能となった場合、米ドル/インド・ルピー参照レートは、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 外国為替障害事由が発生した場合の手続」に従って、計算代理人の裁量により、決定される。

「米ドル/円参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後5時頃(日本時間)にブルームバーグスクリーンの<BFIX(USD/JPY Fixing)>ページ(または参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス)の「MID」の欄に表示される、米ドル/円為替レート(1米ドル当たりの日本円の数値として表示される。)をいう。但し、何らかの理由(予定外休日の場合を含むがこれに限られない)により、当該観察日に当該参照レートが入手することが不可能となった場合、米ドル/円参照レートは、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 外国為替障害事由が発生した場合の手続」に従って、計算代理人の裁量により、決定される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び/又は調整発行会社は、「発行会社課税事由」(以下に定義される。)及び/又は「通貨障害事由」(以下に定義される。)及び/又は「法の変更」(以下に定義される。)及び/又は「異常な市場障害」(以下に定義される。)(以下「追加障害事由」という。)が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び/又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、発行日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間中においていつでも、本社債権者に対し10営業日前までに(かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。)取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日(かかる日を以下「期限前現金償還日」という。)において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額(以下に定義される。)に相当する金額を支払うことができる(この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、(本社債の償還と併せて考えた場合に)かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。)

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨(円貨)に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社はその裁量により判断するもの(関連決済システムが発行通貨又は決済通貨(円貨)の受理を撤回する(又は撤回する意思を表明する)場合を含むが、これに限らない。)をいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2023年4月20日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決、指令、指定若しくは手続（税法、及び適用ある規制当局、税務当局及び／若しくは取引所の規則、規程、命令、判決若しくは手続、並びに（発行会社及びその各関連会社に適用される場合）制裁規程等を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設、税務当局若しくは関連決済システムを含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示又はその他の関連措置により、発行会社が、(a)約定日（2023年4月20日）において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨（円貨）建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「異常な市場障害」とは、約定日（2023年4月20日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であつて、約定日（2023年4月20日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「制裁規程等」とは、政府、行政、立法又は司法関係の当局又は権限を有する機関の適用する法律、規程、規則、判決、命令、制裁、指令又は指定であつて、いずれの場合も経済制裁又は金融制裁及び通商禁止措置に関連するものをいい、米国、英国、国際連合若しくは欧州連合（若しくはその加盟国）により（又は、それらの機関若しくはその他の当局により）、随時制定、施行及び／又は執行されるものを含むが、これらに限定されない。当該金融制裁及び通商禁止措置は、指定者又は資格停止者に適用される制限を含むが、これに限定されない。

(3) 外国為替障害事由が発生した場合の手續

いずれかの時点で一つ又は複数の強制的な外国為替障害事由又は選択的な外国為替障害事由（以下に定義する。）が発生し、継続している場合、発行会社はその裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び/若しくはその他の外国為替金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び/若しくは控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること、又はかかる金額につきその他の調整を行うこと。

イ 観察日、満期日、期限前償還日、並びに/又は関連する償還金額及び/若しくはその他の外国為替金額の支払又は計算に関するその他の日を調整すること。

ウ （価格ソース障害（以下に定義する。）の場合は）下記①又は②を特定し、採用すること。

① 計算代理人が選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法（ディーラー調査、又は関連する外国為替レートに相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。）

② 一つ又は複数の関連する通貨（適宜）の代替。

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する（上記(2)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。）にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき追加障害事由が発生したものと取り扱うこと。

「強制的な外国為替障害事由」とは、（計算代理人の判断において）以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

① 通貨の切替え：関連する法域において、関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。

② 二重の為替レート：関連する外国為替レートが二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。

③ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の外国為替レートを取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。

- ④ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由（遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。）が発生した場合。
- ⑤ 送金不能性：発行会社があらゆる関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑥ 価格ソース障害：観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、また観察日に関して、外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となった場合。

「外国為替金額」とは、本社債に関して支払われるあらゆる金額をいう。

「外国為替レート」とは、円/インド・ルピーFBIL参照レート、米ドル/インド・ルピー参照レート及び米ドル/円参照レートをいう。

「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関しては「政府機関事由」をいう。

「政府機関事由」とは、関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合をいう。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくはその関連する関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈（制裁規程等を含むが、これに限定されない。）を誠実に遵守した結果として、(a)本社債に基づく発行会社の義務の全部若しくは一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、(b)発行会社及び/若しくはその関連会社による、本社債に関連するヘッジ・ポジション（全部若しくは一部）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約若しくはその他の資産若しくはポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、且つ/又は(c)発行会社の関連する関連会社が本社債の発行会社であったか若しくは本社債に係るヘッジ・ポジションの当事者であったならば当該関連会社に(a)若しくは(b)が適用されたであろうと判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額又は受領可能資産が支払われるべき若しくは交付されるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべき若しくは交付されるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払又は交付は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

(4) 発行会社又は計算代理人の行為の有効性が適式な通知の有無に影響されないこと

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有する

ものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(6) 計算代理人及び発行会社によるベンチマーク規制に違反した決定又はその他の行為の履行の有無

本要項の他の規定にかかわらず、本社債について、(i)あらゆる時点において、ベンチマーク規制に違反し、若しくは違反することになるか、又は(ii)計算代理人及び発行会社(適用ある場合)が、本要項に基づき義務付けられた決定又はその他の行為を履行することにより、いずれの場合においても、適用のあるライセンス要件に違反することになる場合、計算代理人及び発行会社(適用ある場合)は、かかる決定又は行為を履行する義務を負わず、社債権者に対して何らの責任も負うことなく、それらの履行を免除される。

「ベンチマーク規制」とは、以下の各規制をいう。

(a) 金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指数に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規制(EU) No 2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規制(EU) No 596/2014(その後の改正を含む。)(EUにおいて随時施行される補足立法又は規則及び規制並びに関連するガイダンスを含む。)(「EUベンチマーク規制」)。

(b) EU離脱法(その後の改正を含む。)により国内法の一部を形成している、金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指数に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規則(EU) No 2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規則(EU) 596/2014(英国で随時施行される補足立法又は規則及び規制並びに関連するガイダンスを含む。)(「英国ベンチマーク規制」)。

13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

(a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100,000インド・ルピーの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 管理機関／ベンチマーク事由

本社債について、管理機関／ベンチマーク事由が発生した場合、追加障害事由が発生したものとみなされ、計算代理人は、本要項第2項に従い、本社債について、調整（但し、後段の定めに従うことを条件とする。）、償還、消却及び／又はその他必要な措置を講じるものとする。調整に関して、計算代理人は、本要項又は本社債に関連するその他の条件の一つ又は複数について、計算代理人が適切と判断する調整（もしあれば）を行うことができ、これは、後継関連ベンチマークを選定すること、及び、本社債の経済性を維持するために、又はその他当該代替を考慮して、本社債に基づく決済又は支払に関する本要項の条項又は条件について、計算代理人が適切と判断する調整を行うこと（(i) 当該代替により生じる発行会社から本社債権者への、又は本社債権者から発行会社への経済価値の移転を合理的に可能な範囲で減少させ又は除外するために決定代理人が適切と判断する調整、及び(ii) 代替関連ベンチマークに関する異なる期間構造又はメソドロジーを反映するためのその他の調整（該当する場合）を含むが、これらに限らない。）を含むが、これらに限らない。管理機関／ベンチマーク事由の発生後に当該措置が講じられた場合、発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、本社債権者に通知するものとする。本項の他の規定にかかわらず、管理機関／ベンチマーク事由が修正事由により構成される場合には、計算代理人は、本項に記載する措置のいずれか又は全てを行わない旨の決定をすることができるものとする。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、本社債及び関連ベンチマークに関して、計算代理人の決定により、当該関連ベンチマークに関して以下の事由のうちいずれかが発生又は存在していることをいう。

(a) 関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認、若しくは公的登録への組入れが、得られていない若しくは得られないこと、若しくは管轄当局若しくはその他の関連する公的機関によって棄却、拒絶、停止若しくは撤回された若しくは棄却、拒絶、停止若しくは撤回されることの結果として、又は管轄当局若しくはその他の関連する公的機関の定める何らかの禁止事項の結果として、発行会社及び／若しくは計算代理人（該当する場合）並びに／又はその他の該当する事業体（計算代理人により決定される。）が、本社債に係る自己の義務を履行するために関連ベンチマークを使用することを、適用される法律若しくは規則により許可されていない又は許可されないこと（発行会社及び／若しくは計算代理人（該当する場合）並びに／又はその他の該当する事業体（計算代理人により決定される。）が、本社債に係る自己の義務を履行するために関連ベンチマークを使用することを、適用される法律若しくは規則により許可されなかった日を、「管理機関／ベンチマーク事由発効日」という。）。

(b) 関連ベンチマークのメソドロジーその他の条件の重大な変更が発生している又は発生する可能性が高いこと（「修正事由」という。）。

「関連ベンチマーク」とは、本社債に関し、利息及び／若しくは元本及び／若しくはその他の本社債に基づき支払われる金額又は交付される資産を決定するために用いられる、1つ若しくは複数の参照資産若しくはその他の指数に関する比率、水準、価格、価値又はその他の数値をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある(但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。)

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定(上記の非課税規定とは異なるもの)若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は(現物決済が可能な社債券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと(EU離脱法により、英国国内法の一部を構成する場合に限る)。

(iii) 本社債が、預託証券の発行者又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)に対して発行されるものであること。本社債は、それが「借入資本」(1986年財政法第78条に定義)に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない(また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されることがない)場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。また、免除される借入資本に該当しない本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、預託証書システム若しくはクリアランス・サービスに対して本社債を譲渡するための書類、又はかかる譲渡に関する契約に関しては、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替レート変動リスク

本社債はインド・ルピーをもって表示され、元金の額もインド・ルピーで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。インド・ルピーは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

インド共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やインド・ルピーの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、*実質的な破綻処理権限に服する。*

2009年銀行法（その後の改正を含む。）（「銀行法」）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、英国健全性監督機構（「PRA」）、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び／又は当行に関する英国ペイルイン権限を行使することができる英国のその他の機関（「破綻処理当局」）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ペイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち（a）該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、（b）該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、（c）英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビークルへの譲渡、（d）ペイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び（e）一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じうる執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ペイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（銀行法第1部に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

英国ベイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使されうる。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ベイルイン権限を行使しうる。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評

価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

さらに、EU CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に英国 CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国 CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

「ベンチマーク」連動型社債に関するリスク

「ベンチマーク」とみなされる金利又はその他の種類のレート及び指標については、国内外の規制当局によるレビュー及び改革が継続的に行われており、更なる変化が予想されている。これらの改革により、英ポンドロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）及び日本円LIBORを含む一部のベンチマークの休止、並びに米ドルLIBORの2023年6月末での休止が生じており、その他のベンチマークも完全に撤廃される若しくは代表的でないと言明される可能性がある。これらの改革により、ベンチマークが過去と異なる動きを示す、ベンチマークが完全に撤廃される若しくは代表的でないと言明される、又は予期できないその他の結果が生じる可能性がある。こうした結果はいずれも、かかるベンチマーク連動型社債に対して、米国における税務上の不利な影響を含む重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

EUベンチマーク規制及び英国ベンチマーク規制は、それぞれEU域内及び英国内におけるベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの提供及びベンチマークの使用に適用される。これらの規制は、特にその要件を遵守するためにベンチマークのメソドロジー又はその他の条件が変更された場合には、ベンチマークに連動する又はベンチマークを参照する社債に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、それぞれの場合において、とりわけベンチマークの利率若しくは水準を引き上げる若しくは引き下げる効果を有し、又は公表されたベンチマークの利率若しくは水準のボラティリティに影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、国内外の各改革や、規制当局によるベンチマークに対する監視の全般的な増加は、ベンチマークの管理、ベンチマークの設定への参加、及び規制又は要件の遵守に係る費用及びリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者において引き続き特定のベンチマークを管理する又はこれに貢献する意欲を削ぐ効果を有し、特定のベンチマークに使用されるルール若しくはメソドロジーの変更を生じさせ、又は特定のベンチマークの廃止若しくは提示利率の入手不能につながる可能性がある。

影響を受けるベンチマークを参照する社債に関して、代替的参照利率の性質及び当該ベンチマークの潜在的な変更又はその他の改革に関する不確実性は、当該社債の有効期間中の当該ベンチマーク利率、並びに当該社債の利益率、価値及び取引市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件に従い、影響を受けるベンチマークを参照する社債に関し、関連するベンチマークが消滅する可能性がある、関連するベンチマークの管理機関による承認又は登録を取得できない、ベンチマークの管理方法が変更される、又は後継若しくは代替的ベンチマークを利用可能であるといった特定の状況において、金利条項の調整が行われる場合がある。かかる調整の引き金となる状況は発行者の支配の及ばないものである。また、以後代替的ベンチマークが使用されることにより、本社債の条件の変更（これは広範囲に及ぶ可能性がある。）、及び／又は現在の形態のベンチマークを引き続き利用できたならば当該社債について支払われたであろう利息の額を下回る利払い、若しくは長期的に見てかかる額と相関しない利払いが生じる可能性がある。

本社債の条件に従い、かかる代替的ベンチマークに対しては、ベンチマークの代替により生じる投資家の経済的不利益又は利益（該当するもの）を、その状況において合理的に実行可能な限り軽減又は排除するためのスプレッド調整を適用することができる。但し、かかる調整を社債に適用することにより、その目的が達成されるとは限らない。かかる変更により、社債の実績は、当初のベンチマークが引き続き適用された場合とは異なるもの（これには、支払われる利率の低下が含まれる可能性がある。）となる可能性がある。代替的ベンチマークの特性が、影響を受けるベンチマークのそれと同様であるという保証はなく、代替的ベンチマークが影響を受けるベンチマークと同等の経済的価値をもたらすという保証も、影響を受けたベンチマークを適切に代替するという保証もない。代替的ベンチマークの選択は不確実なものであり、代替的ベンチマークの利用又は決定が不可能となる可能性がある。

特定の状況においては、特定の利息期間又はリセット期間に係る金利の最終的なフォールバックの結果、直前の利息期間又はリセット期間に係る利率が、場合に応じて使用される場合がある。これは、(i) 関連スクリーンページ上で最後に確認された利率若しくは当初利率に基づく変動利付債に対する固定利率の効果的な適用、又は(ii) 場合に応じて、直前のリセット期間の利率若しくは当初利率に基づくリセット社債に対する固定利率の効果的な適用につながる可能性がある。さらに、発行者が社債の条件に定められた手続を行うことができないと判断した場合、関連するフォールバック条項が、当該時点において意図されたとおりに機能しない可能性がある。こうした結果は、社債の取引市場、社債の流動性並びに／又は社債の価値及び利益率に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件により、発行者、その被指名人又は独立した顧問が場合に応じて裁量権を行使することや、本社債の所有者の同意を得ることなく潜在的に主観的な判断（本社債の条件の変更が必要となりうる事由の発生の有無についての判断を含む。）を行うこと及び／又は本社債の条件の変更を行うことが求められる場合がある。かかる判断又は変更を行う際の発行者、その被指名人又は独立した顧問（該当するもの）の利益は、所有者の利益と相反する可能性がある。

さらに、上記の事項、又は当該参照利率の設定若しくは存在に対するその他の重大な変更は、発行者がベンチマーク連動型社債に基づく自らの義務を果たす能力に影響を及ぼす可能性があり、又は当該社債の市場価値若しくは流動性及び当該社債に基づき支払われるべき金額に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

投資家が該当する社債に関して投資判断を下す際には、これらの事項を考慮すべきである。投資家はまた、EUベンチマーク規制、英国ベンチマーク規制及びベンチマークに関するその他の規制に伴う潜在的なリスク、並びに／又は特定の参照利率の停止若しくは改革の可能性から生じるリスクについて、自らの独立した顧問に相談し、独自に評価を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2021年度（自令和3年1月1日 至令和3年12月31日）
令和4年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2022年度中（自令和4年1月1日 至令和4年6月30日）
令和4年9月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
スティーブン・ユワート

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和3年8月2日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和3年2月3日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額 100 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2022 年度年次報告書（抄訳）
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ
およびパークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

年次報告書(抄訳)

2022年12月31日

注:以下の情報は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2022年度の年次報告書(以下、「英語原文」とも表現いたします。)の抄訳(記載されたページは年次報告書上のページです。)であり、英語原文は [home.barclays/annualreport](https://www.home.barclays/annualreport) からご確認いただけます。本書は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2022年度の年次報告書全体を代替するものではありません。

戦略報告書

業績のレビュー	1
パフォーマンス指標	5
リスク管理	8
顧客およびクライアント	10
社会	12
人材およびカルチャー	14
第 172 条(1)の記述	18

ガバナンス

取締役の報告書－取締役の責任に関する声明	38
----------------------	----

リスク・レビュー

重大な既存リスクおよび新興リスク	43
------------------	----

財務書類

連結財務書類	166
財務書類に対する注記	176

戦略報告書

業績のレビュー

戦略報告書は、2023年2月14日付で取締役会により承認され、同日に取締役会会長が取締役会を代表して署名を行いました。

概要

パークレイズ・バンク・ピーエルシー(BBPLCまたは当社)はパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。本報告書の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。本報告書中の「パークレイズ」は、パークレイズ・ピーエルシー(BPLC)、または文脈に応じてパークレイズ・グループを指します。本報告書中の「パークレイズ・グループ」は、BPLC およびその子会社を表します。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・グループ内のノン・リングフェンス銀行です。パークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)およびコンシューマー、カードおよび決済(CC&P)の各事業から構成される、パークレイズ・グループのパークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをパークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッド(BX)が行っています。パークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドは、パークレイズ・グループ全体のサービス会社で、パークレイズ・グループ全体の事業にテクノロジー、オペレーションおよび機能的サービスを提供しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、世界中の顧客およびクライアントにサービスを提供することに注力しており、その多様な事業ポートフォリオは、バランス、レジリエンスや活気ある機会を提供します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、全世界の市場で確固たる地位を築いており、持続的なリターンのために、人材およびテクノロジーへの投資を続けています。

当社の構造



CIB

CIBは、インベストメント・バンキング、コーポレート・バンキング、グローバル市場から構成されています。これらの業務は、資金運用者、金融機関、政府、国際機関および法人顧客の資金調達、融資、戦略およびリスク管理のニーズに対応するものです。

- インベストメント・バンキングは、合併および買収(M&A)、コーポレート・ファイナンス、金融リスク管理のソリューションに関する戦略アドバイスをクライアントに提供するだけでなく、株式および負債の発行サービスも行っています。
- コーポレート・バンキングは、多国籍大企業や中堅企業ならびに金融機関向けに、運転資本、トランザクション・バンキング(取引および決済を含みます)ならびに貸付を提供しています。
- グローバル市場業務は、株式、クレジット、証券化、金利、為替の各商品について、市場に関する洞察、取引実行、およびリスク管理や資金調達に関するカスタマイズされたソリューション等のサービスを幅広いクライアントに提供しています。

CC&P

CC&Pには、インターナショナルカード・コンシューマー・バンク、プライベート・バンクおよびパークレイカード決済の各業務が含まれます。

- インターナショナルカード・コンシューマー・バンク業務の一環として、米国ではパートナーシップにフォーカスした事業モデルを展開しており、アメリカン航空(American Airlines)やギャップ・インク(Gap Inc.)等米国の有名ブランドとの関係を通じて、消費者に提携クレジットカードや自社ブランドのクレジットカードを提供しています。また、オンラインのリテール預金商品(貯蓄や譲渡性預金)、個人ローン、分割払い、ポイント・オブ・セールスのファイナンスも提供しています。

- ドイツでは、自社ブランドおよび提携クレジットカード、オンライン貸付、電子ポイント・オブ・セールス(ePOS)による融資や預金といった消費者向け商品を提供しています。
- プライベート・バンク業務は、英国、欧州、中東およびアフリカ、アジアの各国のクライアントのニーズに応えるバンキング、クレジットおよび投資機能を提供しています。
- パークレイカード決済業務は、あらゆる規模の企業の決済を可能にします。

市場および事業環境

CIB

ロシアのウクライナ侵攻、世界的なインフレ圧力とそれに対応する金融政策措置により地政学的混乱が生じました。特に影響を受けたのは債券市場で、利回りの上昇は過去数十年で最高を記録しました。世界の株式市場は、これらのマクロ・ドライバー¹を背景に、2桁台の下落となりました。

こうした不安定なマクロ経済の結果、世界の資本市場は、2021年に過去最高を記録したものの、パンデミック前のレベルまで後退しました。市場のボラティリティ、インフレ、地政学的な不確実性は、ありとあらゆる商品の取引に逆風をもたらし、ハイ・イールド債(80%減)と新規株式公開(70%減)²が大幅に減少しました。

厳しい市場環境にもかかわらず、CIBの事業全体では、気候変動とサステナビリティ関連の広範なアジェンダによる機会が引き続き拡大しました。

脚注

¹ブルームバーグ

²ディールロジック。対象期間は2021年1月1日から2022年12月31日。

CC&P

COVID-19パンデミック後、引き続き、消費活動と支出の回復が見られます。現金の使用が減少し、オンライン取引が増加する中、デジタルを介したサービスと決済への移行が続いています。

消費者行動が変化中、オンラインだけでなく対面でも、後払い決済(Buy Now Pay Later)やオープンバンキング(Open Banking)等の代替決済手段の人気が高まっており、オムニチャネル統合ソリューションの必要性が高まっています。

インフレ率の上昇と金利環境により、特に個人ローンの需要と借入コスト上昇の影響を中心に、消費者行動は変化しています。

市場の不確実性により、プライベート・バンクのクライアントが通常の株式投資戦略に対する意欲を減退させている一方、債券利回りが大幅に上昇したことから、代替戦略に強い追い風が吹いています。これと並行して、市場のボラティリティの上昇は取引活動への投資や収益を後押しし、プライベート・マーケット・ファンドの需要を支えています。

消費者保護(2023年7月発効予定のFCAの消費者義務(Consumer Duty)を含みます)に対する規制当局の注目が高まる中、顧客やクライアントがニーズに適した商品やサービスを選択するための情報やツールを引き続き提供していきます。これは、顧客やクライアントに成果をもたらす、損失を与えないための役割を果たすという、パークレイズのビジネスの根幹にあるものです。

重点領域

CIB

当社はCIBの持続的成長を実現するための投資を続けています。

- **高成長セクターに投資し、インベストメント・バンキング業務で高収益を維持します:**テクノロジーやヘルスケアといった高成長セクターへの投資を継続し、高収益が見込まれる、報酬ベースのM&Aやエクイティ事業への投資を維持することを目指します。
- **グローバル市場業務は電子化に取り組み、ターゲットとする領域での成長を目指します:**グローバル市場業務では、システム・アーキテクチャの簡素化を通じてクライアントサービスの卓越性を優先し、プライムブローカーへの投資、仲介ビジネスのさらなる強化に取り組み、また、景気循環に対応した多様なポートフォリオを構築するための金融ソリューションに注力します。
- **低炭素経済への移行に伴う機会を獲得します:**事業モデルをより持続可能なものにしたクライアントをサポートすることを目指し、当社の規模と資本市場の専門知識を利用して、低炭素経済への移行に対して資本を動員します。

- **さらなる一体化を目指します:** 当社のすべての事業が一体となって、クライアントにサービスを提供することに注力します。この取り組みには、欧州全体で CIB サービスの提供を拡大および強化することが重要となります。コーポレート・バンキングでは、デジタル提案を通じてクライアントとの関係を強化することに引き続き注力し、米国と欧州での機能構築を継続します。広い意味では、パークレイズは世界中の選ばれた市場において、デジタル対応の貸付やトランザクション・バンキング・サービスのリーディングプロバイダーであることに注力します。

CC&P

最高のファイナンス、プライベート・バンキングおよび決済ソリューションを提供し、次世代の消費者向けデジタル・ファイナンス・サービスを提供できるよう努めます。

- **変化する消費者行動に対応します:** 当社は事業のデジタル化への投資を続け、移り変わるトレンドを反映するために、新たな商品や機能を提供します。これには、既存の e コマースソリューションを拡張して、デジタル化を進める顧客、中小企業および企業にさらなる価値を提供することが含まれます。
- **より効率的でシームレスな事業を構築します:** 当社は、業務効率化を推進し、顧客にとってよりシームレスなデジタル・エクスペリエンスを創造するために自動化を加速します。
- **新たなパートナーシップを獲得します:** 特に米国において、既存パートナーとの関係を深め、新たなパートナーシップを追求することに注力します。また、すべての市場で新たな資金調達ソリューションを提供する機能を構築します。
- **主要マーケットでの成長:** 本国および世界の戦略的市場での成長を引き続き牽引します。2023 年に予定されているプライベート・バンクとパークレイズ・バンク UK ピーエルシーの資産・投資運用事業の統合により、英国における当社の地位を強化し、英国外での足場を固め、当社の商品機能の強化や拡大ができると見込まれます。

当年度に関するレビュー

CIB

- インベストメント・バンキングの収益は、好成績だった 2021 年と比べて、市場全体の機会が大幅に縮小したことにより減少しました。当社は手数料収益において 3 年連続で世界第 6 位、債券発行市場³では上位 5 行にランクインしています。
- サステナブルファイナンス事業の拡大を含め、高成長セクターにおけるインベストメント・バンキング業務に引き続き投資しました。2019 年に開始したサステナビリティにフォーカスしたパークレイズの投資銀行の取り組みは、昨年も引き続き、環境的・社会的課題に取り組む企業に助言と資金調達を提供し、低炭素経済への移行を支援するというパークレイズの戦略的優先課題の達成を支援しました。
- グローバル市場業務は、世界中のクライアントにとってのマーケット・メーカーおよび流動性のプロバイダーとして機能し、市場の混乱が継続的に高まる中、クライアントが機会を見だし、リスクを管理できるよう支援する中核的な役割を果たしました。ボラティリティが高まる局面が年度を通して複数回起こる中、パークレイズは同業他社と比較して大幅な増収とマーケットシェアの獲得を果たしました⁴。
- FICC 業務の拡大でも示されるように、グローバル市場業務における事業の多角化の重要性は明らかで、これによりエクイティ業務の落ち込みを相殺することができました。

脚注

³ ディールロジック。対象期間は 2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日。

⁴ パークレイズのマーケットシェアは、上位 10 行の収益におけるパークレイズのシェアに基づいています。同業他社には、BoA、BNP、CITI、CS、DB、GS、JPM、MS、UBS が含まれます。

- 電子取引機能やデジタル・セルフサービス・プラットフォーム、債券と株式を含む資金調達プラットフォーム等、グローバル市場業務のデジタル提案の強化に対する投資を継続しました。
- コーポレート・バンキングでは、厳しさを増す経営環境により減損が増加したものの、金利環境の上昇を受けて好調な利息収入を背景に増収となりました。
- 2022 年は、リスクテイクに対する選択性の向上や、CIB の貸付全体にわたる承認プロセスの合理化・一貫性の向上等、資本規律に重点的に取り組みました。

- 2022年は、特に米国と欧州におけるコーポレート・バンキング業務の成長といった、国外での機能拡大により大きな前進を遂げました。また、クライアントがバークレイズのトランザクション・バンキング商品にシームレスにアクセスできるよう、アイポータル(iPortal)の適用を推進する等、デジタル機能の強化に向けた投資を継続しています。
- 当社の調査チームは、CIBのソートリーダーシップを先導し、クライアントに差別化された洞察を提供し続けました。2022年の気候戦略を支援するために、持続可能・テーマ型リサーチ(Sustainable and Thematic Research)チームを新設し、環境、社会、ガバナンスのESGアジェンダのさらなる推進に取り組みました。将来のビジネス環境を形作る可能性のある複数のセクターにわたるテーマの傾向の特定に注力し、また、当社のデータ・投資サイエンス(Data and Investment Science)チームと連携し、データに基づく洞察をクライアントに提供しました。

CC&P

- 米国最大のアパレル企業⁵であるギャップ・インクと、提携と自社ブランドの両方のクレジットカードを発行する新たな長期プログラムを立ち上げることに成功したほか、カーニバル・クルーズ・ライン(Carnival Cruise Lines)との既存の提携契約を更新しました。これらの提携により、米国で上位10行のクレジットカード発行会社⁶としての地位を維持しました。
- また、デジタル・サービス・モデルへの投資を継続し、デジタル・アクティブ・ユーザー率は74.1%⁷に達しました。USコンシューマー・バンクにおけるケア・ネット・プロモーター・スコア^{8,9}は若干改善され、2021年の+43.4に対し、+44.0となりました。
- 決済事業は、欧州における主要な決済処理業者の1社としての地位を維持しました¹⁰。また、新たなクライアントとの関係を構築し、ライアンエア(Ryanair)やゲッターユーケー(Getir UK)等との既存の関係を維持しました。さらに、カード払いの新たなソリューションであるスマートペイ・タッチ(Smartpay Touch)や、イギリスの消費者が何千もの地元の小売業者や小規模企業から無料で現金を引き出すことができるキャッシュバック・ウィズアウト・パーチェス(Cashback Without Purchase)といった新たなサービスを開始し、当社の機能を追加しました。
- ドイツでは、クレジットカードおよび個人向けローン事業を通じて、消費者向け金融のリーディングプロバイダー¹¹としての役割を果たしました。また、収益構造のさらなる多様化を図るため、デポジット・オープン・マーケット(Deposits Open Market)のサービスを再開しました。
- プライベート・バンクは引き続き市場戦略を推進し、既存市場での足場を固める一方で、新たなクライアント獲得を通じて、最近のアジアや欧州経済圏(EEA)への投資の収益化に取り組みました。また、クレディ・スイスと紹介契約も締結し、プライベート・バンクのアフリカでのビジネス拡大につながりました。クライアントエクスペリエンスの向上、資産運用機能を中心とした商品の提供にも引き続き取り組みました。

脚注

⁵ ギャップ・インク、2020年。

⁶ ニルソン・レポート、#1204(中間ランキング)。

⁷ ギャップの新規顧客を除きます。

⁸ ケア tNPS は、バークレイズの不正、紛争、信用およびケアのチャネルにわたって、顧客心理の正確な測定値を提供し、2021年の年次報告書で報告されたリレーションシップ NPS に置き換わるものです。

⁹ © ネット・プロモーター、ネット・プロモーター・システム、ネット・プロモーター・スコア、NPS、NPS 関連のエモーションは、ベイン・アンド・カンパニー(Bain & Company, Inc.)、フレッド・ライクヘルド(Fred Reichheld)およびサトメトリクス・システムズ・インク(Satmetrix Systems, Inc.)の登録商標です。

¹⁰ ニルソン・レポート、#1197(2022年5月)。

¹¹ ドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)、アドバンツィア・バンク・エスエー(Advanzia Bank S.A)および独自の計算。

今後の見通し

CIB

CIB全体で、顧客中心のアプローチを維持し、事業を成長させ、リターンを高める機会を発展させることに引き続き注力します。高リターンかつ資本効率の高い事業の成長に注力し、コスト規律と事業運営の厳格さを維持します。

グローバル市場業務では、効率化と事業規模の拡大を推進し、投資家のさらなるニーズに応えるべく、電子取引主導型ビジネスをさらに発展させ、ロータッチと機械学習機能への投資に注力します。証券化商品、新興市場、ならびにレオトおよび外国為替事業の一部の拡大に引き続き投資します。

インベストメント・バンキング業務は、米国と欧州のヘルスケアやテクノロジーといった優先度の高いセクターへの投資を継続します。より広い意味で、モメンタムに基づいて、エクイティおよびアドバイザリー商品の提供による収益改善を目指します。

1兆米ドルのサステナブル・トランジション・ファイナンス促進のための気候関連の新たな目標に沿って、サステナブルファイナンスのセンター・オブ・エクセレンスの創設に投資し、当社が提供する ESG 資本市場商品の種類を拡大し、より多くの顧客セグメントに提供することを目指します。

コーポレート・バンキングでは、トランザクション・バンキング業務の成長に重点を置いて、引き続き欧米のサービスへの投資を収益化します。リスク調整後資産をより高リターン機会に再配分することで、クレジット・ポートフォリオのリターンの着実な改善に注力します。取引、決済およびホールセール貸付サービスに引き続き投資し、デジタル提案のさらなる強化を目指します。

CC&P

CC&P では、テクノロジーとデジタル機能の構築、消費者需要への対応、厳しさを増す経済環境への対応に引き続き投資します。

また、決済業務のさらなる拡大を目指します。決済とバンキング・テクノロジーを組み合わせて、世界クラスの統合決済エクスペリエンスを顧客に提供します。

引き続き、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとの協働により企業との関係を深め、小規模企業へのサービスを拡大し、多国籍な顧客とともに成長していきます。

ドイツでは、自社およびパートナーの販売経路を活用し、シームレスなオンボーディングと株式引受機能の可能性を広げ、コアビジネスの成長を図ります。

また、米国においてはパートナーシップ中心の事業モデルに注力しているため、より広範なセクターにわたってパートナーにより多くの価値を提供するために、既存の提案を拡大させていきます。2022年にギャップ・インクとのパートナーシップを開始したことで、米国のリテール・セクターへの参入が加速しています。

プライベート・バンクは引き続きターゲット市場に注力し、英国、欧州、中東・アフリカ、アジアにおけるクライアントベースの拡大を目指します。サステナブル投資への意欲は急速に高まっており、幅広いクライアントのためにサステナブル・ポートフォリオ運用を継続しています。エンド・ツー・エンド・プラットフォームの自動化を改善し、デジタル課題を実現することで、商品力を高め、クライアントエクスペリエンスを向上させていきます。よりシームレスなクライアントエクスペリエンスを提供できるよう、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーの資産・投資運用事業と当社のプライベート・バンクの統合計画を引き続き進めていきます。

経営成績

CIB

- a. 収益 2022年:137億ポンド、2021年:125億ポンド
- b. 営業費用 2022年:92億ポンド、2021年:74億ポンド
- c. 税引前利益 2022年:44億ポンド、2021年度:55億ポンド
- d. インベストメント・バンキング手数料の世界ランキング 2022年:6位、2021年:6位¹²

CC&P

- a. 収益 2022年:45億ポンド、2021年:33億ポンド
- b. 営業費用 2022年:30億ポンド、2021年:24億ポンド
- c. 税引前利益 2022年:7億ポンド、2021年度:8億ポンド
- d. US コンシューマー・バンクのケア・ネット・プロモーター・スコア (tNPS) 2022年:+44.0、2021年:+43.4
- e. CC&Pの米国顧客のデジタルエンゲージメント 2022年:74.1%¹³、2021年:71.8%

脚注

¹² ディールロジック。対象期間は2021年1月1日から2022年12月31日。

¹³ ギャップの新規顧客を除きます。

パフォーマンス指標

パフォーマンス指標

財務業績指標

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの業績は、パークレイズ・グループに貢献しており、この業績に基づいて戦略の履行が測定されます。

損益計算書

	修正再表示 ^a		
パークレイズ・バンク・グループの業績	2022年	2021年	2020年
12月31日終了事業年度	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	18,194	15,408	15,778
営業費用	(10,971)	(9,885)	(9,383)
訴訟および特定行為	(1,427)	(374)	(76)
営業費用合計	(12,398)	(10,259)	(9,459)
その他の収益／(費用)純額	4	(8)	133
減損前利益	5,800	5,141	6,452
信用に係る減損(費用)／戻入	(933)	277	(3,377)
税引前利益	4,867	5,418	3,075
税金	(485)	(830)	(624)
税引後利益	4,382	4,588	2,451
その他の持分商品保有者	(732)	(631)	(677)
株主帰属利益	3,650	3,957	1,774

a. 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。「有価証券の過剰発行」とは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2018年および2019年に米国証券取引委員会(SEC)に提出したフォーム F-3 による米国証券発行登録書に基づく有価証券の過剰発行を指します。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

損益計算書に関する説明

パークレイズ・バンク・グループの税引前利益は、CIB と CC&P の収益が好調であり、また、前年度に発生した構造的なコスト活動に関連する費用が当年度は発生しなかったものの、訴訟および特定行為に係る費用や前年度の減損の戻入が当年度は発生しなかったことを受け、10%減少し、48億 6,700 万ポンドとなりました。

訴訟および特定行為に係る費用には、有価証券の過剰発行に関連する 9 億 6,600 万ポンドが含まれています。2022年度の業績には、有価証券の過剰発行に関連する取消申し入れのリスクを管理するためのヘッジ契約に係る 2 億 9,200 万ポンドの収益が含まれています。

2022年度と2021年度の比較

- 税引前利益は、CIB における 44 億 600 万ポンド(2021年度:55 億 2,800 万ポンド)の減少と CC&P における 7 億 400 万ポンド(2021年度:7 億 2,900 万ポンド)の減少により、48 億 6,700 万ポンド(2021年度:54 億 1,800 万ポンド)に減少し、これは、本社の損失の減少 2 億 4,300 万ポンド(2021年度:8 億 3,900 万ポンドの損失)によって部分的に相殺されました。

- パークレイズ・バンク・グループは、米国における重要なプレゼンスを含め、事業や地域を超えた多様な収益プロファイルを有しています。英ポンドに対して米ドル平均が10%上昇したことが損益にプラスの影響を与えた一方、信用に係る減損費用、営業費用合計およびリスク調整後資産(RWA)にマイナスの影響を及ぼしました。
- 収益合計は18%増の181億9,400万ポンドとなりました。
 - CIBの収益は10%増の137億2,200万ポンドとなりました。グローバル市場業務の収益は39%増加しました。これは、市場のボラティリティが激しい時期に顧客を支援したことによる取引活動の増加を反映したもので、有価証券の過剰発行に関連した取消申し入れから生じるリスクを管理するためのヘッジ契約に係る収益2億9,200万ポンドが含まれています。インベストメント・バンキングに係る手数料は、特に株式・債券発行市場¹における手数料プールが縮小したことを受けて、39%減少しました。コーポレートの収益は、マージンの改善と預金の拡大、手数料収入の増加を反映して4%増加しました。これは、約3億3,500万ポンドのレバレッジの引受に係る公正価値評価損(関連するヘッジの時価評価益と、ヘッジおよび信用保護の費用の増加を除きます)により一部相殺されました。
 - CC&Pの収益は36%増加し、45億4,700万ポンドとなりました。これは、ギャップポートフォリオの取得を含むカード残高の増加、ロックダウンの制限が緩和されたことによる決済取引高の増加、顧客残高の増加とプライベート・バンクにおけるマージンの改善を反映しています。
 - 本社の収益は、正味費用7,500万ポンド(2021年度:正味費用4億1,000万ポンド)で、主に旧来の資本性商品に係るヘッジ損失および資金調達費用によるものです。
- 営業費用合計は21%増加し123億9,800万ポンドとなりました。
 - CIBの営業費用合計は24%増加して92億ポンドとなりました。営業費用(訴訟および特定行為に係る費用を除きます)は、人材やテクノロジーへの継続的な投資とインフレの影響を受け、12%増加して80億1,100万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用は11億8,900万ポンド(2021年度:2億3,700万ポンド)で、有価証券の過剰発行に関連する9億6,600万ポンドとデバイスに係る和解²に関連する1億6,500万ポンドの引当金が含まれます。
 - CC&Pの営業費用合計は25%増加して30億3,000万ポンドとなりました。営業費用(訴訟および特定行為に係る費用を除きます)は、マーケティング費用およびパートナーシップの費用の増加を反映した投資に係る支出の増加により、21%増加して28億ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用は、主に旧来の貸付ポートフォリオに関連する顧客補償費用に起因して、2億3,000万ポンド(2021年度:1億800万ポンド)となりました。
 - 本社の営業費用合計は、2021年6月の不動産の見直しの一環として行われた構造的なコスト活動に関連する費用2億6,600万ポンドが当年度は発生しなかったことにより、1億6,800万ポンド(2021年度:4億2,900万ポンド)に減少しました。

脚注

¹ デイールロジック。対象期間は2021年1月1日から2022年12月31日。

² 業務上のコミュニケーションに対する未承認のデバイスの使用に係る調査に関連するSECとCFTCとの和解を指します。

- 信用に係る減損費用は、マクロ経済予測の悪化により、9億3,300万ポンド(2021年度:2億7,700万ポンドの正味戻入)となりました。
 - CIBの信用に係る減損費用は、信用保護の効果により一部相殺されたものの、モデル化された減損の正味の増加とシングル・ネームに係る費用により、1億1,900万ポンド(2021年度:4億6,100万ポンドの正味戻入)となりました。
 - CC&Pの信用に係る減損費用は、ギャップポートフォリオ取得のデイ・ワンの影響を含む米国のクレジットカード残高の増加、マクロ経済の悪化および延滞の緩やかな増加により8億1,400万ポンド(2021年度:1億8,500万ポンド)に増加しました。これは、経済の不確実性によるモデル適用後の調整とマクロ経済シナリオの更新によるCOVID-19関連の調整の戻入により一部相殺されました。2022年12月31日現在、米国カードにおける30日および90日間の延滞率はパンデミック前の水準³を下回って、それぞれ2.2%(2021年第4四半期:1.6%)および1.2%(2021年第4四半期:0.8%)でした。米国カード事業は、カバレッジ比率8.1%(2021年12月:10.6%)に下支えされています。
- 実効税率は10.0%(2021年度:15.3%)でした。税金費用には制定された法律により英国の銀行追加手数料率が引き下げられたことに伴い、パークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産を再測定したことによる1億8,300万ポンドが含まれています。この英国の繰延税金資産の下方再測定の影響を除いた実効税率は6.2%で、主に2022年の実勢インフレ率の上昇に連動した国債に関連する課税軽減から生じた当年度の税務ベネフィットの影響と、過年度の調整によるベネフィットを反映しています。

脚注

2019年12月31日現在、米国カードにおける30日および90日間の延滞率は、それぞれ2.7%および1.4%でした。

貸借対照表関連の情報

以下の資産および負債は、パークレイズ・バンク・グループの主要な貸借対照表上の表示項目を表しています。

	2022年	2021年
12月31日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	202,142	169,085
貸付金(償却原価ベース)	182,507	145,259
トレーディング・ポートフォリオ資産	133,771	146,871
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	211,128	188,226
デリバティブ	302,976	262,291
負債		
預り金(償却原価ベース)	291,579	262,828
公正価値で測定すると指定された金融負債	272,055	251,131
デリバティブ	289,206	256,523

貸借対照表に関する説明

- 現金および中央銀行預け金は、クライアントの預金の顕著な伸びにより、331億ポンド増の2,021億ポンドとなりました。
- 貸付金(償却原価ベース)は、CIBとCC&Pにおける顧客貸付の増加により372億ポンド増加し、1,825億ポンドとなりました。これは、ギャップポートフォリオの取得、英ポンドに対する米ドル高、および債券投資の増加を反映しています。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は、クライアントのリポジションによる持分証券の減少により、131億ポンド減の1,338億ポンドとなりました。これは債券の取引活動の増加により一部相殺されました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、リバース・レポ取引の増加を受けて、229億ポンド増の2,111億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産および負債は、市場のボラティリティと取引活動の増加により、資産は407億ポンド増加し、3,030億ポンド、負債は327億ポンド増加し、2,892億ポンドとなりました。
- 預り金(償却原価ベース)は、主に法人預金の増加と短期金融市場預金の増加により288億ポンド増加し、2,916億ポンドとなりました。
- 公正価値で測定すると指定された金融負債は、プライムブローカー預金とレポ取引の増加を受けて、209億ポンド増の2,721億ポンドとなりました。

上記の財務情報は、財務書類から抜粋しています。この情報は、添付された連結財務書類に含まれている情報と併せて読むことを推奨します。

その他のメトリクス数値および資本^a

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、単独連結ベースにて健全性規制機構(Prudential Regulation Authority)(PRA)の規制を受けています。単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの承認を条件として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成されます。流動性管理の目的上、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、国内流動性サブグループ(パークレイズ・バンク・ピーエルシーのDoLサブグループ)の取り決めに基づき、結合ベースにてPRAに監視されています。

修正再表示^b

2022年 2021年 2020年

普通株式等 Tier1 (CET1) 比率	12.7%	12.9%	14.2%
リスク調整後資産 (RWA) 合計	2,038 億ポンド	1,855 億ポンド	1,782 億ポンド
英国のレバレッジ比率	4.6%	3.7%	3.9%
流動性カバレッジ比率	148%	140.0%	145.0%
安定調達比率 ^c	108%		

脚注

- a. 資本、RWA およびレバレッジは、自己資本規制 (CRR) (CRR II による改正を含みます) の IFRS 第 9 号に基づく経過措置を適用して算出されています。
- b. 2021 年の資本メトリクスは、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示 (注記 1a) をご参照ください。
- c. 平均は直近 4 四半期末のポジションを表しています。過年度の比較情報はありません。

資本に関する説明

2022 年 12 月 31 日現在の単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 比率は 12.7% であり、規制上の CET1 最低自己資本要件である 9.9% を上回っています。

非財務パフォーマンス指標

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・グループの一部を構成しており、包括的な戦略遂行の進捗管理および評価に際して様々な定量的および定性的指標を用いています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2006 年会社法 414CA 条および 414CB 条に含まれる非財務報告要件について、パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書の 60 ページから 62 ページに含まれる開示により対応しています。

リスク管理

パークレイズ・バンク・グループは、日々の事業活動の中で、グループ内外のリスクにさらされています。こうしたリスクは事業モデルの一部として管理されています。

全社的リスク管理フレームワーク

パークレイズ・バンク・グループでは、全社的リスク管理フレームワーク(Enterprise Risk Management Framework) (ERMF)に従い、リスクを特定、管理しており、ERMF は効果的なリスク管理と強力なリスク管理のカルチャーが定着するよう、事業をサポートしています。

ERMF は、パークレイズ・グループがどのようにリスクを特定し、管理するかについて規定するものです。

リスク管理は事業の各レベルに組み込まれており、全従業員がリスクの特定と管理に対する責任を負っています。

気候変動に関連するリスクの増大を考慮し、また、2050年までにネットゼロ・バンクになるというパークレイズ・バンク・グループの目標を支援するために、2022年の初めに気候リスクが主要リスクとなりました。

リスク選好度

リスク選好度は、様々なレベルの財務上および業務上のストレスを考慮しつつ、様々なリスクの種類にわたって受入可能なリスク水準を定義するものです。リスク選好度は、継続的な事業計画や戦略の策定、新商品の承認、事業転換イニシアチブ等、意思決定プロセスにおける重要な要素となっています。

パークレイズ・バンク・グループは、リスク選好度を、パフォーマンス指標と、リスクを監視するための一連のマネジメントと規模の制限(すなわち、事業活動が期待に沿ったものであり、活動のリスクとリターンに照らして適切な規模であることを確保すること)の観点から設定しています。2022年、パークレイズ・バンク・グループのパフォーマンスは引き続き、リスク選好度の範囲内にとどまりました。

3つの防衛線

第1の防衛線は、収益を生み出す部門とクライアントと接触する部門、ならびに財務、トレジャリー、人事およびオペレーション・テクノロジーを含む、関連するすべてのサポート部門から構成されています。第1の防衛線では、リスクの特定、統制の設定、およびリスク事象が生じた場合の第2の防衛線へのエスカレーションを行います。第1の防衛線の従業員は、リスクに対して主たる責任を負い、その活動は、関連する第2の防衛線と第3の防衛線の監視対象となります。

第2の防衛線は、リスクおよび法令順守の部門で構成され、リスク選好度に沿った限度枠、ルールおよび業務上の制約を設定することによって第1の防衛線を監督します。

第3の防衛線は内部監査部門で構成され、ガバナンスの有効性、リスク管理、ならびに既存のリスク、システミック・リスクおよび新興リスクに対する統制について、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会とパークレイズ・バンク・ピーエルシーのエグゼクティブ・コミッティーに対して独立した保証を提供します。

法務部門は、パークレイズ・バンク・グループ全体をサポートしており、形式上、これら3つの防衛線のいずれにも属していません。法務部門は、すべての法的規制上のリスクを識別する責任を負います。法務部門が提供または受領する助言に関連する場合を除き、パークレイズ・バンク・グループがさらされている法的規制上のリスクに加え、自身のオペレーショナル・リスクやコンダクト・リスクについて第2の防衛線の監督の対象となります。

リスク・プロファイルのモニタリング

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、事業レベルおよびパークレイズ・グループ・レベルのリスク委員会と取締役会レベルのフォーラムを活用した強力なガバナンス・プロセスを通じて、パークレイズ・バンク・グループのリスク・プロファイルに関して定期的に報告を受けています。この報告には、リスク選好度に照らしたリスク・プロファイル値、ならびに新規リスクおよび新興リスクの特定等が含まれます。これらはリスクドライバー(ホライズンスキヤニングにより特定)のリスクテーマに対するマッピングや同様の分析により導出されます。

2022年、パークレイズ・グループは、自己資本の十分性と回復力を評価するために、厳しいが妥当なマクロ経済シナリオの下でストレステストを実施しました。内部ストレステストは、イングランド銀行が2022年に実施した規制上のストレステストによって行われ、持続的な高インフレ、世界的な金利上昇、実質家計所得の低下による英国の深刻な景気後退、高い失業率をもたらす雇用喪失、エネルギー高と物価高、企業の債務不履行の増加、深刻な不動産価格の上昇を特徴とするものです。

当社の構造およびガバナンスは、変化する経済、政治および市場環境におけるリスク管理の土台となっていると考えています。

リスク管理とリスクパフォーマンスへのアプローチの詳細な分析については、英語原文 39 ページから 143 ページにあるリスク・レビューの完全版をご参照ください。

全社リスク管理フレームワークは 9 つの主要リスクを定義しています。

主要なリスク	リスクは、以下の通り、主要なリスクに分類されます。	リスクの管理方法	
主要なリスク	信用リスク	ソブリンを含むクライアント、顧客またはカウンターパーティが、元本、利息、担保およびその他の債権を全額期日通りに支払うというパークレイズ・バンク・グループのメンバーに対する義務を完全に履行できないことにより、パークレイズ・バンク・グループが損失を被るリスク。	信用リスク・チームは、個別に、また全体として、様々な形態の信用エクスポージャーの特定、評価、承認、限度枠の設定、モニタリングを行っています。
	市場リスク	金利、外国為替、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、インプライド・ボラティリティや資産相関関係等の市場変数の変動から生じるパークレイズ・バンク・グループの資産および負債の価値の不利な潜在的変動より損失を被るリスク。	市場リスクのエクスポージャーを把握するために、市場リスクを特定し評価するための一連の相補的なアプローチが用いられています。これらは市場リスクの専門家によって測定、限定およびモニタリングされています。
	財務および資本リスク	流動性リスク： パークレイズ・バンク・グループが契約上の債務もしくは偶発債務を履行できないリスク、または資産を調達するための適切な金額、期間および構成を有する資金および流動性を保持できないリスク。 資本リスク： 自己資本の水準または構成が不十分であるため、パークレイズ・バンク・グループが通常の業務活動を行うことができない、または、通常の事業環境およびストレスのかかった状況下（実際にストレスのかかった状況と内部計画または規制上のストレステスト目的で定義されるストレスのかかった状況の両方）で規制上の所要自己資本を満たすことができないリスク。これには、パークレイズ・バンク・グループの年金制度から生じるリスクも含まれます。 銀行勘定における金利リスク： トレーディング目的以外の資産および負債の金利エクスポージャーのミスマッチのために、パークレイズ・バンク・グループの自己資本または収益が不安定になるリスク。	財務および資本リスクは、資本計画、流動性、資産負債管理および市場リスクの専門家によって特定、管理されています。リスクに応じて、例えば、限度枠の設定、計画のモニタリング、ストレステスト等、様々なアプローチが用いられます。
	気候リスク	物理的リスク、低炭素経済への移行に関連するリスク、およびこれら 2 つのドライバーのポートフォリオへの二次的影響の結果として生じる関連リスクによる、気候変動から生じる金融リスクおよびオペレーショナル・リスクへの影響。	パークレイズ・バンク・グループは、高リスクのセクターへのエクスポージャーを監視し、主要なポートフォリオのシナリオ分析とリスク評価を実施することにより、パークレイズ・グループのネットゼロの目標に沿って、事業と部門全体の気候リスクを評価および管理します。気候リスク管理は、パークレイズ・グループのフレームワーク、方針および基準を通じて、主要な金融リスクおよびオペレーショナル・リスク全体に組み込まれています（パークレイズ・バンク・グループに適用されます）。
	オペレーショナル・リスク	プロセスまたはシステムの不備もしくは欠陥、人的要因、または根本的原因が信用リスクまたは市場リスクによるものではない外的事象（例えば、不正）等の理由によりパークレイズ・バンク・グループが損失を被るリスク。	パークレイズ・バンク・グループは、許容可能な水準の残存リスクを維持することを目的として、事業および部門全体のオペレーショナル・リスクおよび統制環境を評価および管理しています。

モデル・リスク	モデルのアウトプットやレポートが正しくないか、または誤って使われているため、意思決定に潜在的に不利な影響を及ぼす可能性。	モデルは、導入前および継続的に評価され、承認されます。
コンダクト・リスク	パークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの提供に起因する、顧客、クライアントおよび市場に対して好ましくない結果または損害を与えるリスク。	コンダクト・リスク・マネジメント・フレームワーク(Conduct Risk Management Framework) (CRMF) は、コンダクト・リスクを管理するために実行する必要がある統制目標と最低限の統制要件を規定しています。CRMF とパークレイズ・コントロール・フレームワークでは、コンダクト・リスクの評価を支援するためのツールの選択が義務付けられていますが、コンダクト・リスクのガバナンスは、取締役会レベルの委員会への明確なエスカレーションおよびレポーティングラインを備えたマネジメント・コミッティーおよびフォーラムを通じて遂行されています。
レピュテーション・リスク	行動、取引、投資、事象、意思決定またはビジネス関係により、パークレイズ・バンク・グループの誠実性および／または能力に対する信頼が低下するリスク。	レピュテーション・リスクは、パークレイズ・バンク・グループのパーパスとバリューを取り込み、統制されたカルチャーをパークレイズ・バンク・グループ内で維持することにより管理されており、これにより、誠実に行動し、顧客、クライアント、従業員および幅広い社会との間での強固で信頼できる関係の構築を可能にすることを目的としています。各業務は、標準化されたツールを用いてレピュテーション・リスクを評価し、ガバナンスはマネジメント・コミッティーやフォーラム、パークレイズ・バンク・ピーエルの取締役会への明確なエスカレーションおよびレポーティングラインを通じて遂行されています。
法的リスク	パークレイズ・バンク・グループが規制上または契約上の要件を含む法的義務を履行できないことにより、罰金、損害賠償または料金を科されるリスク。	法的リスクは、法務部門による法的リスクの識別、法的リスクの可能性がある状況における法務部門の関与、および必要に応じた法的リスクのエスカレーションによって管理されます。

脚注

ERMF は 9 つの主要リスクを定義しています。これらの主要な金融リスクおよびオペレーショナル・リスクがパークレイズ・バンク・グループに具体的にどのように適用されているかに関する詳細については、英語原文の 58 ページから 65 ページをご参照ください。

顧客およびクライアント

パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、特に厳しい経済状況の中で、顧客やクライアントの期待や要望を理解し、それらを支える商品やサービスの開発に努めています。当社は、商品やサービスにおける情報の透明性が、顧客に健全な財務上の意思決定を行う権限を与えるための鍵であると考えています。

以下のサブセクションには、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書から抜粋したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書の「顧客およびクライアント」のセクションをご参照ください。

顧客とクライアントは、パークレイズのビジネスの中心にあります。顧客とクライアントに価値を提供するためには、組織、商品およびサービスに対する信頼を築き、顧客やクライアントのニーズを理解、予測し、信頼できるパートナーになれるようパークレイズの専門性を活用する必要があります。そうしたニーズを理解し、それを実現するための進捗を測定するために、パークレイズは様々な非財務指標を用いています。

ネット・プロモーター・スコア

ネット・プロモーター®スコア (NPS) は、顧客関係の強さを測定するために、業界全体で広く使用されています。当社は、強みと改善の余地がある領域の両方を特定するために NPS を監視しています。トランザクショナル NPS データと組み合わせることで、将来どのようにサービスや商品を開発すべきかについての情報を得るための、また、市場における当社のパフォーマンスを測る強力なツールとなります。

US コンシューマー NPS

US コンシューマー・バンクにおけるケア・ネット・プロモーター・スコア [c] はわずかに改善し、2021 年の +43.4 に対し +44.0 となりました。

US コンシューマー・バンク・デジタル tNPS

デジタル tNPS は、デジタルジャーニーで測定される、新たに監視対象となった US コンシューマー・バンクの指標で、認知度と評価の高い、業界のカスタマーエクスペリエンスの指標です。デジタル tNPS は、ウェブやアプリの利便性の向上により、好調に推移しています。

コンシューマー、カードおよび決済事業の米国顧客のデジタルエンゲージメント

デジタルエンゲージメントは、当社のデジタル価値提案の実行とユーザーエクスペリエンスの品質を評価するための KPI として使用されます。当社では、プラットフォームとの双方向性を説明し、オンラインおよびアプリを介したチャネルの潜在的な利用事例を明確にするために、利用中の全顧客に占める 90 日間の使用量を測定します。この KPI はデジタル・エクスペリエンスの全般的な状態を反映するもので、KPI の実施状況や、該当する場合には、どのような課題に対応すべきかを検討することができます。

当社は、デジタルエンゲージメントについて重要な機能を開始し、またテクノロジーも進展を遂げました。注目すべき点として、ギャップの e コマースの統合、サービス用の非同期チャット、カード配達追跡、決済に関するジャーニーの強化、人を中心とした UX の継続的な改善等が挙げられます。

ギャップをパートナーに迎えたことにより、当初はデジタルエンゲージメント全体の率が低下しましたが、これはリテールセグメントの行動の差異によるものでした。ギャップの影響を除くとスコアは 74.1% で、前年同期比で増加しました。

苦情に関するデータ

2022 年において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの報告対象¹の苦情件数は、2021 年に比べて 2% 増加しました。これは、生活に必要な業種以外の事業の閉鎖や制限がみられた 2021 年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックからの回復を反映するものです。2022 年は取引量と顧客とのコミュニケーションが増加したため、苦情件数はわずかに増加したものの、1,000 口座当たりの苦情件数については、2022 年は 6.8 件から 6.1 件に減少しました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続き、可能な範囲で顧客の苦情の根本原因を特定し、その根本原因の除去を支援することにより、カスタマーエクスペリエンス全体の向上に注力します。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの収益ランキングと市場シェア

収益ランキングと市場シェアは、成功を監視するための優れた指標です。当社は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクがどれだけ良い結果をもたらしたのか、また進化の余地があるのかを測定するためにこれらの指標を使用しています。

ディールロジックのインベストメント・バンキングの手数料の世界ランキングとシェアの利用、ならびにグローバル市場の収益報告額の世界の同業他社との比較により、パークレイズの相対的なパフォーマンスの同業他社との比較を明確かつ透明性をもって行うことができます。

2022年においても、当社は過年度同様の業績を維持し、クライアントにとってのCIBの継続的な成功を示しています。グローバル市場では6位を維持し、シェアを100bps拡大しました。厳しい市場環境と、FICC事業の好業績が牽引し、特に好調な結果となりました。

インベストメント・バンキングでは、ディールメイキングが抑えられた1年ではありましたが、総合ランキング6位の座を堅調に維持しました。

当社は、上位10行の市場業務の収益報告額に占める割合に基づいて、グローバル市場の新たな業績評価指標を採用しています。同業他社には、BoA、BNP、CITI、CS、DB、GS、JPM、MSおよびUBSが含まれます。当社の報告時点で業績を公表していない同業他社がある場合、四半期の業績のコンセンサス予想を使用しています。同業他社には、会計処理の差異(例えば、費用の処理)や当社が事業活動を行っていない事業分野(例えば、コモディティ)が存在することを認識しながらも、当社のグローバル市場業務の業績について世界の競合他社と比較して、この指標が最も一貫性かつ適時性のある見解を提供することから、この指標を採用しています。この指標は、世界における相対的な業績を理解するための簡素で効果的な方法です。

脚注

¹ 報告対象は、FCAの苦情の定義を満たすもの、すなわち、半年ごとにFCAに報告され、パークレイズのウェブサイトでも外部に公表されなければならない苦情を反映しています。

米国消費者向けビジネスにおけるファイナンシャル・インクルージョン

地域再投資法(Community Reinvestment Act)(CRA)は、商業銀行や貯蓄組合が、低所得および中所得地域を含むコミュニティ全体において借手のニーズを満たすことを奨励することを意図した米国連邦法です。パークレイズは、地域のコミュニティ開発金融機関(Community Development Financial Institutions)(CDFI)、中小企業、非営利団体への支援と投資を通じて、CRAの要件を満たしています。

CDFI、中小企業、非営利団体の成功は、コミュニティの繁栄の鍵となります。パークレイズは、CRAガイドラインに準拠していると見なされるために、毎年達成すべき特定の業績目標を予め定めています。パークレイズは2022年のCRA目標を達成し、私たちが生活し、働き、サービスを提供する地域社会への投資を続けていることを証明しています。

パークレイズ・バンク・デラウェア(BBDE)は、人種、性別、肌の色、国籍、宗教、年齢、配偶者の有無、障がい、性的志向、軍歴、性自認、家族、限られた英語力、公的援助の受領、消費者信用保護法に基づく権利の誠実な行使を問わず、すべての将来および既存の顧客に対して公平かつ公正な待遇を行うことにコミットしています。

パークレイズのコア・バリューである「尊重」、「誠実性」、「サービス」、「卓越」、「ステewardシップ」は、公正な融資と公正な待遇の原則と慣行に対する当社のコミットメントを反映していると考えています。当社は、将来および既存の顧客ニーズに合った商品およびサービスを提供し、当該顧客に損害や損失を与えないようにし、また、当該顧客の利益を当社の戦略、計画、意思決定プロセスの中心に据えることにより、長期的な関係の構築に努めます。

社会

以下のサブセクションには、パークレイズ・ピーエルシーの2022年度の英文年次報告書から抜粋したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの2022年度の英文年次報告書の「社会」のセクションをご参照ください。

当社は、世界および地域社会に対してポジティブな変化を起こすことができ、また、そうすべきであると信じています。当社は、事業運営で行うすべての関連リスクやその他の要因に関する選択を通じて、また地域社会の人々を支援し、サステナビリティを長期的に推進するというコミットメントを通して、それを実現しています。当社は、クライアント、顧客、コミュニティおよび従業員のすべてが進歩を遂げた時に、最善を尽くしていると認識します。

当社の社会に対する注目は、気候、コミュニティ、サプライヤーの3つに大別されます。

気候

気候変動への取り組みは、喫緊かつ複雑な課題である一方、機会でもあります。取り組みには、世界経済の根本的な変革が必要です。金融セクターは、低炭素経済への移行を支援する上で重要な役割を果たしており、パークレイズは、そのパーパスや関連するビジネスとリスクの検討に従って、役割を果たしていきます。

2020年、パークレイズは、2050年までにネットゼロ・バンクになるという目標と、すべての資金調達活動をパリ協定の目標とタイムラインに合わせるというコミットメントを発表しました。当時、当社は、気候変動問題に十分かつ透明性をもってアプローチし、株主をはじめとするステークホルダーとの関わりを深め、進捗状況を報告することを明確にしました。

これに際し、移行の社会的リスクと機会を考慮した公正な移行を支援し、影響を受けるステークホルダーとの効果的な対話を確保することの重要性を認識しています。

コミュニティ

パークレイズ・バンク・グループは、事業を展開するコミュニティにおいて、人々が現在も将来も成功するために必要なスキルと自信を育てることを支援し、事業の雇用創出を支援するために活動しています。当社は、経験豊富なパートナー、雇用の専門家および企業と協力して、長期的に大きなプラスの効果をもたらす有意義かつ革新的なプログラムを開発します。

サプライヤー

当社は国際機関として、大規模なサプライチェーンに対する責任を負っています。当社は、ダイバーシティ、公平性、インクルージョンの推進を図るサプライヤーと直接対話し、業務、サプライチェーン、顧客とクライアントとの関係にわたって、現代奴隷リスクを特定し、その対応に取り組んでいます。

当社は、優先事項に照らして重点領域を評価するために、社内外のステークホルダーと対話します。これは、継続的な対話、投資家や格付け機関からの調査や情報請求を通じて行われます。また、当社は関連するESGフレームワークと報告ガイドラインを注意深く監視しています。

パークレイズの気候戦略

当社の気候戦略は、関連するリスクと機会を検討し、長期にわたって公共の利益のために共感の心と誠実さを持って行動し、イノベーションとサステナビリティを促進し、人々と企業を支援するために責任を持って資金供給を行うという当社の目的によって推進されます。

2020年3月、パークレイズは、2050年までに世界で最初のネットゼロ・バンクになるという目標を公表しました。

当社は、ネットゼロの事業運営の達成にコミットしており、当社のグローバルの不動産事業³のポートフォリオ運用に100%再生可能エネルギーを利用したり、サプライチェーン排出量に取り組む道筋を作る等、前進を遂げてきました。当社は、電力消費の100%をエネルギー属性証明書およびグリーン料金とマッチングさせることで100%の再生可能エネルギーを達成し、これは、現場の再生可能エネルギー源と電力購入契約の割合を高めるための過渡的なソリューションとなりました。

また、低炭素経済への移行に向けて、クライアントに対して資金面での助言や支援を行うことで、資金を供給するクライアントやバリューチェーンの中で生み出される金融に係る排出量を削減することにもコミットしています。当社は現在、ポートフォリオのうちエネルギー、電力、セメント、鉄鋼、自動車の5つの高排出セクターの2030年の削減目標を設定しており、住宅用不動産ポートフォリオのベースラインと収束点を評価しています。

当社は、金融に係る排出量を測定し、パリ協定の目標とタイムラインに照らしてポートフォリオレベルで監視する、BlueTrack™と呼ばれる手法を開発しました。

詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの2022年度の英文年次報告書をご参照ください。2030年の目標設定にはすべて、金融に係る排出目標に

IEA ネットゼロ 2050 シナリオといったパリ協定に準拠した1.5°Cのシナリオの統合が含まれており、一部のセクターについて範囲の上限も含まれています。

1) ネットゼロ事業運営の達成

パークレイズは、事業活動からのスコープ 1、スコープ 2 およびスコープ 3^b の排出量を 1.5°C に準拠した方法で削減し、残りの排出量を相殺する取り組みを行っています。

2) 金融に係る排出量の削減

パークレイズは、世界の気温上昇を 1.5°C に抑える取り組みに従って、資金調達をパリ協定の目標とタイムラインに合わせることに取り組んでいます。

3) 移行に係る資金供給

パークレイズがサービスを提供する経済、顧客およびクライアントの変革に必要な、グリーンファイナンスおよびサステナブルファイナンスの提供を支援しています。

当社の戦略は、気候関連リスクに対するエクスポージャーの評価方法および管理方法によって支えられています。

脚注

- a. グローバルの不動産ポートフォリオには、オフィス、支店、キャンパスおよびデータセンターが含まれます。
- b. 当社の事業活動からのスコープ 3 の排出量には、サプライチェーン、廃棄物、出張、リース資産が含まれます。

パークレイズは、世界的な大規模金融仲介機関として、新たなグリーンテクノロジーや低炭素インフラプロジェクトへの投資チャネルを支援するという重要な役割も担っています。

低炭素経済への移行は、今日におけるイノベーションと成長の機会であることは明らかです。今後 30 年間にわたり、再生可能エネルギーに必要な投資規模は年間 4 兆米ドル、低炭素経済への移行にはさらに年間 4 兆米ドルから 6 兆米ドル¹ を要すると推定されており、パークレイズはサービスを提供する経済を変革するために必要なグリーンファイナンスやサステナブルファイナンスの提供を支援しています。当社は、2025 年までに 1,500 億ポンドのソーシャルファイナンスおよび環境ファイナンスを提供するという 2018 年の目標を上回り、1,000 億ポンドのグリーンファイナンスを提供するという目標を 2030 年を待たずに大幅に早く達成できる見込みです。

当社は、急速に変化する外部環境と、政府やクライアントが秩序立ったエネルギー転換とエネルギー安全保障を実現するための支援の必要性に照らして、当社の方針、目標、進捗の見直しを続けます。クライアントの低炭素経済への移行の道筋は、市場の開発、テクノロジーの進歩、公共政策環境、地政学的進展と地域的変動、社会の行動変化、事業モデルを適応させるために必要な変化の規模等、多くの外部要因の影響を受けます。クライアントの移行への道筋は、同一のセクターや地理的範囲内であっても異なります。

炭素集約度の高いセクターの多くは、移行のための資金調達を必要としています。これらのセクターへの資本の流れを制限することは、移行のペースに害を及ぼし、地球温暖化への実質的な影響を制限する可能性があります。しかし、国際的に認められた道筋に沿って排出量を削減したり、除去したりすることを望まない企業は、パークレイズによるものを含め、資金調達がますます困難になると予想されます。

当社の戦略は、気候関連リスクに対するエクスポージャーの評価方法および管理方法によって支えられています。気候リスクは 2022 年にパークレイズの主要リスクとなりました。

当社は、デューデリジェンスを通じて金融取引を監視し、関連するすべての事項を考慮した上で、当社の方針を満たすことができなかったクライアントに対する資金供給を拒否しました。

パークレイズ・グループの機能、市場需要、成長機会を戦略的に見直した結果、2022 年 12 月に次の目標を発表しました。

- 2023 年から 2030 年末までに、1 兆米ドルのサステナブルファイナンスおよびトランジションファイナンスを推進する。
- 2027 年末までに、当社のサステナブル・インパクト・キャピタル・ポートフォリオを通じて、世界の気候変動関連テクノロジーの新興企業への投資を 5 億ポンドまで増やす。

今後数年間、当社の戦略は進化を続け、クライアントの移行に影響を与えるものと同様に、低炭素経済への移行の形態とタイミングに影響を与える外部要因を反映するように適応していきます。進捗状況は年々変動する可能性が高く、当社は、2050 年までにネットゼロ・バンクになるという大望に焦点を当てつつも、外部の状況に対応し、移行に対する当社の支援の有効性と影響を管理するためのアプローチを適応させることができなければなりません。

脚注

1. COP27 で参照された 4 兆米ドルから 6 兆米ドルは unfccc.int/documents/624444 と、国連環境計画－2022 年排出量ギャップ報告書 (unep.org/resources/emissions-gap-report-2022) をご参照ください。

人材およびカルチャー

以下のサブセクションには、パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書から抜粋したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書の「人材とカルチャー」のセクションをご参照ください。記載されている数値は、具体的に言及されている場合を除き、パークレイズ・グループの数値を指します。

従業員をカブける

当社の人材とカルチャーは、最大の財産です。当社は、パークレイズを素晴らしい職場にし、従業員が顧客、クライアント、地域社会、そして互いに優れた結果をもたらすことができるようにすることにコミットしています。

2022 年も引き続き、パークレイズ・マインドセットを組み込み、従業員によるハイブリッドワークへの適応を支援し、また、従業員のウェルビーイングを支援して、ダイバーシティ、公平性、インクルージョン (DEI) の意欲に向けて前進しました。従業員への聞き取り調査である Your View を通じて、すべての指標でスコアの改善がみられました。

当社のウェルビーイング指標 (現在 2 年目) に裏打ちされたデータ主導のアプローチは、ピープルリーダーのために実行可能な洞察を集約しています。また、臨床エビデンスに基づいた従業員向けのコンテンツをまとめることで、従業員自身の健康管理の改善に役立ててもらうことができます。リーダー主導の継続的なキャンペーンは、上級役員が議長を務める定例のエキスパート・スピーカー・イベントとともに、従業員との対話の中心のものとなっています。英国におけるパークレイズの「トークマネー」ウィークは、お金の話をめぐる偏見に挑戦し、財務管理で信頼を築き、無料かつ信頼の厚いサポート提供の道標となりました。これは、当社のグローバルの Be Well ポータル (従業員の 45% が登録) と従業員支援プログラムを通じて提供される実践的なリソースとガイダンスによって補完されています。

英国の従業員が直面する生活費の増大に対しては、年次の給与見直しに先立ち、2023 年の給与増額の一部を前倒しし、英国を拠点とする若手従業員 35,000 人に対して、1,200 ポンドの給与増額を 2022 年 8 月付で実施しました。2023 年 1 月、パークレイズは労働組合であるユナイト (Unite) と緊密に連携し、2023 年の英国の給与と契約に合意しました。これにより、給与水準の低い従業員の平均昇給率が、2022 年 8 月の増額と合わせると 11% まで上昇しました。これにより、当社の英国での最低賃金は、リビング・ウェッジ・ファウンデーション (Living Wage Foundation) のベンチマークよりも高い水準を維持することができました。

同様に、ベルギー、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルおよびスペインのほとんどの若手従業員を対象に、2023 年の給与増額の一部を前倒して実施し、2022 年 11 月 1 日から 1,500 ユーロを上乗せしました。また、2022 年 11 月には、ドイツの若手従業員に対して 2,000 ユーロの一時金を支給しました。これは上述の給与増額と同様の効果があり、かつ、現地のルールの下ではより適切な方法でした。

ダイバーシティ、公平性、インクルージョンの考え方

当社は、DEI の活動についてどのように話し合いを行うか、また前進するためにどのように行動するかということに「公平性」を組み込むために、新たな DEI のビジョンと戦略を立ち上げました。

当社のビジョンは、最高の人材を引きつけ維持することを念頭に置き、多様で公平でインクルーシブなカルチャーを高め、顧客やクライアントにより良い結果をもたらし、また、規制当局、株主、その他のステークホルダーの期待にも応える、パフォーマンスの高いチームを構築することです。

当社には、従業員の多様性、インクルーシブで公平なカルチャー、リーダーシップの説明責任、データの透明性と説明責任、および対外関係の最適化という 5 つの戦略的優先課題があります。これらの優先順位は、説明責任、透明性、エンゲージメントというパークレイズの指針原則によって支えられています。これらの原則と優先順位は、障がい、性別、LGBT+、多文化、多世代、社会経済という、パークレイズの 6 つのコアアジェンダの実現に役立つものです。

従業員の多様性

多様な人材パイプラインの開発

当社は、最良の人材の採用に注力しており、例えば英国や米国におけるパークレイズ・ミリタリー・ベテラン・アウトリーチ (Barclays Military and Veterans Outreach) プログラムや米国におけるスルーフッド・マーシャル・カレッジ・ファンド (Thurgood Marshall College Fund) とのパートナーシップのように、アジェンダや地域全体にわたって、多様な人材へのアクセスを拡大するための献身的な採用計画を策定、参画しています。

グローバルでは、雇用の全過程を通じて包括性と一貫性を確保するために、すべての採用担当者と面接官が利用できる研修とサポートがあります。当社は機会均等の雇用主であり、能力、強み、可能性に基づいて、すべての人々に十分かつ公正な配慮をします。

また、英国政府の障がい者を自信をもって雇用することを支援する制度(UK Government Disability Confident)の一環として、障がいのある人、または心身の健康状態に不安がある人からの応募を奨励しています。障がい者の採用時においてもその後の継続的な人材管理においても、強み、可能性および能力に応じた十分かつ公平な検討を行うことをピープルリーダーに求めています。また、全員に研修、キャリア開発および昇進の機会を提供しています。

多様な人材パイプラインの開発に関する当社の取り組みについては、DEI ウェブサイトをご参照ください。

従業員がキャリアのあらゆる段階で成功し、前進するためのツールとサポートの提供

当社は、従業員の成長を支援するために複数の開発プログラムを提供し、従業員が前進するために重要なスキルを強化し、その潜在能力を最大限に引き出すために必要な機会とリソースを提供しています。

ブラック・プロフェッショナル・リソース・グループ(Black Professionals Resource Group)(BPRG)は、英国と米国のアナリストを対象とした6カ月間のプログラムであるAscentを創設し、パークレイズ全体で黒人従業員の育成を支援しました。このプログラムは、パークレイズ従業員リソースグループ(Barclays Employee Resource Group)(ERG)が考案、実行した初めてのプログラムです。

インクルーシブで公平なカルチャー

パークレイズは、支援的でインクルーシブなカルチャーの構築にコミットしています。当社は、組織をより公平なものにすることが、従業員の様々な経歴、視点、経験を最大限に活用し、顧客やクライアントにより良いサービスを提供することに役立つと考えています。

パークレイズのContinuous Listening 戦略の一環として、従業員に調査への参加を依頼し、パークレイズでの就業経験をフィードバックする定期的な機会を提供しています。従業員は、インクルージョンからウェルビーイングに至るまで、様々なトピックに関するフィードバックを提供し、当社のDEIジャーニーの進捗状況を評価し重点領域を特定するための回答を提供することが求められます。

従業員リソースグループ(ERG)

従業員ネットワークは、コミュニティの創造と帰属の促進を通じて、パークレイズにおいて長期にわたって重要な役割を果たしてきました。最近では、顧客、クライアントおよび地域社会のニーズをより良く理解するための経営の健全な審議会として機能しています。グローバルで24,000人以上の従業員が1つ以上のERGに参加しており、従業員主導のこのようなコミュニティは、パークレイズの多様なグループがユニークなチャレンジに取り組む機会を増やし、従業員の感情と経験に関する洞察を提供しています。

社会経済的インクルージョンに関するアジェンダ

従業員は、社会経済的アジェンダの立ち上げを支援するため、社会経済的地位の低い人々の声を広めることを目的としたInspire ERGを創設しました。ERGのメンバーや支援者は、社会経済的地位が人々の仕事や生活にどのような影響を与えるか、理解を深めるよう促されます。Inspireを通じ、学校や大学とも連携し、様々なバックグラウンドを持つ人々がパークレイズに入社する際の障壁を取り除いています。

代名詞

2022年に社内の電話帳に2つの新機能を追加し、従業員は自らの代名詞、綴り字発音や氏名の音声記録を表示するを選択できるようになりました。また、マイクロソフト(Microsoft)と提携し、マイクロソフト・チームズ(Microsoft Teams)の代名詞機能を試験導入しました。

ウェルビーイングと方針

すべての従業員が自らの価値を実感し、受け入れられていると感じる生産的なチームを作るためには、従業員のウェルビーイングを優先することが重要です。当社の全体的かつ包括的な視点は、ウェルビーイング指数を使用してウェルビーイングを測定し、従業員やリーダーに他者の健康管理やサポートに積極的に取り組むよう教育、奨励することを求めています。当社は、精神的なウェルビーイングと支援的でインクルーシブなカルチャーの構築の重要性を認識するための研修を、引き続き展開します。また、DEIのERGやリーダーと連携し、メンタルヘルスやウェルビーイングといったトピックに関する会話をオープンにできるようにするためのグローバルキャンペーンを展開しています。英国では、パークレイズが「This is Me」に着手し、現在9年目に入ります。各従業員が直面した課題についてオープンに話し合い、メンタルヘルスに関連する偏見に取り組むことを目指しています。

2022年に初めて、DEIに関するパフォーマンス目標をウェルビーイングにまで拡大し、従業員は現在、レジリエンスや優れたパフォーマンスの維持に寄与する要因について理解を深めるよう、またマネージャーはチームのウェルビーイングを推進およびサポートするよう求められています。世界メンタルヘルスデー

に、作業負荷管理、自律性の促進、成長の促進等の実践を中心として、ピープルリーダーが従業員の健康を守り、向上させる方法でチームを率いるための新たなツールキットの使用を開始したことは、上述の取り組みを支えることになりました。

また、グローバルにおいて従業員を支援する方法の一貫性を高めるため、障がいのある従業員や健康状態に応じた職場調整を改善しました。従業員は、オフィスや在宅勤務用の機器を発注するための新しいセルフサービスプロセスを必要に応じて実施することで、個々の要求をより細かく管理することができるようになり、エクスペリエンスも向上しました。

当社は定期的に人事ポリシーを見直し、より広範な DEI および人事戦略と整合的であることを確認しています。これには、柔軟な働き方や職場での更年期の支援等、様々なテーマについて、パークレイズの人事方針、プロセス、参考資料を更新することも含まれます。

リーダーシップの説明責任

パークレイズのリーダーシップは、DEI ジャーニーを前進させ、従業員、顧客、クライアントおよび地域社会の高まる期待に応える上で重要な役割を果たしています。パークレイズ・グループのエグゼクティブ・コミッティーのアカウンタブル・エグゼクティブ(AE)が、DEI アジェンダの明確な支持者として任命され、優先順位を形成し、アジェンダに取り組むという役割を果たしています。

すべての従業員には、インクルージョンに関するパフォーマンス目標を設定することが引き続き求められ、これらはパフォーマンスレビューの一環として評価されます。この目標は、インクルーシブかつ支援的な行動を奨励し、すべての従業員のバックグラウンドを当社のパーパス、バリュー、マインドセットのキードライバーとして認識するものです。

データの透明性と説明責任

データは、当社の DEI 戦略を実現する上で不可欠な役割を果たし、データにより、上級リーダーは十分な情報に基づいた意思決定を行い、進捗状況を監視することができます。

従業員の個人データの正確性を確認するため、当年度も「Count Me In」キャンペーンを実施し、英国と米国の従業員に現地のプライバシー関連法に沿って人事システムで自分の個人情報を再確認し、共有するよう呼びかけました。また、最新の個人データを維持することは、あらゆるレベルの従業員を十分に支援するためのプログラム、実務慣行および方針を策定、更新するのに役立ちます。

夏の終わりには、上級リーダー向けに強化された月次マネジメントパックの作成を開始し、パックには Race at Work とジェンダーの向上に対するチームの進捗状況の詳細が記載されています。

対外関係の最適化

当社は、自らの考えに反論し、ベストプラクティスを活用し、多様な人材プールにアクセスするために、外部パートナーとの関係を構築しています。当社は、6つのアジェンダ(障がい、性別、LGBT+、多文化、多世代および社会経済)のすべてにわたって、各地域で複数の組織とパートナーを組んでいます。

従業員レコグニション

過去1年間にわたり、パークレイズとその従業員数、ダイバーシティ、公平性、インクルージョンを推進した努力を評価されました。詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの2022年度の英文年次報告書の「人材とカルチャー」のセクションをご参照ください。

現在と将来の人材

人材獲得—現在と将来

2022年を通じて、人材需要は依然として高く、柔軟な働き方の選択肢を求める志望者からの注目度が高まっているほか、ウェルネスとウェルビーイングも重要視されています。これを受けて、当社は、ビジネスをサポートする採用担当者の人数を倍増し、また、新入社員とそのピープルリーダーが、パークレイズに入社する前でも必要とされる情報にアクセスでき、雇用契約の署名もできるオンボーディングアプリを導入する等、早期かつ効率的に人材を集め、採用する機会を追求してきました。

パークレイズは、リンクトイン(LinkedIn)のTop Companies UK 2022リストで2年連続第1位にランクインしました。リストはリンクトインのデータに基づくもので、求職者やキャリアビルダーが求人検索をし、スキルを高め、才能に投資してくれる企業を見つけるためのリソースとなっています。また、ラーニング・パフォーマンス・インスティテュート(Learning and Performance Institute)によっても認められ、パークレイズはブロンズ・ラーニング・リーダー(Bronze Learning Leader)賞を受賞しました。

世界に通用する顧客サービスとケアを提供することは、パークレイズにとって最も重要なことです。需要に応えるため、パークレイズはカスタマーケアチームを世界中で拡大し、例えば、米国でのギャップクレジットカード・ポートフォリオの取得後に、ネバダ州の米国コンタクトセンターでは 1,800 名を超える新規雇用によりほぼ倍の規模となったほか、英国の顧客サポート業務の需要が 3 倍となりました。

従業員の育成

当社は、キャリアのあらゆる段階で従業員を支援する育成提案を通じて、生涯学習のカルチャーにコミットし続けています。

パークレイズ・ラーニング・ラボ(Barclays Learning Lab)は当社の学習エコシステムです。パークレイズが設計したナレッジやスキルに関するモジュールと、外部の専門家のモジュールで構成され、従業員の現在および将来の役割をサポートするために必要な育成ツールを提供しています。従業員は、従業員とピープルリーダーの育成に分かれる様々なワークショップにアクセスできます。これは、当社のデジタルコンテンツ・プロバイダーによって補完されており、そのコンテンツは役割に特化したラーニングパスに対してマッピングされているため、従業員は自らのニーズに適した育成リソースを簡単に選ぶことができます。また、ラーニング・ラボでは、自己評価ツールを選択することができ、従業員が自分の強みや開発領域を把握できるようになっています。これらは、従業員自らの成長を促す専門的および技術的リソースを含む、ビジネス主導のソリューションによって支えられています。

パークレイズの人材を担うリーダーシップは、他者の可能性の実現を支援しています。ピープルリーダーが現在および将来関わるチームを鼓舞、成長、支援するために必要な重要なスキルと行動を身につけることができるよう、Management Unlocked プログラムを刷新しました。このプログラムは、参加者に広範囲にわたるデジタルコンテンツを提供するとともに、新たなピープルリーダーがリーダーの役割を担う際のサポートを行う、Evolution プログラムも提供しています。

また、常務取締役向けの Enterprise Leaders Summit、取締役向けの Strategic Leaders Programme、ヴァイスプレジデント向けの Aspire という、高い可能性をもった 3 つの主要なリーダーシッププログラムを運営しています。これらのプログラムは、人材を担う強力なリーダーシップ機能とともに、組織全体のリーダーシップを構築することを目的としており、パークレイズのバリューとマインドセットに沿って、従業員が人材管理に自信を持って取り組めるよう支援しています。

従業員に耳を傾ける

従業員に耳を傾けることで、当社で上手くいっている取り組みや注力すべき領域についての洞察を得ることができます。

パークレイズが年に 2 回、全従業員を対象に実施する Your View 調査では、従業員エンゲージメント、マインドセットやバリューを含む組織文化、ウェルビーイング、インクルージョン、労働慣行やツール等、幅広いテーマにわたって従業員の考慮事項を測定しています。2022 年の調査結果では、エンゲージメントとカルチャーへの取り組みがともに順調に進行していることが示されました。上級リーダーは引き続き、これらの調査結果を入手してレビューし、意思決定に役立てていきます。当社の調査やその他の従業員エンゲージメント手法から得られた結果は、従業員に共有され、パークレイズ・ピーエルシーの取締役会、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会、エグゼクティブ・コミッティー、ピープルリーダーと議論されました。

また、カルチャーをより良く理解し、従業員のパフォーマンスを向上させるための洞察を得るために、パルス調査や従業員ライフサイクルを通して展開される追加調査を活用して、Continuous Listening 戦略を進化させました。

当社は、英国コーポレート・ガバナンス・コードに沿って、従業員と対話するための方法を数多く使用しています。全従業員向けのタウンホールミーティング、スキップレベルのミーティング、DEI サミット、現場訪問、エンゲージメント調査といった対話の手法により、従業員は上級経営陣や取締役会とアイデアやフィードバックを共有することができます。

リーダー主導の対話と、デジタルおよび出版物によるコミュニケーション、ブログ、ビデオブログやポッドキャストの組み合わせを通じて、従業員に組織の戦略、パフォーマンスおよび進捗状況について最新情報を提供しています。2022 年、パークレイズ・グループの CEO は、四半期ごとの業績に関するタウンホールミーティング、主要人材プログラムに関するリスニングセッションや質疑応答等、年間 50 回を超える対話セッションを従業員とともに開催しました。また、取締役会と経営陣の双方が、従業員との有意義な双方向の対話を定期的に行うために、他の従業員エンゲージメント活動も実施しています。これにより、取締役会が従業員のフィードバックを意思決定に反映できるようになります。年間を通じて複数のチャネルを使用して実施する様々な直接的対話の方法と包括的な報告アプローチを組み合わせることで、従業員と効果的に対話することができます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、今後も従業員と直接的な対話を継続し、年次の Your View 調査によるフィードバックに耳を傾けます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーのプレジデントは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのクリティクス・ワーキング・グループ(Critics Working Group)の議長を引き続き務め、そこには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの従業員のグループが交互に招待され、課題を解決するためのアイデアとともに日々のペインポイントを共有します。このフォーラムは 2020 年 11 月に設立され、現在 7 つ目のグループが継続中です。さらに、2022 年を通して、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、コンシューマー、カードおよび決済ならびに英国のコーポレート・アンド・トランザクション・バンキングの各事業において定期的なタウンホールミーティングやスキップレベルのセッションが行われたほか、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクならびにコンシュー

マー、カードおよび決済の各事業のリーダーによる常務取締役との電話会議が定期的に行われ、戦略、業績、インクルージョン、Your View のスコア、ハイブリッドワークといった他の人材に係る重要な優先事項に関する最新情報が共有されました。リーダー主導の対話と、デジタルおよび出版物によるコミュニケーション、ブログ、ビデオブログやポッドキャストの組み合わせを通じて、全従業員に組織の戦略、パフォーマンスおよび進捗状況について最新情報を提供しています。

当社は、ユナイテッドとパークレイズ・グループ欧州フォーラムとの強力かつ効果的なパートナーシップを維持しており、どのように従業員エクスペリエンスを向上させることができるかに関するフィードバックを得るために、戦略と進捗について説明をしています。2022 年には、ハイブリッドワークへの移行と最新の DEI 戦略について、ユナイテッドと対話しました。当社はまた、従業員に影響を与える主要な変更プログラムについて従業員の代表者と協議し、強制的な雇用損失を最小限に抑えるために、リスキリングと配置転換に重点を置いています。2022 年には、組織全体の余剰従業員のさらなる削減を目的として改善されたモビリティサービスを開始し、従業員のスキルと経験に見合った役割への配置転換、また、必要に応じて従業員のスキル向上支援等を行いました。

当社の方針

当社の人材に関する方針は、パーパス、バリュー、マインドセットに沿って、長期的な成功を支援してくれる最高の人材を採用し、平等な機会を提供し、インクルーシブなカルチャーを創造するように設計されています。それらはまた、世界人権宣言および国際労働機関(ILO)の労働における基本的原則と権利に関する宣言の規定を含む、関連雇用法を反映しています。

当社は定期的に人事ポリシーを見直して更新し、より広範な DEI および人事戦略と整合的であることを確認しています。2022 年のハイブリッドワークへの移行を支援するため、当社は、従業員のニーズも考慮しながら、各役割の要求事項を満たすアプローチを可能にするため、「柔軟な働き方」に関する方針を更新しました。また、更年期や流産・死産に対する職場支援等、様々なトピックに関する方針とガイダンスを更新しました。

当社は、従業員の役割、スキル、経験、パフォーマンスに照らして、公平かつ適切な報酬を支払うことにコミットしています。つまり、報酬方針は、パーパス、バリューおよびマインドセットとリスクの期待に沿ったパフォーマンスに報いることを意味します。当社はまた、従業員が株式保有制度に加入することにより、当社のパフォーマンスから恩恵を受けることを奨励しています。

第 172 条(1)の記述

取締役会によるステークホルダーの利益に対する配慮

以下の記述は、2006 年会社法第 172 条の下、当社を成功に導く義務を遂行する際に、取締役が第 172 条(1)(a)から(f)に定める事項をどのように考慮したかを示しています。第 172 条(1)の記述は、取締役が主要なステークホルダーとどのように対話し、利益に配慮してきたかについての詳細を提供します。

2022 年の取締役会の取り組みの詳細については、英語原文 20 ページから 38 ページのガバナンス報告書をご参照ください。パークレイズ・グループがステークホルダーとどのように関与しているかの詳細は、パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書の 16 ページから 22 ページに記載されており、参照形式でこの記述に組み込まれています。

取締役会によるステークホルダーとの対話

取締役会は、年間を通じてステークホルダーと直接的・間接的に対話し、パークレイズ・バンク・グループの事業運営が主要なステークホルダーに与える影響や、ステークホルダーの関心や見解を包括的に理解することに努めています。この対話、直接的な対話と、各事業領域および主要な機能からの定期的な報告を通じた対話両方により、取締役会は、第 172 条(1)に基づく取締役会の法的義務を遵守するための主要な課題について十分な知識を得ることを確実にしています。

有価証券の過剰発行

当年度、取締役会は経営陣とともに、有価証券の過剰発行の評価と対応に取り組んできました。

パークレイズ・グループは、米国やその他の国々の顧客に対して仕組債や上場投資証券を発行する仕組商品事業を、当社を通じて展開しています。当社は、米国でこのような有価証券を発行するために、証券取引委員会(SEC)に米国証券発行登録書を提出しています。

2022 年 3 月、経営陣は、当社が 2019 年 8 月に SEC が発効を宣言したフォーム F-3 による発行登録書(2019 年 F-3)に基づく登録金額を大幅を超えて有価証券を発行したことを認識しました。その後、経営陣は、BBPLC の前証券発行登録書(前証券発行登録書)に基づいて登録された金額を超える有価証券が発行されていたことも認識しました。2017 年の SEC 和解命令により、2019 年 F-3 が提出され、前証券発行登録書が修正された時点で、当社は著名適格発行者(Well Known Seasoned Issuer)(または WKSJ)ではなくなり、SEC に一定額の証券を事前登録する必要が生じました。

経営陣が有価証券の過剰発行を認識した際、この問題は上級経営陣と取締役会にエスカレーションされ、米国と英国におけるパークレイズの規制当局に通知がなされました。取締役会は、対応策の一環として、有価証券の過剰発行が即時に及ぼす影響と、この問題の根本的な原因の両方を検討しました。

登録された金額を超えて発行された有価証券は、1933 年米国証券法上の「未登録証券」とみなされ、これらの証券の一部の募集および売出しは、登録の免除がない限り、証券の提供および販売を登録することを義務付ける証券法に準拠して行われていませんでした。そのため、米国証券法に従い、該当する証券の購入者の一部に取消権が生じることとなりました。その結果、当社は、該当する有価証券の適格購入者に対して、取締役会の承認を得て、取消申し入れを行うことを選択しました。

パークレイズはまた、有価証券の過剰発行に関する事実および状況、特に当該発行に係る統制環境について、外部弁護士主導の調査(本調査)を委託しました。本調査の結果、当社が WKSJ ではなくなったことに伴い発行に制限が課された後も、パークレイズは発行を監視する体制を整えなかったため有価証券の過剰発行が発生したと判明し、取締役は当該結果を慎重に検討しました。有価証券の過剰発行の主な原因の中には、第一に、WKSJ ではなくなったことに伴う影響を特定し、上級役員にエスカレーションすることができなかったこと、第二に、有価証券の発行に関する責任構造が分散化されていたことがありました。本調査はさらに、有価証券の過剰発行の発生はパークレイズによる統制に対する全般的な注意の欠如の結果として発生したのではなく、パークレイズの経営陣は有効な統制を維持することの重要性を一貫して強調しているとの結論を示しました。

取締役会は、BPLC の取締役会とともに、本調査を通じたものを含め、有価証券の過剰発行の根本的な原因と影響への対応に努めており、その発生を深く反省しています。また、有価証券の過剰発行により、業務上および統制上の卓越性を達成するために、組織のあらゆるレベルにパークレイズのバリューとマインドセットを組み込むことに取締役会が引き続き注力する必要があることが明確に示されました。さらに取締役会は、グループ最高責任者によって設立されたパークレイズ・グループ全体プログラムの創設を支援してきました。このプログラムでは、パークレイズが一貫して卓越した顧客およびクライアントサービス、事業運営能力、経営成績を確保できるよう、強力なリスク管理カルチャーに裏打ちされたすべての活動を基に、パークレイズ・グループの改善の取り組みにわたって課題と教訓を特定することを目指しています。

有価証券の過剰発行の詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度の英文年次報告書の英語原文 188 ページから 189 ページにある株主の Q&A をご参照ください。

ナイジェル・ヒギンズ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー会長

2023年2月14日

ガバナンス

取締役の報告書

取締役の責任に関する声明

取締役は、2006 年会社法に準拠して当社およびパークレイズ・バンク・グループの財政状態を合理的な正確性をもって表示できるよう、会計帳簿を保持する責任があります。

また、取締役は、適用される法規制に従って、戦略報告書、取締役の報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書を作成する責任もあります。

取締役は、パークレイズのウェブサイトに掲載されている英文年次報告書および財務書類の管理およびその完全性に対する責任を負います。財務書類の作成および開示を統治する英国の法令は、他の法域の法令とは異なる場合があります。

取締役には、当社の資産を保護し、虚偽およびその他の不正行為を防止・発見するために合理的に利用可能な措置を講じる全面的な責任があります。

取締役は、単一の電子報告形式の仕様に関する細則に関する欧州委員会委任規則(EU)2019/815 に従って財務書類を作成する責任があります。

現在の取締役(取締役の氏名と職務は英語原文の 25 ページに記載)は、その知る限りにおいて、以下に記載の事項を認めています。

- (a) (a) 英国が採用した国際会計基準、(b) IASB によって発行された IFRS (IFRS 解釈委員会によって発行された解釈指針を含みます)、(c) 欧州連合で適用される規則 (EC) No 1606/2002 に準拠して採用された IFRS に従って作成された財務書類が、全体として、当社とその連結事業体の資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を表していること。
- (b) 英語原文 1 ページから 18 ページの取締役の報告書内に記載されている経営陣の報告が、全体として、当社とその連結事業体の経営成績と財政状態について公正な概観を表しており、直面する主要リスクおよび不確実性に関する記載を含んでいること。

取締役会の指図に従い、

スティーブン・シャピーロ

カンパニー・セクレタリー

2023 年 2 月 14 日

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

イングランド登録。会計番号 1026167

登録事務所、ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1

リスク・レビュー

重大な既存リスクおよび新興リスク

パークレイズ・バンク・グループの将来の業績に対する重大な既存リスクおよび新興リスク

パークレイズ・バンク・グループの事業は多くのリスクにさらされており、それらリスクは特定されています。重大なリスクとは、上級経営陣が特に注意を払っているリスクであり、かつパークレイズ・バンク・グループの戦略の実行、経営成績、財政状態および／または見通しを予想から大幅に乖離させる可能性のあるリスクです。新興リスクとは未知の要素で構成されており、その影響がより長期間にわたり顕在化する可能性があるリスクを言います。また、パークレイズ・バンク・グループがコントロールできない、世界的紛争の拡大、テロ行為、自然災害、パンデミックおよび類似の事象等のその他特定の要因も、以下に詳述していませんが、パークレイズ・バンク・グループに同様の影響を及ぼす可能性があります。

複数の主要リスクに影響を与える可能性のある重大な既存リスクおよび新興リスク

i) ビジネスの状況、一般経済および地政学上の問題

パークレイズ・バンク・グループの事業は、国内外の経済および市場の状況ならびに地政学上の動向の影響を受け、それらはパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大な影響を及ぼす可能性があります。

国内外の経済および市場環境が悪化した場合、とりわけ、(i) 企業、消費者または投資家の景気に対する信頼感の低下、投資および生産性の伸びの低下につながり、さらにそれが借入需要の低下といった顧客およびクライアントの活動の低下を招く、(ii) 借手が債務を負うにつれ、デフォルト率、延滞、償却および減損費用が増加する、(iii) 資産価格が低下し、パークレイズ・バンク・グループが保有する担保の価値に影響を及ぼし、追加証拠金の要件を満たすためにパークレイズ・バンク・グループとその顧客に追加担保の必要性が生じる、(iv) 信用格付、株価およびカウンターパーティの支払能力等の要因の変化に起因するトレーディング・ポートフォリオに係る時価評価損が生じる、(v) 算定済みの ECL が修正され、減損引当金の増加につながる、といった事象が起こる可能性があります。経済状況の悪化や市場の混乱も、パークレイズ・バンク・グループの他の金融機関や外部投資家からの調達力に影響を与える可能性があります。地政学的事象によっても金融不安が生じて、経済成長に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ、以下のような事象が含まれます。

- 2022 年の世界の GDP 成長は、(a) COVID-19 パンデミックにより生じたサプライチェーンの混乱の影響、(b) 労働市場の制限と雇用コストの上昇圧力、(c) ロシアのウクライナ侵攻によって激化したエネルギー価格と食料価格の高騰によるインフレ圧力に起因して、深刻なダメージを受けました。これらの圧力により、世界の多くの国、特に英国と欧州で、進行中の「生活費」の圧迫が生じました。
- 中央銀行は、持続的なインフレ圧力を受けて、2022 年を通じて量的緩和を抑制しつつ金利を引き上げるという政策を遂行し、場合によっては量的引き締めを開始しました。
- 2023 年、急激なインフレ環境と金利の上昇はともに、特に先進国市場の経済成長に不利な影響を及ぼし、その結果失業率が上昇する可能性があります。また、COVID-19 の再流行および／または COVID-19 の発生や変異株に対応するために各国・地域で発出される移動制限は、世界経済のパフォーマンスの減速見通しをさらに悪化させる可能性も残っています。
- 英国と欧州では、政府は消費者と産業界への短期的な補助金を通じてエネルギー価格の高騰に対応し、その一部は対象セクターに対する超過利潤課税 (windfall taxes) により調達されました。これらの制度が 2023 年中に改定された場合、家計や企業財政に上昇圧力がかかる可能性があります。その結果、減損費用が増加する可能性があります。
- 英国の欧州連合 (EU) 離脱に伴う英国・EU 間取引に関する取り決めにより、(i) EU と取引する英国の顧客にとってコスト増となる、さらに／または事業に不利な影響を及ぼす、(ii) パークレイズ・バンク・グループの EU 事業に影響を与える、といった可能性が考えられます。
- EU・英国間取引の混乱は、EU および英国の経済活動に重大な影響を与える可能性があり、ひいては、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。景気が安定しない場合には、(とりわけ) 以下の結果を招く可能性があります。

- 英国の成長率の低下、失業率の上昇、および住宅価格の下落を伴う、英国および／または当社が事業を行う EU 加盟国の深刻な景気後退は、パークレイズ・バンク・グループの多くのポートフォリオに関連する減損の増加につながる可能性があります。これには、無担保貸付ポートフォリオ（クレジットカードを含みます）や商業用不動産のエクスポージャーが含まれますが、これらに限定されません。
- 市場のボラティリティの高まり（とりわけ通貨や金利等）によって、パークレイズ・バンク・グループのトレーディング勘定のポジションに影響が及ぶ可能性があり、また、パークレイズ・バンク・グループが流動性の目的で保有する銀行勘定の資産および有価証券の価値が影響を受ける可能性があります。
- パークレイズ・バンク・グループのメンバーの信用格付けが（直接的な格下げ、または英国のソブリン格下げに伴う間接的な格下げによって）1社でも下がった場合、パークレイズ・バンク・グループの資金調達コストの大幅な増加および／または資金調達源の大幅な縮小、信用スプレッドの大幅な拡大といった影響が生じる可能性があります。また、パークレイズ・バンク・グループの利ざやや流動性ポジションに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性もあります。
- 一般的に、信用スプレッドの拡大はパークレイズ・バンク・グループの債券に対する投資家の投資意欲を低下させる可能性があり、これは、パークレイズ・バンク・グループの資金調達コストおよび／または資金調達にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。
- 主要なクレジットカード・ポートフォリオならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングのエクスポージャー等、パークレイズ・バンク・グループのポートフォリオの大部分が米国に所在しています。貿易、ヘルスケアおよびコモディティ等のセクターに関する米国の特定の政策が大きく変更される可能性があり、これにより、関連するパークレイズ・バンク・グループのポートフォリオに影響が及ぶ可能性があります。米国経済のストレス、GDP の低迷およびそれに伴う為替レートの変動、貿易摩擦の高まり（米国と中国等）、ならびに金利上昇（とりわけ失業率の上昇を伴う場合）は減損水準の上昇につながり、パークレイズ・バンク・グループの経営成績と収益性に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- 地政学的緊張の高まりや保護主義的措置（米国や中国が互恵貿易関税を実施する等）の増加が、影響地域におけるパークレイズ・バンク・グループの事業に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- 中国においては、政府や規制当局の措置にもかかわらずレバレッジ水準が高いことを踏まえると、特に不動産セクターにおける債務水準が依然として懸念されます。「ゼロコロナ」政策の急速な緩和により、多くの国民がコロナに感染した場合、当初は経済の減速をもたらす可能性があります。より長期的には、市場ベースの改革から国家レベルの改革への移行が、自給率上昇と経済安全保障向上につながり、世界貿易には潜在的な負の影響が及ぶ可能性があります。
- 米国金利の上昇と天然資源需要の減速は、新興市場の経済悪化を引き起こし、これらのストレスがソブリンまたは企業の信用度の悪化による減損費用の増加につながる場合、パークレイズ・バンク・グループの経営成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

ii) COVID-19 の影響に関連するリスク

COVID-19 パンデミックはこれまでに、世界中の企業やその事業を取り巻く経済・社会環境に重大かつ不利な影響を及ぼしてきました。その結果、COVID-19 パンデミックとそれが世界経済に与える影響には、パークレイズ・バンク・グループの収益性、資本および流動性に重大かつ不利な影響を与えた、そして今後も与えるであろう要因が数多くあります。

COVID-19 パンデミックにより、パークレイズ・バンク・グループの世界中の顧客、サプライヤーおよび従業員に混乱が生じました。パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している大半の管轄区域では、人々の移動に厳しい制限が設けられ、その結果、経済活動に重大な影響が及びました。COVID-19 パンデミックが 2023 年を通じてどのように推移するかは依然として不透明であり、さらなる流行の波、変異株および／またはワクチンの効果がないことが証明された場合のリスクを除外することはできず、その結果、地域住民に再び、または追加の制限が課せられる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループは引き続き、状況を注視します。

マクロ経済予測によると、COVID-19 パンデミックの影響は、景気回復の水準と速度が依然として不透明であることから、長く続くとされます。COVID-19 パンデミックの影響が引き続き世界経済および／またはパークレイズ・バンク・グループに不利な影響を及ぼしている限りにおいて、パークレイズ・バンク・グループが現在認識していない、またはパークレイズ・バンク・グループの収益性、資本および流動性に重大な影響が現時点で見込まれていないその他のリスクの発生可能性および／または規模を増大させるという影響を与える可能性もあります。

COVID-19 の流行の波や新たな変異株の出現は、インフラやサプライチェーンの混乱、第三者が提供する業務プロセスやテクノロジーサービス、従業員の欠勤等、パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している管轄区域でパークレイズ・バンク・グループが事業運営を行う能力に影響を及ぼす可能性があります。事業の中断は、顧客（事業の中断の結果として発生した費用および損失に対してパークレイズ・バンク・グループからの弁済を求める可能性がありま

す)にとって不利益となり、結果として、風評被害だけでなく、訴訟費用(規制上の料、罰金およびその他の制裁金を含みます)を生じさせる可能性があります。

国内総生産(GDP)や失業率等のマクロ経済変数の変化は、パークレイズ・バンク・グループによる予想信用損失(ECL)のモデル化に重大な影響を及ぼします。経済環境は依然として不透明であり、COVID-19 パンデミックのさらなる流行の波や変異株の出現、関連する感染拡大防止策、ワクチンおよび/またはブースター接種の有効性の継続、ならびに中央銀行、政府およびその他機関による支援策の長期的な有効性から生じるボラティリティの増大(マクロ経済変数予測の変動によるものを含みます)により、将来の減損費用が影響を受ける可能性があります。ECLの計算に使用したマクロ経済変数の詳細については、「信用リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

上記の事象はすべて、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見通し、流動性、資本ポジションおよび信用格付け(信用格付機関による見通しまたは格付けの潜在的な変更を含みます)、ならびにパークレイズ・バンク・グループの顧客、従業員およびサプライヤーに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

iii) 金利の変動がパークレイズ・バンク・グループの収益性に及ぼす影響

英国、米国およびEUのパークレイズ・バンク・グループの主要市場では、金利の変動は、その規模や頻度が不透明であることから、パークレイズ・バンク・グループにとって重要です。

2022年の金利上昇で見られたように、金利上昇の結果として資金調達コストが増加するものの、マージンの圧縮の解除によってリテールおよびコーポレート事業の利息収入純額が増えるため、パークレイズ・バンク・グループの収益性にプラスの影響を及ぼす可能性があります。ただし、金利引き上げが予想よりも大幅または高頻度である場合、全般的に予想以上の低成長、景況感の低下、失業率の上昇を招く可能性があります。これは、金利上昇が資金調達に与える影響と相まって(とりわけ、インフレ圧力と相まって)、パークレイズ・バンク・グループの貸付ポートフォリオおよび引受業務にストレスを与える可能性があり、結果として、減損費用の増加をもたらす信用損失が増大した場合、無担保のリテール・ポートフォリオおよび非投資適格のホールセール貸付に最も顕著に影響すると考えられ、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しにも重大な影響を及ぼす可能性があります。

金利引き下げはパークレイズ・バンク・グループの純金利マージン(貸付収益と借入コストとの差異)に影響を及ぼし、プレッシャーを与える可能性があり、パークレイズ・バンク・グループの収益性と見通しに不利な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金利の変動は、パークレイズ・バンク・グループの流動資産ポートフォリオで保有されている有価証券の価値にも不利な影響を及ぼす可能性があります。その結果、パークレイズ・バンク・グループのその他の包括利益を通じて測定する公正価値(FVOCI)再評価差額を通じて、予想以上のボラティリティが発生する可能性があり、パークレイズ・バンク・グループの収益性と見通しに不利な影響を及ぼす可能性があります。

iv) 銀行および金融サービス業界の競争

パークレイズ・バンク・グループは、非常に競争の激しい環境で事業を行っています。そのような環境下で、規制改革、テクノロジーの進歩、社会の監視の高まりや一般的な経済状況の結果として起こる著しい変化に合わせて進化し、適応しなければなりません。パークレイズ・バンク・グループは、金融サービス業界の競争は今後も厳しいものになると考えており、パークレイズ・バンク・グループの将来の事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

金融サービス業界では、新たな競合他社が出現し続けています。テクノロジーの進歩やeコマースの成長により、これまで銀行商品であった電子証券取引、決済処理、オンラインの自動化アルゴリズムベースの投資助言といった商品やサービスを、ノンバンクが提供できるようになりました。また、決済処理やその他のサービスは、ブロックチェーン(暗号通貨システムで使用されます)や「後払い」決済等のテクノロジーによって大幅に混乱する可能性があります。ブロックチェーンと後払い決済は両方とも、現在、規制による監視レベルが低くなっています。さらに、中央銀行デジタル通貨の導入は、既存の銀行商品やサービスの提供に混乱を生じさせ、銀行システムとその中での商業銀行の役割に重大な影響を与える可能性があります。この混乱により、以前は銀行規制が妨げとなっていた新たな競合他社(フィンテック等)が顧客にとっての金融機関として機能し、銀行離れを引き起こす可能性があります。

新たなテクノロジーの出現と顧客行動の変化により、パークレイズ・バンク・グループは、新規の顧客やクライアントの獲得、既存の顧客やクライアントの維持、また、テクノロジー企業を含む競合他社が提供する商品やサービスに匹敵するよう、商品を改良したり適合するために追加コストを負担する必要があり、今後もその可能性があります。

競争の長期化もしくは激化、および/または銀行離れにより、パークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの価格設定に圧力がかかり、パークレイズ・バンク・グループの収益および収益性が低下する可能性があります。特に預金、銀行口座、住宅ローン貸付等の伝統的な銀行商品に関して、パークレイズ・バンク・グループが市場シェアを失う可能性もあります。この競争は、提供される商品やサービスの品質や種類、取引の実行、革新性、評判および/または価格に基づく場合があります。これらの要因は、バンキングへのアクセスに対応するための業界全体のさらなる取り組みによって、さらに悪化する可能性があります。一般的な市場環境、パフォーマンスの伸び悩み、特定の商品・サービスの販売終了の決定、支店の閉鎖、クライアントや顧客の期待の変化やその他の要因によって、パークレイズ・バンク・グループのいずれかの事業がクライアントや顧客の期待に応えられない場合、パークレイズ・バンク・グループがクライアントや顧客を獲得し、維持する能力に影響を与える可能性があります。このような影響は、パークレイズ・バンク・グループの収益低下を招く可能性があります。

v) 規制変更アジェンダおよび事業モデルへの影響

パークレイズ・バンク・グループの事業は、英国、米国、EU および当社が事業運営を行う市場における法令、規制、政策、自主的な行動規範および解釈指針の変更の影響といった、規制リスクおよび関連する規制上のリスクに継続的にさらされています。パークレイズ・バンク・グループの事業に関連する多くの規制変更は、制定国を超えて影響を及ぼす可能性があります。これは、パークレイズ・バンク・グループの規制当局が意図的に域外の影響を与える規制を制定するか、パークレイズ・バンク・グループのグローバルな事業展開により、より広範に現地の法律および規制を遵守する義務を負うことになるためです。

近年、規制当局と政府は、金融サービス業界の健全性規制や金融サービスの事業運営の両方の改革に注力してきました。講じられた措置には、資本、流動性および資金調達に関する要件の拡大、銀行による特定の活動の分離または禁止、資本市場活動の実施方法の変更、租税賦課や取引税の導入、報酬慣行の変更、ならびに事業の運営方法に関するより詳細な要件が含まれます。英国、米国、EU またはその他の地域の政府および規制当局は、既に業界リスクが特定されている領域、または新たな領域にさらに介入する可能性があり、パークレイズ・バンク・グループに不利な影響を及ぼす可能性があります。

規制上の変更がパークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジション、評判に重大な影響を及ぼす可能性がある、パークレイズ・バンク・グループの規制当局が特に注目する領域は以下の通りですが、これらに限定されるものではありません。

- とりわけグローバルな金融市場の秩序かつ透明性のある運営に関連して、企業の事業運営のあり方に対する規制当局、国際団体、組織および組合による注目の高まり
- 規制当局が組織文化、従業員の行動、内部通報に焦点を置いた結果として生じた、あらゆる行動措置の実施
- 特定の指標金利の消滅と新たなリスク・フリー参照金利への移行 (vi) 金利指標改革がパークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響で後述されます)
- ホールセール金融市場に適用される規制枠組みの見直し(事業運営、上場、証券化およびデリバティブ関連の要求事項の改革およびその他の変更を含みます)
- 人工知能やデジタル資産(データ、個人情報、開示)の活用、金融テクノロジーリスク、決済や関連インフラ、オペレーショナル・レジリエンス、仮想通貨(中央銀行のデジタル通貨やグローバルなステーブルコインを含みます)ならびにサイバーセキュリティといった顧客保護に支えられたテクノロジーの採用とデジタル販売に対する世界的な注目。これには、これらの分野における新たなおよび/または強化された規制基準の導入も含まれます
- 特に気候変動、ダイバーシティ・インクルージョン、その他の ESG リスクの管理、ESG 開示や報告義務の強化といったガバナンスやリスク管理の枠組みをめぐる企業に対する規制当局の期待の高まり
- 2022 年 12 月に発表された英国の金融サービス規制改革アジェンダおよび金融サービス・市場法案、ならびに英国およびその他の非 EU 金融機関の EU 市場へのアクセスに関する提案を含め、英国の EU 離脱後の英国の規制枠組みの継続的な発展
- 信用リスク、市場リスク、カウンターパーティリスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に対する RWA アプローチの変更、ならびに RWA フロアとレバレッジ比率の適用を含むバーゼル III パッケージ改革の実施
- 資本、流動性および資金調達に係る要件のより厳格な実施
- COVID-19 パンデミックに対する現在進行中の規制対応と、それが金融機関の信用リスク管理と引当プロセス、自己資本の適正と流動性に及ぼす影響
- 低炭素経済への移行による移行リスクとその財政的効果を含む、グローバルでの気候変動の健全性フレームワークへの組み込み
- パークレイズ・バンク・グループ内の経営陣の説明責任(例えば、英国のシニア・マネージャーおよび認証レジーム、その他施行中または検討中/導入中の同様のレジームの要求事項)、ならびに役員報酬に関する要求事項の増加
- 国際的に一貫性があり有効な運営モデルを実施するパークレイズ・バンク・グループの能力に影響を与える、サービスおよびリソースの提供をオフショアリングまたはアウトソーシングする能力、または他国に所在する金融サービス会社へ重大なリスクを移転する能力に関する国内的または超国家的な要求事項の変更
- 企業による COVID-19 パンデミック等に起因する新たな脅威への確実な対応、顧客をサイバー犯罪から守るための、金融犯罪、詐欺、市場濫用に関する基準と関連する統制フレームワークへの期待の高まり
- 経済制裁(域外的影響を有するものと地政学的緊張から生ずるものを含みます)の適用および執行
- 各国で異なる影響を及ぼす可能性のあるパークレイズ・グループおよびその個々の事業体(パークレイズ・バンク・グループを含みます)の破たん処理戦略の取り決めから生じる要求事項

- 事業の中断に対する金融機関の対応への関心の高まりを含め、オペレーショナル・レジリエンスの様々な側面に関する規制当局の期待や要求事項の増加
- 個人データの収集と利用、紛失や不正アクセスからの保護等、データのプライバシーに対する規制当局の継続的な注目
- サイバーセキュリティ・リスク、サイバーセキュリティ・ガバナンスおよびそれに対応する開示と報告義務を特定、管理するための方針と手続に対する規制当局の注目
- バークレイズ・バンク・グループやその他の金融機関に対して課されている規制上の科料やその他の措置に示されているように、内部統制とリスク管理の枠組みの有効性に対する規制当局の継続的な注目

バークレイズ・バンク・グループに対する規制当局による監督およびバークレイズ・バンク・グループに適用される規制の詳細については、「監督および規制」のセクションをご参照ください。

vi) 金利指標改革がバークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響

各国の規制当局や英国、米国および EU の中央銀行は、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) 等の主要な金利指標や指数の改革に向けた国際的な取り組みを推進してきました。このような主要な金利指標や指数は、幅広い取引において支払金額を算定するために使用され、この取り組みにより、支払金額はより信頼性のある健全なものになります。これらの金利指標改革により、特定のベンチマークや指数に関する手法や運用方法、代替的なリスク・フリー参照金利 (RFR) の採用、特定の参照金利 (LIBOR 等) の廃止、法規制の施行に著しい変更が生じました。具体的には、2021 年末をもって特定の LIBOR のテナーが終了するか、永久的に指標性を喪失しました。さらに、特定の米ドル LIBOR のテナーは 2023 年 6 月末までに終了する予定であり、米ドル LIBOR の新規使用には制限が課せられています。これらの動向にもかかわらず、金利指標改革の予測不可能な結果を考慮すると、これら動向のいずれかは、これらベンチマーク金利のいずれかに連動または参照する金融商品に関してバークレイズ・バンク・グループを含む市場参加者に不利な影響を与える可能性があります。

代替的な RFR の利用可能性および／または適合性といった潜在的な変更に伴う不確実性、顧客や第三者の市場参加者の移行プロセスへの参加、必須文書化の変更から生じる課題、ならびに参照するベンチマークの停止前にフォールバック RFR に転換またはフォールバック RFR を追加できない特定のレガシー契約に対応するための法律の影響は、これらの参照金利および指数を使用する広範な取引 (LIBOR または影響を受けるその他のベンチマークを使用して、バークレイズ・バンク・グループの金融資産・負債に含まれる支払利息を算定する証券、貸付金、デリバティブ等) に不利な影響を及ぼす可能性があり、また、バークレイズ・バンク・グループは以下のような多くのリスクにさらされる可能性があります。

- **コンダクト・リスク:** 特定の参照金利 (LIBOR 等) の使用から新たな代替的 RFR への移行に伴う措置を講じる際、バークレイズ・バンク・グループはコンダクト・リスクに直面します。これらは、バークレイズ・バンク・グループが(とりわけ)、(i) 操作的な市場活動、または虚偽や誤解を招く印象を生み出す市場活動を行っていると考えられる場合、(ii) 機密性の高い情報を誤用したり、利益相反を特定しない、適切に管理しないまたは緩和しない場合、(iii) 顧客に不適切な助言、誤解を招く情報、不適当な商品や許容できないサービスを提供する場合、(iv) 顧客に対する改善に対して一貫した手法を取らない場合、(v) クライアント・エクスポージャーに関連してコミュニケーションや移行活動を遅らせ、準備期間を十分に確保しない、または、(vi) 競合他社と情報の談合または不適切な共有を行う場合、顧客の苦情、規制上の制裁や評判に影響を及ぼす可能性があります。
- **訴訟リスク:** バークレイズ・バンク・グループのメンバーは(とりわけ)、(i) 上記で特定されたコンダクト・リスク、(ii) LIBOR ベースの契約および債券の規定の解釈および強制力、(iii) LIBOR の代替的 RFR への置き換えに対するバークレイズ・バンク・グループの備えや準備に関連して、規制上の調査および／またはその他の訴訟もしくは法的手続に直面する可能性があります。
- **金融リスク:** バークレイズ・バンク・グループの特定の金融資産・負債の評価額は変動する可能性があります。さらに、代替的 RFR への移行により、バークレイズ・バンク・グループのメンバーが特定の金融資産に対する受取額を算定しモデル化する能力や、特定の金融負債 (バークレイズ・バンク・グループの発行債券等) に対する支払額を算定する能力に影響を与える可能性があります。これは、特定の代替的 RFR (英ポンド翌日物平均 (SONIA) 金利や担保付翌日物調達金利 (SOFR) 等) がリスクバック・レートであるのに対し、ターム・レート (LIBOR 等) では、借手が利息期間の開始時に、当該利息期間末日における支払額を正確に算定することができるためです。これにより、バークレイズ・バンク・グループのキャッシュフローに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。
- **プライシング・リスク:** 既存の参照金利や指標の変更、参照金利や指標の廃止、代替的 RFR への移行は、バークレイズ・バンク・グループが特定の取引に用いる価格決定の構造に影響を与える可能性があります。
- **オペレーショナル・リスク:** 既存の参照金利や指標の変更、参照金利や指標の廃止、代替的 RFR への移行により、バークレイズ・バンク・グループの IT システム、取引報告に係るインフラ、業務プロセスや統制の変更を要求される可能性があります。さらに、支払額の算定に参照金利・指数 (LIBOR 等) を利用で

きなくなった場合、パークレイズ・バンク・グループは、新規および既存の取引のための文書の修正および／または既存の参照金利・指数から新たな参照金利・指数への移行に伴う追加的な費用を負担する可能性があります。

- ・ **会計上のリスク:** IAS 第 39 号に準拠してヘッジ会計を適用できない場合、パークレイズ・バンク・グループの経営成績が大きく変動する可能性があります。

これらの要素のいずれも、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見直しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

金利指標改革がパークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響に関する詳細については、英語原文の注記 40 をご参照ください。

vii) デリバリー・リスクと執行リスクの変更

パークレイズ・バンク・グループは、顧客の行動やニーズの変化、技術開発、規制当局の期待、競争の激化、コスト管理の取り組みに応じて、ビジネスのやり方を適応および／または変革する必要があります。そのため、変革プロジェクトの効果的な管理は、パークレイズ・バンク・グループの戦略的優先事項を成功裏に実現するために欠かせません。これには、外部主導のプログラムと、収益の成長、商品の改良および業務効率化を実現するための主要なビジネスイニシアチブの両方を提供することが含まれます。これらの優先順位を満たすために必要なプロジェクトの規模、複雑さ、また、場合によっては同時発生する要求により、執行リスクが高まる可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループの戦略を実行する能力は、運用能力およびパークレイズ・バンク・グループが事業を行う規制環境の複雑さが増すことによって制限される可能性があります。さらに、パークレイズ・バンク・グループは引き続きコスト管理の取り組みを行っていますが、期待したほどの効果が出ておらず、コスト削減目標を達成できない可能性があります。

これらの戦略的取り組みから期待される効果を実現または達成できない、さらに／または顧客およびステークホルダーの期待に応えられないことは、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、顧客の結果、見直しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

個別の主要リスクに影響を及ぼす重大な既存リスクおよび新興リスク

i) 気候リスク

EU内外において、気候変動に伴うリスクには、社会的、規制上、政治的な注目が集まっています。パークレイズ・グループは、規制当局の期待と要求事項に沿って、(i)気候変動の物理的リスク、(ii)低炭素経済への移行から生じるリスク、の双方から生じる金融リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応するため、全社リスク管理フレームワーク(Enterprise Risk Management Framework) (ERMF)に気候リスクを組み込んでいます。気候リスクは、金融リスクおよびオペレーショナル・リスクの要因であると考えられます。

気候変動による物理的リスクは多くの要因から生じるものであり、特定の気象現象(急性)や気候の長期的な変化(慢性)に関連するものです。急性の気象現象の性質と時期に関する不確実性が伴うだけでなく、その頻度と経済的影響の潜在的な深刻さは増大しています。経済への潜在的な影響には、GDP成長率の低下、失業率の上昇、サプライチェーンの混乱に伴う原材料や商品の不足、資産価格や業界の収益性の著しい変動が含まれますが、これらに限定されません。借手の不動産および事業運営に被害が生じると、生産能力の低下、業務コストの増加、資産価値および顧客の信用毀損の可能性があります。これがパークレイズ・バンク・グループのポートフォリオにおける債務不履行率の上昇、延滞、償却および減損費用につながる可能性があります。さらに、パークレイズ・バンク・グループの建物や災害対応能力も、気象現象による物理的な損害を受け、パークレイズ・バンク・グループのコスト増加につながる可能性があります。

経済が低炭素経済に移行するにつれ、パークレイズ・バンク・グループのような金融機関は、ステークホルダーの期待、政策、パークレイズ・バンク・グループが実行する貸付に影響を及ぼし得る法規制の大幅かつ急速な進展、ならびに貸付ポートフォリオやパークレイズ・バンク・グループの金融資産の価値に関連するリスクに直面する可能性があります。新しい政策や規制が施行され、市場感情や社会の嗜好が変化し、新たなテクノロジーが登場するにつれ、企業のコスト増加や商品・サービスに対する需要の減少、早期退職や資産の減損、パークレイズの顧客の売上や収益性の低下を招く可能性があります。その結果、顧客の信用や返済能力にも影響が及ぶ可能性があります。また、パークレイズ・バンク・グループは、どのような種類の事業を行っているかについての監視の強化や、不利なマスコミ報道および評判の悪化に直面する可能性があります。こうした状況が、パークレイズ・バンク・グループの商品に対する顧客の需要、特定の事業活動のリターン、ならびに特定の資産の価値およびトレーディング・ポジションに影響を及ぼし、その結果、減損費用を計上することになる可能性があります。

さらに、物理的リスクや移行期にある気候リスクの影響は、二次的な関連リスクにつながる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループのリテールおよびホールセール・ポートフォリオに影響を与える可能性があります。気候変動の影響は、物理的リスクや移行リスクの影響を受けやすいこれらセクターの損失を増加させる可能性があります。その後のデフォルトの増加や失業率の上昇は、景気後退のプレッシャーをもたらし、パークレイズ・バンク・グループのクライアントの信用度の悪化、予想信用損失(Expected Credit Loss) (ELC)の増加、リテール・クライアントの貸倒償却やデフォルトの増加につながる可能性があります。

2022年1月、気候リスクはパークレイズ・バンク・グループのERMFにおける主要なリスクの1つになりました。気候変動の結果として直面する様々な金融リスクやオペレーショナル・リスクを適切に測定、管理、開示するためのリスク・フレームワークに気候変動に関連する金融リスクやオペレーショナル・リスクを適切に組み込んでいない場合、またはパークレイズ・バンク・グループの戦略や事業モデルを、規制上の要求事項や市場の期待の変化に適時に適応させることができない場合、パークレイズ・バンク・グループの事業の成長レベル、競争力、収益性、資本要件、資金調達コスト、財政状態に重大かつ不利な影響を与える可能性があります。

2020年3月、パークレイズ・グループは、2050年までにネットゼロ・バンクになるという目標と、すべての資金調達活動をパリ協定の目標とタイムラインに合わせるというコミットメントを発表しました。これらの目標とターゲット、またはパークレイズ・グループが将来コミットする可能性のあるその他の気候関連目標またはターゲットを達成するために、パークレイズ・バンク・グループは、戦略、事業モデル、顧客に提供する商品およびサービス、ならびに金融および非金融リスク管理プロセス(気候変動の結果、パークレイズ・バンク・グループが直面する様々な金融および非金融リスクを測定および管理するプロセスを含みます)に気候への配慮を組み込む必要があります。パークレイズ・バンク・グループはまた、その戦略と事業モデルを、変化する国内外の基準、業界および科学的慣行、規制要件、ならびに気候変動に関する市場の期待に適応させなければなりません。それらはまだ発展段階にあります。これらの基準、慣行、要件、期待が、パークレイズ・グループがその目標とターゲットを達成するのに必要なコストや労力を大幅に増加させる方法で変更されないという保証はありません。さらに、地政学的問題、エネルギー安全保障、エネルギー貧困、低炭素経済への移行等、当社のコントロールが及ばない状況や外的要因の変化により、パークレイズ・グループの大望と目標はより厳しいものとなる可能性があります。パークレイズ・グループが英国または国際的な規制の進展、あるいはステークホルダーの期待の結果として、気候関連の目標とターゲットの達成を早める選択をした場合、またはそれを要求された場合、達成がさらに危ぶまれる可能性があります。

パークレイズ・グループの気候関連の目標とターゲットの達成は、パークレイズ・バンク・グループではコントロールできない多数の要素によっても影響を受けることとなり、これには物理的気候モデルによる信頼性のあるハザード予測、パークレイズ・バンク・グループの顧客の気候に関する影響を測定および評価するためのデータおよびモデルの利用可能性、パークレイズ・バンク・グループが事業を展開する市場における低炭素化のテクノロジーと支援的な公共政策が含まれます。これらの外的要因およびその他の変化が発生しない場合、または適時に発生しない場合、パークレイズ・グループは気候関連の目標とターゲット

トを達成できない可能性があり、これはパークレイズ・グループの事業、経営成績、財政状態、見直しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

気候変動に対するパークレイズ・バンク・グループのアプローチの詳細については、「気候変動リスク管理」のセクションをご参照ください。

ii. 信用リスク

信用リスクとは、ソブリンを含むクライアント、顧客またはカウンターパーティが、元本、利息、担保およびその他の債権を全額期日通りに支払うというパークレイズ・バンク・グループのメンバーに対する義務を完全に履行できないことにより、パークレイズ・バンク・グループが損失を被るリスクを指します。信用リスクは、より広範な経済状況を含む、パークレイズ・バンク・グループのコントロールが及ばない多くの要因により影響を受けます。

a) 減損

減損はIFRS第9号の要件に従って計算されており、その結果、幅広い金融指標を使用した将来の見直しをベースとしたECLに基づく損失引当金が認識されています。測定には複雑な判断を伴い、減損費用は、特にストレス条件下において変動する可能性があり、また、実際の信用損失を正確に予測することができない可能性があります。パークレイズ・バンク・グループがECLで信用損失を正確に予測できないことで、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見直しに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。

詳細については、英語原文の注記8をご参照ください。

b) 特定のポートフォリオ、セクターおよび集中

パークレイズ・バンク・グループは、借手およびカウンターパーティへの貸付金に対する信用の質および回収率の変化から生じるリスクにさらされており、パークレイズ・バンク・グループが特定のセクターの借手およびカウンターパーティ、または特定の種類の借手およびカウンターパーティに重大なエクスポージャーを有する場合には、これらのリスクの集中にさらされていることになります。これらの借手およびカウンターパーティの信用状態が悪化した場合、貸付金の回収可能性が低下し、減損費用が増加する可能性があります。したがって、以下の領域に関する不確実性のいずれも、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見直しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

- **消費者の返済能力:**「生活費」の圧迫が強まる中、特に無担保貸付において引き続き重点項目となっています。失業率、金利上昇、より広範なインフレ圧力等のマクロ経済要因が、顧客の債務返済能力に影響を与え、無担保商品および担保付商品の両方の延滞の増加につながる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループは、特に米国において、米国カード事業から生じる無担保商品の信用リスクにさらされています。
- **英国リテール、ホスピタリティおよびレジャー:** 需要の減少、コストの上昇、および英国のリテールについては、オンラインショッピングへの構造的変化が、消費者の自由裁量消費に大きく依存するセクターに引き続きプレッシャーをかけています。そのようなセクターは、生活費の圧迫や消費者に影響を与えるその他のマクロ経済要因によっても不利な影響を受ける可能性があります。これは、プレッシャーが継続する一方で、小売業、ホスピタリティ業とその貸主の債務不履行の可能性が高まり、パークレイズ・バンク・グループの英国コーポレート・ポートフォリオに対する潜在的なリスクとなります。
- **英国の不動産市場:** パークレイズ・バンク・グループのコーポレート・エクスポージャーは、経済環境の悪化、および(特にオフィスでは)リモートワークの常态化等、COVID-19パンデミック後の構造変化による影響を受けやすいです。非生活必需品に関連するセクターのテナントにサービスを提供する貸主も、家賃収入減少のリスクにさらされています。パークレイズ・バンク・グループは、不動産価格の大幅な下落により減損が増加するリスクにさらされています。さらに、住宅市場のごく一部は、火災安全基準に関する問題の改善要件等、特定評価の影響を受ける可能性があります。
- **レバレッジの引受:** パークレイズ・バンク・グループは、特に米国および英国において、単一銘柄に係るリスクを含む非投資適格引受リスクをとっています。パークレイズ・バンク・グループは、引受期間中において信用事象や市場のボラティリティにさらされており、エクスポージャーを長期間保有する必要が生じた場合、パークレイズ・バンク・グループの損失または自己資本比率の引き上げにつながる可能性があります。
- **イタリアのモーゲージおよびホールセール・エクスポージャー:** パークレイズ・バンク・グループは、住宅ローン・ポートフォリオの流出およびホールセール顧客向けポジションを通じて、イタリア経済環境の悪化にさらされています。2022年のイタリアの経済成長は、エネルギーコストの高騰、インフレ、金利上昇の影響を強く受け、新政権による高水準の公的債務の管理が困難になりました。政府がEUの要件を満たさない場合、パンデミック後の復興基金(7,500億ユーロ)からの追加支払いが発生するリスクがあり、景気回復が遅れる可能性があり、ひいては、信用損失の増加や減損費用の増加等(これらに限定されません)、パークレイズ・バンク・グループの経営成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- **石油およびガス・セクター:** 2022年中の市場エネルギー価格の高騰は、エネルギー・セクターの企業のバランスシートの健全性を回復させました。しかし、長期的には、再生可能エネルギー資源への移行に伴うコストが、石油・ガス企業にさらに多くの財務的負担を与える可能性があります。
- **航空業界:** セクターは、2022年(パンデミック時の需要減少後)に見られた航空旅行の低マージン(観光客)需要の回復への対応と、高マージンの業務渡航の構造的減少の対応に苦戦しました。この変化は実を結びつつも、パークレイズ・バンク・グループのクライアントの収益源、ひいてはその債務返済能

力に対するリスクは依然として高まっています。航空旅行が気候変動に与える影響に対する懸念の高まりは、消費者行動にも影響を及ぼし、このセクターにとってはさらなるリスクとなります。

パークレイズ・バンク・グループは、貸付業務およびトレーディング業務(デリバティブ取引を含みます)のいずれにおいても、シングル・ネームのカウンターパーティ(ブローカー、中央清算機関、ディーラー、銀行、 뮤チュアルファンド、ヘッジファンド、およびその他の機関投資家)に対して個別に大口エクスポージャーを有しています。カウンターパーティによる債務不履行が1件でも発生すれば、類似する活動に関与するクライアントに伝播し、さらに／または追加証拠金の請求により、そうしたカウンターパーティによる流動性確保のための迅速な資産処分が必要となった場合には、資産価値に不利な影響を及ぼす可能性があります。さらに、担保によって当該カウンターパーティ・リスクが軽減されている場合には、保有している担保が現金化できない場合、または貸付金もしくはデリバティブに係るエクスポージャーの全額を回収するには不十分な価格で清算されなければならない場合には、信用リスクが高い状態が続く可能性があります。こうした債務不履行は、信用損失および減損費用の増大等により、パークレイズ・バンク・グループの業績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループの信用リスクへのアプローチの詳細については、「信用リスク管理」および「信用リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

iii) 市場リスク

市場リスクとは、金利、外国為替、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、インプライド・ボラティリティや資産相関関係等の市場変数の変動から生じるパークレイズ・バンク・グループの資産・負債価値の不利な潜在的変動により損失を被るリスクを指します。

経済・金融市場の不確実性は、インフレの高まりと金融引き締め策により依然として高まっており、いずれもロシアのウクライナ侵攻とCOVID-19パンデミックによるサプライチェーンの混乱によってさらに悪化しています。混乱をきたす金利高騰の調整、ならびに貿易および地政学的緊張の悪化が、パークレイズ・バンク・グループのポートフォリオの市場リスクを高める可能性があります。

さらに、一般的に、パークレイズ・バンク・グループのトレーディング業務は、特に市場流動性に不利な影響を及ぼす場合には、資産のボラティリティが高い期間が長期化するというリスクにさらされています。このようなシナリオは、パークレイズ・バンク・グループがクライアント取引を実行する能力に影響を与える可能性があります。その結果、クライアント取引からのフロー収益の減少および／または市場リスクの上昇による既存ポートフォリオからの損失が発生する可能性があります。これらには、相場の水準やそれに伴うボラティリティの変化に応じてダイナミックに管理する必要のあるリスクのバランスを再調整することによって増加するヘッジ・コストが含まれます。

市場環境の変化はパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループの市場リスクへのアプローチの詳細については、「市場リスク管理」および「市場リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

iv) 財務および資本リスク

パークレイズ・バンク・グループが直面する財務および資本リスクには、主に3つの種類があります。

a) 流動性リスク

流動性リスクとは、パークレイズ・バンク・グループが契約上の債務もしくは偶発債務を履行できないリスク、または資産を維持するための適切な金額、期間、構成の資金および流動性を有していないリスクを指します。その結果、パークレイズ・バンク・グループは、規制上および／または内部の流動性要件を満たせなくなったり、期日通りに元本と利息の返済を行えなくなったり、日常の事業活動をサポートできなくなる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループが直面する主要な流動性リスクには以下が含まれます。

- **パークレイズ・バンク・グループの預金資金調達プロファイルの安定性:** 要求払預金または通知預金は、パークレイズ・バンク・グループが顧客および投資家の現在の信頼水準を維持できないこと、または銀行業界の競争による不利な影響を受ける可能性があります。
- **ホールセール資金調達に対する継続的なアクセス:** パークレイズ・バンク・グループは、マネー・マーケットや資本市場に定期的にアクセスし、その業務を支援するために短期および長期の有担保および無担保資金提供を行っています。カウンターパーティの信頼の喪失、または不利な市況(最近の金利上昇等)は、パークレイズ・バンク・グループの無担保および有担保のホールセール資金調達のテナーの短縮またはコストの増加、あるいはパークレイズ・バンク・グループの資金調達へのアクセスに影響を及ぼす可能性があります。
- **市場のボラティリティの影響:** 資産価格のボラティリティの上昇を伴う不利な市況は、(i) 流動性プール証券を現金化する際のデリバティブ証拠金の増加および／またはヘアカットの拡大を通じて、パークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションに不利な影響を及ぼし、(ii) パークレイズ・バンク・グループの安全な資金調達取引の実行をより困難にする可能性があります。

- **日中流動性の利用:** 日中取引目的に必要な現金および流動資産は他の用途に使用できないため、支払および証券決済システムでの担保要求額の増加が、パークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションに不利な影響を与える可能性があります。
- **オフバランスのコミットメント:** 経済情勢および市況の悪化により、顧客は、例えば、リボルビング信用枠等、顧客に提供されたオフバランスのコミットメントを利用する可能性があり、パークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションに不利な影響を与える可能性があります。
- **信用格付の変更と資金調達コストへの影響:** 信用格付けの低下(特に投資適格を下回る格下げ)は、パークレイズ・バンク・グループの短期金融市場や資本市場へのアクセスおよび/またはパークレイズ・バンク・グループが市場資金を調達できる条件への影響(例えば、調達コストの増加や信用スプレッドの拡大、デリバティブ契約やその他の担保付資金調達契約における追加担保もしくはその他の要件の追加、またはパークレイズ・バンク・グループと取引を行おうとするカウンターパーティの範囲の制限)を生じさせる可能性があります。

a) 資本リスク

資本リスクとは、自己資本の水準または構成が不十分であるため、パークレイズ・バンク・グループが通常の業務活動を行うことができない、または、通常の事業環境およびストレスのかかった状況下(実際にストレスのかかった状況と内部計画または規制上のストレステスト目的で定義されるストレスのかかった状況の両方)で規制上の所要自己資本を満たすことができないリスクを指します。これには、パークレイズ・バンク・グループの年金制度から生じるリスクも含まれます。パークレイズ・バンク・グループが直面する主要な資本リスクには以下が含まれます。

- **ブルデンシャル資本規制要件の不遵守:** これにより、パークレイズ・バンク・グループは、一部またはすべての事業活動をサポートすること、および規制上のストレステストをパスすることができなくなる可能性があります。また、投資家の投資意欲や信用格付けの低下による資金調達コストの上昇、配当への制限、および/またはパークレイズ・バンク・グループの資本もしくはレバレッジの状態を強化するための追加的な措置を講じる必要性が生じる可能性もあります。
- **為替レートの不利的変動による自己資本比率への影響:** パークレイズ・バンク・グループは、外貨建ての資本資源、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーを有しています。為替レートの変動は、これらの項目の英ポンド換算額に不利な影響を及ぼす可能性があります。そのため、パークレイズ・バンク・グループの規制上の自己資本比率は、為替レートの変動に左右されます。パークレイズ・バンク・グループのバランスシートを外貨の動向を考慮して適切に管理できない場合、パークレイズ・バンク・グループの規制上の自己資本比率およびレバレッジ比率が不利な影響を受ける可能性があります。
- **年金基金に係る不利的変動:** 確定給付年金制度の年金資産・負債に係る不利的変動は、責任準備金の積立不足および/または IAS 第 19 号に基づく会計上の積立不足を生じさせる可能性があります。これにより、パークレイズ・バンク・グループが年金制度に多額の追加拠出を行う可能性、および/または資本ポジションが悪化する可能性があります。年金基金資産の市場価額が下落するか、投資リターンが減少する可能性があります。IAS 第 19 号では、負債の割引率は優良社債の利回りに基づき算出されます。したがって、パークレイズ・バンク・グループの確定給付型年金制度の評価は、長引く低金利および/または信用スプレッド環境による割引率の長期的な低下によって、不利な影響を受けると考えられます。また、インフレは、長期的なインフレ予想が高まることで負債に不利な影響を及ぼすため、年金基金にとってのもうひとつの重要なリスク要因となります。

a) 銀行勘定における金利リスク

銀行勘定における金利リスクとは、トレーディング目的以外の資産および負債の金利エクスポージャーのミスマッチのために、パークレイズ・バンク・グループの自己資本または収益が不安定になるリスクを指します。パークレイズ・バンク・グループの銀行勘定における金利リスクの構造的ヘッジ・プログラムは、行動上の前提条件に依拠しているため、ヘッジ戦略の有効性は保証されていません。ヘッジの前提条件のバランスまたはデレージョンの潜在的なミスマッチにより、適切にヘッジされていない金利変動が生じた場合には、利益が悪化する可能性があります。金利低下も、リテールおよびコーポレート・ポートフォリオの純利ざやを圧縮する可能性があります。さらに、パークレイズ・バンク・グループの流動資産ポートフォリオは、市場金利および価格の変動により引き起こされる自己資本および/または収益のボラティリティによる影響を受け、これにより、パークレイズ・バンク・グループの資本ポジションに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループの財務および資本リスクへのアプローチの詳細については、「財務および資本リスク管理」と「財務および資本リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

v) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、プロセスまたはシステムの不備もしくは欠陥、人的要因、または根本的原因が信用リスクまたは市場リスクによるものではない外的事象等の理由によりパークレイズ・バンク・グループが損失を被るリスクを指します。これには以下のような例が含まれます。

a) オペレーショナル・レジリエンス

パークレイズ・バンク・グループは、顧客とクライアントが一貫性のある円滑な業務プロセスを期待する、競争の激しい市場において機能しています。パークレイズ・バンク・グループのテクノロジー・システム、人材の確保または第三者が提供するサービスの不備から生じるものであるかどうかにかかわらず、業務プロ

セスの障害または中断は、パークレイズ・バンク・グループ内および金融サービス業界全体における重要な固有リスクです。業務プロセス、またはパークレイズ・バンク・グループの業務プロセスが依拠しているサービスにおいてレジリエンスおよび回復機能を確立することができなければ、顧客の重大な損害、パークレイズ・バンク・グループの顧客が被った損失の弁済費用、および風評被害が発生する可能性があります。

b) サイバー攻撃

サイバー攻撃は、攻撃件数の増加と被害の増大からも分かるように、すべての業界に存在するグローバルな脅威となっています。金融セクターは依然としてサイバー犯罪、敵対国家、オポチュニストおよびハクティビストの主要なターゲットとなっています。パークレイズ・バンク・グループは、他の金融機関と同様、多くのサイバーセキュリティの侵害にあっています。

パークレイズ・バンク・グループはサイバーセキュリティ・リスクを軽減するために多大な資源を投入していますが、サイバー攻撃に対する絶対的な安全性を提供することはできません。悪質な攻撃者は、資金を盗み、データに不正アクセスし、破壊または不正操作を行い、事業運営を混乱させようとする等、その手口、策略、手法および手順はますます巧妙になっており、パッチや防御が入手可能となり提供される前の新型またはゼロデイ攻撃のように、攻撃されるか、環境に侵入されるまで分からないまたは発見されない場合もあります。また、悪質な攻撃者は、予防、検知、警戒機能を回避するための手法を開発することが増えており、これにはカウンターフォレンジック手法の利用が含まれ、対策はより困難になっています。サイバー攻撃は多種多様なソースから発生する可能性があり、パークレイズ・バンク・グループ、またはサービス・プロバイダーやその他のサプライヤー、カウンターパーティ、従業員、請負業者、顧客やクライアント等の関係者が利用するネットワーク、システム、アプリまたはデバイスに対する攻撃を含む、様々な手口でパークレイズ・バンク・グループを標的とすることがあり、パークレイズ・バンク・グループの防御範囲は広範囲かつ複雑なものになってきています。さらに、パークレイズ・バンク・グループは、クライアント、顧客、カウンターパーティ、第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーのシステムのサイバーセキュリティを直接管理することはなく、特定の脅威を効果的に保護および防御するパークレイズ・バンク・グループの能力は限定的です。パークレイズ・バンク・グループの第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーの一部は、サイバーセキュリティ侵害を経験しています。これらには、サービス・プロバイダーまたはサプライヤーの業務を混乱させ、場合によっては、パークレイズ・バンク・グループの業務に影響を与えるランサムウェア攻撃が含まれていました。このようなサイバー攻撃は今後も続くことが予想されます。

また、パークレイズ・バンク・グループのサイバーセキュリティに関する方針、手続または統制の不遵守、従業員の不正行為、人的・統治上または技術上のミスが発生した場合、サイバー攻撃をうまく予防および防御するパークレイズ・バンク・グループの能力が損なわれる可能性があります。ライフサイクルが終了した、または終了が近づいている一部のレガシーテクノロジーでは、許容範囲内の水準のセキュリティを維持できない可能性があります。パークレイズ・バンク・グループは過去にサイバーセキュリティのインシデントやニアミスを経験しており、将来もインシデントが発生することは避けられません。インターネット上で提供されるサービスの継続的拡大に対する業界全体の需要の増加や顧客の期待の高まり、インターネットベースの商品、アプリケーション、データストレージへの依存度の高まり、COVID-19 パンデミックの長期的な結果起こるパークレイズ・バンク・グループの従業員、請負業者、第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーとそのサブコントラクターの働き方の変化等の要因により、サイバーセキュリティ・リスクは高くなると見込まれます。悪質な攻撃者は、リモートワークの習慣や顧客行動の変化に乗じて、防御を逃れる新たな手口でこの状況を不当に利用しています。さらに、地政学的混乱により、パークレイズに直接的に、あるいはパークレイズの重要なサプライヤーや国家インフラを通じて間接的に影響を及ぼす可能性のあるサイバー攻撃のリスクが高まる可能性があります。2022年、パークレイズ・バンク・グループは、ロシアのウクライナ侵攻の結果、サイバー攻撃のリスク増大に直面しました。

サイバー攻撃の一般的な種類には、システムやデータに侵入するマルウェアの拡散、暗号化によってシステムとデータを利用できなくするランサムウェア攻撃、恐喝目的での事業の中断やデータ窃盗、新型またはゼロデイ攻撃、サービス拒否や分散型サービス拒否 (Distributed denial of Service) (DDoS) 攻撃、ビジネスメール詐欺を介した侵害、フィッシング、ピッシングやスミッシング等のソーシャルエンジニアリングを介した侵害、ボットネットを利用した自動攻撃、外部顧客、ベンダー、サービス・プロバイダーおよびサプライヤーのアカウント乗っ取り、内部関係者による悪質行為、過去に流出したログインとパスワードのペアを利用した認証情報の窃取やリスト型攻撃等があります。サイバー攻撃が成功すると、契約上の責任、請求、訴訟、規制当局やその他の政府による措置、既存顧客または新規顧客の喪失、パークレイズ・バンク・グループのブランドと評判の低下、その他の財務的損失等、パークレイズ・バンク・グループまたはそのクライアントや顧客に重大な被害をもたらす可能性があります。サイバー攻撃が成功すると、事業運営にも影響を及ぼす可能性が高く(サービス、ネットワーク、システム、デバイス、データの利用停止等)、その修復には多大なコストがかかる可能性があります。

世界中の規制当局は、サイバーセキュリティが金融セクターにとって増大するシステム・リスクであることを引き続き認識しており、金融機関がサイバー攻撃に対する監視、管理およびレジリエンスを向上させる必要性を強調してきました。サイバー攻撃が成功すれば、パークレイズ・バンク・グループに対する多額の規制上の罰金が生じる可能性があります。さらに、これらのリスクを軽減するために導入された新たな規制措置は、パークレイズ・バンク・グループのテクノロジーおよびコンプライアンスコストの増加につながる可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループのサイバー脅威へのアプローチの詳細については、「オペレーショナル・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。パークレイズ・バンク・グループに適用されるサイバーセキュリティ規制の詳細については、「監督および規制」のセクションをご参照ください。

c) 新技術および先端技術

テクノロジーは、パークレイズ・バンク・グループの事業および金融サービス業界にとって基本的なものです。テクノロジーの進化は、パークレイズ・バンク・グループ全体に新しく革新的なビジネス手法を開発する機会を提供しており、新たなソリューションが社内および第三者企業と共同で開発されています。例えば、決済サービス、株式、先物やオプション取引の多くが、パークレイズ・バンク・グループのシステムとその他の代替システムの両方を介して電子的に行われるようになっており、自動化が進んでいます。電子決済および電子取引システムの利用の拡大や取引市場への直接的な電子アクセスにより、パークレイズ・バンク・グループのコストベースが著しく削減される可能性がある一方、パークレイズ・バンク・グループがこれらの取引に課すコミッション、手数料やマージンが減額される可能性もあり、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、新たな形態のテクノロジーを導入することは、固有リスクを増大させる可能性があります。事業開発・運営のすべての段階において、リスクを評価、積極的に管理、および注意深くモニタリングしなければ、新たな脆弱性やセキュリティ上の欠陥をもたらし、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

d) 第三者による不正行為

不正行為の種類は様々で、進化を続けています。犯罪者は、パークレイズ・バンク・グループの事業活動を標的とし、顧客の行動や利用する商品・チャネルの変化(デジタル化された商品の利用増加やオンラインサービスの強化等)や新商品を不当に利用する機会を模索しています。詐欺的攻撃は非常に巧妙な場合があり、組織化された犯罪グループが首謀犯であることが多く、詐欺行為に利用する機密情報や個人情報を入手するために、様々な手段で顧客やクライアントを直接的に標的にしています。これらの不正行為の影響は、顧客の損害、財務上の損失(顧客が被った損失の弁済を含みます)、事業の喪失、規制当局による問責、事業機会の逸失および評判の悪化につながる可能性があります。いずれもパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

e) データ管理および情報保護

パークレイズ・バンク・グループは、個人情報、財務データおよびその他の機密情報等、大量のデータを保有・処理しており、パークレイズ・バンク・グループの事業は、EUと英国で適用される一般データ保護規則 2016/679(General Data Protection Regulation)といったデータのプライバシーや保護を規定する複雑で現在も発展途中の法律および規制の対象となっています。このデータは、(i)パークレイズ・バンク・グループのクライアント、顧客、ならびに将来のクライアントおよび顧客とその従業員(ii)パークレイズ・バンク・グループのクライアントおよび顧客のクライアントおよび顧客とその従業員、(iii)パークレイズ・バンク・グループのサプライヤー、カウンターパーティおよびその他の外部取引先とその従業員、(iv)パークレイズ・バンク・グループの従業員と将来の従業員に関連する可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループの事業とITインフラの両方がグローバルな性質を有するということは、データと個人情報が、情報が帰属する以外の国でも入手可能であることを意味します。そのため、パークレイズ・バンク・グループは、個人情報を含むデータの収集、利用、移行、保管がすべての関連法規に準拠していることを確認しなければならず、これにより、(i)パークレイズ・バンク・グループのコンプライアンスおよび業務コストの増加、(ii)新商品・サービスの開発への影響、または既存の商品・サービスの提供への影響、(iii)商品・サービスのクライアントや顧客への提供方法への影響、(iv)パークレイズ・バンク・グループの経営陣による重要な監視に対する要求、(v)パークレイズ・バンク・グループの事業、業務およびシステムの構造の一部の要素に対する非効率な方法による見直し等が生じる可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループによる個人情報を含むデータ保護の施策の有効性に対する懸念、またはこれらの施策が不十分であるという認識により、パークレイズ・バンク・グループがデータの喪失または利用停止のリスクにさらされたり、データの完全性の問題が生じる可能性があります。さらに、またはパークレイズ・バンク・グループが既存および将来のクライアントおよび顧客を失うことにより、パークレイズ・バンク・グループの収益が減少する可能性があります。さらに、パークレイズ・バンク・グループがプライバシーやデータ保護に関する関連法規や規制を遵守できない、またはそのように認識された場合、契約上の責任、請求、訴訟、規制当局またはその他の政府による措置(重大な規制上の罰金を含みます)の対象となる可能性があります。また、特定の業務や実務慣行の変更が必要となることで、パークレイズ・バンク・グループによる特定の商品やサービスの開発や販売が妨げられたり、顧客への販売コストを増加させたりする可能性があります。これらの事象はいずれも、パークレイズ・バンク・グループの評判を損なわせ、パークレイズ・バンク・グループに多額の罰金またはその他の料金を科し、パークレイズ・バンク・グループに補償的損害賠償の支払義務を負わせ、経営陣の時間と注意を奪い、そして規制当局の監督強化につながる可能性があります。他にも、事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループに適用されるデータ保護規制の詳細については、「監督および規制」のセクションをご参照ください。

f) アルゴリズム取引

インベストメント・バンキング業務の一部の領域において、トレーディング・アルゴリズムを用いて、顧客および主要取引の価格設定およびリスク管理を行っています。アルゴリズムのエラーが生じた場合、取引の誤りや重複、システムの停止、パークレイズ・バンク・グループの価格決定活動に影響を及ぼす可能性があります。また、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

g) 事務処理上のエラー

パークレイズ・バンク・グループの事業は、大量の取引を日次で処理・監視する能力に大きく依存しており、その取引の多くは非常に複雑で、多くの様々な市場で、異なる通貨建てで行われます。パークレイズ・バンク・グループの顧客基盤と地理的範囲が拡大し、特に電子取引(電子取引をクライアント、規制当局、取引所にリアルタイムで報告する要求事項も含みます)の量、スピード、頻度、複雑さが増すにつれ、業務システムやインフラの開発、保守、アップグレードはより困難なものとなり、そのような取引に関連するシステム上および人為的エラーのリスクが高まるだけでなく、関連する取引のスピードや量に起因するエラーの潜在的な影響が拡大し、その影響が限定的なものとなるようエラーの検出を迅速に行うことも難しくなっています。さらに、取引量の急増等、パークレイズ・バンク・グループが全体またはその一部を管理しきれない事象は、パークレイズ・バンク・グループの取引処理能力またはバンキングや決済サービスの提供能力に不利な影響を及ぼす可能性があります。

事務処理上のエラーは、とりわけ、(i)クライアントおよびカウンターパーティに情報、サービスおよび流動性をタイムリーに提供できない、(ii)取引の決済および/または確認ができない、(iii)送金、資本市場取引および/またはその他の取引が誤って行われる、不正に行われる、予期せぬ結果をもたらす、(iv)金融市場、取引市場または為替市場に不利な影響を及ぼす、といった結果をパークレイズ・バンク・グループにもたらす可能性があります。これらの事象のいずれも、パークレイズ・バンク・グループの顧客、クライアントおよびカウンターパーティに重大な不利益を与え(財務上の損失を含みます)、さらに/またはパークレイズ・バンク・グループが信頼を失うことになった場合には、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

h) サプライヤーに係るエクスポージャー

パークレイズ・バンク・グループは、その多くのサービス提供および技術開発をサプライヤーに依存しています。パークレイズ・バンク・グループはサプライヤーに依存している一方、サプライヤーの行動から生じるリスクについては引き続き、顧客およびクライアントに対して全面的な説明責任を負うことになり、損失を被った顧客およびクライアントに支払った金額をサプライヤーから回収できない可能性があります。外注サービス・サプライヤーおよびその下請けサプライヤーへの依存は、集中リスクを伴い、特定のサプライヤーによる失敗が顧客にとって重要なサービスを提供し続けるパークレイズ・バンク・グループの能力に影響を与える可能性があります。サプライヤー・リスクを適切に管理できないことにより、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

i) 重要な会計方針および規制上の開示に関する見積りおよび判断

財務書類の作成には、IFRSに準拠した会計方針の適用と判断の行使が求められています。収益および自己資本の規制上の開示は、関連する自己資本報告要件に従って作成され、仮定および見積りの設定が必要となります。高度な判断もしくは複雑性を伴う重要な領域、または連結および個別財務書類にとって仮定が重要となる領域には、信用に関する減損引当、税金、金融商品の公正価値、年金および退職後給付、ならびに特定行為・訴訟、競争および規制に係る引当金が含まれます(詳細は、監査済財務書類に対する注記をご参照ください)。行使された判断、または使用された見積りもしくは仮定が、その後適切でないことが判明した場合、パークレイズ・バンク・グループが予想または備えていた以上の重大な損失が生じるリスクがあります。また、会計基準や規制上の解釈指針のさらなる変更は、パークレイズ・バンク・グループの経営成績、財政状態および見通しに重大な影響を及ぼす可能性があります。

j) 税金リスク

パークレイズ・バンク・グループは、事業活動を行うすべての国の国内外の税法および慣行を遵守することが求められています。パークレイズ・バンク・グループは、追加的な税金費用もしくはその他の金融費用を被る、またはかかる法律・慣行の遵守を怠ること(パークレイズ・バンク・グループの法の解釈が税務当局の解釈指針とは異なる場合を含みます)、もしくは税務業務を適切に管理しないことによって評判を損なう可能性があります。このリスクの大半は、パークレイズ・バンク・グループの国際的な構造に起因するものです。さらに、新たな国際的税制が導入され、税務当局が世界各国の報告および開示に係る要件にますます注目し、税務管理がデジタル化される中、パークレイズ・バンク・グループのタックス・コンプライアンス義務がさらに増大する可能性があります。税源浸食と利益移転に関するOECD/G20包摂的枠組みは、2023年よりグローバル最低税率を導入する計画を発表しました。これらの規則を導入するための英国法が、2024年1月1日からパークレイズ・バンク・グループに適用される予定であり、これによりパークレイズ・バンク・グループの課税遵守の義務が拡大することになります。さらに、米国は2022年8月にインフレ抑制法(Inflation Reduction Act)を制定し、2023年1月1日から発効する調整後会計利益に対する法人代替ミニマム税を導入しました。これらの新たな税制は、システムやプロセスの変更を必要とする可能性があります。システムやプロセスの変更は、追加のオペレーショナル・リスクをもたらします。

k) 適格な従業員を雇用し、維持する能力

規制対象の金融機関として、パークレイズ・バンク・グループは、多様かつ専門的なスキルを持つ人材を必要としています。パークレイズ・バンク・グループが多様な人材を集め、育成し、維持する能力は、そのコアとなる事業活動および戦略を遂行するための鍵となります。これは、マクロ経済要因、パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している管轄区域における労働および移民政策、特定のセクターにおける業界全体の人員削減、上級役員の報酬に対する規制上の制限、長期にわたるリモートワークによる従業員エンゲージメントとウェルビーイングへの潜在的な影響等、一連の外的・内的要因の影響を受けます。適切な資格およびスキルを持つ従業員を惹きつけ、その離職を防ぐことをしなければ、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。さらに、これはサービスの中断を招き、顧客に損害を与え、評判を損なうことにつながる可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループのオペレーショナル・リスクへのアプローチの詳細については、「オペレーショナル・リスク管理」および「オペレーショナル・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

vi) モデル・リスク

モデル・リスクとは、モデルのアウトプットやレポートが正しくないか、または誤って使われているため、意思決定に不利な影響を及ぼす可能性を指します。パークレイズ・バンク・グループは、ビジネス上の意思決定および戦略策定の際の参考情報にする、リスクを計測・制限する、エクスポージャーを評価（減損の計算を含みます）する、ストレステストを実施する、RWAを計算する、自己資本の適正を評価する、新規ビジネスの受入れおよびリスク・リターンの評価をサポートする、顧客資産を管理する、報告要件を遵守する等、ビジネスおよびリスク管理活動において幅広くモデルを利用しています。

モデルは、その性質上、仮定とインプットに依拠するため、現実を表すには不完全であり、相当の不確実性を伴います。そのため、そのアウトプットの正確性に影響を与える内在する不確実性、エラーおよび不適当な使用が生じます。COVID-19 パンデミックのように前例のないシナリオに対応する際には、信頼性の高い過去の基準やデータがないため、上述の状況が悪化する可能性があります。例えば、パークレイズ・バンク・グループ全体で使用されているモデルのデータの品質は、リスクおよび財務指標の正確性および網羅性に重大な影響を与えます。モデルの不確実性、エラーおよび不適当な使用により、とりわけ、パークレイズ・バンク・グループが不適当な経営判断を下す、さらに／またはパークレイズ・バンク・グループのリスク管理および規制上の報告プロセスにおいて誤りや間違いが起こる可能性があります。この結果、重大な財務上の損失、追加的な自己資本要件、規制監督の強化および風評被害が生じる可能性があり、いずれもパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループのモデル・リスクへのアプローチの詳細については、「モデル・リスク管理」および「モデル・リスクパフォーマンス」をご参照ください。

vii) コンダクト・リスク

コンダクト・リスクとは、パークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの提供に起因する、顧客、クライアントおよび市場に対して好ましくない結果または危害のリスクを指します。このリスクは、以下の通り、様々な形で現れる可能性があります。

a) マーケット・コンダクト

パークレイズ・バンク・グループの事業は、従業員が方針および基準を遵守しない可能性、ならびに従業員の故意または過失による不法行為の事例から生じるリスクにさらされており、これらはすべて、顧客やクライアントに対する潜在的な損害、強制措置（規制上の罰金および／または制裁措置を含みます）、事業運営およびコンプライアンスのコストの増加、補償、是正措置または風評被害をもたらす可能性があり、パークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの事業に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある従業員による不正行為の例には、(i) パークレイズ・バンク・グループの商品やサービスを不適切に販売したりマーケティングしたりすること、(ii) インサイダー取引、市場操作、不正取引に関与すること、または (iii) パークレイズ・バンク・グループ、顧客または第三者に帰属する機密情報や専有情報を盗用すること、等が含まれます。これらのリスクは、多くの従業員がハイブリッドワークに移行する中、パークレイズ・バンク・グループが従業員の物理的な監視・監督に依拠できない状況ではさらに悪化する可能性があります。

b) 顧客保護

パークレイズ・バンク・グループは、顧客、なかでも脆弱な顧客が、パークレイズ・バンク・グループの金融サービスを最も有効に利用する方法について十分な情報に基づいた意思決定を行うことができるよう、また、問題が起こった場合に利用できる保護を理解できるよう努めなければなりません。顧客に対する不利な結果は、(i) 顧客と公平かつ明確なコミュニケーションがとれない、(ii) タイムリーかつ公平な方法でサービスを提供できない、(iii) 顧客データを適切に取り扱い保護することができない、(iv) 苦情処理に関する規制および法的要件の遵守を含む、顧客の不利益に対応するための適切な措置をとれない、等に起因する場合があります。その結果、パークレイズ・バンク・グループは財務上の損失と風評被害を受けるリスクにさらされています。

注力すべき重要な領域は、FCA の新しい消費者業務の履行と組み込みであり、商品とサービスに関する規則が 2023 年 7 月末に発効する予定です。これは、ガバナンスと説明責任、経営情報と報告、コミュニケーション、商品設計、エンド・ツー・エンドのカスタマージャーニー等の領域に影響を与えます。パークレイズ・バンク・グループは、この規制変更に関連して多額の追加費用を負担することが求められる可能性があります。

c) 商品の設計および見直しに係るリスク

商品やサービスは、そのライフサイクルを通して、クライアント、顧客、市場およびパークレイズ・バンク・グループのニーズを満たすものでなければなりません。しかしながら、パークレイズ・バンク・グループの商品やサービスの設計および見直しにおいて、潜在的または現実的に起こり得る顧客にとってのマイナスの結果が合理的に考慮、対処されないリスクがあり、その結果、顧客に対する損害、強制措置（規制上の罰金および／または制裁措置を含みます）、補償、是正措置や風評被害が起こる可能性があります。商品やサービスの設計と見直しは、いずれも、規制当局とパークレイズ・バンク・グループにとっての重点事項です。

d) 金融犯罪

パークレイズ・バンク・グループは、第三者または従業員が金融犯罪(マネーロンダリング、テロリストへの資金供与、経済・金融制裁違反、贈収賄・汚職、および脱税)を促すリスク、またはその商品・サービスが金融犯罪を促すのに利用されるリスクを効果的に軽減できない場合、不利な影響を受ける可能性があります。英国および米国の政府機関や規制当局は、金融犯罪対策に引き続き焦点を当てています。当該規制を遵守しない場合、深刻な罰則を含むパークレイズ・バンク・グループの規制当局による強制措置につながる可能性があります、これによりパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

e) 利益相反

利益相反の特定と管理は、パークレイズ・バンク・グループの事業、顧客との関係、およびパークレイズ・バンク・グループが事業を展開する市場の行動の基本となるものです。パークレイズ・バンク・グループに影響を及ぼす、または影響を及ぼす可能性のある利益相反を理解することにより、それらに適切に対応することができます。不適切な行為の証拠がなくても、利益相反は、パークレイズ・バンク・グループとその従業員に対する信頼を損なう不正の外見を作り出す可能性があります。パークレイズ・バンク・グループが利益相反(ビジネスまたは個人)を適切に特定および管理しない場合、パークレイズ・バンク・グループの事業、顧客および事業を展開する市場に不利な影響を及ぼす可能性があります。

f) 規制当局によるカルチャーおよび説明責任の重視

世界各国の規制当局は引き続き、適切なコンダクトを促進し、顧客、従業員、クライアントおよび市場にとってポジティブな結果を生み出せるよう、カルチャーの重要性や個人の説明責任を強調し、適切な内部報告および内部通報手続の採用を実施しています。英国のシニア・マネージャー・認証レジーム、およびコンダクト規則の要求事項および期待事項により、パークレイズ・バンク・グループの従業員に対する追加的な説明責任が強化され、ガバナンスおよび厳格性にさらに注目が集まる中、世界の各国地域で同様の要求事項が導入されています。これらの要求事項および期待事項を満たさない場合、個人およびパークレイズ・バンク・グループの双方に対する規制上の制裁につながる可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループのコンダクト・リスクへのアプローチの詳細については、「コンダクト・リスク管理」および「コンダクト・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

viii) レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクとは、行動、取引、投資、事象、意思決定またはビジネス関係がパークレイズ・バンク・グループの誠実性および／または能力に対する信頼を低下させるリスクを指します。

誠実性、コンプライアンス、顧客サービスまたは業務効率に係る標準から著しく逸脱した場合、潜在的なレピュテーション・リスクを表す可能性があります。ステークホルダーの期待は常に変化するため、レピュテーション・リスクはダイナミックであり、地域、グループおよび個人によって異なります。ある事業領域で発生するリスクは、パークレイズ・バンク・グループの全体的な評判に不利な影響を及ぼす可能性があります。主要なステークホルダーの認識次第で、ひとつの取引、投資または事象によって、パークレイズ・バンク・グループの誠実性および能力に対する信頼が低下する場合があります。パークレイズ・バンク・グループは、(i) 石炭関連や、地域環境へ不利な影響を及ぼすとされるセクターで営業活動を行う事業への融資や投資、(ii) 顧客によるパークレイズ・バンク・グループの事業やサプライチェーンにおける人権侵害（現代版奴隷制との闘争等）との潜在的な関係、ならびに(iii) 軍事関連および暴動鎮圧関連の商品やサービスの製造および輸出を行う企業への融資、といったセンシティブなトピックやセクターと関連しており、これはステークホルダーにとって（場合によっては今後）懸念事項であります。

また、レピュテーション・リスクは、パークレイズ・バンク・グループ（従業員、クライアントおよびその他の関係者を含みます）の事業活動に対する実際のもしくは認識される姿勢、パークレイズ・バンク・グループの財務実績や銀行・金融サービス業界全般における実際のもしくは認識される実務慣行に関する否定的な世論から生じる可能性があります。現代のテクノロジー、特にオンライン・ソーシャル・メディア・チャンネルや、短時間かつ最小のコストで大勢の視聴者とのコミュニケーションを可能にする他の放送ツールは、不利な情報や主張の流通・影響を著しく増大し加速させる可能性があります。否定的な世論は、特に法人預金者や個人預金者を維持し惹きつけ、また従業員を維持および鼓舞するパークレイズ・バンク・グループの能力に不利な影響を及ぼす可能性があり、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、レピュテーション・リスクは、業務上の問題またはコンダクトに係る事項から生じる可能性があり、顧客、市場の完全性、効果的な競争またはパークレイズ・バンク・グループに損害を与える可能性があります（上記の「v）オペレーショナル・リスク」をご参照ください）。

パークレイズ・バンク・グループのレピュテーション・リスクへのアプローチの詳細については、「レピュテーション・リスク管理」および「レピュテーション・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

ix) 法的リスク、ならびに法律上、競争上および規制上の事項

パークレイズ・バンク・グループは、規制の厳しいグローバル市場において事業活動を行っており、当該市場においてパークレイズ・バンク・グループとその従業員は、(i) 事業活動に適用される多くの法律や規制（これらは非常にダイナミックであり、各国地域によって異なる可能性および／または対立する可能性があり、特に新規および新興地域の特定の状況に適用する際には不明確要素が含まれる可能性があります）、ならびに(ii) パークレイズ・バンク・グループの事業や実務慣行の多様化および進化から生じる法的リスクにさらされています。いずれの場合も、パークレイズ・バンク・グループとその従業員は、法律上、規制上または契約上の要求事項といった義務をパークレイズ・バンク・グループのメンバーが履行できなかったことにより、損失を被ったり、罰金、損害賠償または料金を科されるリスクにさらされています。法的リスクは、上記で特定された重大な既存リスクおよび新興リスクの数に関連して発生する可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループまたはその従業員が適用される法律および／または規則に違反した場合、パークレイズ・バンク・グループが事業を行う管轄区域において刑事訴追、規制当局による問責、重要な金額の罰金の可能性およびその他の制裁の対象となる可能性があります。顧客またはその他の第三者がパークレイズ・バンク・グループの特定行為により損害を受けた場合、集団訴訟等の民事訴訟手続がとられる可能性があります。その他にも、パークレイズ・バンク・グループと第三者との間で、契約、法令またはコモンロー上の違反、法的権利または義務の執行等の事項に関連して、法的紛争が発生する可能性があります。これらの事項において不利な点が判明した場合には、パークレイズ・バンク・グループが第三者に対して責任を負うことになる、またはパークレイズ・バンク・グループの権利が行使されないか、パークレイズ・バンク・グループ意図、要望した通りに行使されない可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループが現在さらされている法律上、競争上および規制上の問題の詳細は、英語原文の注記 25 に記載されています。英語原文の注記 25 に具体的に記載されている事項に加え、パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として生じる様々な他の法的手続に関与しています。また、パークレイズ・バンク・グループは、現在従事している、または過去に従事した事業活動に関連して、規制当局、政府およびその他の公的機関による情報提供の要請、捜査およびその他のレビューの対象となっており、（場合によっては）パークレイズ・バンク・グループのメンバーによる財務および非財務の開示に関連する法的手続およびその他の調査の対象となる場合があります（ESG 開示に関連するものを含みますが、これに限定されません）。さらに、気候と持続可能性に関連する新たな法律や規制（または、エネルギー・セクターを売却のリスクや資金調達の問題から保護する法律や規制上のプロセス）の増加、環境的に持続可能な商品やサービスに対する投資家や顧客の需要の高まり、そして規制当局の監視により、パークレイズ・バンク・グループを含む金融機関は、その事業活動を通じて、気候変動、環境汚染、その他の社会、ガバナンス、持続可能性に関連する問題に係る訴訟リスク、コンダクト・リスク、強制執行のリスク、契約責任のリスクの増大に直面する可能性があります。さらに、株主、キャンペーン・グループ、顧客およびその他のステークホルダーグループが、気候変動および環境汚染に関する資金調達または提供について、パークレイズ・バンク・グループに対して法的措置を講じるかもしれないというリスクがあります。

パークレイズ・バンク・グループが現在さらされている、また、将来発生し得る、法律上・競争上・規制上の事項に関して、その結果を予測することは困難です（また、これらの事項に関連する当グループの財務書類上の引当金は、実際の損失をカバーするのに十分でない可能性があります）。これらの事項に関連して、パークレイズ・バンク・グループは、最終的な結果にかかわらず、多額の費用を負担する可能性があるとともに、これらの事項によって、パークレイズ・バンク・グループは以下のいずれかの結果にさらされる可能性があります。すなわち、多額の損害賠償金、和解金および／もしくは罰金、影響を受けた顧客の救済、その他の制裁金および差し止めによる救済、追加訴訟、刑事訴追、起訴から保護する既存合意事項の失効、パークレイズ・バンク・グループの事業運営に対する規制上の制約（許認可の撤回等）、規制遵守要件の強化もしくは法規制の変更、業務の停止、公的機関による処分や非難、重要な資産もしくは事業の喪失、パークレイズ・バンク・グループの評判に対する不利な影響、投資家、カウンターパーティおよび／もしくは顧客からの信頼の喪失、信用格付機関による格下げのリスク、資金調達・流動性の利用可能性および／もしくはコストに対する不利な潜在的影響、ならびに／または重要な個人の解雇もしくは辞任、という結果です。法律上・競争上・規制上の事項に伴う不確実性を踏まえると、特定の事項（過去の事項または年次報告書の日付より後に生じた事項を含みます）の結果が特定期間のパークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼさないという保証はありません。

財務書類

連結財務書類

連結損益計算書

12月31日終了事業年度	注記	修正再表示 ^a		
		2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
継続事業				
受取利息等	3	11,779	5,672	6,006
支払利息等	3	(6,381)	(2,599)	(2,846)
利息収入純額		5,398	3,073	3,160
受取手数料	4	8,171	8,581	7,417
支払手数料	4	(2,745)	(1,994)	(1,758)
手数料収入純額		5,426	6,587	5,659
トレーディング収益純額	5	7,624	5,788	7,076
投資費用純額	6	(323)	(80)	(121)
その他の収益		69	40	4
収益合計		18,194	15,408	15,778
人件費	29	(5,192)	(4,456)	(4,365)
インフラ費用	7	(900)	(1,054)	(816)
一般管理費	7	(4,879)	(4,375)	(4,202)
訴訟および特定行為	7	(1,427)	(374)	(76)
営業費用	7	(12,398)	(10,259)	(9,459)
関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分		3	4	7
子会社、関連会社および合併企業の売却益／(損)		1	(12)	126
減損前利益		5,800	5,141	6,452
信用に係る減損(費用)／戻入	8	(933)	277	(3,377)
税引前利益		4,867	5,418	3,075
税金	9	(485)	(830)	(624)
税引後利益		4,382	4,588	2,451
以下に帰属するもの:				
親会社の株主		3,650	3,957	1,774
その他の持分商品保有者		732	631	677
親会社の株主合計		4,382	4,588	2,451
税引後利益		4,382	4,588	2,451

脚注

a. 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

脚注

2006年会社法第408条で認められている通り、親会社の損益計算書は開示していません。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株主資本には、2022年12月31日終了事業年度の税引後利益27億8400万ポンド(2021年:34億3600万ポンド)が含まれています。

連結包括利益計算書

12月31日終了事業年度	修正再表示 ^b		
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
税引後利益	4,382	4,588	2,451
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失):			
為替換算再評価差額			
為替換算差額 ^a	2,411	(155)	(647)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する債券の再評価差額の変動			
公正価値の変動による純(損失)／利益	(6,376)	(1,383)	2,402
売却時に当期純利益に振替えられた純損失／(利益)	68	(248)	(251)
減損(戻入)に関連する純損失／(利益)	8	(6)	1
公正価値ヘッジによる純利益／(損失)	4,627	1,105	(1,640)
税金	449	170	(130)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額			
公正価値の変動による純(損失)／利益	(7,290)	(2,212)	1,366
当期純利益に振替えられた純利益／(損失)	543	(327)	(282)
税金	1,808	740	(291)
その他	—	—	3
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)／利益	(3,752)	(2,316)	531
損益に振替えられないその他の包括利益／(損失)			
退職給付の再測定	(755)	1,299	(77)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分商品の再評価差額の変動	—	—	1
当グループ自身の信用度に関連する損益	2,092	(105)	(810)
税金	(156)	(563)	198
損益に振替えられないその他の包括利益／(損失)	1,181	631	(688)
当期その他の包括損失	(2,571)	(1,685)	(157)
当期包括利益合計	1,811	2,903	2,294
以下に帰属するもの:			
親会社の株主	1,811	2,903	2,294
当期包括利益合計	1,811	2,903	2,294

脚注

a 為替換算差額のリサイクルによる100万ポンドの利益(2021年:2,000万ポンドの損失、2020年:800万ポンドの損失)を含みます。

b 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

連結貸借対照表

		修正再表示 ^a	
		2022年	2021年
12月31日現在	注記	(百万ポンド)	(百万ポンド)
資産			
現金および中央銀行預け金		202,142	169,085
現金担保および決済残高		107,862	88,085
貸付金(償却原価ベース)	18	182,507	145,259
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		725	3,177
トレーディング・ポートフォリオ資産	11	133,771	146,871
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	12	211,128	188,226
デリバティブ	13	302,976	262,291
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	14	45,084	45,908
関連会社および合併企業に対する投資	34	26	24
のれんおよび無形資産	21	1,665	1,449
有形固定資産	19	1,379	1,248
未収還付税		737	589
繰延税金資産	9	4,583	2,981
退職給付資産	31	4,743	3,879
その他の資産		4,209	2,706
資産合計		1,203,537	1,061,778
負債			
預り金(償却原価ベース)	18	291,579	262,828
現金担保および決済残高		96,811	79,047
レボ取引およびその他類似の担保付借入		11,965	12,769
発行債券		60,012	48,388
劣後負債	26	38,253	32,185
トレーディング・ポートフォリオ負債	11	72,460	53,291
公正価値で測定すると指定された金融負債	15	272,055	251,131
デリバティブ	13	289,206	256,523
未払税金		422	688
繰延税金負債	9	—	6
退職給付債務	31	184	246
その他の負債	22	10,779	7,249
引当金	23	858	1,110
負債合計		1,144,584	1,005,461
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	27	2,348	2,348
その他の持分商品	27	10,691	9,693
その他の剰余金	28	(1,464)	861
利益剰余金		47,378	43,415
株主資本合計		58,953	56,317
負債および株主資本合計		1,203,537	1,061,778

脚注

a. 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

英語原文148ページから262ページの財務書類は、2023年2月14日に取締役会の承認を受けました。

CS ヴェンカタクリシュナン

バークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

バークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

連結株主資本変動表

	修正再表示 ^c	修正再表示 ^c	修正再表示 ^c	修正再表示 ^c	修正再表示 ^c
	利益剰余金	株主資本合計	払込済株式資本 および株式払込 剰余金 ^a	その他の持分商 品 ^a	その他の剰余金 ^b
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2022年1月1日現在残高	43,415	56,317	2,348	9,693	861
税引後利益	3,650	4,382	—	732	—
為替換算の変動	—	2,411	—	—	2,411
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	(1,224)	—	—	(1,224)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	(4,939)	—	—	(4,939)
退職給付の再測定	(282)	(282)	—	—	—
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	—	1,463	—	—	1,463
当期包括利益合計	3,368	1,811	—	732	(2,289)
その他の持分商品の発行および償還	38	1,036	—	998	—
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(732)	—	(732)	—
従業員株式制度	419	419	—	—	—
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	(413)	(413)	—	—	—
普通株式配当金	(200)	(200)	—	—	—
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	(31)	(31)	—	—	—
当グループ自身の信用度に関連する実現損益	36	—	—	—	(36)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	750	750	—	—	—
その他の剰余金の変動	(4)	(4)	—	—	—
2022年12月31日現在残高	47,378	58,953	2,348	10,691	(1,464)

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

b 詳細については、英語原文の注記 28 をご参照ください。

c 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

	払込済株式資本 および株式払込 剰余金 ^a	その他の持分商 品 ^a	その他の剰余金 ^b	修正再表示 ^c 利益剰余金	修正再表示 ^c 株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2021年1月1日現在残高	2,348	8,621	3,183	39,558	53,710
税引後利益	—	631	—	3,957	4,588
為替換算の変動	—	—	(155)	—	(155)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(362)	—	(362)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(1,799)	—	(1,799)
退職給付の再測定	—	—	—	644	644
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	—	—	(13)	—	(13)
当期包括利益合計	—	631	(2,329)	4,601	2,903
その他の持分商品の発行および償還	—	1,072	—	3	1,075
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(631)	—	—	(631)
従業員株式制度	—	—	—	436	436
株式報酬制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(356)	(356)
普通株式配当金	—	—	—	(794)	(794)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(27)	(27)
その他の剰余金の変動	—	—	7	(6)	1
2021年12月31日現在残高	2,348	9,693	861	43,415	56,317

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

b 詳細については、英語原文の注記 28 をご参照ください。

c 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

連結キャッシュフロー計算書

12月31日終了事業年度	注記	修正再表示 ^a		
		2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
税引前利益から、営業活動からのキャッシュフロー純額への調整:				
税引前利益		4,867	5,418	3,075
非現金項目の調整:				
信用に係る減損費用/(戻入)		933	(277)	3,377
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損		483	683	441
退職給付債務を含むその他引当金繰入額		1,188	85	634
投資および有形固定資産の売却純損失/(利益)		8	12	(119)
為替レートの変動を含むその他の非現金項目の変動		(13,491)	1,968	(2,362)
営業資産および負債の変動				
現金担保および決済残高の純(増加)/減少		(1,078)	3,633	4,098
貸付金(償却原価ベース)の純(増加)/減少		(30,617)	(7,190)	7,142
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付の純減少/(増加)		2,452	5,804	(7,250)
預り金(償却原価ベース)の純増加		28,751	18,132	31,148
発行債券の純増加/(減少)		11,624	18,965	(4,113)
レポ取引およびその他類似の担保付借入の純(減少)/増加		(804)	2,326	8,411
デリバティブの純増加		(8,002)	(3,655)	(1,604)
トレーディング・ポートフォリオ資産の純減少/(増加)		13,100	(19,207)	(14,327)
トレーディング・ポートフォリオ負債の純増加		19,169	7,152	10,927
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純(増加)/減少		(1,978)	(14,960)	2,889
その他の資産の純増加		(3,311)	(2,235)	(93)
その他の負債の純増加		1,834	2,082	13
法人税等支払額		(144)	(1,239)	(12)
営業活動からのキャッシュ純額		24,984	17,497	42,275
債券(償却原価ベース)の購入		(20,014)	(6,931)	(7,890)
債券(償却原価ベース)の償還または売却による収入		12,925	2,424	3,527
その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入		(43,139)	(44,058)	(57,640)
その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却または償還による収入		42,157	47,601	53,367
有形固定資産および無形資産の購入		(540)	(758)	(303)
子会社および関連会社の処分(処分現金考慮後)		—	65	736
投資活動に伴うその他のキャッシュフロー		—	4	11
投資活動からのキャッシュ純額		(8,611)	(1,653)	(8,192)
持分商品に係る配当金およびその他のクーポン支払額		(963)	(1,452)	(982)
劣後負債の発行	26	15,381	9,099	3,856
劣後負債の償還	26	(8,367)	(7,241)	(4,746)
株式およびその他の持分商品の発行		3,134	1,072	1,134
株式およびその他の持分商品の買戻し		(2,136)	—	(903)
資本拠出		750	—	—
従業員株式制度の権利確定		(413)	(356)	(300)
財務活動からのキャッシュ純額		7,386	1,122	(1,941)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響		10,235	(4,231)	1,669
現金および現金同等物の純増加		33,994	12,735	33,811
現金および現金同等物 期首残高		185,860	173,125	139,314
現金および現金同等物 期末残高		219,854	185,860	173,125
現金および現金同等物の内訳:				
現金および中央銀行預け金		202,142	169,085	155,902
原期間3カ月未満の銀行に対する貸付金		6,229	6,473	7,281
原期間3カ月未満の中央銀行に対する現金担保残高		10,625	9,690	9,086
原期間3カ月未満の国債およびその他の適格債券		858	612	856
現金および現金同等物 期末残高		219,854	185,860	173,125

脚注

a 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

パークレイズ・バンク・グループによる利息受取額は336億5,700万ポンド(2021年:116億1,600万ポンド)であり、利息支払額は265億6,600万ポンド(2021年:74億9,300万ポンド)でした。これらの金額は、トレーディング活動から生じた利息支払額および利息受取額を含んでいます。

パークレイズ・バンク・グループは、中央銀行およびその他の規制当局に対し残高を維持することを求められており、当該残高は30億3,800万ポンド(2021年:42億6,000万ポンド)でした。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの財務書類

親会社決算報告書

貸借対照表

		2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
修正再表示 ^b			
12月31日現在	注記		
資産			
現金および中央銀行預け金		170,307	144,964
現金担保および決済残高		82,371	75,571
貸付金(償却原価ベース)	18	225,783	199,782
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		5,908	4,982
トレーディング・ポートフォリオ資産	11	83,043	96,724
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	12	247,325	236,577
デリバティブ	13	258,708	234,409
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	14	43,086	44,163
関連会社および合併企業に対する投資	34	12	12
子会社に対する投資	32	19,264	19,134
のれんおよび無形資産	21	107	109
有形固定資産	19	110	128
未収還付税		891	671
繰延税金資産	9	3,114	1,679
退職給付資産	31	4,695	3,825
その他の資産		3,188	1,941
資産合計		1,147,912	1,064,671
負債			
預り金(償却原価ベース)	18	313,895	286,761
現金担保および決済残高		64,955	56,419
レポ取引およびその他類似の担保付借入		26,307	29,202
発行債券		40,166	32,585
劣後負債	26	37,656	31,875
トレーディング・ポートフォリオ負債	11	52,093	50,116
公正価値で測定すると指定された金融負債	15	300,851	291,062
デリバティブ	13	250,567	227,991
未払税金		303	342
繰延税金負債	9	-	6
退職給付債務	31	80	104
その他の負債	22	7,980	4,597
引当金	23	592	919
負債合計		1,095,445	1,011,979
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	27	2,348	2,348
その他の持分商品	27	15,398	14,400
その他の剰余金	28	(4,552)	(1,236)
利益剰余金		39,273	37,180
株主資本合計		52,467	52,692
負債および株主資本合計		1,147,912	1,064,671

脚注

a 2006 年会社法第 408 条で認められている通り、親会社の損益計算書は開示していません。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株主資本には、2022 年 12 月 31 日終了事業年度の税引後利益 27 億 8,400 万ポンド(2021 年:34 億 3,600 万ポンド)が含まれています。

b 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

英語原文 148 ページから 262 ページの財務書類は、2023 年 2 月 14 日に取締役会の承認を受けました。

CS ヴェンカタクリシュナン

パークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

パークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

株主資本変動表

	払込済株式資本および株式払込剰余金 ^a	その他の持分商品 ^{a, b}	その他の剰余金 ^c	修正再表示 ^d 利益剰余金	修正再表示 ^d 株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2022年1月1日現在残高	2,348	14,400	(1,236)	37,180	52,692
税引後利益	—	982	—	1,802	2,784
為替換算の変動	—	—	1,149	—	1,149
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(1,232)	—	(1,232)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(4,556)	—	(4,556)
退職給付の再測定	—	—	—	(315)	(315)
当行自身の信用度に関連する剰余金	—	—	1,359	—	1,359
当期包括利益合計	—	982	(3,280)	1,487	(811)
その他の持分商品の発行および償還	—	998	—	38	1,036
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(982)	—	—	(982)
従業員株式制度	—	—	—	425	425
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(413)	(413)
普通株式配当金	—	—	—	(200)	(200)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(31)	(31)
当行自身の信用度に関連する実現損益	—	—	(36)	36	—
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	—	—	—	750	750
その他の剰余金の変動	—	—	—	1	1
2022年12月31日現在残高	2,348	15,398	(4,552)	39,273	52,467

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

b その他の持分商品にはパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した AT1 証券およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルが含まれています。当該借入金は、契約に基づき、利払いが非累積かつ裁量的であり、元本の返済はパークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日の 6 カ月前に普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。2022 年度において、当該借入金について支払われた利息は 2 億 5,000 万ポンドでした。

c 詳細については、英語原文の注記 28 をご参照ください。

d 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

株主資本変動表

	払込済株式資本および株式払込剰余金 ^a	その他の持分商品 ^{a, b}	その他の剰余金 ^c	修正再表示 ^d 利益剰余金	修正再表示 ^d 株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2021年1月1日現在残高	2,348	13,328	776	34,691	51,143
税引後利益	—	795	—	2,641	3,436
為替換算の変動	—	—	128	—	128
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	—	—	(363)	—	(363)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(1,815)	—	(1,815)
退職給付の再測定	—	—	—	612	612
当行自身の信用度に関連する剰余金	—	—	31	—	31
当期包括利益合計	—	795	(2,019)	3,253	2,029
その他の持分商品の発行および償還	—	1,072	—	3	1,075
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(795)	—	—	(795)
従業員株式制度	—	—	—	418	418
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(356)	(356)
普通株式配当金	—	—	—	(794)	(794)
優先株式およびその他の株主資本に係る配当金	—	—	—	(27)	(27)
その他の剰余金の変動	—	—	7	(8)	(1)
2021年12月31日現在残高	2,348	14,400	(1,236)	37,180	52,692

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

b その他の持分商品にはパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した AT1 証券およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルが含まれています。当該借入金は、契約に基づき、利払いが非累積かつ裁量的であり、元本の返済はパークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日の 6 か月前に普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。2021 年度において、当該借入金について支払われた利息は 1 億 6,400 万ポンドでした。

c 詳細については、英語原文の注記 28 をご参照ください。

d 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

キャッシュフロー計算書

修正再表示^a

	注記	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
12月31日終了事業年度				
税引前利益から、営業活動からのキャッシュフロー純額への調整:				
税引前利益		2,744	3,323	2,155
非現金項目の調整:				
信用に係る減損費用/(戻入)		165	(414)	1,577
子会社に対する投資の減損		2,533	107	27
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損		72	331	66
退職給付債務を含むその他引当金繰入額		996	75	505
投資および有形固定資産の売却純利益		(115)	(49)	(397)
為替レートの変動を含むその他の非現金項目の変動		(11,858)	1,002	(2,072)
営業資産および負債の変動				
現金担保および決済残高の純減少		2,671	313	1,863
貸付金(償却原価ベース)の純増加		(19,764)	(10,255)	(29,049)
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付の純(増加)/減少		(926)	6,553	(6,596)
預り金(償却原価ベース)の純増加		27,134	14,571	32,059
発行債券の純増加/(減少)		7,581	15,364	(2,662)
レポ取引およびその他類似の担保付借入の純(減少)/増加		(2,895)	1,480	18,537
デリバティブの純増加		(1,723)	(1,827)	(860)
トレーディング・ポートフォリオ資産の純減少/(増加)		13,681	(12,635)	(5,010)
トレーディング・ポートフォリオ負債の純増加		1,977	2,023	2,963
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純(増加)/減少		(959)	(9,579)	18,799
その他の資産の純増加		(3,035)	(1,989)	(83)
その他の負債の純増加		2,196	1,557	380
法人税等還付/(支払)額		422	(373)	354
営業活動からのキャッシュ純額		20,897	9,578	32,556
債券(償却原価ベース)の購入		(18,519)	(5,442)	(7,129)
債券(償却原価ベース)の償還または売却による収入		12,107	1,278	3,054
その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入		(36,084)	(37,842)	(51,368)
その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却または償還による収入		35,066	41,544	47,254
有形固定資産および無形資産の購入		(28)	(20)	(27)
子会社および関連会社の処分(処分現金考慮後)		125	65	736
子会社に対する投資の増加		(2,667)	(1,473)	(1,907)
投資活動に伴うその他のキャッシュフロー		(1)	-	8
投資活動からのキャッシュ純額		(10,001)	(1,890)	(9,379)
持分商品に係る配当金およびその他のクーポン支払額		(1,213)	(1,616)	(1,134)
劣後負債の発行	26	14,904	8,788	3,700
劣後負債の償還	26	(8,104)	(7,095)	(4,580)
株式およびその他の持分商品の発行		3,134	1,072	3,075
株式およびその他の持分商品の買戻し		(2,136)	-	(903)
資本拠出		750		
従業員株式制度に基づく株式の権利確定		(413)	(356)	(300)
財務活動からのキャッシュ純額		6,922	793	(142)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響		8,166	(2,913)	1,169
現金および現金同等物の純増加		25,984	5,568	24,204
現金および現金同等物 期首残高		159,059	153,491	129,287
現金および現金同等物 期末残高		185,043	159,059	153,491
現金および現金同等物の内訳:				

現金および中央銀行預け金	170,307	144,964	133,386
原期間 3 カ月未満の銀行に対する貸付金	3,466	3,793	10,174
原期間 3 カ月未満の中央銀行に対する現金担保残高	10,625	9,690	9,086
原期間 3 カ月未満の国債およびその他の適格債券	645	612	845
現金および現金同等物 期末残高	185,043	159,059	153,491

a 2021 年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる受取利息額は 250 億 4,800 万ポンド(2021 年:72 億 8,400 万ポンド)であり、支払利息額は 213 億 2,500 万ポンド(2021 年:54 億 9,600 万ポンド)でした。これらの金額は、トレーディング活動から生じた利息支払額および利息受取額を含んでいます。受取配当金は 18 億 6,200 万ポンド(2021 年:11 億 7,400 万ポンド)でした。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、中央銀行およびその他の規制当局に対し残高を維持することを求められており、当該残高は 10 億 7,000 万ポンド(2021 年:15 億 8,500 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

2022年12月31日終了事業年度

本セクションでは、財務書類および注記全体に関連するパークレイズ・バンク・グループの重要な会計方針および重要な会計上の見積りについて記載しています。会計方針または重要な会計上の見積りが特定の注記に関連する場合、その会計方針および／または重要な会計上の見積りは該当する注記に記載されています。

1 重要な会計方針

1. 報告事業体

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、イングランドで登録された公開有限責任会社であり、会社番号は 1026167 です。その登録事務所は、ロンドン市 E14 5HP チャーチル・ブレイス 1 に所在しています。

本財務書類は、2006 年会社法第 399 条に基づき作成されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社（パークレイズ・バンク・グループ）の財務書類です。パークレイズ・バンク・グループは、クレジットカード業務、ホールセール・バンキング業務、投資銀行業務、資産運用サービスおよび投資運用サービスを提供する主要な国際金融サービス・グループです。加えて、持株会社の個別財務書類も開示しています。

2. 国際財務報告基準への準拠

パークレイズ・バンク・グループの連結財務書類およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの個別財務書類は、英国が採用した国際会計基準に準拠して作成されています。

パークレイズ・バンク・グループの連結財務書類およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの個別財務書類はまた、表示期間について、国際会計基準審議会 (IASB) が発行した国際財務報告基準 (IFRS) (IFRS 解釈指針委員会が発行した解釈指針を含みます) との適用上の相違がないため、(1)IASB が発行した IFRS、および(2)欧州連合で適用される規則 (EC) 第 1606/2002 号に準拠して採用した IFRS (EU が採用した IFRS) に準拠して作成されています。

現在のところ英国が採用した国際会計基準と EU が採用した IFRS に相違がないため、差異の調整表は開示されていません。

連結および個別財務書類の作成にあたって適用された主要な会計方針は、以下および財務書類に対する注記の該当箇所に記載の通りです。これらの会計方針は継続的に適用されています。

3. 作成の基礎

連結および個別財務書類は取得原価主義に基づき作成されており、投資不動産および特定の金融商品に対して、関連する会計方針に記載の通り、IFRS に基づき求められるまたは認められる範囲で、公正価値評価による修正が行われます。財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの機能通貨である英ポンドで表示されており、表示単位は百万ポンドです。

本財務書類は継続企業の前提に基づき、IFRS 適用企業に適用される 2006 年会社法に従い作成しています。取締役会は、パークレイズ・バンク・グループおよび親会社が財務書類の承認日から少なくとも 12 カ月間において事業を継続するための資金源を有していると確信しているため、本財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。

この評価を行うにあたり、取締役会は、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討し、運転資本報告書 (WCR) をレビューしました。WCR は、取締役会が、パークレイズ・バンク・グループの将来の業績を評価し、継続的な規制上の要求事項を満たすために必要な資金源を保有しているかどうかを評価するために使用します。この WCR 評価は、パークレイズ・バンク・グループの中期計画から得られた将来の収益性の予測、規制上の所要自己資本および事業資金需要の予測を含む事業計画に基づいて行われます。また、WCR には内部で作成されたストレステストのシナリオが流動性や所要自己資本の予測に与える影響の評価が含まれています。使用したストレステストは、パークレイズ・バンク・グループが経験し得ると合理的に考えられる下方経済シナリオの評価に基づいています。

WCR は、パークレイズ・バンク・グループが将来のビジネス要件の下支えに十分な資本および流動性を保有しており、ストレス・シナリオにおける規制上の最低限の要求事項を引き続き上回っていることを示しました。したがって、取締役会は、パークレイズ・バンク・グループが財務書類の承認日から少なくとも 12 カ月間において継続企業として継続するのに十分な資金源を有していることが合理的に見込まれると結論付けました。

4. 会計方針

パークレイズ・バンク・グループは IFRS に準拠して財務書類を作成しています。特定の財務書類項目に関するパークレイズ・バンク・グループの重要な会計方針、ならびにそれらの項目の作成において重要な会計上の見積りおよび判断については、該当する注記に記載の通りです。財務書類全体に影響を及ぼす会計方針は、以下の通りです。

(i) 連結

パークレイズ・バンク・グループは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を適用しています。

連結財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびそのすべての子会社の財務書類を結合したものです。子会社とは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが支配力を有する事業体です。パークレイズ・バンク・グループが他の事業体に対する支配を有しているとみなされるのは、パークレイズ・バンク・グループが以下のすべてを有している場合です。

- 1) 議決権やその他の権利等を通じた、被投資会社の関連活動に対するパワー
- 2) 被投資会社への関与により生じる、変動リターンへのエクスポージャーおよび権利
- 3) 被投資会社に対するパワーを通じ当該リターンに影響を及ぼす能力

支配の評価は、すべての事実および状況を考慮して行われます。パークレイズ・バンク・グループは、支配の 3 つの要素のうちの 1 つまたは複数に変更があったことが事実および状況により示されている場合に、被投資会社を支配しているか否かの再評価を行っています。

グループ内の取引および債権債務は連結時に相殺消去されます。連結上、パークレイズ・バンク・グループ全体に一貫した会計方針が使用されます。

子会社における所有持分の変動は、支配を既に獲得した後に発生し、支配の喪失をもたらさない場合には、資本取引として会計処理されます。

連結財務書類には、パークレイズ・バンク・グループのメンバーがパートナーであるパートナーシップが含まれているため、個別パートナーシップ財務書類の作成および提出に関して、2008 年パートナーシップ(アカウント)規則の規則 7 に基づく免除が適用されています。

主要な子会社の詳細については英語原文の注記 32 をご参照ください。

(ii) 為替換算

パークレイズ・バンク・グループは、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用しています。外貨建の取引は取引日の為替レートで英ポンドに換算されます。貨幣性外貨建残高は期末の為替レートで英ポンドに換算されます。このような残高に係る為替差損益は損益計算書に計上されます。取得原価で測定する項目に係る非貨幣性外貨建残高は取引日の為替レートで計上されます。公正価値で測定する項目に係る非貨幣性外貨建残高は、公正価値測定日現在の為替レートで換算されます。

主に英国外に拠点を置く、パークレイズ・バンク・グループの在外事業(子会社、合併企業、関連会社および支店が含まれます)は、異なる機能通貨を用いることがあります。ある事業の機能通貨とは、その事業が置かれている主要な経済の通貨です。

連結される(または持分法による会計処理が行われる)前に、英ポンド建以外の事業の資産および負債は期末の為替レートで換算され、収益、費用およびその他の包括利益の項目は取引日のレートで英ポンドに換算されます。在外事業の換算から生じる換算差額は、株主資本の為替換算再評価差額に含まれます。これらの差額は、パークレイズ・バンク・グループが在外事業の全持分を処分した場合、一部処分により子会社に対する支配を喪失した場合、従来は持分法で会計処理されていた投資が金融資産として会計処理された場合、または支店内における在外事業を処分した場合に、損益計算書に振替えられます。

(iii) 金融資産および負債

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債の認識、分類および測定、認識の中止ならびに金融資産の減損に IFRS 第 9 号「金融商品」を適用しています。パークレイズ・バンク・グループは、ヘッジ会計には IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を適用しています。

認識

パークレイズ・バンク・グループは、契約当事者となった時点で、金融資産および金融負債を認識します。金融資産の分類に応じて、取引日または決済日で会計処理を行っています。

分類および測定

金融資産は、以下の 2 つの要件に基づき分類されます。

- i) 金融資産を管理する事業モデル
- ii) 契約上のキャッシュフロー特性(キャッシュフローが「元本および利息の支払のみ」(SPPI)であるか)

パークレイズ・バンク・グループは、ポートフォリオのレベルで事業モデルの要件を評価します。適用する事業モデルを決定する際に考慮される情報には、(i) 該当するポートフォリオの方針と目的、(ii)ポートフォリオのパフォーマンスとリスクがどのように管理、評価、経営陣に報告されるか、(iii)過年度の売却頻度、数量、時期、将来の売却予測、および売却の理由が含まれます。

金融資産の契約上のキャッシュフロー特性は、キャッシュフローが元本および利息の支払のみであるかに基づいて評価されます。契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみであるかを評価する際、利息は主に元本残高の貨幣の時間価値への対価および信用リスクへの対価として定義されます。貨幣の時間価値は、利息の要素のうち、時の経過だけについての対価を提供するものと定義され、金融資産の保有に伴うその他のリスクまたはコストへの対価は含まれません。元本および利息の支払のみの要件を満たさないように契約上のキャッシュフローを変更する可能性のある条件には、(i) 条件付およびレバレッジ要素、(ii)ノンリコース・アレンジメント、(iii)貨幣の時間価値を修正する要素が含まれると考えられます。

金融資産が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、その契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみである場合には、償却原価で測定されます。

金融資産が、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみである場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されます。

その他の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定されます。トレーディング目的以外の持分投資については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを当初認識時に選択する取消不能のオプションがあります。この場合、配当は損益で認識されますが、認識の中止時に利益または損失は損益に振り替えられず、IFRS 第9号の減損の要求事項は適用されません。

金融資産または金融負債のそれぞれの種類に関する会計方針は、その項目に該当する注記に含まれています。資産および負債の公正価値の決定に関するパークレイズ・バンク・グループの方針は、英語原文の注記16に記載されています。

認識の中止

パークレイズ・バンク・グループは、(i)金融資産から生じるキャッシュフローに対する契約上の権利が失効した場合、または(ii)金融資産から生じるキャッシュフローに対する契約上の権利が移転され(通常は売却による)、それとともに、(a)当該資産の実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合、もしくは(b)実質的にすべてのリスクと経済価値が移転されたわけでも保持されたわけでもないが、当該金融資産に対する支配を喪失した場合に、金融資産または金融資産の一部分の貸借対照表上での認識を中止します。

金融負債は、当該負債が決済された時点、失効した時点、または消滅した時点で認識が中止されます。著しく異なる条件(一般的に、キャッシュフローの現在の価値の10%以上の相違または著しい内容の変更)で同じ貸手と既存の金融負債を新規の負債に交換する場合、元来の金融負債の消滅と新規の金融負債の認識として会計処理されます。

パークレイズ・バンク・グループの資産および負債、それらの一部、またはそれらに関連する金融リスクを移転する取引は複雑であり、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転されたかどうか明白ではないため、定量的な分析を要することが多々あります。こうした分析では、移転前の資産キャッシュフローの変動に対するパークレイズ・バンク・グループのエクスポージャーと移転後にパークレイズ・バンク・グループが晒されているエクスポージャーを比較します。

この性質のキャッシュフローに関する分析は、判断を必要とする場合があります。特に、資産の予想将来キャッシュフローとその潜在的な変動を見積ることが必要です。予想将来キャッシュフローを見積る方法は、資産の性質に依拠し、市場と市場の黙示的なデータを可能な限り使用します。予想将来キャッシュフローに関する潜在的な変動は、一般的には、合理的な上方シナリオおよび下方シナリオを作成するため、基礎となるパラメータにストレスを加えることによって決定されます。そして、それぞれのシナリオに確率が割り当てられます。ストレスが加えられるパラメータには、デフォルト率、損失の重大性、期限前返済率が含まれることがあります。

その他類似の貸付および借入を含むリバース・レポ取引およびレポ取引の会計処理

リバース・レポ取引(および株式の借入または類似の取引)は、パークレイズ・バンク・グループが担保の移転と引き換えに貸付金または現金担保を提供する担保付貸付の一形態であり、この担保は、一般的には市場性のある有価証券の形式で、将来における固定価格での当該有価証券の返却の合意を条件とします。レポ取引とは、パークレイズ・バンク・グループが、担保の移転と引き換えに、貸付金または現金担保を取得する取引です。

パークレイズ・バンク・グループは、有価証券の再売却または返却を条件に、有価証券を購入(リバース・レポ取引)または借入れます。パークレイズ・バンク・グループは所有によるリスクおよび経済価値を獲得していないため、当該有価証券は貸借対照表には含まれません。支払対価(または提供した現金担保)は、損益を通じた公正価値での測定を指定しないまたは強制的に公正価値で測定されない限り、償却原価で貸付金として会計処理されます。

また、パークレイズ・バンク・グループは、有価証券の買戻しまたは償還を条件として、有価証券を売却(レポ取引)または貸付けます。パークレイズ・バンク・グループが実質的にすべての所有によるリスクおよび経済価値を保持しているため、当該有価証券は貸借対照表に引き続き計上されます。受領した対価(または提供された現金担保)は、損益を通じた公正価値での測定を指定しない限り、償却原価で金融負債として会計処理されます。

(iv) 発行債券および持分商品

パークレイズ・バンク・グループは、調達資金が金融負債(債務)か株主資本かの判断に、IAS 第 32 号「金融商品:表示」を適用しています。

発行済金融商品またはその構成要素は、契約内容により、パークレイズ・バンク・グループが現金またはその他の金融資産を、あるいは数量が変動する持分株式を当該商品の所有者に引き渡す義務を負っている場合、負債に分類されます。それ以外の場合には、当該商品は通常、持分商品であり、収入は取引費用控除後の金額で株主資本に含まれます。持分所有者に対する配当金およびその他の利益の分配は、支払時点、または年次株主総会でメンバーが宣言した時点で認識され、株主資本の減少として処理されます。

発行済金融商品が負債と株主資本の両方の構成要素を含む場合、これらの構成要素は別々に会計処理されます。債務の公正価値が最初に見積られ、収入の残りは株主資本に含まれます。

(v) 金利指標改革の結果生じる契約上のキャッシュフローを決定する基礎の変更

金利指標改革によって必要とされる金融商品の契約上のキャッシュフローを決定する基礎の変更は、実効金利の更新によって会計処理され、直ちに損益は認識されません。この実務上の便法が適用されるのは、(1)改革の直接的な結果として契約上のキャッシュフローの変更が必要であり、かつ(2)契約上のキャッシュフローを決定する新しい基礎が従前の基準と経済的に同等である場合に限られます。金利指標改革によって必要とされる変更に加えて変更が行われた場合には、まず実務上の便法が適用され、その後、金融商品の修正に関する通常の IFRS 第 9 号の要求事項が適用されます。

金利指標改革に関するヘッジ会計方針の詳細については、英語原文の注記 13 をご参照ください。

金利指標改革に関連する開示の詳細については、英語原文の注記 40 をご参照ください。

(vi) キャッシュフロー計算書

現金は、手許現金および中央銀行預け金で構成されています。現金同等物は、銀行に対する貸付金、決済制度に関連する中央銀行に対する現金担保残高、ならびに国債およびその他の適格債券で、いずれも原期間が 3 カ月以下のものから構成されています。レポ取引およびリバース・レポ取引は、現金同等物の一部とはみなされません。

貸借対照表上貸付金として表示される債券(償却原価ベース)に対する投資は、現金同等物とみなされる金融商品を除き、キャッシュフロー計算書上は投資活動とみなされます。

5. 新しいおよび修正された基準および解釈指針

適用された会計方針は継続的に適用されています。

今後の会計基準

IASB は以下の会計基準を発行しましたが、これらは発効前です。

IFRS 第 17 号「保険契約」

2017 年 5 月、IASB は、認識および測定、ならびに表示および開示を対象とする保険契約に関する包括的な新会計基準である IFRS 第 17 号「保険契約」を公表しました。IFRS 第 17 号は、2005 年に発行された IFRS 第 4 号「保険契約」に置き換わるものです。2020 年 6 月、IASB は IFRS 第 17 号の修正を公表しました。これは、保険の補償を提供するクレジットカード契約および類似契約については適用範囲外、重大な保険リスクを移転する貸付契約については任意の適用範囲外であり、発行された金融保証のみが IFRS 第 9 号の適用範囲であることを新たに含めるものです。

IFRS 第 17 号は、発行体の種類にかかわらず、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、直接保険および再保険)ならびに任意参加の特性を有する特定の保証および金融商品に適用されます。いくつかの適用範囲に関する例外事項が適用されます。

IFRS 第 17 号は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効します。パークレイズ・バンク・グループは、IFRS 第 17 号の影響に重要性はないと考えています。

負債の流動・非流動の分類—IAS 第 1 号の修正

2020 年 1 月、IASB は IAS 第 1 号の修正を公表しました。これは、貸借対照表における負債の表示を明確にするもので、2024 年 1 月 1 日から発効します。

この修正は、企業が負債の決済を報告期間後少なくとも 12 カ月間延期する権利を有する場合にのみ、負債を非流動として分類すべきであるとし、(i)決済を延期する権利は、報告期間末日時点で存在しなければならないこと、(ii)決済を延期する権利を行使するかどうかについての経営陣の意図または期待は分類に影響を与えないことを明確にしています。また、貸出条件が分類にどのように影響するか、また、企業が自ら資本性金融商品を発行することによって決済する、または決済する可能性のある負債の分類についても明確にしています。

2022年10月、IASBはIAS第1号のさらなる修正を公表しました。これは、負債の決済を少なくとも12カ月間延期する権利が財務制限条項の遵守を条件とする場合の企業が提供する情報の改善、また、そのような債務の流動・非流動の分類に関するステークホルダーの懸念に対応するものです。

会計方針の開示—IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号の修正

2021年2月、IASBはIAS第1号の修正を発行しました。この修正では、企業が重要な会計方針ではなく、重要性がある会計方針を開示することを求めています。IFRS実務記述書第2号の修正は、重要性の概念および会計方針情報への適用に関する指針を提供するものです。

当該修正において、会計方針情報は、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るならば、重要性があるとされます。

当該修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度について発効し、同日から適用されます。

会計上の見積りの定義—IAS第8号の修正

2021年2月、IASBはIAS第8号の修正を発行しました。この修正は、会計上の見積りの変更の定義を、会計上の見積りの定義に置き換えるものです。

新しい定義において、会計上の見積りとは、測定上の不確実性にさらされる財務諸表上の金額と明確化されています。企業の会計方針によって、直接観察できない金額での測定が必要な場合、この目的を達成するために会計上の見積りを行わなければなりません。

当該修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度について発効し、同日から適用されます。

6. 重要な会計上の見積りおよび判断

IFRSに準拠した財務諸表の作成には、見積りの使用が必要となります。また、経営陣は会計方針の適用にあたり判断を行うことが求められます。より高度な判断を伴うまたはより複雑な主要分野、あるいは連結および個別財務書類に対して仮定が重要である分野は、該当する注記において強調されています。重要な会計上の見積りおよび判断は以下に開示されています。

- 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 英語原文 189 ページ から 192 ページ
- 法人税等 英語原文 193 ページから 197 ページ
- 金融商品の公正価値 英語原文 213 ページから 225 ページ
- 年金および退職後給付—債務 英語原文 253 ページから 261 ページ
- 法律、競争および当局関連を含む引当金 英語原文 236 ページから 243 ページ

7. その他の開示

関連する情報を1カ所にまとめることにより、透明性を向上させ、参照を容易にするために、IFRSにおいて要求されている開示の一部は、以下の通りリスクレビューのセクションに含まれています。

- 信用リスク 59 ページから 60 ページおよび 70 ページから 110 ページ
- 市場リスク 60 ページから 61 ページおよび 112 ページから 113 ページ
- 財務および資本リスク—資本 61 ページから 62 ページおよび 125 ページから 126 ページ
- 財務および資本リスク—流動性 61 ページから 62 ページおよび 115 ページ

これらの開示は(英語原文 145 ページから 165 ページに含まれている)監査報告書の対象です。

1a 財務書類の修正再表示

2022年12月31日終了事業年度の本連結財務書類(本財務書類)の比較情報は、2019年8月にSECが発効を宣言したフォームF-3によるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの証券発行登録書(2019年F-3)およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの前証券発行登録書(前証券発行登録書)に基づき登録された最大総募集価格を超える有価証券の過剰発行(有価証券の過剰発行)の影響に関する引当金および偶発債務の両方の開示を反映するように修正再表示されています。比較数値は、2021年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fの提出において修正再表示された2021年と一致するように再表示されています。

2017年のSEC和解命令により、2019年F-3が提出され、前証券発行登録書が修正された時点で、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは著名適格発行者（またはWKSI）ではなくなり、1933年米国証券法（改正）（証券法）規則第405条で定義される「非適格発行者」となったため、SECに一定額の証券を事前登録する必要が生じました。

2022年3月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2019年F-3に基づいてSECに登録された金額を大幅に超えて米国で証券を発行したことを認識しました。その後、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは前証券発行登録書に基づきSECに登録した金額を超える証券が発行されていたことも認識しました。過剰発行された有価証券は、仕組債と上場投資証券（ETN）で構成されていました。そのため、これらの証券の一部の募集および売出しは証券法に準拠して行われておらず、証券の購入者の一部に取消権が生じることとなりました。証券法第12条(a)(1)に基づき、発行登録されていなかった有価証券の購入者の一部は、当該有価証券の引渡しに際し、有価証券の対価と利息から受領した収入を差し引いた金額、または購入者が有価証券を売却し損失が発生した場合には損害賠償（取消価格）を受け取る権利を有しています。その結果、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、影響を受けた有価証券の適格購入者に対して、取消価格で取消の申し入れ（取消申し入れ）を行いました。

一部の投資家の取消権に関連するコストの一部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2021年12月31日終了事業年度の財務書類に起因するものでした。したがって、本財務書類の比較情報は修正再表示されています。修正再表示は、2021年12月31日終了事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、親会社の包括利益計算書、連結貸借対照表、親会社の貸借対照表、連結株主資本変動表、親会社の連結株主資本変動表、連結キャッシュフロー計算書ならびに親会社のキャッシュフロー計算書に影響を及ぼします。2020年12月31日終了事業年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが過年度に報告した財務書類に重要な影響はありませんでした。

修正再表示の影響は以下の通りです。

- 2021年12月31日終了事業年度の連結損益計算書において、訴訟および特定行為に係る費用が2億2,000万ポンド過少計上されていたため、営業費用合計の報告額が100億3,900万ポンドから102億5,900万ポンドへと増加しました。
- 連結貸借対照表において、引当金の報告額が8億9,000万ポンドから11億1,000万ポンドへと増加しました。
- 親会社の貸借対照表において、引当金の報告額が6億9,900万ポンドから9億1,900万ポンドへと増加しました。
- 連結損益計算書において、税金費用の報告額が8億8,000万ポンドから8億3,000万ポンドと、5,000万ポンド減少し、それに対応して、連結貸借対照表における未払税金の報告額が7億3,800万ポンドから6億8,800万ポンドへと減少しました。
- 親会社貸借対照表において、未払税金が3億9,200万ポンドから3億4,200万ポンドへと減少しました。
- 修正再表示全体の影響により、パークレイズ・バンク・グループの税引後利益が47億5,800万ポンドから45億8,800万ポンドへと減少しました。
- 修正再表示全体の影響により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの税引後利益が36億600万ポンドから34億3,600万ポンドへと減少しました。
- 連結財務書類および親会社財務書類は、引当金の2億2,000万ポンドの増加と、税金費用の5,000万ポンドの減少を反映するよう修正再表示されました。
- 公正価値で測定すると指定された金融負債の契約上の満期プロファイルは、有価証券の過剰発行の影響を反映するよう修正再表示されました。

以下の表は、修正再表示の影響を受けた連結財務書類の各勘定科目を反映しています。

2021年12月31日終了事業年度	報告額(百万ポンド)	修正再表示(百万ポンド)	修正再表示後(百万ポンド)
連結損益計算書に係る影響			
訴訟および特定行為	(154)	(220)	(374)
営業費用合計	(10,039)	(220)	(10,259)
税引前利益	5,638	(220)	5,418
税金	(880)	50	(830)
税引後利益	4,758	(170)	4,588
連結包括利益計算書に係る影響			
税引後利益	4,758	(170)	4,588
当期包括利益合計	3,073	(170)	2,903
連結貸借対照表に係る影響			
負債			
未払税金	738	(50)	688
引当金	890	220	1,110
負債合計	1,005,291	170	1,005,461
株主資本			
利益剰余金	43,585	(170)	43,415
株主資本合計	56,487	(170)	56,317
連結キャッシュフロー計算書に係る影響			
税引前利益	5,638	(220)	5,418
非現金項目の調整:			
退職給付債務を含むその他引当金繰入額	(135)	220	85

修正再表示の財務上の影響は、英語原文の注記 2、7、9 および 23 に記載されています。また、英語原文の注記 25(法律、競争および当局関連)も有価証券の過剰発行を反映して修正再表示されています。

以下の表は、修正再表示の影響を受けた親会社財務書類の各勘定科目を反映しています。

2021年12月31日終了事業年度	報告額 (百万ポンド)	修正再表示 (百万ポンド)	修正再表示後 (百万ポンド)
親会社の貸借対照表に係る影響			
負債			
未払税金	392	(50)	342
引当金	699	220	919
負債合計	1,011,809	170	1,011,979
株主資本			
利益剰余金	37,350	(170)	37,180
株主資本合計	52,862	(170)	52,692
親会社の株主資本変動表に係る影響			
税引後利益	3,606	(170)	3,436
当期包括利益合計	2,199	(170)	2,029
親会社のキャッシュフロー計算書に係る影響			
税引前利益	3,543	(220)	3,323
非現金項目の調整:			
退職給付債務を含むその他引当金繰入額	(145)	220	75

本セクションに記載されている注記は、パークレイズ・バンク・グループの実績と業績に焦点を当てています。ここには、セグメントの業績、発生した収益、発生した支出、税金および配当に関する情報が含まれています。

2 セグメント別報告

セグメント別報告の表示

パークレイズ・バンク・グループのセグメント別報告は、IFRS 第8号「事業セグメント」に準拠しています。事業セグメントは、その資源配分および業績評価に対する責任を有し、最高位経営意思決定者として識別されるエグゼクティブ・コミッティーへの内部報告と整合する方法で報告されています。事業セグメント間の取引はすべて独立第三者間ベースで行っており、セグメント間の収益および費用は、本社で相殺消去されます。各セグメントに直接関連する収益および費用は、事業セグメントの業績評価に含まれます。

パークレイズ・バンク・グループの事業部門は、セグメント別報告の目的上、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、コンシューマー、カードおよび決済事業と定義されています。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンクには、グローバル市場業務、インベストメント・バンキング業務およびコーポレート・バンキング業務が含まれます。
- コンシューマー、カードおよび決済事業には、国際カード・コンシューマー・バンク業務、プライベート・バンク業務および決済業務が含まれます。

また、以下の表には本社が含まれており、本社は本社部門および特定の集中管理部門（パークレイズ・バンク・グループのサービス会社のフルタイム相当の従業員数を含みます）から構成されています。

事業部門別業績の内訳

	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (百万ポンド)	コンシューマー、カードおよび決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	パークレイズ・バンク・グループ (百万ポンド)
2022年12月31日終了事業年度				
収益合計	13,722	4,547	(75)	18,194
営業費用	(8,011)	(2,800)	(160)	(10,971)
訴訟および特定行為	1,189	(230)	(8)	(1,427)
営業費用合計	(9,200)	(3,030)	(168)	(12,398)
その他の収益純額 ^a	3	1	—	4
減損前利益	4,525	1,518	(243)	5,800
信用に係る減損費用	(119)	(814)	—	(933)
税引前利益／(損失)	4,406	704	(243)	4,867
資産合計(億ポンド)	11,112	799	124	12,035
従業員数(フルタイム相当数)	8,000	2,900	11,000	21,900
平均従業員数(フルタイム相当数)				21,100

	修正再表示 ^b コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク		本社 (百万ポンド)	修正再表示 ^b パークレイズ・バン ク・グループ (百万ポンド)	
	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク (百万ポンド)	コンシューマー、カー ドおよび決済事業 (百万ポンド)		パークレイズ・バン ク・グループ (百万ポンド)	
2021年12月31日終了事業年度					
収益合計	12,481	3,337	(410)	15,408	
営業費用	(7,169)	(2,316)	(400)	(9,885)	
訴訟および特定行為	(237)	(108)	(29)	(374)	
営業費用合計	(7,406)	(2,424)	(429)	(10,259)	
その他の収益／(費用)純額 ^a	(8)	1	(1)	(8)	
減損前利益	5,067	914	(840)	5,141	
信用に係る減損(費用)／戻入	461	(185)	1	277	
税引前利益／(損失)	5,528	729	(839)	5,418	
資産合計(億ポンド)	9,862	644	112	10,618	
従業員数(フルタイム相当数)	7,800	2,600	9,800	20,200	
平均従業員数(フルタイム相当数)				20,300	

脚注

a その他の収益／(費用)純額は、関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分、ならびに子会社、関連会社および合併企業の売却益(損)を表します。

b 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク		本社 (百万ポンド)	パークレイズ・バン ク・グループ (百万ポンド)	
	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク (百万ポンド)	コンシューマー、カー ドおよび決済事業 (百万ポンド)		パークレイズ・バン ク・グループ (百万ポンド)	
2020年12月31日終了事業年度					
収益合計	12,607	3,490	(319)	15,778	
営業費用	(7,125)	(2,132)	(126)	(9,383)	
訴訟および特定行為	(4)	(44)	(28)	(76)	
営業費用合計	(7,129)	(2,176)	(154)	(9,459)	
その他の収益純額 ^a	16	114	3	133	
減損前利益	5,494	1,428	(470)	6,452	
信用に係る減損費用	(1,565)	(1,720)	(92)	(3,377)	
税引前利益／(損失)	3,929	(292)	(562)	3,075	
資産合計(億ポンド)	9,909	578	110	10,597	
従業員数(フルタイム相当数)	7,800	3,000	10,100	20,900	
平均従業員数(フルタイム相当数)				20,145	

脚注

a その他の収益／(費用)純額は、関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分、ならびに子会社、関連会社および合併企業の売却益(損)を表します。

収益の地域別内訳^b

12月31日終了事業年度	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
英国	7,962	4,585	4,954
欧州	2,320	2,358	2,119
米州	6,516	7,326	7,590
アフリカおよび中東	63	45	37
アジア	1,333	1,094	1,078
合計	18,194	15,408	15,778

収益がパークレイズ・バンク・グループの収益合計の5%を超える国^b

12月31日終了事業年度	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
英国	7,962	4,585	4,954
米国	6,340	7,162	7,471

脚注

b 地域別の分析は、取引が計上された事業所の所在地に基づいています。

4 手数料収入純額

手数料収入純額の会計処理

パークレイズ・バンク・グループは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。IFRS 第 15 号は、収益認識において企業が従うべき 5 つのステップのモデルを確立しています。パークレイズ・バンク・グループは 5 つのステップのモデルにより、(i)顧客との契約を識別し、(ii)契約に含まれる各履行義務を識別し、(iii)契約における対価の額を算定し、(iv)対価を識別された各履行義務に配分し、(v)各履行義務の充足時に収益を認識することを要求されています。

パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・バンク・グループが提供したサービスに係る手数料収入を、履行義務が充足された時点(対象となる取引の完了時等)に認識します。契約上の取決めによりパークレイズ・バンク・グループが IFRS 第 9 号の適用範囲の金融商品を認識する結果となる場合にも、当該金融商品は、IFRS 第 15 号の規定を適用する前に、IFRS 第 9 号に従って公正価値で当初認識されます。

手数料収入は、IFRS 第 15 号に基づき、以下の通りパークレイズ・バンク・グループ全体および事業セグメントにおいて提供されたサービスの性質を反映する手数料の種類ごとに分解されています。以下の表は、IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。事業セグメントに関する詳細については、注記 2 をご参照ください。

	2022 年			
	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク (百万ポンド)	コンシューマー、カー ドおよび決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	449	2,803	—	3,252
アドバイザー	820	144	—	964
仲介および実行	1,465	56	—	1,521
株式引受および組成	2,036	1	—	2,037
その他	99	134	22	255
顧客との契約から生じる収益合計	4,869	3,138	22	8,029
契約以外の手数料から生じるその他の収益	138	4	—	142
受取手数料	5,007	3,142	22	8,171
支払手数料	(966)	(1,778)	(1)	(2,745)
手数料収入純額	4,041	1,364	21	5,426

2021年

	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク		コンシューマー、カー ドおよび決済事業	本社	合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)			
手数料の種類					
トランザクション	390	2,158	—	2,548	
アドバイザリー	968	128	—	1,096	
仲介および実行	1,082	53	—	1,135	
株式引受および組成	3,425	—	—	3,425	
その他	80	155	21	256	
顧客との契約から生じる収益合計	5,945	2,494	21	8,460	
契約以外の手数料から生じるその他の収益	116	5	—	121	
受取手数料	6,061	2,499	21	8,581	
支払手数料	(781)	(1,207)	(6)	(1,994)	
手数料収入純額	5,280	1,292	15	6,587	

2020年

	コーポレート・アンド・ インベストメント・バン ク		コンシューマー、カー ドおよび決済事業	本社	合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)			
手数料の種類					
トランザクション	357	1,973	—	2,330	
アドバイザリー	593	100	—	693	
仲介および実行	1,116	57	—	1,173	
株式引受および組成	2,867	—	—	2,867	
その他	54	152	29	235	
顧客との契約から生じる収益合計	4,987	2,282	29	7,298	
契約以外の手数料から生じるその他の収益	114	5	—	119	
受取手数料	5,101	2,287	29	7,417	
支払手数料	(768)	(988)	(2)	(1,758)	
手数料収入純額	4,333	1,299	27	5,659	

手数料の種類

トランザクション

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスに係る手数料およびトランザクション処理に係る手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。トランザクションおよび処理に係る手数料は、トランザクションが発生した時点またはサービスが提供された時点で認識されます。インターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料は、カード取引の決済時に認識されます。

パークレイズ・バンク・グループは、カード保有者報奨プログラムや共同ブランドパートナーへの支払に係る一定のカード関連費用を負担しています。カード保有者報奨プログラムの費用は、各期の未決済残高を決済する顧客(取引当事者)に関連するものについては発生時に費用処理され、支払手数料として表示されます。一方、未決済残高を継続的に有する顧客(リボルバー)に関連する費用は、受取債権の実効金利に含まれます(英語原文の注記3をご参照ください)。取引当事者口座に関連する新規カード保有者口座のオリジネーションに係るパートナーへの支払は、IFRS第15号に基づく契約獲得費用として繰り延べられ、一方、リボルバー口座に関連するそのような費用は受取債権の実効金利に含まれます(英語原文の注記3をご参照ください)。IFRS第15号に基づき繰り延べられた費用は資産計上され、顧客との関係が継続すると見られる期間にわたり償却されます。収益分配に基づく共同ブランドパートナーへの支

私のうち、収益分配が「リポルバー」に関連する支払は、受取債権の実効金利に含まれ、収益分配が「取引当事者」に関連する範囲で支払手数料として表示されなければなりません。利益に基づく支払は、支払手数料として表示されます。

アドバイザー

アドバイザーに係る手数料は、ウェルス・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するインベストメント・バンキング・アドバイザー・サービスにより発生します。ウェルス・マネジメント・アドバイザーに係る手数料は、サービスの提供期間にわたって稼得され、一般的には顧客資産の市場価値が決定された時点で四半期毎に認識されます。インベストメント・バンキング・アドバイザーに係る手数料は、取引に関するサービスが契約条件に基づいて完了した時点で認識されます。インベストメント・バンキング・アドバイザーに係る費用は、アドバイザー・サービスに対して直接的かつ増分的な部分は発生時に支払手数料として認識され、その他の場合には営業費用として認識されます。

仲介および実行

仲介および実行に係る手数料は、様々な取引所や店頭市場における顧客取引の実行、取引決済時およびにおける顧客支援、スポット／フォワード契約の外国為替取引により稼得されます。

仲介および実行に係る手数料は、関連するサービスが完了した時点、通常は取引の約定日において認識されます。

株式引受および組成

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。この手数料には、ローンによる資金調達の実行に係るコミットメント・フィーが含まれます。株式引受に係る手数料は、取得または他の取引の終了を条件とする取引等、残存する偶発事象が存在しない場合には、通常は約定日に認識されます。引受費用は繰り延べられ、関連する株式引受に係る手数料が計上される時点で支払手数料として認識されます。組成に係る手数料は、ローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されますが、その他のシンジケート・メンバーに対してローン・シンジケーションが実行されるまで、またはその他の偶発事象が解消されるまで、関連する手数料は変動する可能性があるため、手数料収益はその不確実性が解消されるまで繰り延べられます。

株式引受および組成に係る手数料には、ローン・コミットメント・フィーが含まれますが、引出しの発生可能性が低い場合には、この手数料収入は IFRS 第 9 号に基づく貸付金の帳簿価値の一部として表示されません。このようなコミットメント・フィーは、コミットメントの契約上の満期までの期間にわたって認識されません。

契約資産および契約債務

パークレイズ・バンク・グループは、2022 年 12 月 31 日現在、重要な契約資産または契約負債を有していませんでした(2021 年:ゼロポンド、2020 年:ゼロポンド)。

受取手数料および契約資産の減損

2022 年度において、受取手数料および契約資産に関して認識された重要な減損はありませんでした(2021 年:ゼロポンド、2020 年:ゼロポンド)。トランザクション業務に関する手数料は、未決済顧客残高に加算することができます。これらの金額は、貸付金残高全体の一部としてその後減損されることがあります。

残存履行義務

パークレイズ・バンク・グループは IFRS 第 15 号の簡便法を適用しており、当初の予想満期が 1 年以下である残存履行義務については、パークレイズ・バンク・グループが顧客に提供するサービスの価値と直接一致する対価を受取る権利を有しているため、情報を開示していません。

契約の獲得または履行について生じる費用

パークレイズ・バンク・グループは、成功報酬や支払手数料等、契約獲得のための増分費用は回収可能であると考えているため、当該契約費用を資産計上しました。2022 年 12 月 31 日現在、資産計上された契約費用(償却費控除後)は、1 億 9,000 万ポンド(2021 年:1 億 4,800 万ポンド、2020 年:1 億 3,500 万ポンド)でした。

資産計上された契約費用は、資産が関連するサービスの移転に応じて、顧客との関係期間にわたって償却されます。2022 年度の償却額は 4,500 万ポンド(2021 年:3,500 万ポンド、2020 年:3,500 万ポンド)であり、資産計上された契約費用に関連して認識された減損損失はありませんでした。

9 税金

法人所得税の会計処理

パークレイズ・バンク・グループは、所得に係る税金の会計処理にIAS第12号「法人所得税」を適用しています。課税所得に係る未払法人所得税(当期税金)は、所得が生じた期間に費用として認識されます。源泉徴収税も所得税として取り扱われます。税務上認められる欠損金に係る還付可能な法人所得税は、当期または過去の期間に生じる課税所得との相殺によって還付可能であるとみなされる範囲に限り、当期税金資産として認識されます。当期税金は、貸借対照表日に制定されている、または実質的に制定されている税率および税法を使用して測定されます。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、ならびに税額控除および税務上の欠損金の繰越しを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識されません。繰延税金負債は、のれんの当初認識から生じるものを除き、すべての将来加算一時差異に関して認識されます。一時差異が企業結合ではなく、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得または税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から生じる場合、繰延税金は認識されません。繰延税金は、貸借対照表日まで制定され、または実質的に制定されており、繰延税金資産が実現する時または繰延税金負債が決済される時に適用が予想される税率および税法を使用して算定されます。繰延税金資産と繰延税金負債は、相殺する法的権利と純額で決済する意図の両方がある場合にのみ相殺されます。

パークレイズ・バンク・グループは、将来において最終的に課税所得の金額がパークレイズ・バンク・グループの税務申告書に当初反映された金額を上回る可能性があると考えた場合に、不確実な税務ポジションが存在すると考えています。パークレイズ・バンク・グループは、不確実な税務ポジションに対する引当金を2つの異なる方法で会計処理しています。

当期税金引当金は、不確実な税務ポジションに関する税務当局による調査の結果、将来において税務当局に支払われるまたは税務当局から受け取る税金額が変更される可能性が高いと考えられる場合に認識されます。認識時以降、当期税金引当金は、パークレイズ・バンク・グループがポジションを解消するために税務当局に最終的に支払うと予想する金額で測定されます。不確実な法人所得税ポジションに関する利息および罰金の発生は税引前利益の計算に含まれる費用として認識されます。

繰延税金引当金は、不確実な税務ポジションに関する繰延税金資産の帳簿価額に対する調整です。繰延税金引当金は、税務当局による不確実な税務ポジションの調査の結果、繰延税金資産の帳簿価額が減額される可能性が高いと考えられる場合に認識されます。引当金の認識時から、対象となる繰延税金資産の測定は、繰延税金資産を生じさせる損失または一時差異に係る不確実な税務ポジションの解消によって予想される影響を考慮して調整されます。

測定に用いられるアプローチは、不確実な税務ポジションが、他のポジションとは別に税務当局の調査を受ける個別のポジションであるか、または税務当局によって併せて同時に調査され、同時に解消されると予想される複数の問題の一つであるかを考慮に入れています。パークレイズ・バンク・グループによる引当金の測定は、課税対象となる追加所得の最善の見積りに基づいています。個別のポジションについては、そのポジションのメリットのみが考慮されます。複数の問題が併せて調査され解消されると予想される場合、パークレイズ・バンク・グループは、それぞれの個別の問題に関するポジションのメリットだけでなく、同時に解消されると予想されるすべての問題にわたる不確実な税務ポジションの総額との対比で引当金の全体的な水準を考慮します。さらに、引当金の水準を評価するに当たっては、税務当局が不確実な税務ポジションを調査すること、およびすべての事実が完全かつ透明性をもって開示されることを前提としています。

重要な会計上の見積りおよび判断

税務ポジション報告額に影響を与える判断には、2つの主要な領域があります。第1に不確実な税務ポジションに対する引当金の水準、第2に繰延税金資産の認識と測定です。

パークレイズ・バンク・グループは、次年度における不確実な税務ポジションに対する引当金を含め、当期税金および繰延税金の残高の帳簿価額に重要な調整が生じる重大なリスクはないと考えています。不確実な税務ポジションに対する引当金は、多様な問題を対象としており、該当する場合には外部の顧問弁護士からの助言を反映しています。いずれかの時点で調査対象となるのは不確実な税務ポジション全体のうちごく一部にすぎず、したがって税務当局が翌年にかけて異議を唱える可能性があることをご留意ください。

繰延税金資産は、事業利益予測に基づき認識されています。繰延税金資産の認識に関する詳細は、本注記に記載されています。

	修正再表示 ^a		
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
当期税金費用／(クレジット)			
当期	623	904	993
過年度に関する調整	(625)	393	3
	(2)	1,297	996
繰延税金費用／(クレジット)			
当期	19	(179)	(563)
過年度に関する調整	468	(288)	191
	487	(467)	(372)
税金費用	485	830	624

a. 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

2022年において、過年度に関する調整は主に、固定資産に関連する支出の課税所得控除の時期に影響を与えた、米国の納税グループにおいてとられた様々な措置に伴うものです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループおよび米国中間持株会社納税グループ(IHC納税グループ)全体で、2022年に、本来ならば翌年以降の期間に発生する固定資産に関連する課税所得控除を前倒しする選択をしました。当該選択によって、過年度に関する5億5,600万ポンドの当期税金クレジットおよび過年度に関する同額の繰延税金費用が生じました。

以下の表は、実際の税金費用と、パークレイズ・バンク・グループの税引前利益に英国法人税の標準税率を適用した場合に生じる税金費用との調整を表示したものです。

	2022年		修正再表示 ^a		修正再表示 ^a	
	2022年 (百万ポンド)	2022年 (%)	2021年 (百万ポンド)	2021年 (%)	2020年 (百万ポンド)	2020年 (%)
継続事業からの税引前利益	4,867		5,418		3,075	
英国法人税の標準税率 19%(2021年:19%、2020年:19%)に基づく税金費用	925	19.0%	1,029	19.0%	584	19.0%
法定税率が英国と異なる地域(加重平均税率 22.3%(2021年:24.0%、2020年:25.0%))で稼得した利益/損失の影響	160	3.3%	273	5.0%	183	6.0%
経常項目:						
源泉徴収税を含む非控除税金	117	2.4%	124	2.3%	107	3.4%
損金不算入の費用	28	0.6%	61	1.1%	28	0.9%
損金不算入の英国銀行税の影響	28	0.6%	25	0.5%	48	1.6%
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの海外支店が現地と英国の両方において課税される影響	17	0.3%	25	0.5%	25	0.8%
株式報酬に関する税務上の調整	10	0.2%	(5)	(0.1%)	14	0.5%
銀行追加手数料 ^b およびその他の項目	(39)	(0.8%)	(48)	(0.9%)	(70)	(2.3%)
非課税の利益および所得	(129)	(2.6%)	(152)	(2.8%)	(180)	(5.9%)
AT1商品に基づく支払に係る税金控除	(136)	(2.8%)	(113)	(2.1%)	(124)	(4.0%)
繰延税金の認識の変更および未認識の税務上の欠損金の影響	(146)	(3.0%)	(140)	(2.6%)	(123)	(4.0%)
過年度に関する調整	(157)	(3.2%)	105	1.9%	194	6.3%
インフレ連動国債の保有に係る税金控除	(510)	(10.5%)	(157)	(2.9%)	(20)	(0.6%)
非経常項目:						
税率変更に伴う英国の繰延税金資産の再測定	183	3.8%	(218)	(4.0%)	(43)	(1.4%)
捜査および訴訟に関する損金不算入の引当金	85	1.7%	—	—	(6)	(0.2%)
英国の顧客に対する補償に関する損金不算入の引当金	49	1.0%	21	0.4%	7	0.2%
税金費用合計	485	10.0%	830	15.3%	624	20.3%

a. 2021年度の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文 180 ページの財務書類の修正再表示(注記 1a)をご参照ください。

b. 銀行追加手数料には、英国の 8%の銀行追加手数料率が英国の銀行事業体に関連する利益/損失および税務上の調整に与える影響が含まれています。

実効税率に影響を及ぼす要因

実効税率 10.0%は英国法人税率の 19.0%を下回っていますが、これは、インフレ連動国債の保有に係る税金控除、過年度の調整によるベネフィット、期中の未認識の税務上の欠損金の利用、AT1商品に基づく支払に係る税金控除、ならびに非課税の利益および所得が主因です。これらの要因は、それぞれが実効税率を引き下げっていますが、これは 2023年 4月 1日から銀行追加手数料率を 3%に引き下げる法律が 2022年に制定されたことに伴う英国の繰延税金資産の再測定の調整、英国外で稼得した所得が英国の税率よりも高い現地の法定税率で課税されたこと、ならびに非控除税金によって一部相殺されています。

パークレイズ・バンク・グループの将来の税金費用は、稼得された所得の地域分布、パークレイズ・バンク・グループが営業活動を行っている管轄区域における適用税率および税務規則の変更に影響を受けます。

英国政府は、2022年 11月の秋期予算案において、現在制定されている通り、2023年 4月 1日より銀行追加手数料率を 8%から 3%に引き下げると正式に発表しました。2022年 12月 31日現在の英国の繰延税金資産は、2022年に実質的に 3%に制定された時点で再測定されて、当該比率で測定されています。2023年 4月 1日以降、銀行の英国の所得に適用される法定税率は、28%になります(法人税率 25%と銀行追加手数料率 3%で構成されます)。

税源浸食と利益移転に関する OECD/G20 包摂的枠組みは、グローバル最低税率 15%を導入する計画を発表し、OECD は 2021 年にモデル規則を公表しました。2022 年には、OECD のさらなる指針が公表され、英国政府によってグローバル最低税制を実施するための法案が公表されました。英国政府は、2023 年 12 月 31 日以降に開始する会計期間に適用する法律を 2023 年に制定する予定であると述べています。パークレイズ・バンク・グループは、英国の法案とともに公表された OECD モデル規則およびさらなる指針の見直しを行っており、新しい制度の導入に先立ち、予想される影響を評価しています。パークレイズ・バンク・グループは、この新しい税制を導入する各国政府によって公表されることが見込まれるさらなる指針と新しい法律の見直しを行い、引き続き潜在的な影響を評価します。

米国では、2022 年 8 月にインフレ抑制法が制定されました。この法律には、以前の、ビルド・バック・ベター法案に含まれていた米国の法人税率の改正や米国の国際課税規定は含まれていませんが、2023 年 1 月 1 日から適用される調整後会計利益に対する法人代替ミニマム税が導入されています。さらなる規制や指針が 2023 年に公表される予定ですが、パークレイズ・バンク・グループの暫定的な見解では、代替ミニマム税がパークレイズ・バンク・グループの実効税率を大幅に押し上げるとは見込んでいません。パークレイズ・バンク・グループは、今後の指針が公表された時点で見直しを行い、引き続き法制度の進展状況を注視し、潜在的な影響を評価します。

連結包括利益計算書における税金

その他の包括利益の各構成要素に関する税金は、連結包括利益計算書に記載されています。その他の包括利益を通じた英国の繰延税金の再測定に関連して認識された合計額は、8,300 万ポンドのクレジット(2021 年:1 億 4,800 万ポンドの費用)でした。

株主資本に直接含まれる税金

株主資本に直接含まれる税金は、株式報酬およびその他の持分商品発行に係る損金算入可能な費用に関連する 100 万ポンドの費用(2021 年:3,800 万ポンドのクレジット)で構成されます。

繰延税金資産および負債

貸借対照表上の繰延税金の金額は、以下の通りでした。

	パークレイズ・バンク・グループ	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
IHC 納税グループ	1,094	1,004
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループ	482	1,002
英国納税グループ	2,557	576
その他(英国および米国の納税グループ以外)	450	399
繰延税金資産	4,583	2,981
繰延税金負債－英国納税グループ	—	(6)
正味繰延税金	4,583	2,975
	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループ	482	1,002
英国納税グループ	2,553	578
その他(英国および米国の納税グループ以外)	79	99
繰延税金資産	3,114	1,679
繰延税金負債－英国納税グループ	—	(6)
正味繰延税金	3,114	1,673

IHC および米国支店納税グループにおける米国の繰延税金資産

IHC 納税グループの繰延税金資産 10 億 9,400 万ポンド(2021 年:10 億 400 万ポンド)には、税務上の欠損金に関連する 2,100 万ポンド(2021 年:100 万ポンド)が含まれ、残りは一時差異に関連しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループの繰延税金資産 4 億 8,200 万ポンド(2021 年:10 億 200 万ポンド)は全額が一時差異に関連しています。

IHC 納税グループに関連して、これらの一時差異には、ニューヨーク州およびニューヨーク市の過年度欠損金の換算から生じた4億3,400万ポンド(2021年:3億100万ポンド)が含まれており、この欠損金は繰越可能で2034年に失効します。事業利益予測は、これらの金額が失効前に全額回収される見込みであることを示しています。

英国納税グループの繰延税金資産および負債

英国納税グループの正味繰延税金資産25億5,700万ポンド(2021年:5億7,600万ポンド)には、一時差異に関する残高の税務上の欠損金に関連する繰延税金資産12億3,700万ポンド(2021年:10億7,400万ポンド)が含まれています。英国の税務上の欠損金には利用期間の制限がなく、事業利益予測は、これらの欠損金が全額回収される見込みであることを示しています。

その他の繰延税金資産(英国および米国の納税グループ以外)

パークレイズ・バンク・グループ内のその他の事業体における繰延税金資産4億5,000万ポンド(2021年:3億9,900万ポンド)には、税務上の欠損金に関連する9,000万ポンド(2021年:1億2,100万ポンド)が含まれています。これらの繰延税金資産は多くの様々な地域に関連しており、その認識は、当該繰延税金資産が全額回収される可能性が高いことを示す利益予測または現地国の法律に基づいています。

繰延税金資産4億5,000万ポンド(2021年:3億9,900万ポンド)のうち、3,300万ポンド(2021年:900万ポンド)は、当年度または前年度のいずれかに欠損金が生じた事業体に関連しており、その利用は将来の課税所得に影響されます。このことは、これらの繰延税金資産が将来において全額回収される見込みであるという上記の結論に達する際に考慮されています。

以下の表は、当年度における繰延税金資産および負債の変動を表示したものです。これらの金額は、相殺する法的権利および純額で決済する意図がある場合に資産と負債の残高を相殺する前に表示されるため、貸借対照表および前掲の表において開示された金額とは異なります。

パークレイズ・バンク・グループ

	固定資産に係る一時差異	その他の包括利益を通じて公正価値で測定	キャッシュフローヘッジ	退職給付債務	貸付金に係る減損引当金	当グループ自身の信用度に関連する損益	株式報酬および繰延報酬	その他の一時差異	税務上の繰越欠損金	合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
資産	678	144	309	24	481	426	327	1,134	1,196	4,719
負債	(30)	—	—	(1,674)	—	—	—	(40)	—	(1,744)
2022年1月1日現在	648	144	309	(1,650)	481	426	327	1,094	1,196	2,975
損益計算書	(531)	(6)	—	(7)	47	—	(2)	(140)	152	(487)
その他の包括利益および剰余金	—	449	1,731	357	—	(616)	(17)	—	—	1,904
その他の変動	33	3	—	6	20	—	21	108	—	191
	150	590	2,040	(1,294)	548	(190)	329	1,062	1,348	4,583
資産	215	590	2,040	21	548	—	329	1,138	1,348	6,229
負債	(65)	—	—	(1,315)	—	(190)	—	(76)	—	(1,646)
2022年12月31日現在	150	590	2,040	(1,294)	548	(190)	329	1,062	1,348	4,583
資産	659	—	—	30	455	329	317	1,187	711	3,688
負債	(33)	(21)	(441)	(826)	—	—	—	(40)	—	(1,361)
2021年1月1日現在	626	(21)	(441)	(796)	455	329	317	1,147	711	2,327
損益計算書	14	(6)	—	1	38	—	(13)	(52)	485	467
その他の包括利益および剰余金	—	170	750	(855)	—	98	20	(1)	—	182
その他の変動	8	1	—	—	(12)	(1)	3	—	—	(1)
	648	144	309	(1,650)	481	426	327	1,094	1,196	2,975
資産	678	144	309	24	481	426	327	1,134	1,196	4,719
負債	(30)	—	—	(1,674)	—	—	—	(40)	—	(1,744)
2021年12月31日現在	648	144	309	(1,650)	481	426	327	1,094	1,196	2,975

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	固定資産に係る一時差異	その他の包括利益を通じて公正価値で測定	キャッシュフローヘッジ	退職給付債務	貸付金に係る減損引当金	当行自身の信用度に関連する損益	株式報酬および繰延報酬	その他の一時差異	税務上の繰越欠損金	合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
資産	555	147	307	—	200	411	128	536	1,076	3,360
負債	(14)	—	—	(1,673)	—	—	—	—	—	(1,687)
2022年1月1日現在	541	147	307	(1,673)	200	411	128	536	1,076	1,673
損益計算書	(488)	—	—	—	(19)	—	1	(144)	161	(489)
その他の包括利益および剰余金	(30)	449	1,707	360	—	(601)	(7)	—	—	1,878
その他の変動	16	—	—	—	—	—	—	36	—	52
	39	596	2,014	(1,313)	181	(190)	122	428	1,237	3,114
資産	51	596	2,014	—	181	—	122	922	1,237	5,123
負債	(12)	—	—	(1,313)	—	(190)	—	(494)	—	(2,009)
2022年12月31日現在	39	596	2,014	(1,313)	181	(190)	122	428	1,237	3,114
資産	538	—	—	—	263	318	106	476	543	2,244
負債	(7)	(25)	(441)	(825)	—	—	—	—	—	(1,298)
2021年1月1日現在	531	(25)	(441)	(825)	263	318	106	476	543	946
損益計算書	3	—	—	—	(51)	—	11	59	533	555
その他の包括利益および剰余金	—	172	748	(848)	—	92	11	(2)	—	173
その他の変動	7	—	—	—	(12)	1	—	3	—	(1)
	541	147	307	(1,673)	200	411	128	536	1,076	1,673
資産	555	147	307	—	200	411	128	536	1,076	3,360
負債	(14)	—	—	(1,673)	—	—	—	—	—	(1,687)
2021年12月31日現在	541	147	307	(1,673)	200	411	128	536	1,076	1,673

その他の変動には、外国為替レートの変動の影響、ならびに取得および処分に関連する繰延税金の金額が含まれています。

12カ月超で回収される見込みの繰延税金資産の金額は、パークレイズ・バンク・グループについて55億1,400万ポンド(2021年:43億2,800万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて43億3,500万ポンド(2021年:30億1,700万ポンド)です。12カ月超で決済される見込みの繰延税金負債の金額は、パークレイズ・バンク・グループについて15億4,500万ポンド(2021年:17億4,000万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて15億500万ポンド(2021年:16億8,700万ポンド)です。これらは、相殺する法的権利および純額で決済する意図がある場合に資産と負債の残高を相殺する前の金額です。

未認識の繰延税金

税務上の欠損金および一時差異

パークレイズ・バンク・グループには、将来減算一時差異総額1億1,100万ポンド(2021年:1億1,000万ポンド)、繰越税額控除3億2,300万ポンド(2021年:2億8,300万ポンド)、税務上の欠損金総額222億6,300万ポンド(2021年:224億9,600万ポンド)に関して認識された繰延税金資産はありません。税務上の欠損金には、キャピタルロス36億6,100万ポンド(2021年:36億4,200万ポンド)が含まれています。これらの税務上の欠損金のうち、1億4,900万ポンド(2021年:6,300万ポンド)が5年以内に失効し、4億100万ポンド(2021年:3億7,000万ポンド)が6年から10年以内に失効し、103億9,300万ポンド(2021年:105億2,900万ポンド)が11年から20年以内に失効し、113億2,000万ポンド(2021年:115億3,400万ポンド)は無期限に繰り越すことができます。繰延税金資産がこれらの項目に関して認識されていないのは、利用できる将来の課税所得および利得が生じる可能性が高くないためです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーについては、将来減算一時差異総額4,800万ポンド(2021年:1,100万ポンド)、繰越税額控除2億600万ポンド(2021年:2億600万ポンド)、29億500万ポンド(2021年:28億8,300万ポンド)のキャピタルロスを含む税務上の欠損金総額42億7,700万ポンド(2021年:41億3,800万ポンド)に関して認識された繰延税金資産はありません。これらの税務上の欠損金のうち、1億3,800万ポンド(2021年:5,600万ポンド)が5年以内に失効し、41億3,900万ポンド(2021年:40億8,200万ポンド)は無期限に繰り越すことができます。繰延税金資産がこれらの項目に関して認識されていないのは、利用できる将来の課税所得および利得が生じる可能性が高くないためです。

パークレイズ・バンク・グループによる子会社、支店および関連会社に対する投資

パークレイズ・バンク・グループが一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な将来においてそのような差異が解消しない可能性が高い場合、パークレイズ・バンク・グループによる子会社、支店および関連会社に対する投資の価値に関して、繰延税金は認識されません。繰延税金負債を認識していない一時差異の合計額は8億5,200万ポンド(2021年:8億5,700万ポンド)でした。

10 普通株式および優先株式に係る配当金

2022年度の財務書類には、普通株式に係る配当金支払額2億ポンド(2021年:7億9,400万ポンド)が含まれています。その内訳は、前年度に関する1回の期中配当金宣言額2億ポンド(2021年:1億7,400万ポンド)で、2022年度に関する期中配当金宣言額はありませんでした(2021年:2回の期中配当金宣言額総額6億2,000万ポンド)。

この結果、年間配当金合計は普通株式1株当たり0.09ポンド(2021年:0.34ポンド)となりました。

優先株式に係る配当金支払額は総額3,100万ポンド(2021年:2,700万ポンド)となりました。ユーロ建優先株式に係る配当金支払額は1株当たり53.42ポンド(2021年:14.37ポンド)でした。米ドル建優先株式に係る配当金支払額は1株当たり511.27ポンド(2021年:459.69ポンド)でした。

取締役は2022年度に関する期中配当金7億ポンドを承認しました。2022年12月31日終了事業年度の財務書類にはこの配当金は反映されておらず、2023年12月31日に終了する年度の利益剰余金の処分として株主資本において会計処理されることとなります。

公正価値で保有する資産および負債

本セクションに記載されている注記は、パークレイズ・バンク・グループが保有し、公正価値で認識している資産および負債に焦点を当てています。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却する際に受取ると考えられる価格、または負債を移転する際に支払うと考えられる価格を指します。これは観察可能な市場価格であり、当該商品についての相場価格がない場合には、入手可能な市場データに基づく見積りとなります。パークレイズ・バンク・グループの市場リスク管理のアプローチの詳細については、英語原文 60 ページから 61 ページをご参照ください。

16 金融商品の公正価値

金融資産および負債の会計処理—公正価値

トレーディング目的で保有する金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識されます。また、金融資産が純損益を通じて公正価値で保有されるのは、金融資産に所定の日に元本および利息の支払のみの要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件が含まれていない場合、または金融資産が(i)契約上のキャッシュフローの回収を目的とする事業モデル、または(ii)契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方によって達成される事業モデルのいずれかの事業モデルで保有されていない場合に限りです。こうした金融商品のその後の公正価値の変動は、トレーディング収益に計上することで会計上のミスマッチが軽減される場合を除き、損益計算書の投資収益純額に認識されます。

すべての金融商品は当初認識日の公正価値(純損益を通じて公正価値で保有する金融商品以外の取引費用を含みます)で当初認識され、金融資産または金融負債のその後の分類により、純損益またはその他の包括利益のいずれかを通じて引き続き公正価値で保有することができます。金融商品の公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却する際に受取ると考えられる、または負債を移転する際に支払うと考えられる価格です。

公正価値は、可能な限り当該金融商品の取引相場価格を参照して決定されます。パークレイズ・バンク・グループの金融資産および負債の多く、特にデリバティブについては、相場価格を入手できないため、公正価値の見積りに評価モデルが用いられます。評価モデルは、各個別契約の条件の下での予想キャッシュフローを計算し、当該キャッシュフロー額を現在価値に割り引きます。これらのモデルは、独立した情報源からの市場インプットに基づいており、例えば、金利イールド・カーブ、株式およびコモディティの価格、オプションのボラティリティならびに為替レート等が含まれます。

公正価値で測定する金融負債については、帳簿価額は、仕組債の主な発行・償還活動等の観察可能な市場データから導き出される自身の信用スプレッドの変動が公正価値に与える影響を反映しています。

当初認識時に、活発な市場で入手可能かつ観察可能な情報が反していない限り、取引価格は公正価値であることを前提としています。当初認識時における金融商品の公正価値の最善の根拠は、通常は取引価格です。しかし、同じ商品に関する他の観察可能な現在の市場取引と比較することで公正価値の根拠が得られる、または観察可能な市場からのデータのみをインプットとして利用している評価技法に基づいて公正価値が算出されている場合には、金融商品は、そのような観察可能な市場データから導かれる公正価値で認識されます。

観察不能なインプットを利用する評価については、モデルによる評価額と当初の取引価格との差額(取引初日利益)が、取引期間または該当する場合にはモデルのすべてのインプットが観察可能となるまでの期間のいずれかにわたり定額法で損益に認識されるか、もしくは従来観察不能であったインプットが観察可能となった時点で、全額損益に計上されます。

観察可能なインプットの入手可能性については様々な要因が影響し、また商品によって異なり、時間とともに変化します。これらの要因には、関連市場での売上の厚み、商品タイプ、商品が新しく、市場で広く売買されていないものかどうか、市場モデリングの洗練度、取引の性質(カスタマイズされたものか一般的なものか)等が含まれます。評価がモデルまたは市場において観察不能なインプットに基づいて行われる限り、公正価値の決定はより主観的なものとなり、また、全体的な評価に対する観察不能なインプットの重要性により左右されることとなります。観察不能なインプットは、類似の資産、類似の満期またはその他の分析的方法を参照する等、入手可能な最善の情報に基づいて決定されます。

財務書類で用いられた評価についての、重要な観察不能インプットの可能性がある変動に対する感応度は、英語原文 223 ページに記載されています。

重要な会計上の見積りおよび判断

金融商品の評価は多くの場合において相当程度の判断および複雑性を伴うものですが、評価モデルに観察不能なインプットを用いる場合(「レベル 3」の資産および負債)は特に判断および複雑性を伴います。この注記は、当期に認識された関連する未実現損益、重要な評価技法および観察不能なインプットの詳細、ならびに感応度分析を含む金融商品に関する情報を提供しています。

気候関連リスクは、活発な市場で取引される資産および負債の公正価値に含まれるものと仮定されます。

評価

IFRS 第 13 号「公正価値測定」は、重要な市場インプットの観察可能性を反映したヒエラルキーに従って資産および負債を分類することを企業に求めています。公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルは、以下の定義の通りです。

取引相場価格—レベル 1

その価値が活発な市場において観察可能な場合、資産および負債はレベル 1 に分類されます。かかる金融商品は、相場価格が容易に入手可能である活発な市場における同一の資産または負債の未調整相場価格を参照して評価され、その価格は実際かつ定期的に発生する市場取引を表します。活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な量と頻度で取引が発生する市場のことです。

観察可能なインプットを用いる評価技法—レベル 2

レベル 2 に分類される資産および負債は、インプットが直接的または間接的に観察可能なモデルを用いて評価されています。観察可能なインプットに基づく評価には、市場で標準的な価格決定手法を用いて評価されるスワップおよび先渡、ならびに市場で標準的な価格決定モデルへのインプットのすべてが観察可能である市場で一般的に取引されるオプション等の資産および負債が含まれます。

重要な観察不能インプットを用いる評価技法—レベル 3

観察可能な市場データに基づいていない重要なインプット(観察不能なインプット)をその評価に組み込んでいる場合、資産および負債はレベル 3 に分類されます。活発な市場での取引から直接観察可能な場合、または実行可能な出口価格を示す説得力のある外部証拠がある場合、評価インプットは観察可能とみなされます。観察不能なインプットのレベルは通常、観察可能なインプットや過去の観察を参照して、またはその他の分析的手法を用いて決定されます。

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

公正価値で保有する資産および負債

	2022 年				2021 年			
	評価技法に使用				評価技法に使用			
	レベル 1 (百万ポンド)	レベル 2 (百万ポンド)	レベル 3 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	レベル 1 (百万ポンド)	レベル 2 (百万ポンド)	レベル 3 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・グループ								
トレーディング・ポートフォリオ資産	62,469	64,822	6,480	133,771	80,836	63,754	2,281	146,871
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	5,647	199,370	6,111	211,128	4,953	177,194	6,079	188,226
デリバティブ金融資産	10,054	287,749	5,173	302,976	6,150	252,131	4,010	262,291
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15,029	30,051	4	45,084	16,070	29,800	38	45,908
投資不動産	—	—	5	5	—	—	7	7
資産合計	93,199	581,992	17,773	692,964	108,009	522,879	12,415	643,303
トレーディング・ポートフォリオ負債	(43,679)	(28,725)	(56)	(72,460)	(26,701)	(26,563)	(27)	(53,291)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(133)	(270,880)	(1,042)	(272,055)	(174)	(250,553)	(404)	(251,131)
デリバティブ金融負債	(10,823)	(272,020)	(6,363)	(289,206)	(6,571)	(243,893)	(6,059)	(256,523)
負債合計	(54,635)	(571,625)	(7,461)	(633,721)	(33,446)	(521,009)	(6,490)	(560,945)

以下の表は、パークレイズ・バンク・ピエールシーの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

公正価値で保有する資産および負債

	2022年				2021年			
	評価技法に使用				評価技法に使用			
	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー								
トレーディング・ポートフォリオ資産	33,165	43,904	5,974	83,043	48,365	46,372	1,987	96,724
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	923	240,951	5,451	247,325	344	230,870	5,363	236,577
デリバティブ金融資産	3	253,837	4,868	258,708	4	231,034	3,371	234,409
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	13,245	29,838	3	43,086	14,363	29,762	38	44,163
投資不動産	—	—	2	2	—	—	3	3
資産合計	47,336	568,530	16,298	632,164	63,076	538,038	10,762	611,876
トレーディング・ポートフォリオ負債	(35,857)	(16,188)	(48)	(52,093)	(34,148)	(15,948)	(20)	(50,116)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(24)	(299,871)	(956)	(300,851)	(21)	(290,650)	(391)	(291,062)
デリバティブ金融負債	—	(244,442)	(6,125)	(250,567)	(2)	(222,539)	(5,450)	(227,991)
負債合計	(35,881)	(560,501)	(7,129)	(603,511)	(34,171)	(529,137)	(5,861)	(569,169)

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル3の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

公正価値で保有するレベル3の資産および負債(商品タイプ別)

	2022年		2021年	
	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・グループ				
金利デリバティブ	2,361	(2,858)	1,091	(1,351)
為替デリバティブ	1,513	(1,474)	376	(374)
クレジット・デリバティブ	290	(603)	323	(709)
エクイティ・デリバティブ	1,009	(1,428)	2,220	(3,625)
社債	1,677	(49)	1,205	(21)
リバース・レポ取引およびレポ取引	37	(434)	13	(172)
非アセット・バック・ローン	8,105	—	3,743	—
プライベート・エクイティ投資	140	—	148	—
その他 ^a	2,641	(615)	3,296	(238)
合計	17,773	(7,461)	12,415	(6,490)

脚注

a その他には、商業不動産ローン、アセット・バック・ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、発行債券、政府債および政府保証債、アセット・バック証券、エクイティ現物商品、ならびに投資不動産が含まれています。

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

感応度は月次で動的に算出されます。計算は信頼できる参照元の範囲またはスプレッド・データ、あるいは関連する市場分析に基づくシナリオ、ならびに代替モデルの使用による影響に基づいています。感応度はポートフォリオの分散の影響を反映せずに計算されます。

レベル3の重要な商品に用いられた評価技法、観察可能性および感応度分析は、以下の通りです。

金利デリバティブ

内容:金利またはインフレ指数に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、先物、金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロアー、インフレ・オプション、残高保証スワップならびにその他のエキゾチック金利デリバティブが含まれます。

評価:金利およびインフレ・デリバティブは通常、売買に係る予想将来キャッシュフローの予測および割引のための、市場データから構築されたイールド・カーブを用いて評価されます。オプションが付された商品は、市場インプットから推定されるボラティリティを用いて評価され、その商品タイプに応じて業界で標準的なモデルまたはカスタマイズされたモデルを使用します。

観察可能性:通常、インプットは、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能とみなされます。観察不能なインプットは通常、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

為替デリバティブ

内容:為替(FX)市場に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、FX先渡契約、FXスワップおよびFXオプションが含まれます。大半は店頭(OTC)デリバティブとして取引されています。

評価:FXデリバティブは、その商品タイプに応じて業界で標準的なモデルおよびカスタマイズされたモデルを用いて評価されます。評価インプットには、FXレート、金利、FXボラティリティ、金利ボラティリティ、FXと金利の相関関係およびその他のパラメータが適宜含まれます。

観察可能性:FXの相関関係、フォワードおよびボラティリティは通常、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能です。観察不能なインプットは、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

クレジット・デリバティブ

内容:参照事業体、参照指数または参照事業体バスケットの信用スプレッドもしくは参照資産プール(証券化商品等)に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、シングル・ネームおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)およびトータル・リターン・スワップ(TRS)が含まれます。

評価:CDSは、信用スプレッドのカーブを主要なインプットとして用いる、業界で標準的なモデルを用いて評価されます。信用スプレッドは、ブローカーのデータまたは第三者のベンダーから直接観察されるか、あるいは代理のものを参照して決定されます。

観察可能性:活発な取引が行われている事業体を参照するCDS契約は通常、観察可能とみなされます。その他の評価インプットは、インプットに対する感応度が高い商品が流動性の高い市場において活発に取引されている場合に観察可能とみなされます。観察不能な評価インプットは通常、最近の取引を参照して決定されるか、同じ発行体または類似の事業体の観察可能な取引から推定されます。

エクイティ・デリバティブ

内容:株価指数およびシングル・ネームに連動する、取引所で取引されるデリバティブまたはOTCデリバティブ。このカテゴリーには、バニラおよびエキゾチック・エクイティ商品が含まれます。

評価:エクイティ・デリバティブは、業界で標準的なモデルを用いて評価されます。評価インプットには、株価、配当金、ボラティリティ、金利、株式レボ曲線が含まれ、マルチ・アセット型商品については相関関係が含まれます。

観察可能性:通常、評価インプットは、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能とみなされます。観察不能なインプットは、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

社債

内容:主に社債。

評価:社債は、ブローカーの相場、ディーラー間の価格またはその他の信頼性のある価格提供元からの観察可能な市場価格を用いて評価されます。

観察可能性:活発に売買される債券の価格は、観察可能とみなされます。観察不能な債券の価格は通常、同じ(または類似する)発行体が発行した、またはこれを参照した、活発に売買される金融商品の債券利回りまたはCDSスプレッドを参照して決定されます。

リバース・レボ取引およびレボ取引

内容:売戻契約の下で購入される有価証券、買戻契約の下で売却される有価証券、およびその他類似の担保付貸付取引を含みます。これらの契約は主に短期的性質のもので、

評価:レボ取引およびリバース・レボ取引は通常、具体的な取引内容に基づき、市場金利およびレボ金利を組み込んだ業界の標準的なモデルを用いて予想将来キャッシュフローを割り引くことにより評価されます。

観察可能性:インプットは流動性のある満期日まで、または低価格帯のコンセンサス価格設定については観察可能とみなされ、具体的な取引の性質に基づいて決定されます。観察不能なインプットは通常、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

非アセット・バック・ローン

内容:主に固定金利貸付金が含まれます。

評価:固定金利貸付金は、金利およびローン・スプレッドに基づき、予想将来キャッシュフローを割り引くモデルを用いて評価されます。

観察可能性:この貸付金の母集団のうち、ローン・スプレッドは通常、観察不能です。観察不能なローン・スプレッドは、資金調達費用、英国債等の比較可能資産の水準、発行体の信用度およびその他の要素を組み込むことによって決定されます。

プライベート・エクイティ投資

内容:証券取引所における相場のない事業会社の株式への投資を含みます。

評価:プライベート・エクイティ投資は、「プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタルの国際評価指針」に準拠して評価されます。この指針では、同じまたは類似の事業体における直近の取引価格、割引キャッシュフロー法、上場企業の利益または収益倍率との比較等、様々な個別の評価ベンチマークの使用を求めています。相場のない持分商品の評価は本来、主観的なものである一方、関連手法は他の市場参加者に一般的に用いられており、長期間にわたり一貫して適用されています。

観察可能性:インプットは、流動性の高い市場においてインプットに対する感応度が高い商品の活発な売買が行われている場合に、観察可能とみなされます。観察不能なインプットには、利益または収益の見積り、比較対象となる企業の経営指標、市場性の割引および割引率が含まれます。

その他

内容:その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、政府保証債、アセット・バック証券、エクイティ現物商品ならびに投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

当期において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした(2021 年:レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期中のレベル 3 の残高の変動を要約したものです。振替は当年度期首に実施したものととして反映しています。

売却コスト控除後の公正価値で測定される、売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産および負債は、当該資産および負債の公正価値での測定が例外的であることから含まれていません。

レベル 2 とレベル 3 との間での資産および負債の振替は、主として 1) インプットに関連する観察可能な市場活動の増減、または 2) 観察不能なインプットの重要性の変化によるものであり、観察不能なインプットが重要であるとみなされる場合の資産および負債はレベル 3 に分類されています。

レベル3の資産および負債の変動分析

	2022年1月1日現在					損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計		その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計	振替		2022年12月31日現在
	購入	売却	発行	決済	トレーディング収益 ^b	その他の収益	レベル3へ		レベル3から		
パークレイズ・バンク・グループ	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
社債	389	392	(182)	—	(18)	(39)	—	—	87	(34)	595
非アセット・バック・ローン	758	7,009	(2,635)	—	(19)	(264)	—	—	10	(22)	4,837
その他	1,134	667	(412)	—	(298)	(43)	—	—	275	(275)	1,048
トレーディング・ポートフォリオ資産	2,281	8,068	(3,229)	—	(335)	(346)	—	—	372	(331)	6,480
非アセット・バック・ローン	2,985	2,739	(1,019)	—	(1,203)	(262)	—	—	49	(21)	3,268
プライベート・エクイティ投資	148	35	(59)	—	(3)	7	12	—	—	—	140
その他	2,946	6,483	(6,540)	—	(188)	1	2	—	17	(18)	2,703
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	6,079	9,257	(7,618)	—	(1,394)	(254)	14	—	66	(39)	6,111
その他	38	—	—	—	(32)	—	—	(2)	—	—	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	38	—	—	—	(32)	—	—	(2)	—	—	4
投資不動産	7	—	(1)	—	—	—	(1)	—	—	—	5
トレーディング・ポートフォリオ負債	(27)	(23)	8	—	—	9	—	—	(27)	4	(56)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(404)	(285)	—	(98)	82	70	1	—	(448)	40	(1,042)
金利デリバティブ	(260)	(217)	—	—	54	(467)	—	—	431	(38)	(497)
為替デリバティブ	2	—	—	—	(6)	27	—	—	—	16	39
クレジット・デリバティブ	(386)	(4)	(2)	—	57	23	—	—	11	(12)	(313)
エクイティ・デリバティブ	(1,405)	(213)	—	—	332	307	—	—	(11)	571	(419)
デリバティブ純額^a	(2,049)	(434)	(2)	—	437	(110)	—	—	431	537	(1,190)
合計	5,925	16,583	(10,842)	(98)	(1,242)	(631)	14	(2)	394	211	10,312

レベル3の資産および負債の変動分析

	2021年1月1日現在				決済	損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計		その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計	振替		2021年12月31日現在
	購入	売却	発行	トレーディング収益 ^b		その他の収益	レベル3へ		レベル3から		
パークレイズ・バンク・グループ	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
社債	151	310	(123)	—	(12)	38	—	—	41	(16)	389
非アセット・バック・ローン	709	1,580	(1,409)	—	(85)	(1)	—	—	45	(81)	758
その他	1,003	371	(425)	—	(57)	(49)	—	—	442	(151)	1,134
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,863	2,261	(1,957)	—	(154)	(12)	—	—	528	(248)	2,281
非アセット・バック・ローン	2,280	1,379	(306)	—	(248)	(59)	(174)	—	113	—	2,985
プライベート・エクイティ投資	88	68	(7)	—	(8)	—	10	—	35	(38)	148
その他	2,024	11,256	(10,228)	—	(184)	2	28	—	49	(1)	2,946
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,392	12,703	(10,541)	—	(440)	(57)	(136)	—	197	(39)	6,079
非アセット・バック・ローン	106	—	—	—	—	—	—	—	—	(106)	—
その他	47	—	—	—	(7)	—	—	(2)	—	—	38
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	153	—	—	—	(7)	—	—	(2)	—	(106)	38
投資不動産	10	—	(2)	—	—	—	(1)	—	—	—	7
トレーディング・ポートフォリオ負債	(28)	(5)	23	—	—	(6)	—	—	(12)	1	(27)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(341)	(4)	—	(101)	66	21	—	—	(68)	23	(404)
金利デリバティブ	(2)	20	—	—	105	(255)	—	—	90	(218)	(260)
為替デリバティブ	1	—	—	—	40	(2)	—	—	10	(47)	2
クレジット・デリバティブ	(155)	(239)	9	—	(45)	34	—	—	10	—	(386)
エクイティ・デリバティブ	(1,615)	90	(1)	—	(15)	(3)	—	—	(3)	142	(1,405)
デリバティブ純額^a	(1,771)	(129)	8	—	85	(226)	—	—	107	(123)	(2,049)
合計	4,278	14,826	(12,469)	(101)	(450)	(280)	(137)	(2)	752	(492)	5,925

脚注

a デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は51億7,300万ポンド(2021年:40億1,000万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は63億6,300万ポンド(2021年:60億5,900万ポンド)です。

b トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

レベル3の資産および負債の変動分析

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	2022年1月1日現在					損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計			その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計		振替		2022年12月31日現在
	(百万ポンド)	購入 (百万ポンド)	売却 (百万ポンド)	発行 (百万ポンド)	決済 (百万ポンド)	トレーディング収益	その他の収益	レベル3へ	レベル3から	レベル3へ	レベル3から	(百万ポンド)	
						(百万ポンド)	(百万ポンド)						(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,987	7,567	(2,822)	—	(324)	(308)	—	—	132	(258)	—	5,974	
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	5,363	8,921	(7,559)	—	(1,229)	(261)	188	—	66	(38)	—	5,451	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定	38	—	—	—	(32)	—	—	(3)	—	—	—	3	
投資不動産	3	—	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
トレーディング・ポートフォリオ負債	(20)	(20)	1	—	—	9	—	—	(22)	4	—	(48)	
公正価値で測定すると指定された金融負債	(391)	(285)	—	(97)	82	70	—	—	(366)	31	—	(956)	
デリバティブ純額 ^a	(2,079)	(463)	(2)	—	443	(132)	—	—	427	549	—	(1,257)	
合計	4,901	15,720	(10,383)	(97)	(1,060)	(622)	188	(3)	237	288	—	9,169	

レベル3の資産および負債の変動分析

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	2021年1月1日現在					損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計			その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計		振替		2021年12月31日現在
	(百万ポンド)	購入 (百万ポンド)	売却 (百万ポンド)	発行 (百万ポンド)	決済 (百万ポンド)	トレーディング収益	その他の収益	レベル3へ	レベル3から	レベル3へ	レベル3から	(百万ポンド)	
						(百万ポンド)	(百万ポンド)						(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,392	1,989	(1,543)	—	(158)	(23)	—	—	457	(127)	—	1,987	
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	3,486	12,486	(10,266)	—	(278)	(71)	(159)	7	158	—	—	5,363	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定	153	—	—	—	(7)	—	—	(2)	—	(106)	—	38	
投資不動産	5	—	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
トレーディング・ポートフォリオ負債	(28)	(5)	27	—	—	(6)	—	—	(9)	1	—	(20)	
公正価値で測定すると指定された金融負債	(321)	(13)	—	(92)	67	21	—	—	(68)	15	—	(391)	
デリバティブ純額 ^a	(1,614)	(129)	6	—	20	(322)	—	—	97	(137)	—	(2,079)	
合計	3,073	14,328	(11,778)	(92)	(356)	(401)	(159)	5	635	(354)	—	4,901	

脚注

a デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は48億6,800万ポンド(2021年:33億7,100万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は61億2,500万ポンド(2021年:54億5,000万ポンド)です。

b トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

レベル3の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産および負債から生じ、当年度において認識された未実現利益および損失を開示しています。

期末現在保有されるレベル3の資産および負債について当期において認識された未実現利益および(損失)

	2022年				2021年			
	損益計算書		その他の包 括利益	合計	損益計算書		その他の包 括利益	合計
	トレーディ ング収益 ^a	その他の収 益			トレーディ ング収益 ^a	その他の収 益		
	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)
パークレイズ・バンク・グループ								
12月31日現在								
トレーディング・ポートフォリオ資産	(290)	—	—	(290)	(67)	—	—	(67)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	(152)	9	—	(143)	(53)	22	—	(31)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定	—	—	—	—	—	—	—	—
投資不動産	—	(1)	—	(1)	—	—	—	—
トレーディング・ポートフォリオ負債	8	—	—	8	(5)	—	—	(5)
公正価値で測定すると指定された金融負債	55	—	—	55	16	(1)	—	15
デリバティブ純額	(80)	—	—	(80)	(196)	—	—	(196)
合計	(459)	8	—	(451)	(305)	21	—	(284)

期末現在保有されるレベル3の資産および負債について当期において認識された未実現利益および(損失)

	2022年				2021年			
	損益計算書			合計	損益計算書			合計
	トレーディ ング収益 ^a	その他の収 益	その他の包 括利益		トレーディ ング収益 ^a	その他の収 益	その他の包 括利益	
	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)	(百万ポ ンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー								
12月31日現在								
トレーディング・ポートフォリオ資産	(261)	—	—	(261)	(55)	—	—	(55)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	(159)	4	—	(155)	(68)	17	—	(51)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定	—	—	—	—	—	—	—	—
トレーディング・ポートフォリオ負債	8	—	—	8	(5)	—	—	(5)
公正価値で測定すると指定された金融負債	55	—	—	55	9	—	—	9
デリバティブ純額	(101)	—	—	(101)	(276)	—	—	(276)
合計	(458)	4	—	(454)	(395)	17	—	(378)

脚注

a. トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

重要な観察不能インプット

以下の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプット、ならびにこれらの重要な観察不能インプットに用いられる数値の範囲を開示したものです。

パークレイズ・バンク・グループ	評価技法 ^a	重要な観察不能インプット	2022年 範囲		2021年 範囲		単位 ^b
			最小値	最大値	最小値	最大値	
デリバティブ^c							
金利デリバティブ	割引キャッシュフロー	インフレ・フォワード	3	5	0	3	%
		信用スプレッド	17	2,159	9	1,848	ベース・ポイント
		利回り	(3)	56	—	—	%
	相関関係モデル	インフレ・フォワード	(20)	(13)	(20)	(13)	%
		オプション・モデル	インフレ・ボラティリティ	49	315	31	130
		金利ボラティリティ	36	430	5	600	ベース・ポイント・ボラティリティ
		オプション・ボラティリティ	57	60	—	—	百万ポンド
	FX 対金利の相関関係	(20)	78	(20)	78	%	
	金利対金利の相関関係	12	99	(100)	99	%	
クレジット・デリバティブ	割引キャッシュフロー	信用スプレッド	3	2,943	2	2,925	ベース・ポイント
	コンパラブル・プライス	価格	79	92	—	—	ポイント
エクイティ・デリバティブ	オプション・モデル	エクイティ・ボラティリティ	3	140	2	108	%
		エクイティ対エクイティの相関関係	40	100	10	100	%
	割引キャッシュフロー	割引マージン	(205)	634	(129)	93	ベース・ポイント
為替デリバティブ	オプション・モデル	オプション・ボラティリティ	0	100	0	100	ポイント
	割引キャッシュフロー	利回り	(3)	4	—	—	%
デリバティブ以外の金融商品							
非アセット・バック・ローン	割引キャッシュフロー	ローン・スプレッド	51	801	31	811	ベース・ポイント
		信用スプレッド	200	300	200	300	ベース・ポイント
		利回り	5	34	3	10	%
	コンパラブル・プライス	価格	0	101	0	145	ポイント
社債	コンパラブル・プライス	価格	0	232	0	284	ポイント
	割引キャッシュフロー	ローン・スプレッド	229	834	229	854	ベース・ポイント
商業不動産ローン	割引キャッシュフロー	信用スプレッド	267	426	68	543	ベース・ポイント
リバース・レポ取引およびレポ取引	割引キャッシュフロー	レポ・スプレッド	321	502	—	—	ベース・ポイント
発行債券	割引キャッシュフロー	信用スプレッド	73	548	—	—	ベース・ポイント
		オプション・モデル	エクイティ・ボラティリティ	3	111	—	—
		金利ボラティリティ	42	261	—	—	ベース・ポイント・ボラティリティ

脚注

- a 純資産価額法については、そのポジションの多様性を反映して範囲が広くなると考えられることから含めておりません。
- b 重要な観察不能インプットの範囲の開示に用いられる単位は、パーセンテージ、ポイントおよびベース・ポイントです。ポイントは基準値に対する割合です。例えば、100ポイントは基準値の100%に相当します。ベース・ポイントは1%の100分の1に相当します。例えば、150ベース・ポイントは1.5%に等しくなります。
- c 一部のデリバティブについては、当該商品の信用評価調整の計算に使用する信用スプレッドが重要で観察不能なため、レベル3に分類されます。重要かつ観察不能な信用スプレッドの範囲は17ベース・ポイントから2,159ベース・ポイント(2021年:32ベース・ポイントから1,848ベース・ポイント)です。

以下のセクションでは、上記の表で識別された重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対するレベル3の資産および負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度について記載しています。感応度に関する記載では、一般的に、反比例の関係も適用されます。

公正価値測定に用いられる重要な観察不能インプットの間で信頼性のある相互関係が識別可能な場合、それらの相互関係の記載が以下に含まれていません。

フォワード

将来行われる予定の金融取引に適用される価格またはレート。

一般的に、フォワードが単独で大幅に上昇すると、対象商品(通貨、債券、コモディティ等)の契約上の受け手にとって公正価値が増加しますが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なります。

信用スプレッド

信用スプレッドは通常、ある金融商品とベンチマーク証券または参照レート間の利回りの差異に相当します。信用スプレッドは、ある金融商品の信用リスクに対するエクスポージャーの受入れに対して市場参加者が要求すると考えられる追加利回りを反映しており、割引キャッシュフローの計算に用いられる利回りの一部を構成します。

一般的に、信用スプレッドが単独で大幅に上昇すると、現金資産の公正価値は減少します。

デリバティブについては、信用スプレッドが単独で大幅に上昇すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

ボラティリティ

ボラティリティは、一定のデリバティブ対象と引き換えになる変動性または不確実性の測定基準です。これは、特定の対象金融商品、インプットまたはインデックスの価値が時間の経過とともにどの程度変動するかの見積りです。通常、ボラティリティは観察されたオプション価格から推定されます。観察不能なオプションの場合、インプライド・ボラティリティは、対象リスクの性質に関する追加の仮定、および個別契約の行使価格/満期の特性を反映しています。

一般的に、ボラティリティが単独で大幅に上昇すると、単純なオプションの保有者にとって公正価値が増加しますが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なります。

観察不能なボラティリティとその他の観察不能なインプットの間で相互関係が存在することがあります(例えば、株価が下落すると、推定されるエクイティ・ボラティリティは一般的に上昇しますが、これらは通常、個々の市場に固有のものであり、時間の経過とともに変わる可能性があります)。

相関関係

相関関係とは、2つの変数の変動の間関係の測定値です。相関関係は、複数の金融商品を対象とするデリバティブ契約の評価に用いられる重要なインプットである場合があります。クレジット相関関係とは通常、債務担保証券(CDO)の構造における参照プールを構成する個別銘柄に関する債務不履行のプロセス間の相関関係を指します。

相関関係が単独で大幅に上昇すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

コンパラブル・プライス

比較可能な金融商品の価格は、比較可能かつ観察可能な金融商品の価格から推定利回り(または流動的なベンチマークを上回るスプレッド)を計算することにより評価に用いられ、その利回り(またはスプレッド)を調整して満期や信用度等の関連する相違点を反映します。代替的に、価値を定めるために、比較可能な金融商品と観察不能な金融商品との間で価格が対応していると仮定することができます。

非アセット・バック・ローンには、バークレイズ・バンク・グループのレバレッジド・ファイナンス事業内の顧客に対する貸付金のポートフォリオが含まれます。レバレッジド・ファイナンス・ローンは、バークレイズ・バンク・グループがレバレッジド・バイアウトや買収等の戦略的取引を促進するために顧客に資金調達のコミットメントを提供する場合に組成されます。観察不能なインプットに対するポートフォリオの感応度は、その非流動的な性質と評価に対する観察不能な価格インプットの重要性を反映した判断です。

一般的に、コンパラブル・プライスが単独で大幅に上昇すると、観察不能な金融商品の価格が上昇します。デリバティブについては、コンパラブル・プライスが単独で変動すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

ローン・スプレッド

ローン・スプレッドは通常、ある金融商品とベンチマーク証券または参照レート間の利回りの差異に相当します。ローン・スプレッドは通常、信用度、英国債等の比較可能資産の水準、およびその他の要素を反映しており、割引キャッシュフローの計算に用いられる利回りの一部を構成します。

非アセット・バック・ローンには、英国の教育、公的住宅供給および地方自治体 (ESHLA) セクターのカウンターパーティに対する長期固定利付貸付金で主に構成されるポートフォリオが含まれています。当該貸付金は流動性が低く、観察不能なローン・スプレッドが評価に対して重要でもあるため、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されています。評価の不確実性は、当該ポートフォリオの長期的性質、貸付債権の流通市場がないこと、また、観察可能なローン・スプレッドがないことから生じています。ESHLA 貸付金の大部分は、信用リスクが極めて低いとみなされる規制の厳しいセクターにおける借手に対する貸付金であり、開始時からのデフォルト実績はほぼゼロとなっています。一方、ローン・スプレッド全体は 51 ベーシス・ポイントから 297 ベーシス・ポイント (2021 年: 31 ベーシス・ポイントから 601 ベーシス・ポイント) であり、スプレッドの大半はこの範囲の下部に集中しており、評価対象である貸付金名目金額の 97% (2021 年: 99%) のスプレッドは 200 ベーシス・ポイント未満で、これは両年度について同じです。

一般的に、ローン・スプレッドが単独で大幅に上昇すると、ローンの公正価値は減少します。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	2022 年				2021 年			
	有利な変動		不利な変動		有利な変動		不利な変動	
	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本
パークレイズ・バンク・グループ	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
金利デリバティブ	119	—	(155)	—	51	—	(79)	—
為替デリバティブ	16	—	(22)	—	20	—	(28)	—
クレジット・デリバティブ	79	—	(71)	—	112	—	(103)	—
エクイティ・デリバティブ	161	—	(168)	—	181	—	(190)	—
社債	45	—	(27)	—	38	—	(28)	—
非アセット・バック・ローン	244	—	(450)	—	99	—	(150)	—
プライベート・エクイティ投資	10	—	(10)	—	10	—	(11)	—
その他 ^a	53	—	(64)	—	44	—	(62)	—
合計	727	—	(967)	—	555	—	(651)	—

脚注

a その他には、アセット・バック・ローン、エクイティ現物商品ならびにファンドおよびファンドリンク型商品が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大 7 億 2,700 万ポンド (2021 年: 5 億 5,500 万ポンド) の公正価値の増加または最大 9 億 6,700 万ポンド (2021 年: 6 億 5,100 万ポンド) の公正価値の減少をもたらす、実質的にすべての潜在的な影響は損益に及ぶこととなります。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2022 年	2021 年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パークレイズ・バンク・グループ		
市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整	(566)	(498)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(11)	(127)
デリバティブ信用評価調整	(319)	(212)
デリバティブ自己信用評価調整	208	91

市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整

パークレイズ・バンク・グループがマーケット・メーカーであり、仲値以上で取引する能力を有する場合 (特定の株式、債券およびバニラ・デリバティブ市場に関しては、仲値が使用されます。その他の金融資産および負債については、予想されるクローズ・アウト戦略の出口価格の水準を反映してビッド・オファー調整が計上されます。デリバティブ・ポートフォリオのビッド・オファー調整を決定する手法は、ロング・ポジションとショート・ポジションを相殺することによる、リスク管理およびヘッジ戦略に従った行使価格および期間別の正味リスク・エクスポージャーの計算を伴うものです。

ビッド・オファーの水準は通常、ブローカーのデータ等の市場の相場から導き出されます。流動性が比較的低い金融商品には、直接観察可能なビッド・オファーの水準がない場合があります。このような場合、出口価格調整は、比較可能な流動性のある金融商品に関する観察可能なビッド・オファーの水準から導き出されるか、または、デリバティブの価格に応じた調整により、あるいはシナリオ分析または実績分析により決定される場合があります。

市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整は、総額ベースで 6,800 万ポンド増加して 5 億 6,600 万ポンドになりました。

デリバティブに関する割引手法

担保付

市場慣行に従い、担保付デリバティブを割引く手法では、関連する信用補完契約(CSA)の範囲内で差入可能な担保の性質と通貨が考慮されています。CSAを意識した割引手法では、担保を差入れる側が担保の通貨を変更できる「最割安銘柄」オプションを認識しています。

無担保

無担保デリバティブおよび一部担保付デリバティブのポートフォリオならびに契約条項により受け入れた担保の再担保差入が認められない担保付デリバティブの評価に資金調達コストを組み込むことによる影響を処理するために、1,100 万ポンドの公正価値調整が適用されました。この調整は無担保デリバティブによる資金調達と呼ばれています。無担保デリバティブによる資金調達調整は、対象となるデリバティブ・ポートフォリオのエクスポージャーの基礎数値が変動したことにより 1 億 1,600 万ポンド減少して 1,100 万ポンドになりました。

デリバティブ信用評価調整および自己信用評価調整

デリバティブ信用評価調整およびデリバティブ自己信用評価調整は、カウンターパーティ信用リスクおよびパークレイズ・バンク・グループ自身の信用度が公正価値に与える影響をそれぞれ反映するために、デリバティブの評価に組み込まれています。これらの調整は、すべての資産クラスにわたる無担保デリバティブおよび一部担保付デリバティブについて計算されています。デリバティブ信用評価調整およびデリバティブ自己信用評価調整は、カウンターパーティレベルでデフォルト時エクスポージャー、デフォルト確率および回収率の見積りを用いて計算されます。カウンターパーティには、企業、ソブリンおよび政府機関、ならびに国際機関が含まれます(ただしこれらに限りません)。

デフォルト時エクスポージャーは通常、より単純な構造のもので代理させるか、あるいは将来のエクスポージャーの見積りとして現在の時価またはシナリオに基づく時価を用いた、対象となるリスク要因のシミュレーションを通じて見積られています。

デフォルト確率および回収率に関する情報は通常、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)市場から得られます。この情報を入手できない、またはこの情報の信頼性が低い場合、内部カウンターパーティ信用格付を実績ベースまたは市場ベースのデフォルト確率および回収率の情報にマッピングすることにより代替されます。

デリバティブ信用評価調整は、取引相手の信用スプレッドインプットの拡大を受けて 1 億 700 万ポンド増加し、3 億 1,900 万ポンドとなりました。デリバティブ自己信用評価調整は、自己信用スプレッドインプットの拡大により、1 億 1,700 万ポンド増加し、2 億 800 万ポンドとなりました。

「ロング・ウェイ(誤方向)」リスクまたは「ライト・ウェイ(正方向)」リスクと呼ばれる、カウンターパーティの信用度と対象となるデリバティブのリスク要因との相関関係は、デリバティブ信用評価調整の計算に体系的に組み込まれてはいませんが、対象エクスポージャーがそのカウンターパーティに直接関連している場合には調整されます。

パークレイズ・バンク・グループは、無担保デリバティブの評価における手法が引き続き適切なものとなるよう、市場慣行および活動の監視を継続しています。

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると思われる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 1 億 600 万ポンド(2021 年: 1 億 2,200 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 2,500 万ポンド(2021 年: 2,800 万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品の追加額と為替差益は 4,900 万ポンド(2021 年: 5,900 万ポンド)、償却および戻入は 6,500 万ポンド(2021 年: 4,000 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品の追加額はゼロポンド(2021 年: ゼロポンド)、償却および戻入は 300 万ポンド(2021 年: 200 万ポンド)でした。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者1人当たり250,000米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDICはパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS第9号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、51億9,700万ポンド(2021年:7億9,000万ポンド)でした。

帳簿価額と公正価値の比較

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

パークレイズ・バンク・グループ	2022年					2021年				
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)
12月31日現在										
金融資産										
貸付金(償却原価ベース)	182,507	181,727	14,210	86,559	80,958	145,259	145,665	15,406	63,948	66,311
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	725	725	—	725	—	3,177	3,177	—	3,177	—
金融負債										
預り金(償却原価ベース)	(291,579)	(291,552)	(176,959)	(114,267)	(326)	(262,828)	(262,843)	(180,829)	(82,014)	—
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(11,965)	(11,966)	—	(11,966)	—	(12,769)	(12,776)	—	(12,776)	—
発行債券	(60,012)	(59,895)	—	(57,954)	(1,941)	(48,388)	(48,350)	—	(46,201)	(2,149)
劣後負債	(38,253)	(38,686)	—	(38,465)	(220)	(32,185)	(33,598)	—	(33,598)	—

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	2022年					2021年				
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	レベル1 (百万ポンド)	レベル2 (百万ポンド)	レベル3 (百万ポンド)
12月31日現在										
金融資産										
貸付金(償却原価ベース)	225,783	223,668	10,360	171,952	41,356	199,782	198,943	11,891	150,019	37,033
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	5,908	5,908	—	5,908	—	4,982	4,982	—	4,982	—
金融負債										
預り金(償却原価ベース)	(313,895)	(313,895)	(146,958)	(166,612)	(326)	(286,761)	(286,756)	(152,350)	(134,406)	—
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(26,307)	(26,309)	—	(26,309)	—	(29,202)	(29,208)	—	(29,208)	—
発行債券	(40,166)	(40,115)	—	(40,096)	(19)	(32,585)	(32,542)	—	(32,542)	—
劣後負債	(37,656)	(30,818)	—	(30,598)	(220)	(31,875)	(33,287)	—	(33,287)	—

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却する際に受取ると考えられる、または負債を移転する際に支払うと考えられる価格の見積りです。様々な評価技法が利用可能であるため、公正価値の情報を独立した市場ソースまたは他の金融機関と直接比較することが適切ではない場合があります。異なる評価方法および仮定では、観察不能なインプットに基づく公正価値に重大な影響を与える可能性があります。

金融資産

償却原価で保有する金融資産(銀行および顧客に対する貸付金、ならびにリバース・レポ取引および借入有価証券に対する現金担保等のその他の貸付を含みます)の帳簿価額は、英語原文の注記18に記載の関連する会計方針に従って決定されます。

貸付金(償却原価ベース)

貸付金の公正価値は、この開示の目的上、信用力が類似の発行体に対する現在の貸付に係る市場価格を反映する方法で予想キャッシュフローを割引くことにより算出されます。借主に関する市場データまたは信用情報が入手できない場合は、適切な割引率を算出するために様々な代理／補外法が利用されます。

リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付

リバース・レポ取引は通常は短期であり、全額担保されているため、公正価値は帳簿価額に近似しています。

金融負債

償却原価で保有する金融負債(顧客預り金、その他の預り金、レポ取引および貸付有価証券に対する現金担保、発行債券、ならびに劣後負債を含みます)の帳簿価額は、注記1に記載の会計方針に従って決定されます。

預り金(償却原価ベース)

多くの場合、顧客預り金およびその他の預り金ならびに短期債券等のように、商品が短期的な性質であるか、または金利が頻繁に再設定されるため、開示された公正価値は帳簿価額に近似しています。

定期預金をはじめとする比較的長期の預り金の公正価値は、市場金利または満期までの残存期間が同様の預金についての現行の金利を適用して、割引キャッシュフローを用いて見積られます。そのため公正価値割引は最小です。

レポ取引およびその他類似の担保付借入

レポ取引は通常は短期であるため、公正価値は帳簿価額に近似しています。

発行債券

その他の発行債券の公正価値は入手可能であれば相場価格に基づき、短期債券の場合であれば帳簿価額が公正価値に近似しています。

劣後負債

期限付および無期限の転換および非転換資本金の公正価値は、当該発行体または満期や条件が類似する発行体の市場相場レートに基づき決定されます。

引当金、偶発債務および法的手続

23 引当金

引当金の会計処理

パークレイズ・バンク・グループは、非金融負債の会計処理にIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」を適用しています。

引当金は、過去の事象の結果として生じた現在の債務のうち、債務を決済するために経済的便益の移転が必要となる可能性が高く、信頼性のある見積りが可能なものについて認識されます。引当金は予想される事業再編費用について計上されており、これには、パークレイズ・バンク・グループに詳細かつ正式な事業再編計画があり、当該計画の主な内容の公表または計画の実行開始により、事業再編の影響を受ける者が削減対象であることを予想できる場合等、債務が存在している場合の人員削減費用が含まれます。

重要な会計上の見積りおよび判断

引当金の財務報告には、重大な判断と複雑性が伴います。現在の債務が存在するかどうかを特定し、過去の事象から生じる可能性のあるアウトフローの確率、時期、性質および量を見積るには、個々の事象に関連する具体的な事実と状況に基づく判断が必要であり、専門家による職業的専門家としての助言を必要とすることがよくあります。その事項が初期段階にある場合、不確実性が高いために会計上の判断および見積りが困難な場合があります。経営陣は、引当金を認識すべきかどうかを継続的に再評価するとともに各事項の監視を続けていますが、特に法律、競争および当局関連の事項に関しては、起こりうる結果や不確実性が引き続き広範囲にわたる可能性があり、そのために事項がより進展した段階にあった場合でも、有用な見積りを行うことが実務的でないことがよくあります。

こうした事項の複雑性により、多くの場合、見積りのための評価において専門家による職業的専門家としての助言が必要となります。顧客に対する補償ならびに法律、競争および当局関連の事項は、より高度な職業的専門家の判断が必要とされる領域です。また、引当金として認識される金額は、当該金額を計算する際に行う仮定への感応度が著しく高い場合があります。これにより、適切な引当金水準を決定する際に判断を要する潜在的な結果の範囲が拡大します。法律、競争および当局関連の詳細については注記25に記載されています。

	修正再表示 ^b						修正再表示 ^b
	不利な契約 (百万ポンド)	人員削減および 事業再編 (百万ポンド)	未実行の契約上の コミットド・フ アンシリティおよび 保証 ^a (百万ポンド)	顧客に対する補 償 (百万ポンド)	法律、競争およ び当局関連 (百万ポンド)	その他引当金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・グループ							
2022年1月1日現在	2	46	499	266	211	86	1,110
繰入額	—	59	133	846	422	49	1,509
取崩額	(1)	(42)	—	(1,154)	(542)	(9)	(1,748)
未使用額の戻入	(1)	(19)	(123)	(76)	(15)	(13)	(247)
為替およびその他の変動	—	1	23	164	37	9	234
2022年12月31日現在	—	45	532	46	113	122	858

脚注

a. 未実行の契約上のコミットド・ファンシリティおよび保証に係る引当金は、IFRS第9号に基づいて会計処理されています。

b. 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

	修正再表示 ^b						修正再表示 ^b
	不利な契約 (百万ポンド)	人員削減および 事業再編 (百万ポンド)	未実行の契約上 のコミットド・フ ァシリティおよび 保証 ^a	顧客に対する補 償 (百万ポンド)	法律、競争およ び当局関連 (百万ポンド)	その他引当金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
			(百万ポンド)				
パークレイズ・バンク・ピーエルシー							
2022年1月1日現在	—	21	420	258	183	37	919
繰入額	—	22	63	842	324	2	1,253
取崩額	—	(21)	—	(1,148)	(433)	(6)	(1,608)
未使用額の戻入	—	(7)	(97)	(73)	(8)	8	(177)
為替およびその他の変動	—	—	17	165	24	(1)	205
2022年12月31日現在	—	15	403	44	90	40	592

脚注

a 未実行の契約上のコミットド・ファシリティおよび保証に係る引当金は、IFRS 第9号に基づいて会計処理されています。

b 2021年の財務指標は、有価証券の過剰発行による影響を反映して修正再表示されています。詳細は、英語原文180ページの財務書類の修正再表示(注記1a)をご参照ください。

2022年12月31日より後に、12カ月以内の回収または決済が予想される引当金は、パークレイズ・バンク・グループでは7億6,400万ポンド(2021年:10億2,300万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは5億6,000万ポンド(2021年:8億8,100万ポンド)です。

不利な契約

不利な契約に係る引当金は、契約条件の履行に伴う見積費用から、受け取ることが見込まれる便益を差し引いた金額からなります。

人員削減および事業再編

これらの引当金は、債務が存在している場合の人員削減費用を含む、事業再編の見積費用からなります。当年度中に行われた追加繰入は正式な事業再編計画に関するものであり、費用の合計が当初の引当金の金額を下回る見込みとなった場合には、取り崩されるか戻し入れられます。

未実行の契約上のコミットド・ファシリティおよび保証

IFRS 第9号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、予想信用損失が個別計上されないため、引当金がエクスポージャーを超えない範囲で、減損引当金の合計が実行済みのエクスポージャーに配分されます。超過額は、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。ホールセール・ポートフォリオでは、未実行のエクスポージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。詳細については、英語原文78ページから81ページのローン・コミットメントおよび金融保証に関する「信用リスク」のセクションをご参照ください。

顧客に対する補償

顧客に対する補償に係る引当金は、パークレイズ・バンク・グループの事業活動における不適切な判断に関連する損失または損害について、顧客およびカウンターパーティに対して補償を行うための見積費用からなります。

法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループは、英国と、米国を含むその他海外の複数管轄区域の両方において、様々な法的手続に関与しています。法的手続および関連する不確実性の議論に関する詳細については、注記25をご参照ください。

その他引当金

このカテゴリーには、不正行為による損失および原状回復に係る引当金等、他のカテゴリーに当てはまらない引当金が含まれます。

24 偶発債務および契約債務

偶発債務の会計処理

偶発債務は、発生しうる債務のうち、その存在が将来の不確実な事象によってのみ確認されるもの、および現在の債務のうち、経済的資源の移転が不確実である、または信頼性をもって測定できないものです。偶発債務は貸借対照表上で認識されていませんが、経済的資源が流出する可能性がほとんどない場合を除いて開示されています。

以下の表は、貸借対照表に計上されていない偶発債務および契約債務の名目金額をまとめたものです。

	パークレイズ・バンク・グループ	
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
担保に供された保証および信用状	17,700	15,759
履行保証、支払承諾および裏書	8,100	7,987
偶発債務および金融保証合計	25,800	23,746
このうち: 公正価値で測定する金融保証	1,423	231
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,748	1,584
スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	333,229	282,867
契約債務合計	334,977	284,451
このうち: 公正価値で測定するローン・コミットメント	13,471	18,571

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
担保に供された保証および信用状	52,219	45,289
履行保証、支払承諾および裏書	9,984	10,485
偶発債務および金融保証合計	62,203	55,774
このうち: 公正価値で測定する金融保証	1,423	231
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,686	1,462
スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	205,650	193,641
契約債務合計	207,336	195,103
このうち: 公正価値で測定するローン・コミットメント	11,939	17,292

偶発債務および契約債務に対する予想信用損失引当金は、パークレイズ・バンク・グループでは5億3,200万ポンド(2021年:4億9,900万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは4億300万ポンド(2021年:4億2,000万ポンド)に相当し、注記23に記載されています。

法律、競争および当局関連の事項に関連する偶発債務の詳細は、注記25に記載されています。

25 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関連する引当金の認識には、注記 23「引当金」に適用される関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行うことが含まれます。偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りは、現時点で見積もることが実務上不可能な場合、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めています。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザー・サービス契約に対する調査

FCA の手続

2008 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタール・ホールディングス・エルエルシーは、2 件のアドバイザー・サービス契約(両契約)を締結しました。金融行為監督機構(FCA)は、両契約が 2008 年 6 月および 11 月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったことから、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013 年に、FCA は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが上場原則 3 に違反したと結論付ける警告通知書(本警告通知書)を発行しました。本警告通知書に記載されている罰金は 5,000 万ポンドでした。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの認定に異議を唱えました。2022 年 9 月、FCA の規制決定委員会(RDC)は、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが特定の開示関連上場規則に違反したとする決定通知を発行しました。RDC はまた、2008 年 11 月の資本調達で行われた開示に関して、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、パークレイズ・ピーエルシーが上場原則 3 に違反したと判断しました。RDC はパークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して、本警告通知書と同額の合計 5,000 万ポンドの罰金を支持しました。パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、RDC の認定の再審を求めて上級裁判所に提訴しました。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR 等の特定の金融ベンチマーク操作の疑いにおけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しました。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して LIBOR および/またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米ドル建 LIBOR に関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY)における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・インク(BCI)および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO 法)、1934 年米国証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

集団訴訟および個別訴訟を意図した訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。1 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として 1 億米ドル以上を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは過去に一部の請求について和解しています。また、2022 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーはさらに 1 件の事項を解決しました。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

英ポンド建 LIBOR に関する民事訴訟

2016 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、特に、被告が反トラスト法、CEA 法および RICO 法に違反して英ポンド建 LIBOR の金利操作を行ったと主張する、SDNY において提起された集団訴訟を意図した 2 件の訴訟が併合されました。請求の却下を求める被告の申立ては、2018 年に認められました。原告は却下について控訴しています。

日本円建 LIBOR に関する民事訴訟

2012 年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告代表および日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では特に、ユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014 年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求を棄却し、また裁判所は 2020 年に、残りの CEA 法に係る原告の請求を棄却しました。

2015 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対して上記の集団訴訟と同様の主張をする第二の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。パークレイズと原告は、両方の訴訟で 1,775 万米ドルの和解に達しました。2023 年 3 月に最終的な裁判所の承認に係る公聴会が予定されています。

SIBOR/SOR に関する民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取って SDNY に提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、2016 年に提起されました。原告と残りの被告(パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含みます)は、これらの事項を 9,100 万米ドルで解決するための共同和解に達し、2022 年 11 月に裁判所の最終的な承認を受けました。本事項は完結しています。上記の共同和解におけるパークレイズの負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2019 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、被告であるその他の金融機関、およびインターコンチネンタル・エクステンジ・インクとその一部の関連会社(ICE)を含むパネル銀行に対して、集団訴訟を意図した複数の訴訟が SDNY で提起されました。当該訴訟では、被告らが ICE への申告により米ドル建 LIBOR を操作したとして反トラスト法に係る請求権を主張しています。これらの訴訟は併合されました。却下を求める被告の申立ては、2020 年に認められ、原告らは控訴しました。2022 年 2 月、この却下は控訴審において支持されました。原告は、米国最高裁判所による再審理を求めませんでした。本事項は完結しています。

2020 年 8 月、米ドル ICE LIBOR に連動する変動金利が付された貸付金およびクレジットカードの個々の債務者および消費者を代表して、ICE LIBOR 関連の訴訟がカリフォルニア州北部地区連邦裁判所に個々の原告のグループによって提起されました。原告が、特に被告に対し、LIBOR の設定の継続や、全体的または部分的に米ドル LIBOR に依存する金融商品の行使を禁止するための予備的および恒久的な差止命令を求めた申立ては却下されました。訴訟の却下を求める被告の申立ては、2022 年 9 月に認められました。原告は修正訴状を提出し、被告はこれに対して却下を求める申立てを行いました。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR を操作したという主張に関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対して 2017 年に発行された請求が 1 件残っています。LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連して、欧州における他の複数の管轄区域、アルゼンチンおよびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。他にもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップに関する民事訴訟

ニューメキシコ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他様々な金融機関を相手取った集団訴訟が係争中です。原告であるニューメキシコ州投資委員会および特定のニューメキシコ年金基金は、被告が決済時にクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)契約の評価に使用されるベンチマーク価格(すなわち、CDS 最終オークション価格)を共謀して操作したと主張しています。原告らは、米国反トラスト法および CEA 法の違反、ならびに州法に基づく不当利得を主張しています。被告はこれに対して却下を求める申立てを行いました。

外国為替に関する調査および関連する民事訴訟

パークレイズ・バンク・グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に関連して、様々な管轄区域における調査の対象となっています。これらの調査に関連して、EU や米国を含む様々な管轄区域で和解が成立しました。残りの進行中の調査がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

和解から離脱した原告による米国の外国為替に関する民事訴訟

2018年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、外国為替市場を操作したと主張してSDNYに提起された併合訴訟(外国為替に関する併合訴訟)について、合計3億8,400万米ドルで和解しました。また2018年に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった原告のグループが、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の被告を相手取り、SDNYに訴訟を提起しました。原告の請求の一部は2020年に却下されました。パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、本件に関する当該会社に対するすべての請求について、原則、和解に達しました。この和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

米国のリテールベースに関する民事訴訟

2015年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよびBCIを含む複数の国際銀行を相手取った1件の集団訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)が提起されました。SDNYは、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・バンク・グループおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエル、ブラジルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関連する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびパークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッド(BX)に対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

上記の訴訟には、2019年に英国競争不服申立審判所(CAT)においてパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BX、BCIおよびその他の金融機関を相手取り提起された2件の集団訴訟が含まれています。CATは2022年度第1四半期にこれらの請求を認証することを拒否しましたが、原告はCATの判決に対して控訴し、司法上の再審理を受ける許可を得ています。また、2019年には、外国為替取引に関する欧州および英国の競争法違反を主張する様々な銀行および資産運用会社により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取った別の請求が英国の高等裁判所において申し立てられ、その後CATに移送されました。この請求は、上記の和解から離脱した原告による米国の外国為替に関する民事訴訟で言及された原則的和解の一環として和解に達しました。

金属に関連する民事訴訟

原告の集団をそれぞれ代表する複数の米国の民事訴訟が併合され、SDNYに移送されました。これらの民事訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、反トラスト法ならびにその他の連邦法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。両当事者は、これらの事項を5,000万米ドルで解決するための共同和解に達しました。この和解は、2022年8月に最終的な裁判所の承認を受けました。本事項は完結しています。上記の共同和解におけるパークレイズの負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。米国では、原告集団により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびBXを含む複数の銀行に対して、CEA法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する別の民事訴訟が提起されていましたが、パークレイズのグループ企業に対する当該訴訟は却下されました。原告らは、控訴に対する裁判所承認を求めることができます。

またカナダの裁判所では、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよびBCIに対して、金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関連して、特定のRMBSに関して受託者が提起した未解決の買戻請求から生じた2件の民事訴訟が審理中です。当該訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/または2007年に取得した子会社が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。1件の訴訟では、2022年6月に略式判決を求めるパークレイズの被告の申し立てが認められ、原告のR&W侵害の請求は棄却されました。原告は、この判決に対して控訴しています。他の買戻しに関する訴訟は係争中です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、他の2件の買戻しに関する訴訟について和解に達し、裁判所の最終承認を受けました。和解金の支払いは2022年7月に完了しました。本事項は完結しています。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

2020年、ニューメキシコ州第1司法地区連邦裁判所において、2つの国民年金基金とニューメキシコ州投資委員会を代表するニューメキシコ州により、BCIを含む6銀行を相手取った、過去に購入済のRMBSに関連する民事訴訟が提起されました。訴状では、BCIについて、BCIが引き受けたRMBSのうちファン

ドが購入したのは約 2,200 万米ドルであると主張しています。両当事者は、本事項を 3,250 万米ドルで解決するための共同和解に達しました。和解金は 2022 年 4 月に支払われました。上記の共同和解における BCI の負担がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告が(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および/または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。裁判所は 2021 年 3 月に併合訴訟を却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。修正訴状の却下を求める被告の申立ては、2022 年 3 月に認められました。原告は、この判決に対して控訴しています。

さらに、一部の原告は、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴訟では、被告が共謀して、反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

SDNY およびトロントにあるカナダ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、パークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドと、カナダで提起された訴訟においてはパークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他一部の金融機関を相手取り、被告が共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張する、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。

SDNY に提起された訴訟のうちの 1 件については、裁判所が原告による請求の却下を求める被告の申立てを認めました。この却下は控訴審において支持されましたが、地方裁判所はその後、当事者に対立の可能性があることを通知しました。本事項は、新しい地裁判事に委ねられ、原告は却下命令を取り消すよう申立てを行いました。原告の控訴期限は終了し、本事項は完結しています。原告は、SDNY におけるその他の訴訟については自主的に取り下げています。カナダ連邦裁判所の訴訟では、当事者は原則的に和解に達しましたが、これには裁判所の承認が必要となります。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告が共謀または結託して、償還条項付変動利付債 (VRDO) に設定された金利を人為的に引き上げたと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に (通常は週次で) 更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、イリノイ州およびカリフォルニア州を代表する民間の原告による 2 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 3 件の訴訟は SDNY において併合されました。SDNY における併合された集団訴訟において、原告の請求の一部は 2020 年 11 月および 2022 年 6 月に却下されました。カリフォルニア州の訴訟では、原告の請求は 2021 年 6 月に却下されました。原告は却下について控訴しています。イリノイ州の訴訟では、2023 年 8 月に審理が予定されています。

単元未済社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020 年に、BCI およびその他の金融機関は、集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。この請求では、端株取引や価格決定のための電子取引プラットフォーム開発への参加を共謀して拒否したと主張しています。原告は、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。却下を求める被告の申立ては、2021 年に認められ、原告らは却下について控訴しました。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI、ならびに金利スワップ (IRS) のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、2016 年に SDNY において併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めています。

2018 年に、trueEX エルエルシーは、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の金融機関を相手取り、trueEX エルエルシーの IRS プラットフォームの発展に関する同様の主張に基づく反トラスト法集団訴訟を SDNY において提起しました。2017 年に、テラ・グループ・インクは反トラスト法に基づく別の民事訴訟を SDNY において提起しました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2018 年および 2019 年に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関する両訴訟の一部の請求をそれぞれ棄却しましたが、係争中の連邦および州の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008年にBDCファイナンス・エルエルシー(BDC)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDAマスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約(本マスター契約)に違反したと主張し、2億9,800万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州最高裁判所において提起しました。裁判の後、裁判所は2018年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。2021年4月、第一審裁判所は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な判決を330万米ドルで開始しましたが、法務費用および経費はまだ決定されていません。BDCは控訴しました。2022年1月、上訴裁判所は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な第一審裁判所の略式判決を覆し、さらに手続を行うため下級裁判所に当該事項を差し戻しました。当事者は、裁判の範囲について反対申立てを提出しました。裁判は、申立ての判決とその後の控訴を待って延期されています。

2011年に、BDCの投資顧問会社であるBDCMファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとBCIを相手取り、本マスター契約に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。この訴訟は現在停止しています。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000名超の原告を代表する複数の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所(EDNY)およびSDNYにおいて提起されています。これらの訴訟では概して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの複数の銀行が米ドル建て取引でできるような便宜を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告または原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、米国反テロリズム法の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めており、同法では認定された損害の3倍の賠償を認めています。

裁判所は、EDNYにおける6件の訴訟のうち3件の却下を求める被告の申立てを認めました。原告は1件の訴訟で控訴し、2023年1月に却下が認められました。残りのEDNYの訴訟は停止されています。SDNYにおける2件の訴訟のうち、裁判所は、1件目の訴訟の却下を求める被告の申立てについて認めました。この訴訟は停止され、2件目のSDNYの訴訟は、1件目の却下に対する控訴がある場合を待って停止しています。

株主によるデリバティブ関連訴訟

2020年11月に、パークレイズの株主は、ニューヨーク州裁判所において、BCI、ならびに多数のパークレイズ・ピーエルシーの現職および元取締役会役員およびパークレイズ・バンク・グループの上級役員または従業員を相手取り、デリバティブ関連訴訟を提起しました。同株主は、名目上の被告であるパークレイズ・ピーエルシーを代表してこの訴えを提起し、個々の被告が2006年会社法に基づくものを含め、義務違反により会社に損害を与えたと主張しています。原告は、主張されているこれらの違反の結果としてパークレイズ・ピーエルシーが被ったとされる損失について、パークレイズ・ピーエルシーに代わって損害賠償を求めています。2021年4月に修正訴状が提出され、BCIおよびその他の一部の被告は却下を求める申立てを行いました。却下を求める申立ては、2022年4月に認められました。原告は、この判決に対して控訴しています。

デリバティブ取引に関する民事訴訟

2021年に、オランダの住宅組合であるベスティアは、2008年から2011年の間にパークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結した一連のデリバティブ取引に関連して、英国のパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して高等裁判所で3億2,900万ポンドの損害賠償を求めて申立てを行いました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行い、反訴しています。

タイムシェア・ローンおよび専門家によるレビューおよび関連事項

2020年8月に、FCAは、パークレイズ・パートナー・ファイナンスとして取引し、パークレイズの販売時点のファイナンス事業を行うクライズデール・ファイナンス・サービス・リミテッド(CFS)による検証命令の申請を承認しました。これは、販売時点で必要なブローカー・ライセンスを保有していなかった、タイムシェア・オペレーターであるアズール・サービス・リミテッド(ASL)によって2014年4月から2016年4月の間に仲介された顧客に対する特定のローンに関するものです。検証命令の条件として、FCAはCFSに対し、ASLによって仲介されたローン(ASLローン)の返済能力に関するプロセスの評価、および返済能力とブローカーの監視をより一般的に評価するためのCFSの方針と手続に関して専門家によるレビューを行うことを要求し、ASLローンが返済能力に関するテストをパスしなかった場合には修正を命じました。専門家は、現在および過去の返済能力の評価方法ならびに現在の監視方法の両方について、多数の見解を示し、その中には一部不利な見解も含まれていました。CFSは帳簿の全面的な遡及レビューは求められていませんが、顧客の損害の原因となった可能性がある過去の返済能力および/またはブローカーの監視方法について、特定のローンをレビューした後、損害が特定された場合、CFSは是正を行う予定です。現在までに、CFSは是正すべき多くの分野を特定しましたが、その範囲は現在も拡大しており、是正は範囲の拡大が完了してから開始される予定です。2022年12月31日現在、CFSは、これらの事項について予想される是正に関して1,040万ポンドの引当金を計上しました。

これとは別に、CFS は 2022 年 3 月に、ASL ローンの自発的な是正を 2014 年 4 月から 2016 年 4 月の間に仲介されたものから 2006 年から 2018 年の間に仲介された ASL ローン的全ポートフォリオに拡大することを決定しました。2022 年度第 1 四半期に、2014 年 4 月から 2016 年 4 月の期間以外に組成された ASL ローンの是正に関して、追加の顧客補償のための引当金が認識されました。2022 年 12 月 31 日現在、本件に関して CFS が認識した引当金は 1 億 8,300 万ポンドです。ASL ローン的全ポートフォリオの是正は 2022 年 10 月に開始され、2023 年に完了する予定です。

さらに、CFS は 2022 年中に他のすべてのレガシー・タイムシェア・リテラーについてのレビューを完了しました。これらのリテラーの大部分に関して懸念は確認されませんでした。懸念が確認された場合、CFS は是正を行う意向です。2022 年 12 月 31 日現在、CFS が本事項に関して認識した引当金は 9,600 万ポンドです。

有価証券の過剰発行

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、米国の投資家に証券を発行するために、米国証券取引委員会(SEC)に米国証券発行登録書を提出しています。2017 年 5 月、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、BCI に関わる SEC の和解命令の結果、「著名適格発行者」(または WKSJ)として区分されなくなりました。WKSJ として区分されなくなったため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、SEC に提出された特定の米国証券発行登録書に基づいて発行される一定額の証券を登録しなければなくなりました。2022 年 3 月、経営幹部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2019 年の米国証券発行登録書に基づく登録金額を大幅に超えて有価証券を発行したことを認識し、その後、前米国証券発行登録書に基づいて登録された金額を超える有価証券も発行されていたことを認識しました。過剰発行された証券には、仕組債と上場投資証券(ETN)が含まれていました。登録金額を超えて発行された有価証券は、米国証券法上の「未登録証券」とみなされ、これらの有価証券の特定の購入者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する当該証券の引渡しに際し、有価証券の対価と利息から受領した収入を差し引いた金額、または購入者が損失を出して証券を売却した場合にはパークレイズ・バンク・ピーエルシーから損害賠償(取消価格)を受け取る権利を有するとされています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2022 年 8 月 1 日に取消申し入れを開始し、これにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、取消価格で該当する証券の買戻しを申し出ました(取消申し入れ)。取消申し入れは 2022 年 9 月 12 日に失効しました。

2022 年 9 月、SEC はパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる特定の米国証券発行登録書に基づく証券の過剰発行に関連するパークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する調査の終了を発表しました。和解条件に従い、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、SEC の調査結果を認めることも否定することもなく、2022 年度第 4 四半期に合計 2 億米ドル(1 億 6,500 万ポンド¹⁾)の罰金を支払いました。SEC は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに関連する過剰発行証券の保有者に対して行った自主的な取消申し入れが、不当利得の返還および関連する判決前利息の要件を満たしていると判断しました。

パークレイズ・バンク・グループは、本件の結果として罰金、罰則、および/またはその他の制裁を課す可能性のある他の様々な規制当局からの問い合わせや情報提供依頼に従い、対応しています。さらに、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社は、提起された民事訴訟に関連して費用および負債を負う可能性があり、本件に関連して他の潜在的な民事訴訟、集団訴訟またはその他の法執行機関の措置に直面する可能性があります。例として、2022 年 9 月、パークレイズ・ピーエルシーと元経営陣および現経営陣の米国預託証券の価格下落の責任を問う集団訴訟と称する訴訟がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起されました。原告は、この価格下落が情報公開における虚偽表示および省略の疑いの結果として発生したものと主張しています。また、2023 年 2 月には、一連の ETN の保有者が、パークレイズがこれらの ETN が未登録証券であることを開示しなかったことによって投資家に判断を誤らせ、その結果、一連の ETN のさらなる売出しと発行の停止を受けて保有者が被ったとされる損失についてパークレイズに責任があるとして、ニューヨーク州連邦裁判所に訴訟を提起しました。

2022 年 9 月 12 日の取消申し入れの完了後、パークレイズは有効な仕組債訴訟の和解として 10 億 800 万ポンドの引当金を取り崩し、SEC に 2 億米ドル(1 億 6,500 万ポンド¹⁾)の罰金を支払いました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社に対する民事訴訟または法執行機関によるさらなる措置に関して偶発債務が存在しますが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、そのような請求または措置から生じる可能性がある債務の可能性を評価することができません。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国証券発行登録書に基づく証券の過剰発行に関する負債、請求または措置は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、証券市場で頻繁に発行する発行体としての評判に悪影響を与える可能性があります。

未承認のメッセージアプリの使用に関する調査

2022 年 9 月、SEC および商品先物取引委員会(CFTC)は、未承認のメッセージアプリで送信されたビジネス関連文書に関する記録保持義務の遵守について金融業界全体にかかる調査に関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を含む複数の金融機関との和解を発表しました。SEC と CFTC は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI が、従業員による業務目的での利用を銀行が承認していないメッセージアプリで従業員が文書を送受信した際、それぞれの記録保持規則を遵守していなかったと判断しました。和解の一環として、2022 年度第 3 四半期に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、SEC に対して合計 1 億 2,500 万米ドルの民事賠償金を、CFTC に対して 7,500 万米ドルの民事賠償金を支払いました。和解には、独立したコンプライアンス・コンサルタントの雇用や特定の継続的な事業等、非金銭的な要素も含まれています。本事項は完結しています。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁(HMRC)の評価

2018年にHMRCは、英国で事業を行う一部の海外子会社をパークレイズの英国VATグループ(ここでは、グループ・メンバー間の取引に係るVATが通常は免除されます)から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、1億8,100万ポンド(利息を含みます)の評価に相当します。このうち約1億2,800万ポンドがパークレイズ・バンクUKピーエルシーに、5,300万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとパークレイズは予想しています。第一層審判所(租税部)においてHMRCの決定に対し控訴がなされています。

地方当局によるLIBORに関する民事訴訟

上記の「LIBORおよび他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟」で言及した特定のベンチマーク金利の提出に関する政府による様々な調査についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが和解した後、英国では、2018年に、一部の地方当局が、LIBOR関連の行為に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが行った虚偽表示に依拠して2006年から2008年の間にローンを締結したと主張して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンクUKピーエルシーを相手取って訴訟を提起しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンクUKピーエルシーはこれらの申立てに対する抗弁に成功しました。請求は、当事者が今後これらの請求を行わず、自らの費用を負担することに同意するという条件で和解に至りました。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

脚注

¹ 2022年6月30日の1米ドル/1.22英ポンドの為替レート

取引監視に関するFCAの調査

FCAは、パークレイズが英国のマネーロンダリング規制とFCAの規則および企業向け原則を遵守しているかどうかを調査しており、この調査は現在、パークレイズ・バンクUKピーエルシーの一部事業に関するパークレイズの取引監視に重点をおいて行われています。パークレイズは調査に協力し、情報提供の要請に応じています。

一般事項

パークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、知的財産、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコンプライアンス上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、パークレイズ・バンク・グループが提起した、またはパークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。パークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした事項および本注記において具体的に記載されている事項に伴う不確実性の観点から、特定の1つまたは複数の事項(以前に扱われていた事項や本注記の作成日以降に発生した事項を含みます)の結果が、特定の期間におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる事項によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

資本性商品、株主資本および剰余金

本セクションに記載されている注記は、発行済株式資本、利益剰余金、その他の株主資本の残高およびグループ企業である子会社に対する少数株主持分（非支配持分）を含む、パークレイズ・バンク・グループの資本性借入金および株主資本に焦点を当てています。資本管理およびパークレイズ・バンク・グループが規制当局の要求事項を満たすために行う自己資本維持の方法についての詳細は、英語原文 61 ページから 62 ページをご参照ください。

26 劣後負債

劣後負債の会計処理

劣後負債は、IFRS 第 9 号に基づき、実効金利法を用いて償却原価で測定されます。ただし、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するために、当初認識時に純損益を通じて公正価値で保有する金融商品として取消不能の指定を行った劣後負債を除きます。純損益を通じて公正価値で測定すると指定した負債の会計処理については、英語原文の注記 15 をご参照ください。

	パークレイズ・バンク・グループ	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
償却原価		
1 月 1 日現在	32,185	32,005
発行	15,381	9,099
償還	(8,367)	(7,241)
その他	(946)	(1,678)
12 月 31 日現在	38,253	32,185
公正価値で測定すると指定された金融負債(英語原文の注記 15)	521	483
劣後負債合計	38,774	32,668

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
償却原価		
1 月 1 日現在	31,875	31,852
発行	14,904	8,788
償還	(8,104)	(7,095)
その他	(1,019)	(1,670)
12 月 31 日現在	37,656	31,875
公正価値で測定すると指定された金融負債(英語原文の注記 15)	521	483
劣後負債合計	38,177	32,358

153 億 8,100 万ポンドの発行は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金 149 億 400 万ポンド、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債 3 億 1,700 万ポンド、南アフリカ・ランド建変動利付債 8,900 万ポンド、ユーロ建変動利付債 4,200 万ポンドおよび日本円建変動利付債 2,900 万ポンドで構成されています。

83 億 6,700 万ポンドの償還は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金 57 億 3,400 万ポンド、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより第三者に発行された債券 23 億 7,000 万ポンドおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債 1 億 7,500 万ポンドおよび米ドル建固定利付債 8,800 万ポンドで構成されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより第三者に発行された 23 億 7,000 万ポンドの債券は、米ドル建利率 7.625% 固定利付コンティンジェント・キャピタル・ノート 12 億 7,500 万ポンド、ユーロ建利率 6.625% 固定利付劣後債 8 億 3,800 万ポンド、米ドル建利率 6.86% コーラブル永久債(コア Tier 1 項目) 1 億 4,700 万ポンド、ユーロ建劣後変動利付債 4,200 万ポンド、英ポンド建利率 5.3304% ステ

ツブアップ・コーラブル永久資本準備商品 3,500 万ポンド、英ポンド建無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 3、2,100 万ポンド、英ポンド建利率 6%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)1,200 万ポンドで構成されています。

その他の変動には主に、外国為替の変動および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

劣後負債は、未払利息を含んでおり、以下の無期限劣後負債および期限付劣後負債で構成されます。

	パークレイズ・バンク・グループ	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
無期限劣後負債	538	795
期限付劣後負債	38,236	31,873
劣後負債合計	38,774	32,668

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
無期限劣後負債	538	796
期限付劣後負債	37,639	31,562
劣後負債合計	38,177	32,358

パークレイズ・バンク・グループまたはパークレイズ・バンク・ピーエルシーの劣後負債で担保が付されているものはありません。

無期限劣後負債	当初繰上償還日	パークレイズ・バンク・グループ	
		2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債			
Tier 1 債(TON)			
利率 6%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目) ^a	2032 年	—	15
利率 6.86%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)(179 百万米ドル) ^a	2032 年	—	194
資本準備商品(RCI)			
利率 5.3304%ステップアップ・コーラブル永久資本準備商品 ^a	2036 年	—	51
無期限債			
利率 6.125%無期限劣後債	2027 年	34	39
下位無期限変動利付債(38 百万米ドル)	利払日	32	28
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 1(167 百万米ドル)	利払日	102	90
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 2(295 百万米ドル)	利払日	210	189
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 3	利払日	—	21
債券			
利率 9%永久利付キャピタル・ボンド(40 百万ポンド)	いつでも	40	42
借入金			
利率 5.03%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(8,000 百万円)	2028 年	49	51
利率 5%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(12,000 百万円)	2028 年	71	75
無期限劣後負債合計		538	795

無期限劣後負債	当初繰上償還日	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
		2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債			
Tier 1 債(TON)			
利率 6%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目) ^a	2032 年	—	15
利率 6.86%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)(179 百万米ドル) ^a	2032 年	—	194
資本準備商品(RCI)			

利率 5.3304%ステップアップ・コーラブル永久資本準備商品 ^a 無期限債	2036 年	—	51
利率 6.125%無期限劣後債	2027 年	34	40
下位無期限変動利付債(38 百万米ドル)	利払日	32	28
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 1(167 百万米ドル)	利払日	102	90
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 2(295 百万米ドル)	利払日	210	189
無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 3 債券	利払日	—	21
利率 9%永久利付キャピタル・ボンド(40 百万ポンド) 借入金	いつでも	40	42
利率 5.03%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(8,000 百万円)	2028 年	49	51
利率 5%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(12,000 百万円)	2028 年	71	75
無期限劣後負債合計		538	796

脚注

a 英ポンド建利率 6%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)、米ドル建利率 6.86%コーラブル永久債(コア Tier 1 項目)および英ポンド建利率 5.3304%ステップアップ・コーラブル永久資本準備商品は、2022 年に規制上のコール オプションを行使することにより償還されました。

無期限劣後負債

無期限劣後負債は、事業の発展および拡大ならびに資本基盤の強化のために、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社が発行します。無期限劣後負債の主要条件は以下の通りです。

劣後

すべての無期限劣後負債の弁済順位は、預金者、その他の無担保非劣後債権者および期限付劣後負債の債権者からのパークレイズ・バンクに対する請求に劣後し、無期限劣後負債の中では、下位無期限変動利付債、続いてその他の無期限債、債券および借入金の順となります。

利息

すべての無期限劣後負債には当初繰上償還日まで固定利率が付されますが、利率 9%債券は発行期間にわたり固定利率であり、下位無期限債ならびにシリーズ 1 およびシリーズ 2 無期限ノートは、関連する市場金利に基づきあらかじめ定期的に固定される利率の変動利率です。

当初繰上償還日の後、償還されない場合には、利率 6.125%の無期限債は、市場金利に基づき 5 年間にわたりあらかじめ定期的に固定される利率で利息が付されます。その他すべての無期限劣後負債は、市場金利に基づきあらかじめ定期的に固定される利率で利息が付されます。

利払

下位無期限変動利付債を除き、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、直近の 6 か月間において、パークレイズ・ピーエルシーのいずれのクラスの株式、または場合によっては、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいずれのクラスの優先株式についても、配当の宣言もしくは支払が行われていない場合には、無期限債、債券および借入金に係る利息を支払う義務はありません。かかる配当金が後に支払われた場合、またはその他特定の場合には、支払われていなかった利息が支払われることとなります。当年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、個々の無期限債、債券および借入金に係る利息を支払いました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが特定の支払能力基準を満たされなければ、元本または利息は支払われません。

償還

すべての無期限劣後負債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択において、通常は当初繰上償還日およびその後のクーポン支払日または利払日に全額償還可能です。また、利率 6.125%の無期限債は、当初繰上償還日後から 5 年毎の応当日に全額償還可能です。さらに、いずれの無期限劣後負債も、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択において、特定の税務上の理由により、いつでもまたは利払日に全額償還可能です。元本または法定利息の不払いを除き、債務不履行事由はありません。償還には、PRA による事前の同意が必要です。

その他

発行されているすべての無期限劣後負債は非転換型です。

期限付劣後負債

パークレイズ・バンク・グループ

	当初繰上償還日	満期日	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債				
利率 7.625%コンティンジェント・キャピタル・ノート(3,000 百万米ドル)		2022年	—	1,159
利率 6.625%固定利付劣後債(1,000 百万ユーロ)		2022年	—	889
変動利付劣後債(50 百万ユーロ)		2022年	—	42
変動利付劣後債(50 百万ユーロ)		2023年	44	42
利率 5.75%固定利付劣後債		2026年	280	322
利率 5.4%リバース・デュアル・カレンシー劣後借入金(15,000 百万円)		2027年	93	97
利率 6.33%劣後債(50 百万ポンド)		2032年	46	59
変動利付劣後債(68 百万ユーロ)		2040年	60	57
他の子会社が対外的に発行した劣後負債		2032年	573	311
パークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券				
利率 2%固定利付コーラブル劣後債(1,500 百万ユーロ)	2023年	2028年	1,354	1,288
利率 3.75%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(200 百万シンガポール・ドル)	2025年	2030年	120	113
利率 5.20%固定利付劣後債(1,367 百万米ドル)		2026年	1,051	1,037
利率 1.125%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万ユーロ)	2026年	2031年	794	831
利率 4.836%固定利付コーラブル劣後債(1,200 百万米ドル)	2027年	2028年	931	937
利率 8.407%固定利付金利再設定コーラブル劣後借入金(1,000 百万ポンド)	2027年	2032年	1,009	—
利率 5.088%固定—変動利付コーラブル劣後債(1,300 百万米ドル)	2029年	2030年	966	1,005
利率 7.437%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(2,000 百万米ドル)	2032年	2033年	1,689	—
利率 5.262%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,250 百万ユーロ)	2033年	2034年	1,066	—
利率 3.811%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万米ドル)	2041年	2042年	641	778
利率 5.25%固定利付劣後債(827 百万米ドル)		2045年	488	618
利率 4.95%固定利付劣後債(1,250 百万米ドル)		2047年	174	896
変動利付劣後債(456 百万米ドル)		2047年	385	341
パークレイズ・ピーエルシーからのパークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金				
様々な固定利付劣後借入金			8,042	7,184
様々な変動利付劣後借入金			677	646
様々な固定利付コーラブル劣後借入金			16,105	11,013
様々な変動利付コーラブル劣後借入金			1,127	1,725
ゼロ・クーポン・コーラブル借入金		2052年	521	483
期限付劣後負債合計			38,236	31,873

期限付劣後負債

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当初繰上償還日	満期日	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債				
利率 7.625%コンティンジェント・キャピタル・ノート(3,000 百万米ドル)		2022年	—	1,158
利率 6.625%固定利付劣後債(1,000 百万ユーロ)		2022年	—	889
変動利付劣後債(50 百万ユーロ)		2022年	—	42
変動利付劣後債(50 百万ユーロ)		2023年	44	42
利率 5.75%固定利付劣後債		2026年	280	322
利率 5.4%リバース・デュアル・カレンシー劣後借入金(15,000 百万円)		2027年	93	97
利率 6.33%劣後債(50 百万ポンド)		2032年	46	59
変動利付劣後債(68 百万ユーロ)		2040年	60	57
パークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券				
利率 2%固定利付コーラブル劣後債(1,500 百万ユーロ)	2023年	2028年	1,354	1,288
利率 3.75%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(200 百万シンガポールドル)	2025年	2030年	120	113
利率 5.20%固定利付劣後債(1,367 百万米ドル)		2026年	1,051	1,037
利率 1.125%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万ユーロ)	2026年	2031年	794	831
利率 4.836%固定利付コーラブル劣後債(1,200 百万米ドル)	2027年	2028年	931	937
利率 8.407%固定利付金利再設定コーラブル劣後借入金(1,000 百万ポンド)	2027年	2032年	1,009	—
利率 5.088%固定—変動利付コーラブル劣後債(1,300 百万米ドル)	2029年	2030年	966	1,005
利率 7.437%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(2,000 百万米ドル)	2032年	2033年	1,689	—
利率 5.262%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,250 百万ユーロ)	2033年	2034年	1,066	—
利率 3.811%固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万米ドル)	2041年	2042年	641	778
利率 5.25%固定利付劣後債(827 百万米ドル)		2045年	488	618
利率 4.95%固定利付劣後債(1,250 百万米ドル)		2047年	174	896
変動利付劣後債(456 百万米ドル)		2047年	385	341
パークレイズ・ピーエルシーからのパークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金				
様々な固定利付劣後借入金			8,018	7,183
様々な変動利付劣後借入金			677	646
様々な固定利付コーラブル劣後借入金			16,105	11,015
様々な変動利付コーラブル劣後借入金			1,127	1,725
ゼロ・クーポン・コーラブル債		2052年	521	483
期限付劣後負債合計			37,639	31,562

期限付劣後負債

期限付劣後負債は、事業の発展および拡大ならびに各社の資本基盤の強化のために、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社が発行します。期限付劣後負債の主要条件は以下の通りです。

通貨および満期

パークレイズ・バンク・グループの表に掲載された個別の期限付劣後負債の他に、264 億 7,200 万ポンド(2021 年: 210 億 5,100 万ポンド)のグループ内借入金は、パークレイズ・ピーエルシーからの様々な固定利付、固定—変動利付、変動利付およびゼロ・クーポン借入金から構成されています。その名目元本は米ドル(221 億 8,200 万)、ユーロ(73 億 2,500 万)、英ポンド(2 億 5,000 万)、日本円(2,526 億)、豪ドル(23 億 1,500 万)、スウェーデン・クローネ(5 億)、ノルウェー・クローネ(9 億 7,000 万)、カナダドル(4 億 5,000 万)およびスイス・フラン(4 億 3,500 万)の各通貨建てで、2023 年から 2052 年の間に満期日が到来します。特定のグループ内借入金は、その満期の 1 年前に繰上償還日が設定されています。

劣後

対外的発行分およびパークレイズ・ピーエルシー向けグループ内発行分を合わせたすべての期限付劣後負債の弁済順位は、預金者およびその他の無担保非劣後債権者からのパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する請求には劣後しますが、無期限劣後負債の債権者およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの持分保有者からの請求には優先します。パークレイズ・ピーエルシーからのパークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金の弁済順位は、互いに同順位ですが、パークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債に優先します。子会社が対外的に発行した期限付劣後負債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債と同様に劣後します。

利息

変動利付債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、関連する市場金利に基づき、あらかじめ定期的に固定される利率が付されます。

固定利付債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、満期日まで固定金利です。

固定利付コーラブルの債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、繰上償還日まで、または該当する場合は満期日まで固定金利です。かかる債券および借入金(該当する場合に)繰上償還日後に償還されない場合は、市場金利に基づき、満期日まで固定金利または変動金利のいずれかで再設定されます。

ゼロ・クーポン債に利息は支払われません。

償還

繰上償還日のある劣後負債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、各債務の条件に基づいて、場合によっては全額またはその一部が、場合によっては全額のみが、繰上償還日に、またはそうでない場合は満期日に償還可能です。それ以外の期限付劣後負債の残高は、2022年12月31日現在、満期日においてのみ償還可能です。ただし、特定の場合には税法の特定の改正、または法律もしくは規制の特定の改正により、早期償還が認められます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの場合、満期日より前の償還には PRA または BoE の事前同意が必要であり、海外発行の場合には当該管轄区域における現地規制当局の承認および一定の状況下では PRA の同意が必要となることがあります。

満期日を超えて債務の借換えを認めるコミットド・ファシリティは、貸借対照表日現在において存在しません。

27 普通株式、優先株式およびその他の持分商品

払込済株式資本(割当済かつ全額払込済)およびその他の持分商品

	パークレイズ・バンク・グループおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシー			パークレイズ・バンク・グループ	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
	普通株式資本 (百万ポンド)	優先株式資本 (百万ポンド)	株式資本合計 (百万ポンド)	その他の持分商品 (百万ポンド)	その他の持分商品 (百万ポンド)
2022年1月1日現在	2,342	6	2,348	9,693	14,400
AT1証券発行	—	—	—	3,134	3,134
AT1証券償還	—	—	—	(2,136)	(2,136)
2022年12月31日現在	2,342	6	2,348	10,691	15,398
2021年1月1日現在	2,342	6	2,348	8,621	13,328
AT1証券発行	—	—	—	1,072	1,072
2021年12月31日現在	2,342	6	2,348	9,693	14,400

普通株式

2022年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株(2021年:23億4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2022年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2021年:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2021年:58,133株)で構成されていました。1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株は、2022年度において償還されました。

普通株式資本および優先株式資本は、発行済株式資本合計の100%(2021年:100%)を占めています。

ユーロ建優先株式

2005年3月15日に、1株100ユーロの非累積型繰上償還可能ユーロ建優先株式(ユーロ建優先株式)140,000株が13億8,330万ユーロ(9億6,670万ポンド)で発行され、そのうち額面価額は1,400万ユーロで、差額は株式払込剰余金とされました。ユーロ建優先株式の所有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から、優先株式1株につき10,000ユーロに、2020年3月15日までは年率4.75%の固定利率を乗じた金額を毎年、2020年3月15日以降は3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間貸手金利に年率0.71%を上乗せした利率に四半期毎に更改される利率を乗じた金額を四半期毎に、ユーロ建の非累積現金配当として受領する権利があります。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、完全な裁量により、特定の配当期間に関するユーロ建優先株式の配当を、部分的に支払うかまたは全く支払わないことを決定することができます。

ユーロ建優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での配当期間における償還日までの配当金発生額を加えた額で全額償還可能(一部償還は不可)です。

米ドル建優先株式

2005年6月8日に、シリーズ1米国預託証券100,000口を表す、1株100米ドルの非累積型繰上償還可能米ドル建優先株式(米ドル建優先株式)100,000株が9億9,540万米ドル(5億4,810万ポンド)で発行されました。そのうち額面価額は1,000万米ドルで、差額は株式払込剰余金とされました。米ドル建優先株式の所有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から、優先株式1株につき10,000米ドルに、2034年12月15日までは年率6.278%の固定利率を乗じた金額を半年毎に、それ以降は3カ月物米ドル建預金のロンドン銀行間貸手金利に年率1.55%を上乗せした利率に四半期毎に更改される利率を乗じた金額を四半期毎に、米ドル建の非累積現金配当として受領する権利があります。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、理由を問わず、また完全な裁量により、特定の配当期間に関する米ドル建優先株式の配当を、部分的に宣言または支払う、または部分的にも宣言しないまたは支払わないことを決定することができます。

米ドル建優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、2034年12月15日およびそれ以降の各配当金支払日に、1株当たり10,000米ドルにその時点での配当期間における償還日までの配当金発生額を加えた額で全額償還可能(一部償還は不可)です。

ユーロ建優先株式および米ドル建優先株式(併せて当優先株式)について、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの事前同意なく償還または買戻しを行うことはできず、かかる償還は2006年会社法およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款に従うものとします。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算またはその他の資本の返還(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式の償還もしくは買戻し、または減資を除きます)の際には、当優先株式の保有者は、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産の割当てにおいて、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の当優先株式に優先する株式の保有者に劣後し、(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済のその他の優先株式および当優先株式と同順位のその他の株式の保有者とすべての面で同等であり、(3)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の普通株式および当優先株式に劣後するその他の株式の保有者に優先します。

上記の順位に従い、かかる場合には、当優先株式の保有者は、株主への分配に利用可能なパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産から、ユーロ建優先株式1株につき10,000ユーロおよび米ドル建優先株式1株につき10,000米ドルに、それぞれその時点での配当期間における清算またはその他の資本の返還の開始日までの配当金発生額を加えた額の清算分配金を受領する権利があります。

配当金支払日において、優先株式に係る配当金が全額支払われない場合には、配当制限が課されるものとします。配当制限が課されると、パークレイズ・バンク・ピーエルシーもパークレイズ・ピーエルシーも、(a)それぞれの普通株式、その他の優先株式またはその他の株式資本に係る配当の宣言も支払も行うことができず(ただし、当該配当金支払日より前に株主が宣言したパークレイズ・ピーエルシーの最終配当金の支払、またはパークレイズ・バンク・ピーエルシーがパークレイズ・ピーエルシーに支払う配当金を除きます)、また(b)パークレイズ・ピーエルシーまたは完全所有子会社が保有するパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式を除き、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる次回の優先株式配当の宣言および全額支払日と、(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる全優先株式の全額償還日または買戻日のいずれか早い日まで、それぞれの株式資本の償還、購入、減資またはその他の取得を行うことができません。

当優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、招集通知の受領、出席または議決権行使の権利はありません。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、当優先株式の保有者による別の株主総会において特別決議を認める場合(別の株主総会において当優先株式の保有者の4分の3以上の多数による議決を要します)または当優先株式の保有者の4分の3の書面による同意がある場合を除き、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの利益または資産の分配に関して優先株式に優先する株式クラスを設定することは認められていません。

上記の場合を除き、当優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの剰余資産の分配を受ける権利はありません。

その他の持分商品

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したその他の持分商品153億9,800万ポンド(2021年:144億ポンド)には、パークレイズ・ピーエルシーに対して発行したAT1証券およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金60億米ドルが含まれます。これにより、パークレイズ・バンク・グループにより計上されたその他の持分商品は106億9,100万ポンド(2021年:96億9,300万ポンド)です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金60億米ドルは、契約に基づき、利払いが非累積かつ裁量的であり、元本の返済はパークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日の6カ月前に普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。2022年度において、当該借入金について支払われた利息は2億5,000万ポンド(2021年:1億6,400万ポンド)でした。

パークレイズ・ピーエルシーは市場における自社のAT1証券の発行による資金を、パークレイズ・バンク・グループからのAT1証券の購入に利用しています。AT1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、関連する発行日時点で適用される資本規制に基づくAT1商品として適格となるように構成されています。

2022年度には、固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の形でAT1商品が3回発行され、その金額は31億3,400万ポンド(2021年:10億7,200万ポンドの1回の発行)で、これには発行費用3,200万ポンド(2021年:1,100万ポンド)が含まれています。2022年度には、2回の償還があり、合計21億3,600万ポンドでした(2021年:償還なし)。

AT1 持分商品

	当初繰上償還日	2022 年 (百万ポンド)	2021 年 (百万ポンド)
AT1 持分商品 - パークレイズ・バンク・グループ			
利率 7.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2022 年	—	1,000
利率 7.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,500 百万米ドル)	2022 年	—	1,136
利率 7.25% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2023 年	500	500
利率 7.75% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,500 百万米ドル)	2023 年	1,925	1,925
利率 5.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2024 年	623	623
利率 8% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,000 百万米ドル)	2024 年	1,509	1,509
利率 7.125% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2025 年	299	299
利率 6.375% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2025 年	495	495
利率 6.125% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,500 百万米ドル)	2025 年	1,134	1,134
利率 4.375% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,500 百万米ドル)	2028 年	1,072	1,072
利率 8.300% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(450 百万シンガポールドル)	2027 年	263	—
利率 8.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券	2027 年	1,237	—
利率 8.000% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,000 百万米ドル)	2029 年	1,634	—
		10,691	9,693

28 剰余金

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で会計処理する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの公正価値の変動を表します。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する累積損益を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

その他の剰余金

その他の剰余金は、パークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式が含まれています。

	パークレイズ・バンク・グループ	
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	4,992	2,581
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(1,342)	(118)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(5,557)	(618)
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	467	(960)
その他の剰余金	(24)	(24)
合計	(1,464)	861

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	
	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	1,417	268
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(1,347)	(115)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(5,180)	(624)
当行自身の信用度に関連する剰余金	486	(837)
その他の剰余金	72	72
合計	(4,552)	(1,236)

従業員給付

本セクションに記載されている注記は、パークレイズ・バンク・グループの従業員の雇用に関連する費用とコミットメントに焦点を当てています。

31 年金および退職後給付

年金および退職後給付の会計処理

パークレイズ・バンク・グループは、多数の年金制度および退職後給付制度を運用しています。

確定拠出制度—パークレイズ・バンク・グループは、会計期間に関して支払期限の到来した拠出金を損益計算書に認識しています。貸借対照表日において未払の拠出金はすべて負債に含まれています。

確定給付制度—パークレイズ・バンク・グループは、期末において、各制度の加入者に対する債務から、資産上限テストを適用後の制度資産の公正価値を控除した金額を認識しています。

各制度債務は、予測単位積増方式を用いて算定されます。制度資産は、期末日現在の公正価値で計上されています。

通常の年金費用、純確定給付債務または資産の利息純額、過去勤務費用、決済または制度への拠出から発生しない年金制度の負債または資産の変動(再測定)は、その他の包括利益に認識されています。再測定には、実績調整(過去の数理計算上の仮定と実際に発生した金額との差額)、数理計算上の仮定の変更の影響、制度資産の収益率(資産の金利に含まれる金額を除きます)および資産上制限の影響(制限に係る金利に含まれる金額を除きます)の変動が含まれます。

退職後給付制度—退職した従業員に医療給付を提供する費用は、従業員がパークレイズ・バンク・グループにて勤務した期間にわたり、確定給付年金制度と同様の手法を用いて、財務書類において負債として計上されます。

年金制度

英国退職基金(UKRF)

UKRFはパークレイズ・バンク・グループの主制度であり、パークレイズ・バンク・グループの退職給付債務合計の96%(2021年:97%)を占めています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、UKRFの主たる雇用主です。UKRFは2012年10月1日付で新規加入者の受付を中止しており、10のセクションから構成されています。そのうち最も重要な2つは以下の通りです。

- **アフターワーク**は、拠出型現金残高確定給付要素および任意の確定拠出要素から構成されます。現金残高要素は毎年計上され、小売物価指数(RPI)の上昇に合わせて(年率5%を上限として)通常退職年齢まで再評価されます。アフターワークに関連してパークレイズ・バンク・グループが負担する主なリスクは限定的ですが、退職前の投資リターンがその給付を提供するのに十分でない場合には追加拠出が必要となります。
- 1964年年金制度。1997年7月より前に採用された従業員のほとんどは、2010年3月31日までの勤務に関して、当非拠出型確定給付制度に給付を積み立てていました。年金は、勤務および年金受給対象給与を参照の上、算出されました。2010年4月1日以降、加入者は、アフターワークまたは過去の確定拠出セクションであり将来の拠出は現在中止されている年金投資制度(PIP)のいずれかにおいて、将来の勤務給付を受給する資格を得ました。パークレイズ・バンク・グループが1964年のセクションに関連して負担するリスクは、最終給与年金制度に特有のものであり、主に投資リターンが予想を下回る、インフレが予想を上回る、また退職者の余命が予想を上回るというものです。

パークレイズ年金貯蓄制度(BPSP)

BPSPは、2012年10月1日以降に英国で新規採用された全従業員に給付を提供する確定拠出制度です。BPSPは、パークレイズ・バンク・グループの確定給付制度と同一の投資リターン、インフレまたは平均余命リスクは適用されません。加入者の給付は、支払われた拠出金および達成された投資リターンの水準を反映しています。

その他

UKRFおよびBPSP以外にも、パークレイズ・バンク・グループは多数の小規模年金制度、ならびに長期従業員給付制度および退職後医療制度を世界各国で運用しており、中でも最も規模が大きいのは米国確定給付制度と確定拠出制度です。制度の多くにおいて債務を担保するための資産が積み立てられており、これは信託のような別個の法的手段で保有されています。その他は非積立ベースで運用されています。提供された給付、積立アプローチおよび制度の法的基盤は、各地域の環境を反映しています。

ガバナンス

UKRFは信託法に基づいて運用され、信託約款および規則ならびにすべての関連法令に従い、加入者の代理として管理運用されています。受託会社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの完全子会社である非公開有限会社パークレイズ・ペンション・ファンズ・トラスティーズ・リミテッドです。受託会社は、パークレイズ・バンク・グループの資産とは別に保有されているUKRFの資産の法的所有者です。

受託会社の取締役会は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが選任した6名の経営取締役で構成されています。うち3名はパークレイズ・バンク・グループと無関係の外部取締役(かつUKRFの加入者でもない)であり、残りの3名はUKRFの適格な現役の加入者、繰延加入者または年金受給者から選出された加入者推薦取締役です。

BPSPは、個人年金制度の集合体として運用されるグループ個人年金の取り決めです。各個人年金制度は、従業員とBPSP提供者(リーガル・アンド・ゼネラル・アシュアランス・ソサエティ・リミテッド)との間の直接契約であり、FCAの規制を受けます。

現地の法令により、年金ガバナンスと同様の原則が、パークレイズ・バンク・グループのその他の年金制度にも適用されます。

認識金額

以下の表には、損益計算書に認識された金額ならびにパークレイズ・バンク・グループのすべての確定給付制度の給付債務および制度資産の分析が含まれます。正味ポジションは、貸借対照表に認識された資産および負債と調整されます。表には、積立型および非積立型の退職後給付が含まれます。確定拠出制度に関する損益計算書上の費用は、英語原文の注記29「人件費」の脚注として開示されています。

損益計算書の(借方計上)／貸方計上額

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
当期勤務費用	28	58
金融(収益)／費用純額	(122)	(26)
過去勤務費用	20	-
その他の変動	-	2
合計	(74)	34

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはUKRFの主たる雇用主であり、したがってUKRFに関連する制度資産および確定給付債務はパークレイズ・バンク・グループ内で認識されます。パークレイズ・バンク UK ピーエルシーおよびパークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドは、UKRFの加入雇用主であり、UKRFの勤務費用の負担分は自己負担しています。下記の当期勤務費用2億900万ポンドのうち、4,700万ポンドはパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに、1億3,400万ポンドはパークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドに関連しています。当期勤務費用債務の全額は、パークレイズ・バンク・グループにおいて計上されますが、損益計算書上の費用は全加入雇用主に対して計上されます。

貸借対照表の調整

	2022年		2021年	
	パークレイズ・バンク・ グループ合計 (百万ポンド)	うち、UKRF 関連 (百万ポンド)	パークレイズ・バンク・ グループ合計 (百万ポンド)	うち、UKRF 関連 (百万ポンド)
給付債務の期首残高	(31,834)	(30,859)	(33,131)	(32,108)
当期勤務費用	(209)	(197)	(240)	(225)
制度負債の支払利息	(725)	(707)	(422)	(405)
過去勤務費用	(20)	(20)	—	—
再測定利益／(損失)－金融	10,995	10,734	849	820
再測定利益／(損失)－人口統計	268	270	53	50
再測定(損失)／利益－実績	(521)	(510)	(249)	(259)
従業員拠出	(4)	—	(4)	—
給付支払額	1,339	1,299	1,309	1,268
為替およびその他の変動	(90)	—	1	—
給付債務の期末残高	(20,801)	(19,990)	(31,834)	(30,859)
制度資産の公正価値の期首残高	35,467	34,678	34,713	33,915
制度資産の受取利息	847	829	448	434
雇用主拠出	1,807	1,785	971	955
再測定－割引率を(下回る)／上回る制度資産収益率	(11,510)	(11,313)	653	642
従業員拠出	4	—	4	—
給付支払額	(1,339)	(1,299)	(1,309)	(1,268)
為替およびその他の変動	84	—	(13)	—
制度資産の公正価値の期末残高	25,360	24,680	35,467	34,678
剰余金純額	4,559	4,690	3,633	3,819
退職給付資産	4,743	4,690	3,879	3,819
退職給付債務	(184)	—	(246)	—
退職給付資産純額	4,559	4,690	3,633	3,819

貸借対照表の調整

	2022 年		2021 年	
	パークレイズ・バンク・ ピーエルシー合計 (百万ポンド)	うち、UKRF 関連 (百万ポンド)	パークレイズ・バンク・ ピーエルシー合計 (百万ポンド)	うち、UKRF 関連 (百万ポンド)
給付債務の期首残高	(31,020)	(30,859)	(32,270)	(32,108)
当期勤務費用	(198)	(197)	(226)	(225)
制度負債の支払利息	(709)	(707)	(407)	(405)
過去勤務費用	(20)	(20)	—	—
再測定利益／(損失)－金融	10,774	10,734	822	820
再測定利益／(損失)－人口統計	268	270	50	50
再測定利益／(損失)－実績	(509)	(510)	(256)	(259)
給付支払額	1,302	1,299	1,271	1,268
為替およびその他の変動	(6)	—	(4)	—
給付債務の期末残高	(20,118)	(19,990)	(31,020)	(30,859)
制度資産の公正価値の期首残高	34,741	34,678	33,978	33,915
制度資産の受取利息	830	829	434	434
雇用主拠出	1,788	1,785	956	955
決済	—	—	—	—
再測定－割引率を(下回る)／上回る制度資産収益率	(11,325)	(11,313)	645	642
従業員拠出	—	—	—	—
給付支払額	(1,302)	(1,299)	(1,271)	(1,268)
為替およびその他の変動	1	—	(1)	—
制度資産の公正価値の期末残高	24,733	24,680	34,741	34,678
剰余金純額	4,615	4,690	3,721	3,819
退職給付資産	4,695	4,690	3,825	3,819
退職給付債務	(80)	—	(104)	—
退職給付資産純額	4,615	4,690	3,721	3,819

パークレイズ・バンク・グループの給付債務には、海外年金に関連する 6 億 9,000 万ポンド(2021 年:8 億 2,100 万ポンド)、およびその他の退職後給付に関連する 1 億 2,100 万ポンド(2021 年:1 億 5,400 万ポンド)が含まれています。

2022 年 12 月 31 日現在、UKRF の制度資産は、IAS 第 19 号に基づく債務に対して 46 億 9,000 万ポンド(2021 年:38 億 1,900 万ポンド)の積立超過でした。当年度における UKRF の超過額の増加は、2 億 9,400 万ポンドの積立不足削減のための拠出金およびシニア債の償還(後述の注記を参照)に起因しており、当年度における予想を上回るインフレによって一部相殺されています。当年度において UKRF 資産および給付債務はそれぞれ約 100 億ポンドおよび約 110 億ポンド減少しましたが、これは主に英国債および債券の利回りが上昇したためです。これは、負債の価額の変動に応じて価額が変動する資産に投資するという投資戦略から予想された通りです。

UKRF の確定給付債務に反映されている給付支払の加重平均期間は 13 年(2021 年:16 年)です。期間の短縮は主に、社債の利回り上昇に伴う割引率の上昇によるものです。UKRF の予想給付は、50 年超にわたって支払われると予測されていますが、給付総額の 30%は今後 10 年間に、30%は 11 年から 20 年の間に、25%は 21 年から 30 年の間に支払われると予想されています。残りの給付は 30 年より後に支払われると見込まれています。

支払われた UKRF 給付 12 億 9,900 万ポンド(2021 年:12 億 6,800 万ポンド)のうち、3 億 9,000 万ポンド(2021 年:4 億 1,900 万ポンド)がファンドからの振替に関連するものでした。

制度資産が債務を上回る場合、資産は、将来のコントリビューション・ホリデーまたは拠出金の払戻しの現在価値を上限(資産上限)として認識されます。UKRF の場合、償還等特定の状況において資産上限は適用されず、パークレイズ・バンク・グループは剰余金を回収可能であると見込んでいます。同様に、将来の最低積立要件に関する債務は認識されていません。UKRF の受託会社は、給付増額の実質的な権利は有しておらず、また、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの解散またはパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる拠出の終了を除き、制度の清算権も有していません。資産上限のその他の制度に対する適用、および将来の最低積立要件に関する追加債務の認識については、個々の制度ごとで検討されます。

重要な会計上の見積りおよび判断

制度の債務の数理評価は、一連の仮定に依拠しています。以下は、UKRF に採用された主要な財務上および人口統計上の仮定の概要です。

UKRF の主要な財務上の仮定	2022 年	2021 年
	年率(%)	年率(%)
割引率	4.80	1.84
インフレ率(RPI)	3.21	3.56

2022 年 UKRF の割引率の仮定は、WTW RATE リンク・モデルに基づいています。2022 年の RPI インフレ率の仮定は、イングランド銀行のインプライド・インフレ曲線を参照して設定されました。インフレの仮定には、インフレリスク・プレミアムに対する引当金として 20 ベーシス・ポイントの控除が織り込まれています。割引率およびインフレの仮定を算出するために用いられた手法は、前年度末に用いられた方法と同一です。

UKRF の退職後死亡率の仮定は、UKRF の過去の退職後死亡率に関する 2022 年の分析から導出された最善の見積りの更新に基づき、公表された死亡率調査による直近の証拠を考慮しています。継続死亡率調査局が公表した 2021 年コア予測モデルに基づき、将来の死亡率改善が年率 1.25%(2021 年:年率 1.50%)であるという長期傾向を前提に、将来の死亡率改善に対する引当金が設定されています。長期的には新型コロナウイルス感染症による不確実な影響を反映するために、死亡率の仮定において追加の引当金が設定されています。以下の表は、UKRF 加入者の 60 歳における予測平均余命について過去 3 年間の変動を示しています。

予測平均余命	2022 年	2021 年	2020 年
現在の年金受給者の 60 歳における平均余命(年)			
— 男性	26.8	27.3	27.2
— 女性	29.5	29.6	29.4
現在 40 歳の将来の年金受給者の 60 歳における平均余命(年)			
— 男性	28.3	29.1	29.0
— 女性	31.0	31.4	31.2

UKRFは、2022年に年金受給者の負債70億ポンドをカバーする長寿再保険契約を締結しました。この他に、2020年に行われた50億ポンドの取引があります。合計すると現在の年金受給者の長寿リスクの4分の3以上に再保険が付されて、この取引は年金が予想よりも長く支払われる場合にはUKRFに収益をもたらします。この契約はUKRFの投資ポートフォリオの一部です。2022年12月31日現在、この契約の価額は(1億2,300万)ポンド(2021年:なし)でした。2020年の取引はUKRFが行ったため、2022年12月31日現在の長寿再保険契約に付されたマイナスの価値は、再保険市場、人口統計上の仮定およびリスク・プレミアムの変動による影響の見積りを反映しています。2022年の取引は最近、公正価値で行われたと評価されたため、その価値はゼロと評価されています。

数理計算上の仮定に対する感応度分析

感応度分析は、UKRFの負債については下表に示される修正された仮定を用いて評価し、また残りの仮定は上表で開示したものと同一のものを用いて計算されています。ただし、インフレ感応度に関しては、予測インフレに依拠するその他の仮定もそれに応じて修正されています。示されている数値は、再計算された負債の数値と、上記の貸借対照表調整表に記載されている数値との差です。主要な仮定に対する確定給付債務の感応度を示すこれらの変動の選択は、そのような変動が生じる確率についてパークレイズ・バンク・グループが具体的な見解を示すものではありません。

主要な仮定の変更

	2022年	2021年
	UKRF 確定給付債務の (減少)/増加 (億ポンド)	UKRF 確定給付債務の (減少)/増加 (億ポンド)
割引率		
年率0.50%の増加	(11)	(23)
年率0.25%の増加	(6)	(12)
年率0.25%の減少	6	13
年率0.50%の減少	12	26
予測RPI		
年率0.50%の増加	8	16
年率0.25%の増加	4	8
年率0.25%の減少	(4)	(8)
年率0.50%の減少	(8)	(16)
60歳における平均余命		
1年間の増加	6	12
1年間の減少	(5)	(12)

資産

UKRFは、株式、債券、不動産およびその他の適切な資産を組み合わせた資産配分により、長期的な投資戦略を策定しています。これは、異なる資産クラスは異なる長期リターンを生み出す可能性が高く、また一部の資産クラスはその他の資産クラスよりもボラティリティが高い場合があることを認識しています。長期投資戦略では、特に投資の適切な分散が保証されています。

制度資産の価額および制度資産合計に占める割合は、次の通りです。

制度資産の分析

	パークレイズ・バンク・グループ合計				うち、UKRF 関連			
	取引相場あり (百万ポンド)	取引相場なし ^a (百万ポンド)	価額 (百万ポンド)	制度資産の公	取引相場あり (百万ポンド)	取引相場なし ^a (百万ポンド)	価額 (百万ポンド)	制度資産の公
				正価値合計に 占める割合 (%)				正価値合計に 占める割合 (%)
2022年12月31日現在								
株式	113	—	113	0.5	—	—	—	—
プライベート・エクイティ	—	2,734	2,734	10.8	—	2,734	2,734	11.1
債券—固定利付国債	1,353	—	1,353	5.3	1,098	—	1,098	4.4
債券—指数連動国債	9,847	—	9,847	38.9	9,829	—	9,829	39.9
債券—社債およびその他	5,884	1,551	7,435	29.3	5,690	1,551	7,241	29.3
不動産	13	1,310	1,323	5.2	—	1,310	1,310	5.3
インフラ	793	790	1,583	6.2	793	790	1,583	6.4
ヘッジファンド	11	1,362	1,373	5.4	—	1,362	1,362	5.5
デリバティブ	(20)	(1,837)	(1,857)	(7.3)	(20)	(1,837)	(1,857)	(7.5)
長寿再保険契約	—	(123)	(123)	(0.5)	—	(123)	(123)	(0.5)
現金および流動資産 ^c	(1,776)	3,286	1,510	6.0	(1,789)	3,286	1,497	6.1
合同投資ファンド	11	—	11	—	—	—	—	—
その他	7	51	58	0.2	—	6	6	—
制度資産の公正価値	16,236	9,124	25,360	100.0	15,601	9,079	24,680	100.0
2021年12月31日現在								
株式	294	—	294	0.8	167	—	167	0.5
プライベート・エクイティ	—	3,113	3,113	8.8	—	3,113	3,113	9.0
債券—固定利付国債	2,384	161	2,545	7.2	2,080	161	2,241	6.5
債券—指数連動国債	15,375	—	15,375	43.5	15,352	—	15,352	44.4
債券—社債およびその他	7,451	1,498	8,949	25.2	7,214	1,498	8,712	25.1
不動産	14	1,490	1,504	4.2	—	1,490	1,490	4.3
インフラ	—	1,815	1,815	5.1	—	1,815	1,815	5.2
ヘッジファンド	—	1,365	1,365	3.8	—	1,365	1,365	3.9
デリバティブ	1	10	11	—	1	10	11	—
長寿再保険契約	—	—	—	—	—	—	—	—
現金および流動資産 ^c	(1,865)	2,275	410	1.2	(1,878)	2,275	397	1.1
合同投資ファンド	9	—	9	—	—	—	—	—
その他	20	57	77	0.2	—	15	15	—
制度資産の公正価値^b	23,683	11,784	35,467	100.0	22,936	11,742	34,678	100.0

制度資産の分析

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー合計				うち、UKRF 関連			
	取引相場あり (百万ポンド)	取引相場なし ^a (百万ポンド)	価額 (百万ポンド)	制度資産の公	取引相場あり (百万ポンド)	取引相場なし ^a (百万ポンド)	価額 (百万ポンド)	制度資産の公
				正価値合計に 占める割合 (%)				正価値合計に 占める割合 (%)
2022年12月31日現在								
株式	8	—	8	—	—	—	—	—
プライベート・エクイティ	—	2,734	2,734	11.1	—	2,734	2,734	11.1
債券—固定利付国債	1,106	—	1,106	4.5	1,098	—	1,098	4.4
債券—指数連動国債	9,840	—	9,840	39.7	9,829	—	9,829	39.9
債券—社債およびその他	5,697	1,551	7,248	29.3	5,690	1,551	7,241	29.3
不動産	—	1,312	1,312	5.3	—	1,310	1,310	5.3
インフラ	793	790	1,583	6.4	793	790	1,583	6.4
ヘッジファンド	—	1,362	1,362	5.5	—	1,362	1,362	5.5
デリバティブ	(20)	(1,837)	(1,857)	(7.5)	(20)	(1,837)	(1,857)	(7.5)
長寿再保険契約	—	(123)	(123)	(0.5)	—	(123)	(123)	(0.5)
現金および流動資産 ^c	(1,788)	3,286	1,498	6.1	(1,789)	3,286	1,497	6.1
合同投資ファンド	3	—	3	—	—	—	—	—
その他	—	19	19	0.1	—	6	6	—
制度資産の公正価値	15,639	9,094	24,733	100.0	15,601	9,079	24,680	100.0

2021年12月31日現在								
株式	177	—	177	0.5	167	—	167	0.5
プライベート・エクイティ	—	3,113	3,113	9.0	—	3,113	3,113	9.0
債券—固定利付国債	2,090	161	2,251	6.5	2,080	161	2,241	6.5
債券—指数連動国債	15,366	—	15,366	44.3	15,352	—	15,352	44.4
債券—社債およびその他	7,223	1,498	8,721	25.1	7,214	1,498	8,712	25.1
不動産	—	1,492	1,492	4.3	—	1,490	1,490	4.3
インフラ	—	1,815	1,815	5.2	—	1,815	1,815	5.2
ヘッジファンド	—	1,365	1,365	3.9	—	1,365	1,365	3.9
デリバティブ	1	10	11	—	1	10	11	—
長寿再保険契約	—	—	—	—	—	—	—	—
現金および流動資産 ^c	(1,877)	2,275	398	1.1	(1,878)	2,275	397	1.1
合同投資ファンド	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	29	32	0.1	—	15	15	—
制度資産の公正価値^b	22,983	11,758	34,741	100.0	22,936	11,742	34,678	100.0

脚注

- a 取引相場のない資産の評価は、基礎商品の運用者または適格な独立評価者から提供されています。複雑な商品の評価は、UKRF の証券保管者の評価に基づいています。相場のない資産の一部、特にプライベート・エクイティの評価は、公表時点で入手可能な最新の評価である 2022 年 9 月 30 日現在の評価に基づいており、キャッシュフローによって調整されています。すべての評価は、関連する業界のガイダンスに準拠して決定されています。
- b 2021 年度の資産配分は、資産分類の解釈の見直しおよび取引相場のない／取引相場のある債券と取引相場のある／取引相場のない債券との間での 12 億ポンドの分類変更を反映して、資産の基礎的な性質をより適切に表すと経営陣が考える方法で再表示されています。
- c UKRF の現金および流動資産の内訳は、現金 5 億 2,100 万ポンド(2021 年:4 億 8,800 万ポンド)、債権／債務 8,000 万ポンド(2021 年:9,300 万ポンド)、合同キャッシュ・ファンド 32 億 8,600 万ポンド(2021 年:22 億 7,500 万ポンド)、およびレボ取引(23 億 9,000 万ポンド(2021 年:(24 億 5,900 万ポンド)ポンド)です。

UKRF 制度資産の公正価値には、パークレイズ・ピーエルシーの株式に関連するゼロポンド(2021年:ゼロポンド)およびパークレイズ・ピーエルシーまたはパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した債券に関連するゼロポンド(2021年:ゼロポンド)が含まれています。UKRF は、パークレイズ・ピーエルシーが発行する株式または債券を保有する可能性のある合同投資ビークルに投資しています。

当年度において UKRF 投資戦略に重大な変更はありませんでしたが、当年度における英国債および債券の利回り上昇を考慮すると、資産クラスの相対的なウェイトは変更されています。当年度に発生した市場のボラティリティに対応したパークレイズ・バンク・グループからの追加支援は必要ありませんでした。

下記の「3年毎の評価」のセクションで言及されるシニア債は、譲渡不能金融商品であり、IAS 第19号に基づいて認識されていないため、2021年12月31日現在の UKRF 資産には含まれていません。シニア債は2022年12月に償還され、償還による収入は2022年12月31日現在の現金および流動資産に含まれています。

UKRF 資産の約34%は、主に英国債および金利スワップやインフレ・スワップから成る負債重視の投資戦略に投資されています。これらのスワップは、資産と負債をよりうまくマッチングさせるために用いられます。スワップは、制度の負債に対するインフレ・リスクおよびデレジャー・リスクを軽減するために用いられます。

UKRF は必要に応じて、資産を負債とより密接にマッチングさせるため、または望ましいエクスポージャーもしくはリターンを達成するために、デリバティブ商品を使用しています。表示された資産価額は、UKRF が保有している資産を反映しており、デリバティブの保有は公正価値ベースで反映されています。UKRF は、受託会社の負債のヘッジ目的達成のために、レポ取引およびリバース・レポ取引を利用しています。投資運用会社は、効率的なポートフォリオ管理を目的として英国債を追加購入する資金を調達する目的で UKRF の既存の英国債の保有に係るレポ取引を、また資金提供の目的で英国債を受取り、手数料を支払うリバース・レポ取引を行うことができます。

責任ある投資および気候リスクに対する UKRF の受託会社のアプローチに関する情報については、UKRF の受託会社のウェブサイト (<https://epa.towerswatson.com/accounts/barclays/public/barclays-bank-responsible-investment-policy/>) をご参照ください。

3年毎の評価

直近の UKRF の3年毎の数理評価によって、2022年9月30日現在において20億ポンドの積立超過(2021年度の更新:6億ポンドの積立超過)が示されました。この改善は主に、2億9,400万ポンドの積立不足削減のための拠出金、平均余命に関する見解の変更、および負債と比べてインフレに関連した資産総利益率が予想を上回ったことによるものでした。

積立数の仮定と会計上の仮定の主な相違は、割引率を設定する際のアプローチが異なること、また積立ではより保守的な余命の仮定が用いられていることです。

UKRF は積立超過であるため、2019年の3年毎の数理評価の一環として合意されていた2023年の積立不足削減のための拠出金(2億8,600万ポンド)は必要なくなり、新たな回復計画は不要となりました。

2022年の3年毎の評価の一環として、受託会社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、IAS 第19号または積立基準よりも慎重な基準で年1回の十分性テストを行うことに合意しました。UKRF の積立がこの基準で十分な場合、将来のアフターワークの積立を目的とした UKRF への通常の雇用主拠出は、翌年には不要になります。このテストは2025年の3年毎の評価の際に見直されます。

次回の2025年9月30日付の UKRF の積立評価は、2026年に完了予定です。

固定利付債の引受:

2019年および2020年において、UKRF は英国債を担保とする非譲渡性上場上位固定利付債(シニア債)12億5,000万ポンドを引き受けました。これらの投資の資金は、積立不足削減のための拠出金10億ポンドによって部分的に調達されました。シニア債は、IFRS 第10号に基づきパークレイズ・バンク・グループ内で連結される2つの事業体である、ヘロン・イシューア・リミテッド(ヘロン)によって5億ポンド、ヘロン・イシューア・ナンバー2・リミテッド(ヘロン2)によって7億5,000万ポンドが発行されたものです。これらのシニア債は、UKRF に5年間にわたる半年毎のクーポン支払、ならびに2023年に2億5,000万ポンド、2024年に7億5,000万ポンド、および2025年の最終満期時に2億5,000万ポンドの3つのトランシェでの現金での全額償還を認める権利を付与するものです。ヘロンおよびヘロン2は、シニア債の支払の裏付として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから合計15億ポンドの英国債を現金で取得しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、ヘロンおよびヘロン2が発行した下位債2億5,000万ポンドを引き受けました。通常の積立不足削減のための拠

出金から 2019 年および 2020 年に発生したであろう規制上の自己資本への影響は、2023 年、2024 年および 2025 年のシニア債の満期時まで繰り延べられたこととなります。

パークレイズ・ピーエルシーの 2022 年度第 1 四半期決算報告書に開示されているこれらの取引の早期償還計画の一環として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは 2022 年 12 月に UKRF からシニア債を公正価値で現金購入しました。UKRF のシニア債への投資は IAS 第 19 号に基づく制度資産として適格ではないため、シニア債の現金購入によって IAS 第 19 号に基づく制度資産は 12 億 5,000 万ポンド増加し、このため、積立不足削減のための拠出金による規制上の自己資本への影響は、2023 年、2024 年および 2025 年から 2022 年に前倒しされました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、その後、全固定利付債の償還と引き換えに、ヘロンおよびヘロン 2 が保有する英国債を再取得しました。英国債は年度末より前にパークレイズ・バンク・ピーエルシーによって処分されました。

合意済かつ実施中のその他の支援策

担保—パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、UKRF の受託会社と、積立不足の少なくとも 100%をカバーする担保を提供し(ただし全体の上限を 90 億ポンドとします)、UKRF の積立不足が時間の経過とともに増減することに対する補償を提供することで合意しました。担保プールは、積立超過のポジションを反映して、現在ゼロです。本合意により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが積立不足を削減するための拠出金を UKRF に支払わない場合、またはパークレイズ・バンク・ピーエルシーが債務超過に陥った場合、UKRF の受託会社は、資産プールへの専用アクセスが可能となります。

加入—2000 年金融サービス市場法(銀行改革)(年金)規則 2015 に基づき認められている通り、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーは UKRF の加入雇用主であり、参加証書に定められているように 2025 年 9 月までの移行段階において引き続き加入雇用主とされます。パークレイズ・バンク UK ピーエルシーは、現在アフターワークの加入者である従業員の将来の勤務に対する拠出を行い、この期間中にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの債務超過が発生した場合は、パークレイズ・バンク UK ピーエルシーが UKRF の主たる雇用主となる条項が定められています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーのセクション 75 の債務は、債務超過時に発生します(債務は、上記の担保の UKRF への支払を引当後の金額として計算されます)。

UKRF に関して支払われた確定給付拠出は以下の通りです。

拠出金の支払額

	(百万ポンド)
2022 年	1,785
2021 年	955
2020 年	748

2022 年に UKRF を脱退した加入雇用主がいなかったため、パークレイズ・バンク・グループの拠出金にはセクション 75 の拠出金ゼロポンド(2021 年:ゼロポンド)が含まれていました。

パークレイズ・バンク・グループによる 2023 年の確定給付に関する UKRF への予想拠出額は、3,800 万ポンド(2022 年:3 億 5,200 万ポンド)です。また、2023 年の英国確定拠出制度への予想拠出額は、UKRF に対して 3,200 万ポンド(2022 年:600 万ポンド)、BPSP に対して 2 億 4,300 万ポンド(2022 年:4,200 万ポンド)です。

その他の開示事項

本セクションに記載されている注記は、関連当事者取引、監査報酬、取締役の報酬および移行に関する開示に焦点を当てています。関連当事者には、子会社、関連会社、合併企業および主要な経営幹部が含まれます。

37 関連当事者取引および取締役の報酬

関連当事者取引

ある当事者が別の当事者を支配する能力がある場合、あるいは財務上または経営上の意思決定の際に別の当事者に対し重要な影響力を行使する能力がある場合、もしくはある別の当事者が両者を支配する場合、当該当事者たちは関連当事者に該当するとみなされます。

親会社

親会社かつ最終親会社はパークレイズ・ピーエルシーであり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行済普通株式の 100%を保有しています。当社の経営成績が連結される最大のグループは、パークレイズ・ピーエルシー(ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1)が率いています。グループの連結財務書類は公表されており、パークレイズ・コーポレート事務局(ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1)から入手できます。

子会社

パークレイズ・バンク・ピーエルシーとその子会社との間の取引も、関連当事者取引の定義を満たしています。連結により相殺消去される場合、これらの取引はパークレイズ・バンク・グループの財務書類には開示されません。パークレイズ・バンク・グループの主要子会社のリストは、英語原文の注記 32 に記載されています。

兄弟会社

パークレイズ・バンク・グループと親会社のその他の子会社との間の取引も、関連当事者取引の定義を満たしています。

関連会社およびその他の事業体

パークレイズ・バンク・グループは、関連会社およびパークレイズ・バンク・グループの年金基金(主に英国退職基金)に対して、貸付、当座貸越、有利息および無利息の預金および当座預金を提供するバンキング・サービス、ならびにその他の業務を提供しています。パークレイズ・バンク・グループ企業も、パークレイズ・バンク・グループ年金制度に対して、投資運用および証券保管サービスを提供しています。これらの取引はすべて、第三者間取引と同じ条件で行われています。パークレイズ・バンク・グループの関連会社および合併企業に対する投資についての財務情報の概要は、英語原文の注記 34 に記載されています。

パークレイズ・バンク・グループの財務書類全体に含まれている金額を関連当事者事業体の分類別に示すと以下の通りです。

	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	関連会社 (百万ポンド)	年金基金 (百万ポンド)
2022年12月31日終了事業年度および同日現在				
収益合計	(751)	199	(2)	3
営業費用	(69)	(3,459)	—	(1)
資産合計	1,575	9,056	—	3
負債合計	40,827	6,668	407	166
2021年12月31日終了事業年度および同日現在				
収益合計	(611)	20	—	3
営業費用	(64)	(3,195)	—	(1)
資産合計	6,491	909	—	3
負債合計	32,141	3,962	177	81

負債合計には、年金基金の代理として取引を行ったデリバティブ 1 億 1,000 万ポンド(2021 年: 1,800 万ポンド)が含まれています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの財務書類全体に含まれている金額を関連当事者事業体の分類別に示すと以下の通りです。

	親会社 (百万ポンド)	子会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	関連会社 (百万ポンド)	年金基金 (百万ポンド)
2022年12月31日現在					
資産合計	1,575	279,031	5,914	—	—
負債合計	40,419	195,131	6,389	407	162
2021年12月31日現在					
資産合計	3,655	277,717	890	—	—
負債合計	31,669	196,743	3,783	177	78

通常の実務として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは子会社に対して、子会社が債務を履行し、健全な状態を維持できるようにするという観点から、出資およびファシリティのコミットメントを含め、保証、補償、信用状およびコミットメントの形で適宜、支援を行っています。パークレイズ・ピーエルシーに支払われた配当金については、英語原文の注記10をご参照ください。

主要な経営幹部

主要な経営幹部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの活動の計画、指揮および管理において(直接的または間接的に)権限および責任を有する人物と定義されており、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役および役員、最高責任者の直属の部下ならびに主要事業部門および機能の各統括者で構成されています。

パークレイズ・バンク・グループは主要な経営幹部およびその関係者に対してバンキング・サービスを提供しています。当年度における取引および残高は、以下の通りでした。

貸付金残高

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
1月1日現在	—	—
当年度に実行した貸付金 ^a	0.1	—
当年度に返済された貸付金 ^b	0.1	—
12月31日現在	—	—

脚注

a 現在の主要な経営幹部に対して実行された貸付金および新規に任命された主要な経営幹部に対して実行された新規貸付金または貸付金残高を含みます。

b 現在の主要な経営幹部より返済された貸付金および退任した主要な経営幹部に対する貸付金を含みます。

主要な経営幹部(またはその関係者)に対する貸付金に関して認識された減損引当金はありませんでした。

預り金残高

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
1月1日現在	2.1	3.4
当年度に受取った預り金 ^a	9.4	9.0
当年度に払戻した預り金 ^b	(9.5)	(10.3)
12月31日現在	2.0	2.1

脚注

a 現在の主要な経営幹部より受取った預り金および新規に任命された主要な経営幹部より受取った新規預り金または預り金残高を含みます。

b 現在の主要な経営幹部より払戻された預り金および退任した主要な経営幹部の預り金を含みます。

未実行コミットメント合計

未実行コミットメント合計とは、主要な経営幹部に提供されたクレジットカードおよび/または当座借越枠の未実行額の合計です。2022年12月31日現在の未実行コミットメント合計は、10万ポンド(2021年:10万ポンド)でした。

主要な経営幹部(およびその関係者)に対するすべての貸付金は、通常の事業活動において実行され、金利および担保を含め、同時期に他者に提供された比較可能な取引と実質的に同条件であり、通常を上回る回収可能性リスクを伴っておらず、またはその他の不利な特徴を示していません。

主要な経営幹部の報酬

下記の主要な経営幹部に対する報酬合計は、給与、短期給付および当年度に受領した年金拠出金、ならびに当年度に関連する直近の報酬額の決定の一環として付与された報奨を表しています。損益計算書に認識された費用は、当年度の会計上の費用を反映しており、営業費用に含まれています。付与された価値と損益計算書に認識された費用との差額は、主に繰延報奨費用の認識に関連しています。数値は、各個人が主要な経営幹部の定義を満たした期間について提供されています。

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
給与およびその他の短期給付	44.2	35.2
年金費用	0.2	0.2
その他の長期給付	12.1	8.5
株式報酬	16.5	13.2
報酬に係る雇用主の社会保険料	7.5	6.0
会計上認識された費用	80.5	63.1
報酬に係る雇用主の社会保険料	(7.5)	(6.0)
その他の長期給付－付与された報奨と認識された費用の差額	0.1	3.3
株式報酬－付与された報奨と認識された費用の差額	4.2	6.1
報酬合計	77.3	66.5

2006年会社法によって求められている開示

2006年会社法に従って表示されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会に関する情報は以下の通りです。

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
報酬総額 ^a	7.1	6.3
LTIPに基づく支払額 ^b	0.4	1.2
	7.5	7.5

脚注

a 報酬総額には、2022年度に関して支払われた金額が含まれています。また、2022年度の繰延株式報奨の付与額合計230万ポンド(2021年:140万ポンド)は取締役に対して提供されますが、権利確定は一定の条件を満たした場合に限られます。

b 2022年度の「LTIPに基づく支払額」に表示されている上記の金額は、2022年度に取締役に対して行われたLTIP報奨に関するものです。この報奨より発行された配当株式は除きます(該当する場合)。

取締役のために確定拠出制度に支払われた年金拠出金はありませんでした(2021年:ゼロポンド)。確定拠出制度に対する名目上の年金拠出金はありませんでした。

2022年12月31日現在、確定給付制度に基づく給付が生じている取締役はいませんでした(2021年:なし)。

事務所の閉鎖に伴い退職する役員に支払われる報酬の総額は2,253,304ポンド(2021年:426,139ポンド)でした。

上表の金額のうち、適格サービスについて最高額が支払われた取締役に関する金額は以下の通りです。

	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)
報酬総額 ^a	3.6	2.1
LTIPに基づく支払額	—	0.7
	3.6	2.8

脚注

a 報酬総額には、2022年度に関して支払われた金額が含まれています。また、2022年度の繰延株式報奨の付与額150万ポンド(2021年:ゼロポンド)は最高額が支払われた取締役に対するものですが、権利確定は一定の条件を満たした場合に限られます。

最高額が支払われた取締役に代わり確定拠出制度に支払われた実際の年金拠出金はありませんでした(2021年:ゼロポンド)。確定拠出制度に対する名目上の年金拠出金はありませんでした(2021年:ゼロポンド)。

取締役に対する貸付金および取締役を代理する保証

2006年会社法第413条に準拠して、当年度に取締役だった者に対して2022年度に提供された貸付金の合計額はゼロポンド(2021年:ゼロポンド)でした。2022年度において取締役の代理として締結された保証の総額はゼロポンド(2021年:ゼロポンド)でした。

38 事業の処分

当年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、子会社であるキャプトン・インベストメンツ・リミテッドおよびホーキンスの直接所有持分をローダー・インベストメント No 1 リミテッドおよびローダー・インベストメント No 2 リミテッドに売却し、それぞれ 4,300 万ポンドおよび 7,500 万ポンドの利益を計上しました。

2021 年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・インシュアランス・ガーンジー・ピーシーシーへの投資を、6,500 万ポンドの公正価値で、パークレイズ・ピーエルシー・グループの兄弟会社であるパークレイズ・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッドに売却しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この取引に関して、5,000 万ポンドの売却益を計上しました。パークレイズ・バンク・グループは、1,000 万ポンドの売却損を計上しました。

2021 年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのモナコ支店が使用する敷地へのリースを保有する SPV への投資を 5,200 万ポンドの対価で売却しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、4,900 万ポンドの利益を計上しました。パークレイズ・バンク・グループは、この取引をセール・アンド・リースバックとして取り扱い、3,300 万ポンドの売却益をその他の収益に計上しました。

パークレイズ・ピーエルシー・グループの欧州事業のパークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーへの移管を決定したことを受けて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは 2019 年度第 4 四半期にドイツ事業を、2020 年度第 1 四半期にフランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペインおよびスウェーデンの支店を移管しました。また、2020 年度および 2021 年度を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは欧州のクライアントに対するポジションも、クライアントの要求によりパークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。

2021 年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現金対価と引き換えに、貸付金(償却原価ベース)4,900 万ポンド(2020 年:3 億 6,100 万ポンド)をパークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはまた、デリバティブ金融資産 58 億 8,600 万ポンド(2020 年:96 億 9,200 万ポンド)およびデリバティブ金融負債 45 億 2,300 万ポンド(2020 年:123 億 3,700 万ポンド)をパークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。同時に、移管するポジションに係るリスクをヘッジするため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは新規のデリバティブ契約をパークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーと締結しました。このため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表への正味の影響はありませんでした。

注

本報告書中の「バークレイズ・バンク・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2022年12月31日終了事業年度の数値と2021年12月31日に終了した12カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2022年12月31日現在の数値と2021年12月31日現在の比較数値を記載しています。当該分析のために使用された過去の財務情報は、修正再表示されています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算等、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本報告書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events からご確認いただけます。

2023年2月14日に取締役会に承認された本報告書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2022年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されます。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式20-Fとして提出されます。SECへの提出後、様式20-Fのコピーはバークレイズのインベスター・リレーションズのウェブサイト home.barclays/annualreport およびSECのウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

バークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とバークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本報告書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本報告書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、パークレイズ・バンク・グループの取締役、役員および従業員が口頭で行う場合もあります(経営陣によるプレゼンテーションを含みます)。将来に関する記述の例としては、特に、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益水準、費用、資産負債、減損費用、引当金、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、資本分配(配当政策および株式買戻しを含みます)、有形自己資本利益率、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、業界の動向、コミットメントおよび目標(環境・社会・ガバナンス(ESG)のコミットメントおよび目標を含みます)、事業戦略、将来の業務に関する計画および目標、過去または現在の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものです。将来に関する記述は、法律や規制の改正およびそれに関連する解釈指針、IFRS やその他の会計基準の改定(その解釈および適用に関する実務を含みます)、ESG 報告基準の出現および進展、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、政府および規制当局の方針および行動、政府およびその他の利害関係者ととも気候変動の影響を効果的に測定、管理および緩和するパークレイズ・バンク・グループの能力、パークレイズ・バンク・グループが管理できない環境、社会、地政学的リスクや事件および同様の事象、競争の影響、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気(インフレを含みます)、クレジットおよび資本市場におけるボラティリティ、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、資産評価額の上昇または下落、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、カウンターパーティ・リスクの変動、顧客行動の変化、ロシアのウクライナ侵攻がヨーロッパや世界のマクロ経済状況、政治的安定および金融市場に及ぼす直接的および間接的影響、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックによる直接的および間接的影響、英国の欧州連合(EU)からの離脱により生じる不安定さ、EUと英国の貿易協力協定の影響、およびそれによりその後起こりうる英国内および世界的な混乱、グループの評判、事業または業務におけるサイバー攻撃、情報漏洩もしくはセキュリティ侵害、または技術障害のリスク、パークレイズ・バンク・グループの資金調達能力、ならびに事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、業績、財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標、またはコミットメントおよび目標を達成する能力は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの SEC への提出物(2022年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係るパークレイズ・バンク・ピーエルシーの年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、 パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびパークレイズ・グループ

パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「**当行**」といい、その子会社と総称して「**パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ**」といいます。）は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1（電話番号：+44 (0)20 7116 1000）に所在します。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年 8 月 7 日に設立され、1971 年 10 月 4 日、会社法（1948 年から 1967 年法）に基づき株式会社として登録されました。1985 年 1 月 1 日、当行は 1984 年パークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「パークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「パークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、パークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。パークレイズ・ピーエルシー（以下その子会社と総称して「**パークレイズ・グループ**」又は「**パークレイズ**」といいます。）は、パークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

パークレイズは、そのコンシューマー・バンキング・サービスを通じて個人および小規模企業を、そして、その法人向け銀行サービスおよび投資銀行サービスを通じて、より規模の大きい企業および機関をサポートしている英国の総合銀行です。パークレイズの事業、活動地域および収益の種類は多様なものとなっています。パークレイズ・グループの営業活動には、英国、米国およびヨーロッパでのコンシューマー・バンキング・サービスおよび決済サービス、ならびに世界的な法人向け銀行および投資銀行としての業務が含まれます。パークレイズ・グループは、パークレイズ UK（以下「**パークレイズ UK**」といいます。）部門およびパークレイズ・インターナショナル（以下「**パークレイズ・インターナショナル**」といいます。）部門の 2 つの部門により運営されており、これらの部門は、パークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。パークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドは、パークレイズ・グループの事業全体に技術、業務および実務的サービスを提供するサービス会社です。パークレイズ UK を構成する事業は、UK パーソナル・バンキング、UK ビジネス・バンキングおよびパークレイカード・コンシューマー UK です。これらの事業は、その英国リングフェンス銀行であるパークレイズ・バンク UK ピーエルシー（BBUKPLC）およびパークレイズ・グループの一定のその他の事業体によって行われています。パークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクならびにコンシューマー、カードおよび決済事業で構成されています。これらの事業は、そのノン・リングフェンス銀行である、当行およびその子会社ならびにパークレイズ・グループ内の一定のその他の事業体内で運営されています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、無担保かつ非劣後の長期債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、フィッチ・レーティングス・リミテッドから A+ をそれぞれ取得しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2022 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,203,537 百万ポンド（2021 年 12 月：1,061,778 百万ポンド）、貸付金（償却原価ベース）は 182,507 百万ポンド（2021 年 12 月：145,259 百万ポンド）、預り金合計額（償却原価ベース）は 291,579 百万ポンド（2021 年 12 月：262,828 百万ポンド）および株主資本合計額は 58,953 百万ポンド（2021 年 12 月：56,317 百万ポンド）となりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2022 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損費用として 933 百万ポンド（2021 年 12 月：信用に関する減損戻入として 277 百万ポンド）を計上後、4,867 百万ポンド（2021 年 12 月：5,418 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、2022 年度 Form 20-F に記載された、当行の 2022 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務諸表から引用したものです。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下の通りとする。

- 「バークレイズ」または「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいう。
- 「バークレイズ・バンク・グループ」または「当行グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社である。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。バークレイズ・バンク・グループは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）事業およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメント（CC&P）事業から構成される、バークレイズ・グループにおけるバークレイズ・インターナショナル部門の大部分を営む。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドが行っている。バークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドは、バークレイズ・グループ全体のサービス会社であり、バークレイズ・グループ全体の事業に、テクノロジー、オペレーションおよびファンクションのサービスを提供している。

CIB

CIB は、インベストメント・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務、グローバル・マーケット業務から構成されている。これらの業務は、資金調達、融資、戦略およびリスク管理のニーズに対応して資金運用者、金融機関、政府、国際機関および法人顧客を支援している。

- グローバル・マーケット業務では、株式、クレジット、金利、為替の各商品について、市場に関する洞察、取引実行サービス、リスク管理および資金調達に関するカスタマイズされたソリューション等のサービスを幅広いクライアントに提供している。
- 投資銀行業務では、合併買収（M&A）、コーポレート・ファイナンスおよび金融リスク管理のソリューションに関する戦略的アドバイスとともに、株式および債券の発行サービスもクライアントに提供している。
- コーポレート・バンキング業務では、英国ポンド建ておよびユーロ建ての運転資金およびトランザクション・バンキング（貿易および決済を含む。）の提供、ならびに多国籍企業、大企業、中堅企業および金融機関への貸付を行っている。

CC&P

CC&P は、バークレイズ・バンク・グループのインターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務、プライベート・バンクおよび統一決済業務で構成されている。

- バークレイズ・バンク・グループのインターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務の一部として、米国においてバークレイズ・バンク・グループは、提携に焦点を当てたビジネス・モデルを展開しており、アメリカン航空、アメリカ退職者協会等との提携を通じて顧客にクレジットカ

ードを提供している。パークレイズ・バンク・グループはまた、オンラインで個人向け貯蓄商品、分割払いおよび個人向け貸付を提供している。

- ドイツにおいてパークレイズ・バンク・グループは、自社ブランドおよび共同ブランドのクレジットカード、オンライン貸付、ならびに電子 POS の融資および預金をはじめとする各種消費者向け商品も提供している。
- 統一決済業務により、あらゆる規模の企業が支払いの実行および受領をすることが可能となっている。
- プライベート・バンク業務では、英国、欧州、中東、アフリカおよびアジア全体でパークレイズ・グループのクライアントのニーズに応えるバンキング業務、クレジット業務および投資業務を提供している。

本社

本社は、本社部門および特定の集中管理部門（パークレイズ・グループ・サービス会社を含む。）から構成されている。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2021年 百万 ポンド	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド	2021年 百万 ポンド	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド
主要損益計算書データ¹										
利息収入純額	3,073	3,160	3,907	3,130	3,876					
手数料収入純額	6,587	5,659	5,672	5,607	5,698					
収益合計	15,408	15,778	14,151	13,600	13,730					
営業収益純額	15,685	12,401	12,949	12,957	12,177					
税引後利益／（損失）	4,758	2,451	2,780	1,010	(980)					
親会社株主帰属利益／（損失）	4,127	1,774	2,120	363	(1,763)					
当期包括利益／（損失）合計	3,073	2,294	2,476	1,597	(1,299)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	56,487	53,710	50,615	47,709	65,733	52,862	51,143	46,425	43,637	58,034
資産合計	1,061,778	1,059,731	876,672	877,700	1,129,343	1,064,671	1,081,552	891,121	893,396	1,125,000
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	17,497	42,275	(110)	(2,148)	57,321	9,578	32,556	(2,458)	(1,480)	61,705
投資活動からのキャッシュ純額	(1,653)	(8,192)	(6,471)	(33,646)	6,492	(1,890)	(9,379)	(7,464)	(38,917)	10,337
財務活動からのキャッシュ純額	1,122	(1,941)	(750)	(4,248)	1,392	793	(142)	(915)	(1,703)	1,398
現金および現金同等物 期末現在	185,860	173,125	139,314	149,990	204,452	159,059	153,491	129,287	142,877	193,693
平均従業員数（常勤相当）	20,200	20,900	20,500	22,400	21,800					

1. 2006年会社法第408条において認められているため、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書または包括利益計算書のデータは表示していない。